

きらり輝く 元気和歌山市

# 第5次和歌山市 長期総合計画



## ごあいさつ



全国的に少子高齢化が進む中、和歌山市においても、昭和60年をピークに人口減少が続いており、国立社会保障・人口問題研究所に準拠した推計では、本市人口は、2060年には現在の約36万人から約21万人まで減少する見込みとなっています。今後10年間で展望した時、産業振興や子育て支援はもちろんのこと、誰もが住みたくなる魅力的なまちづくりに取り組むことで急激な人口減少に歯止めをかけるとともに、コンパクトシティの形成や高齢化対策など人口減少等にも対応した安心して住み続けられる社会を構築していくことが非常に重要です。

和歌山市には、温暖で雨の少ない気候風土や和歌の浦をはじめとする万葉の時代から人々を魅了してきた景観、岩橋千塚古墳群や和歌山城といった歴史・文化資産、陸奥宗光や南方熊楠、松下幸之助といった人々を輩出した新進気鋭の気質など、すばらしい魅力があります。また、県都として商業、医療、福祉、教育、文化などの高次の都市機能が集積されているとともに、和歌山下津港や関西国際空港を活用しやすい地理的条件を備え、さらには第二阪和国道や京奈和自動車道の整備により大阪方面や中部、関東方面へのアクセスの飛躍的な向上も期待できます。

これらの魅力や潜在能力を改めて再認識し、最大限に生かしていくことで、将来に向かって夢や希望を持つことができる和歌山市を、市民の皆様と力を合わせながら創り上げていく必要があります。

こうしたことを踏まえ、この度、平成29年度から平成38年度までのまちづくりの方向性を示す「第5次和歌山市長期総合計画」を策定しました。10年後の将来都市像を「きらり 輝く 元気な和歌山市」と定め、それを実現するための4つの分野別目標「安定した雇用を生み出す産業が元気なまち」「住みたいと選ばれる魅力があふれるまち」「子供たちがいきいきと育つまち」「誰もが安心して住み続けられる持続可能なまち」を示すとともに、市内各地域の魅力や特性を踏まえ、地域資源を活用したまちづくりや住民同士による支え合い活動を盛り込んだ地域別計画も定めたところです。この長期総合計画が行政だけでなく市民や地域、事業者など、まちづくりに関わるすべての主体の道しるべとなり、互いの立場を尊重しつつ、力を合わせることでより未来の人々にすばらしい和歌山市を引き継いでいきたいと考えていますので、皆様のご理解・ご協力をお願い申し上げます。

最後になりましたが、本計画を策定するにあたり、熱心にご議論いただきました和歌山市議会議員、和歌山市長期総合計画審議会委員の皆様、また、地域別計画策定に向けた意見交換会などを通じて貴重なご意見をいただきました市民の皆様に、心からお礼を申し上げます。

平成29年3月

和歌山市長 尾花 正 啓

# 目 次

## 【基本構想 編】

第1章 基本構想策定の趣旨	2
第2章 基本構想の目標年次	2
第3章 現状と見通し	2
第4章 めざすべき将来都市像	6
第5章 分野別まちづくりの目標	7
第6章 地域別まちづくりの目標	11
第7章 行政運営の基本方針	12

## 【基本計画 編】

### 総 論

第1章 基本計画策定の趣旨	17
第2章 基本計画の目標年次と期間	17
第3章 将来都市像の実現に向けて	18
第4章 人口の見通し	23
第5章 財政の見通し	38
第6章 土地利用の方向性	42
第7章 行政運営の方向性	45

### 各 論

分野別目標1 安定した雇用を生み出す産業が元気なまち	51
1-1 地域を支える既存産業の振興	57
1-2 新たな事業の創出と産学官金・異業種連携の促進	58
1-3 農林水産業の活性化	59
1-4 観光の稼ぐ力の強化	61
1-5 国際交流の推進	63
1-6 産業を支える「人」の確保	65
分野別目標2 住みたいと選ばれる魅力があふれるまち	67
2-1 中心市街地の魅力向上	72
2-2 各地域における魅力的なまちづくり	73
2-3 魅力ある都市景観の創出	74
2-4 自然と共生する環境にやさしい社会の形成	76
2-5 郷土に誇りと愛着を育む文化・スポーツの振興と生涯学習の推進	78

分野別目標 3	子供たちがいきいきと育つまち	83
3-1	安心して子供を生ま育てることのできる環境の整備	88
3-2	社会を生き抜く子供たちの学力の育成	89
3-3	生涯を通じた豊かな心と健やかな体の育成	91
3-4	安全・安心な教育環境の整備	94
3-5	家庭や地域における教育力の向上	95
分野別目標 4	誰もが安心して住み続けられる持続可能なまち	97
4-1	コンパクトシティの実現	103
4-2	都市機能や市民生活を支える道路網の整備	105
4-3	豊かな暮らしを支える住環境の整備	107
4-4	防災体制の充実	111
4-5	消防力の充実	114
4-6	安全で安心な市民生活の確保	117
4-7	健康で元気に暮らせる環境づくり	120
4-8	人権尊重・男女共同参画の推進	124
4-9	将来に向かって希望の持てる福祉社会の形成	126
4-10	地域コミュニティの充実	130

## 地域別計画

1	地域別計画の基本的な考え方	133
2	地域の現況	134
第1ブロック	(松江・木本・西脇・加太地区)	136
第2ブロック	(貴志・野崎・湊・楠見地区)	138
第3ブロック	(有功・直川・紀伊・川永・山口地区)	140
第4ブロック	(西和佐・和佐・小倉・四箇郷地区)	142
第5ブロック	(三田・岡崎・安原・西山東・東山東地区)	144
第6ブロック	(宮・宮前・宮北地区)	146
第7ブロック	(雑賀・雑賀崎・田野・和歌浦・名草地区)	148
第8ブロック	(吹上・砂山・今福・高松地区)	150
第9ブロック	(本町・城北・雄湊・中之島地区)	152
第10ブロック	(新南・大新・広瀬・芦原地区)	154

## 【資料】

和歌山市長期総合計画策定体制	158
長期総合計画策定の経過	163
市民参加の状況	164
まちづくり指標の目標値設定の考え方	165
用語説明	169
これまでの長期総合計画	182
和歌山市プロフィール	183

# 第5次和歌山市長期総合計画の構成と期間

第5次和歌山市長期総合計画は、「基本構想」・「基本計画」・「実施計画」の3段階で構成されています。「基本構想」及び「基本計画」は、平成29年度（2017年度）から平成38年度（2026年度）までの10年間を計画期間とし、「基本計画」は社会経済情勢などの変化に応じ、随時見直します。



- 基本構想**

基本構想とは、長期的展望に基づく、まちづくりの基本的な方向性を定める構想のことで、計画期間は10年間（平成29年度～平成38年度）とします。
- 基本計画**

基本計画とは、基本構想を具体化するため、基本的な政策・施策を体系的に示す計画で、期間は基本構想と同様に10年間（平成29年度～平成38年度）とし、社会経済情勢の変化に応じ、随時、見直します。
- 実施計画**

実施計画とは、基本計画で定める政策・施策を計画的に実施するため、向こう3年間で実施する具体的な事務事業の内容等を定めるものです。社会経済情勢などの変化に応じ、毎年度見直し、策定します。

# 基本構想

## 第1章

基本構想策定の趣旨

## 第2章

基本構想の目標年次

## 第3章

現状と見通し

## 第4章

めざすべき将来都市像

## 第5章

分野別まちづくりの目標

## 第6章

地域別まちづくりの目標

## 第7章

行政運営の基本方針

## 第1章 基本構想策定の趣旨

時代の潮流や様々なまちづくりの課題に的確に対応し、魅力的なまちを創造するためには、市民・事業者・行政などまちづくりに関わるすべての人々が手を携え、一体的な取組を行っていく必要があります。そして、その実現に向けては、本市がめざすべき将来都市像やまちづくりの方向性を明確にし、共有することが重要であるとの考えに基づき、この基本構想を策定するものです。

## 第2章 基本構想の目標年次

この構想の目標年次は、平成38年度（2026年度）とします。

## 第3章 現状と見通し

### 1 時代の潮流

#### (1) 人口減少・少子高齢化の進行

我が国では、未婚率の上昇や1人の女性が一生の間に出産する子供数の減少などを背景に、出生率の低迷が続いています。厚生労働省の人口動態調査によると、平成26年（2014年）の合計特殊出生率\*<sup>68</sup>が1.42と、人口規模が長期的に維持される水準（現在は2.07）を下回る状態が続いており、今後も総人口は減少し続けると見込まれています。

人口の減少は、経済規模の縮小や生活水準の低下を招くと予想されます。特に地方における人口の減少は、一定規模の人口が必要となる医療・福祉業や小売業など、日常生活に関連した事業活動の衰退につながり、更なる人口の流出を引き起こすという悪循環に陥る危険性があります。

また、生産年齢人口は、ピークであった平成7年（1995年）の8,726万人から平成26年（2014年）の7,785万人まで大幅に減少しており、経済成長に必要な労働力の不足による生産力の低下につながるとともに、年金制度をはじめとした社会保障システムの維持が困難となるため、少子化対策など、急激な生産年齢人口の減少に歯止めをかけるための施策を進めるとともに、健康寿命\*<sup>63</sup>の延伸や持続可能な医療・介護制度の構築にも取り組み、高齢化にも対応した社会の実現をめざす必要があります。

#### (2) 経済情勢と雇用環境の変化

我が国の経済は、環太平洋パートナーシップ（TPP）\*<sup>33</sup>協定の大筋合意など、世界各国との経済連携により、国際市場とのつながりを強めており、今後国際市場において確固たる地位を確立していくためにも、更なる国際的な競争力の強化が求められています。

また、アジア等近隣諸国における所得の上昇やLCC\*<sup>21</sup>の拡大等に伴い、日本を訪れる外国人観光客が急激に増加しています。平成32年（2020年）にはオリンピック・パラリンピック東京大会の開催を控えていることから、国内外における社会・経済の交流の更なる拡大が見込まれ、それを経済成長へとつなげていく必要があります。

雇用情勢においては、非正規雇用の割合が依然高い水準で推移しているとともに、正規雇用者と非正規雇用の賃金をはじめとする労働条件の格差が問題となっています。また、高齢化の進展に伴い、

医療・介護分野等での労働力不足が深刻化するなど、雇用が不安定化しています。

これらの課題を克服し、政府が掲げるGDP 600兆円を達成するためには、希望に合った雇用の場を確保し、誰もがいきいきと活躍できる社会をつくりあげる必要があります。

### (3) 高度情報化社会の進展

情報通信技術（ICT<sup>\*1</sup>）の飛躍的進歩により、国民のライフスタイル、企業活動、行政サービス、社会経済システム等が大きく変化し、こうした動きはさらに加速するものと予想されています。

また、多くの学術研究分野等で、時時刻刻、ビッグデータ<sup>\*236</sup>が蓄積されつつあります。ビッグデータの有効活用は今後の学術や産業の発展の鍵となっており、平成25年（2013年）6月に策定された「世界最先端IT国家創造宣言」においてもビッグデータの活用の推進が重要施策に掲げられています。今後は、個人情報の流出やプライバシーの侵害などの課題に対応しつつ、情報通信技術を効果的に駆使することで、得られたデータを産業・観光・医療・介護など多分野での戦略的活用につなげる必要があります。

### (4) 安全・安心に対する意識の高まり

東日本大震災や平成28年（2016年）熊本地震をはじめとした大規模地震や集中豪雨など全国各地で想定を超える自然災害が多発しています。それらの教訓を踏まえ、どのような災害が起きても被害を最小限に抑え、迅速な復旧復興につなげることができる国土・地域・経済社会を構築するため、「国土強靱化」が推進され、国民の防災・減災意識も高まっています。

また、犯罪の多様化や新たな感染症の流行、耐震偽装、食品偽装など市民生活における問題・不安が拡大しており、今後も安全で、安心して暮らすことができる社会の実現が必要です。

### (5) 環境に対する意識の高まり

世界の人口増加や経済活動の拡大と連動するように、地球温暖化や廃棄物問題、生物多様性の損失など、地球規模での環境問題が深刻化しています。

平成27年（2015年）12月には、国連気候変動枠組条約第21回締約国会議（COP21）が開催され、温室効果ガス<sup>\*25</sup>排出削減等のための新たな国際枠組みである「パリ協定」が採択されました。我が国は、主要排出国の約束草案において、平成42年度（2030年度）までに平成25年度（2013年度）比26%削減というCO<sub>2</sub>削減目標を示しました。

環境問題を解決し、目標を達成するためには、大量生産・大量消費・大量廃棄型の現代社会のあり方そのものを見直し、環境負荷の少ない持続可能な社会<sup>\*111</sup>の実現に向けて、国民一人ひとりがライフスタイルを見直し、行動することが重要となります。

### (6) 公共サービスの選択と集中、担い手の多様化

社会経済環境やライフスタイルの変化に伴い、市民の求める公共サービスは多様化・複雑化しています。こうした市民ニーズに対応していくためには、必要な財源の確保に努める一方で、公共として真に必要なサービスかどうかを適宜検証していくとともに、提供すべきサービスについては、必要なところに、必要なだけ届けることができるよう、対象・内容・量の組合せの最適化を図り、しっかりとした効果が得られるようにしていく必要があります。

また、公共サービスの提供にあたって、行政はその責務を果たすことはもちろんのこと、近年、動きが活発化している企業の社会貢献活動との連携やそれぞれの地域が持つ魅力や課題を熟知している地域

の自治組織やNPOなどの力により、温かなつながりの中で安心して暮らせる地域を多様なまちづくりの担い手がともに創り上げていくことが必要です。

## 2 和歌山市を取り巻く環境

### (1) 自然環境、地理的特色

本市は、紀伊半島の北西部に位置し、市のほぼ中央部を紀の川が東西に流れ、その堆積物によってできた平野部を中心にまちが形成されています。北部は緑豊かな和泉山脈が連なり、北西部から南部にかけては風光明媚な紀淡海峡や和歌浦湾に面し、豊かな自然に恵まれています。総面積は、208.84km<sup>2</sup>。近畿自動車道紀勢線、京奈和自動車道<sup>\*58</sup>、第二阪和国道<sup>\*179</sup>など広域幹線道路<sup>\*66</sup>を含めた道路ネットワークのほか、鉄道はJR阪和線・紀勢本線・和歌山線や南海電鉄本線・加太線・和歌山港線、和歌山電鐵貴志川線が通っており、関西国際空港から最も近い県庁所在地です。

また、本市は、温暖で雨量が少ない、いわゆる瀬戸内海式気候帯に属しており、平均湿度も比較的低いため、四季を通じて温暖な気候に恵まれていると言えます。

### (2) 歴史背景

本市は、大阪湾の海上交通と紀の川の河川交通の結節点に位置し、古来、人・もの・情報が行き交う交流拠点として栄えてきました。中世まで、雑賀衆をはじめとする裕福な土豪集団が割拠していましたが、天正13年に豊臣秀吉により平定され、吹上の峰に「和歌山城」が築城されました。元和5年に徳川家康の第10男徳川頼宣が入城し、以後、徳川御三家紀州藩5万5千石の城下町として繁栄し、江戸後期には推計人口で約9万人を擁する全国有数の大都市として栄えました。明治22年に市制を施行し、その後、近隣町村との合併を経て今日の市域が形成されました。

### (3) 産業・経済

本市は、戦前から地場産業<sup>\*114</sup>（繊維、捺染、皮革、化学、木工など）が発展するとともに、「ぶらくり丁」に代表される商店街が市民の消費を支えてきました。戦後、本市の産業は鉄鋼、化学などの重化学工業が先導的な役割を担い、飛躍的に発展してきました。昭和57年（1982年）以降は、製造業の事業所数が減少を続け、経済の低迷が見られましたが、近年では、技術力や開発力に優れた企業の成長や輸出企業の業績改善に加え、国内外からの観光客増加による観光消費の拡大が見られるほか、道路整備の進展によるアクセス性の更なる向上などの影響で、企業競争力の強化、企業立地の推進などが期待されています。

### (4) 文化・観光資源

本市は、史跡<sup>\*106</sup> 和歌山城、名勝<sup>\*260</sup> 和歌の浦、雑賀崎、加太、友ヶ島、紀の川など、歴史・文化資産や豊かな自然に恵まれ、市民の文化的で心豊かな生活を支えるとともに、本市を訪れる観光客にとっても魅力的なものとなっています。

そのほか、主な観光地として、紀三井寺、マリナーシティや5つの海水浴場（片男波・磯の浦・加太・浪早・浜の宮）を有し、良質な温泉も湧き出しています。新生姜、タケノコ、大根、タイ、しらす、アシアカエビなどの特産品や和歌山ラーメン、茶がゆ、わかやまポンチなど食の文化も豊富で、近年、国内外から多くの観光客が訪れています。

### 3 和歌山市の将来見通し

#### (1) 人口

##### ア これまでの人口推移

国勢調査の結果によると、本市の人口は、昭和60年（1985年）に401,352人とピークを迎えましたが、それ以降減少に転じ、平成27年（2015年）には364,285人（速報値）となっています。

出生数から死亡数を引いた自然増減は、平成15年（2003年）に自然減に転じて以降、減少幅が拡大傾向にあります。一方で、転入から転出を引いた社会増減は、社会減の状態が続いているものの、平成21年（2009年）以降、減少幅が縮小傾向にあります。

年齢区分別では、昭和60年（1985年）と比べ、年少人口が半分程度まで減少している一方、老年人口は2倍を超える増加となっており、人口減少とともに少子高齢化が進んでいます。また、生産年齢人口は平成2年（1990年）をピークに年々減少を続けており、人口に占める割合も約6割まで低下しています。

##### イ 将来人口

本市には、県都にふさわしい都市機能がほぼ整備され、利便性の高い市街地が形成されています。

ただ、国土交通省の「国土のグランドデザイン2050～対流促進型国土の形成～」によると、主要な都市の機能を維持するためには、30万人程度の人口規模が必要であると考えられており、将来人口を考える上でこの規模を確保することが一つの目途となります。

平成27年（2015年）に策定した「和歌山市人口ビジョン」では、人口減少に歯止めをかけ、将来にわたって30万人を確保するため、平成72年（2060年）に約33～36万人をめざすこととしています。

この目標を受け、基本構想の目標年度である平成38年度（2026年度）の目標人口については、347,000人と設定します。

#### (2) 財政

本市では、平成19年度（2007年度）決算において、連結実質赤字比率が早期健全化基準を超えたことなどから、市税等の収納対策、職員3,000人体制の実現による職員数の削減や職員給与の見直し、未利用地の活用及び処分などに取り組んだ結果、健全化判断比率も年々改善し、財政健全化に向けて着実に進んでいます。

しかしながら、健全化判断比率はいまだ安心できる水準にないことや人口の減少、高齢化の進行は当面避けられない状況にあることなどから、地方自治体として担うべき行政サービスを安定的に提供するとともに、この計画で定める将来都市像を実現するための財源を確保するため、引き続き行財政改革に注力し、より安定した財政構造の構築に努めます。

#### (3) 土地利用

##### ア 都市的土地利用

本市では、人口集中地区（DID\*<sup>202</sup>）の面積が拡大する一方、その中の人口密度は低下を続けてきました。低密度な市街地の拡大は、様々な住民サービスの低下を招きかねないことから、コンパクトで便利なまちづくりを進めます。

市街化区域\*<sup>101</sup>では、周辺に一定の人口や都市機能の集積がある駅などを中心としたエリアにお

いて、更なる機能の向上を図ります。特に、高次の都市機能<sup>\*70</sup>が集積した中心市街地<sup>\*198</sup>では、既存の資産の有効活用や機能充実を図り、便利で魅力的な市街地を形成し、まちなか居住<sup>\*256</sup>を進めます。

市街化調整区域<sup>\*102</sup>では、無秩序な宅地の拡散を防止しつつ、鉄道駅や小学校等周辺の地域の生活拠点に、居住や日常生活に必要な機能を緩やかに誘導します。特に交通利便性の高いインターチェンジ周辺などには、企業立地を促進するなど特性に応じた土地利用を図ります。

また、公共交通の適正配置や都市計画道路<sup>\*215</sup>などの幹線道路整備等により、中心市街地と郊外における拠点等とのネットワーク化を促進します。

## イ 自然的土地利用

農業生産を支える基盤であり、景観形成や自然環境保全などの機能を持つ農地については、保全と有効利用に努め、農業振興を図ります。また、豊かな自然が残る森林や水辺空間の保全を図り、自然と触れ合い親しめる環境を提供します。

## 第4章 めざすべき将来都市像

本市は、豊かな自然や温暖な気候に恵まれているとともに、これまで培われてきた個性的な歴史・文化資産も豊富に存在します。また、和歌山県の中核となる県庁所在地として、様々な都市機能が集積しており、便利で快適な暮らしを送ることが可能です。

一方、若者世代の市外流出や出生率の低迷が続き、人口減少・少子高齢化が進んでおり、今後とも社会保障などを安定的に提供するとともに、県都としての都市機能を維持するためには、人口減少に歯止めをかけていく必要があります。

こうしたことを踏まえ、本市の魅力・強みを広く発信しつつ、さらに磨きをかけていくことで、全国の中でもきらりとした輝きを発し、活力にあふれた住みたいまちとして選ばれる和歌山市を形成していくことをめざし、本市の将来都市像を次のとおり定めます。

# きらり 輝く 元気和歌山市

“きらり 輝く 元気和歌山市”は、和歌山市が将来めざすべき全体像を表現していますが、具体的には、次の4つの将来都市像の実現をめざします。

### 1 安定した雇用を生み出す産業が元気なまち

製造業をはじめとした競争力のある産業が発展するとともに、人口密度の維持・向上を通じたサービス産業の労働生産性<sup>\*273</sup>向上が図られ、域内経済の好循環が生まれています。また、新規創業や企業立地が進み、ニーズに応じた産業の新陳代謝が進んでいます。観光業や農林水産業においても、本市の地域特性をうまく生かした魅力あふれる産業となり、域外から稼ぐ力が強化されています。

こうしたことにより、経済が活性化しており、働く人々は自分に合った職業、自分に合った働き方でいきいきと働いています。

## 2 住みたいと選ばれる魅力があふれるまち

中心市街地は、和歌山城を中心とした歴史的な景観を大切にしつつ、商業施設や大学などの教育機関、文化施設など県都としてふさわしい都市機能が集積し、幅広い世代が活動的に行き交うエリアとなっています。

郊外では、自然・歴史・文化などの地域資源を生かした個性と多様性のある地域づくりが活発に展開され、それぞれの地域で独自の個性が光り輝くことによって、人々は自分たちの地域に深い愛着を持って暮らしています。

## 3 子供たちがいきいきと育つまち

安心して結婚・妊娠・出産・子育てができる環境が整い、人々はそれぞれの希望に応じて子供を生み育てられる子育て環境が実現しています。

子供たちは、恵まれた教育環境のもとで、ふるさとへの愛着を持ちながら、社会でたくましく生き、活躍できる力を身に付けているとともに、家庭や地域との連携により、豊かな心と健やかな体が生まれ、のびのびと成長しています。

## 4 誰もが安心して住み続けられる持続可能なまち

生活に必要な諸機能が備わった「歩いて暮らせる」利便性の高いまちが各地域に形成されるとともに、中心核や地域の拠点間が相互に道路・公共交通ネットワーク\*<sup>73</sup>で結ばれており、多極型のコンパクトなまちづくりが実現されています。

また、公園や下水道など必要な都市基盤が適切に整備・維持管理されるとともに、恵まれた自然や農地が保全され、人と自然が共生する快適な空間が創造されています。

医療・福祉体制の充実や、地域コミュニティによって支え合う福祉社会の形成により、生涯にわたって誰もが心身ともに健康で不安のない生活が送れています。

また、災害等が発生しても被害が最小限に抑えられ、安心して生活できる環境が整備されているとともに、犯罪が起こりにくい安全な社会が実現されています。

# 第5章 分野別まちづくりの目標

## 分野別目標1 安定した雇用を生み出す産業が元気なまち

### 1-1 地域を支える既存産業の振興

製造業における経済波及効果の大きい地域の中核的企業への集中的な支援や地場産業のブランド化、販路開拓への支援を行うとともに、地域拠点における人口密度の向上等を通じたサービス産業の労働生産性向上を図ることで、地域経済の好循環を創出します。

### 1-2 新たな事業の創出と産学官金・異業種連携\*<sup>95</sup>の促進

地域経済の担い手となる創業者の育成や新規創業への支援に取り組むとともに、異業種交流や試験研究機関、大学、金融機関等との連携によるイノベーション\*<sup>13</sup>を促進するなど、時代に対応した新たなビジネスの創出を図ります。また、雇用の増加、既存産業への波及効果、産業集積による競争力強化をもたらす企業誘致に取り組むとともに、地元企業の事業拡大を積極的に支援します。

### 1-3 農林水産業の活性化

「わかやましブランド」の開発普及や販路拡大を促進するとともに、6次産業化\*<sup>275</sup>の推進に取り組むなど、収益性の高い農林水産業の育成を図ります。

また、耕作放棄地\*<sup>69</sup>の解消・活用を促進するほか、農林水産業に携わる新規就業者や後継者の確保・育成にも取り組みます。

### 1-4 観光の稼ぐ力の強化

官民一体となり、観光消費拡大に向けた環境づくりに取り組むとともに、自然・歴史・文化など豊富な地域資源を生かした分かりやすく、魅力的なストーリーづくりやホスピタリティの向上などにより観光地としてのブランド化をめざします。

### 1-5 国際交流の推進

姉妹・友好都市や諸外国等との交流を通じて、文化や伝統などの相互理解を深め、多様な文化を持つ人々との共生を図ります。また、本市の魅力を国外に積極的にPRすることで、文化・観光等の交流の推進を図ります。

### 1-6 産業を支える「人」の確保

若者世代の市内就職を促進するため、市内企業の魅力発信やUIJターン\*<sup>268</sup>の促進に取り組むとともに、女性や高齢者など、誰もが働きやすい環境の整備に努めます。

また、教育分野では高等教育機関\*<sup>74</sup>を充実し、人材不足が生じている分野での人材の育成に取り組めます。

## 分野別目標 2 住みたいと選ばれる魅力があふれるまち

### 2-1 中心市街地の魅力向上

中心市街地において、民間活力による再開発を促進し、医療・福祉・商業などの機能の充実を図るとともに、まちなか居住を進めるため居住スペースを確保します。

また、和歌山城の整備など歴史的・文化的価値の向上を図るほか、まちなかでのイベントの開催など賑わいの創出に努めます。

### 2-2 各地域における魅力的なまちづくり

各地域におけるまちづくり活動を支援し、歴史や文化など地域が持つ個性や多様性を生かした魅力的なまちづくりを推進します。

### 2-3 魅力ある都市景観の創出

魅力ある景観を市民共有の財産として将来に引き継ぐため、景観に関する理解を深めるとともに、豊かな自然や歴史・文化などから生み出された景観に磨きをかけ、良好な都市景観の形成を進めます。

### 2-4 自然と共生する環境にやさしい社会の形成

人と自然が共生する社会を実現するため、緑や水辺空間の保全と創出に努め、自然との触れ合いを通じた豊かな地域づくりに努めます。また、環境負荷の少ない社会の実現をめざします。

## 2-5 郷土に誇りと愛着を育む文化・スポーツの振興と生涯学習\*<sup>130</sup>の推進

文化財\*<sup>244</sup>の適切な保護・活用を図り、歴史・文化を生かしたまちの魅力を高めるとともに、市民の郷土への誇りと愛着を育みます。

また、地域の拠点となるコミュニティセンター\*<sup>90</sup>を中心に、生涯学習環境の整備、充実を図るとともに、生涯を通じて文化・スポーツ活動に親しめるよう、環境の充実を図ります。

## 分野別目標3 子供たちがいきいきと育つまち

### 3-1 安心して子供を産み育てることのできる環境の整備

子育ての不安感や負担感を軽減・解消し、安心して子供を産み育てられるよう、家庭・地域・学校・事業所・行政すべてが連携・協働\*<sup>49</sup>しながら、子供たち一人ひとりの成長を支えることができる環境づくりをめざします。

### 3-2 社会を生き抜く子供たちの学力の育成

子供たちが毎日をいきいきと過ごせるよう、また、将来の夢や目標を実現するために必要な「確かな学力\*<sup>180</sup>」を身に付けられるよう、信頼と期待に応える学校づくりに取り組みます。

さらに、日々変化していく情勢や国際化社会に対応できるよう、学力の向上だけでなく、資質や能力、個性を伸ばし、たくましく生き抜く力を育みます。

### 3-3 生涯を通じた豊かな心と健やかな体の育成

人権・同和教育や道徳教育を推進し、体験活動を充実させることで、子供たちの豊かな心を育みます。

また、子供たちの体力向上や健康の保持増進を通して、生涯にわたって健康で安全に生活できるような健やかな体の育成に取り組みます。

### 3-4 安全・安心な教育環境の整備

教育や学習方法の多様化に対応した施設、設備の充実を図るとともに、安心・快適に過ごせるように教育環境の整備や充実を図ります。

また、校外においても、安全に過ごせるよう、地域や家庭、関係機関と連携して、子供たちを見守る環境づくりを推進します。

### 3-5 家庭や地域における教育力の向上

子供たちが基本的な生活習慣や自立心を身に付けられるように、家庭での教育力の充実を図ります。

また、地域における社会教育の拡充を支援し、学校・家庭・地域の一層の連携を図ることで青少年の健全育成に努めます。

## 分野別目標4 誰もが安心して住み続けられる持続可能なまち

### 4-1 コンパクトシティ\*<sup>91</sup>の実現

中心市街地の都市機能を高めるとともに、郊外においても地域色が豊かで暮らしやすい日常生活拠点の形成を図ります。また、各拠点間を円滑に移動することのできる公共交通ネットワークの更なる充実を図り、利便性に優れた多極型のコンパクトなまちづくりを進めます。

#### 4-2 都市機能や市民生活を支える道路網の整備

社会経済活動を支える重要な都市施設である基幹道路の整備を進めます。また、地域の実情を踏まえ、徒歩でも自転車でも安全で快適に通行できる生活道路\*<sup>166</sup>の整備を進めます。

#### 4-3 豊かな暮らしを支える住環境の整備

下水道の整備、合併処理浄化槽\*<sup>31</sup>の設置補助など適切な生活排水対策を促進します。

また、住宅の安全性向上や危険空き家の撤去や空き家の有効活用を推進するなど、安全で安心して暮らせる地域づくりに取り組み、良好な住環境の創出に努めます。

#### 4-4 防災体制の充実

大規模な地震や風水害などの自然災害に対し、被害を最小限に抑えるため、都市基盤施設の強靱化を進めるほか、自助・共助の取組を促進するなど、地域防災力の充実・強化を図ります。

#### 4-5 消防力の充実

市民の防火・防災意識を高めるとともに、予防体制、災害対応力、救急・救助体制の強化により消防力の充実を図ります。

#### 4-6 安全で安心な市民生活の確保

市民の安全・安心な暮らしを確保するため、市民の防犯や交通安全意識の向上、犯罪等の起こりにくい環境整備を進めるとともに、高齢者等に対する犯罪被害の予防をめざし、効果的な啓発活動と相談業務の充実を図ります。

#### 4-7 健康で元気に暮らせる環境づくり

生涯にわたり健やかで心豊かな生活ができるよう健康相談や健康診査を充実させるとともに、市民が主体的に健康づくりに取り組める環境を整備し、健康寿命の延伸をめざします。

また、必要なときに受診できる医療体制の充実や食品衛生、生活衛生対策に取り組めます。

#### 4-8 人権尊重・男女共同参画の推進

年齢・国籍・障害の有無などに関係なく、市民一人ひとりが互いの人権や個性を尊重しつつ、相互に協調する社会をめざすとともに、男女が均等に利益を享受し、責任を分かち合いながら、個性と能力を十分に発揮できる男女共同参画を推進します。

#### 4-9 将来に向かって希望の持てる福祉社会の形成

高齢者や障害者が住み慣れた地域で安心して暮らせるために、福祉サービスを充実させるとともに、地域福祉の担い手を養成・確保し、市民や関係団体等との連携に努め、地域でともに支え合い助け合う体制の充実を図ります。

また、社会保障制度がセーフティネットとして機能するように適正な運営を図るとともに、生活困窮者等に対しては就労支援等を通じて、自立をサポートします。

#### 4-10 地域コミュニティの充実

地域の個性を生かしたコミュニティ活動\*<sup>87</sup>の活性化を図るとともに、市民や地域、NPO、企業、大

学など多様な主体が連携・協働し、ともに公共を担っていく「新しい公共」を構築します。

## 第6章 地域別まちづくりの目標

### 1 地域別計画策定の意義

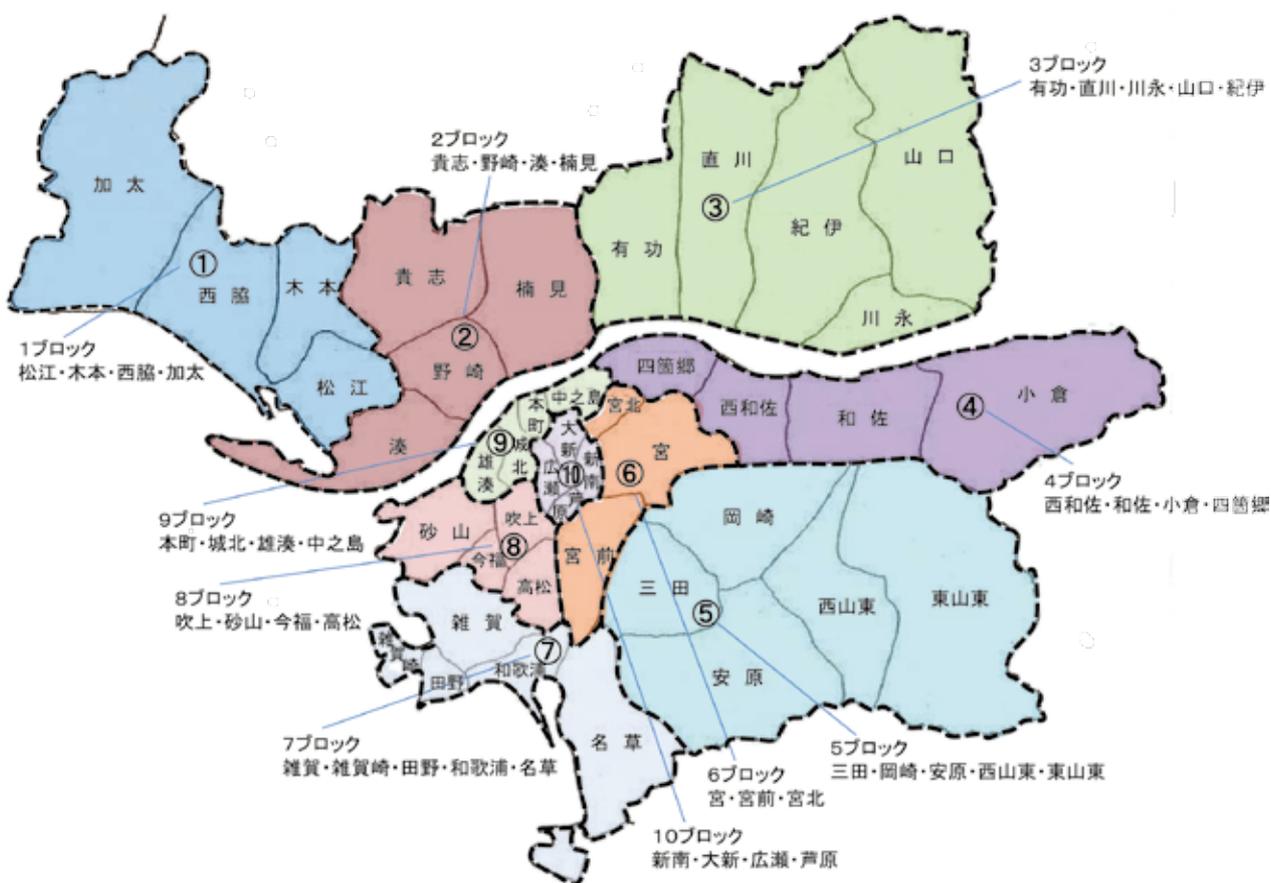
第5次和歌山市長期総合計画では、市域全体のまちづくりの方向性に加え、各地域で積極的に取り組んでいるコミュニティ形成や助け合いに関する取組、また、文化遺産\*<sup>243</sup>や祭事などにもスポットを当て、それらを生かした地域づくりの方向性を示すことで、市内各地域での個性を生かしたまちづくりを推進します。

### 2 地域別計画の内容

市内の地域別に、主な地域資源、地域の特性、地域住民の取組等の状況とともに、地域づくりの基本的な考え方を示します。

### 3 地域区分

42の地区を基本に、市域を下記に示す10の地域に区分します。



## 第7章 行政運営の基本方針

### 1 安定した財政構造の構築

市民サービスを安定的に提供するとともに、本市独自の施策を進めるため、歳入の確保と歳出の抑制に取り組み、安定した財政構造の構築を進めます。そのため、国の補助金等の積極的な活用、市有財産の売却や有効活用等による新たな財源の創出、市税等の徴収強化など、歳入の確保に努めます。また、公共施設の適正配置や計画的な更新事業等による総更新費用の平準化や抑制、特別会計の見直しなど、歳出の抑制に取り組みます。

### 2 多様な主体との協働・連携

社会経済情勢や人々のライフスタイルの変化に伴い、市民の求めるサービスが多様化・複雑化する中、市民ニーズに的確に応えるためには、より幅広い視点が求められます。そのためには、行政と市民、NPO、企業、教育機関等が協力して地域の課題に対応することが必要です。

市民をはじめ、多様な主体と行政がさらに協働の意識を持ち、お互いの役割を理解しながら連携を進めていきます。また、和歌山県との協働・連携はもとより、自治体共通の行政課題に対応するため、周辺自治体との連携をさらに強化し、圏域全体の発展や共通課題の解決につなげます。

### 3 効率的・効果的な行政運営

新たな行政課題や国・県の制度変更にも的確に対応していく必要があります。限られた財源や人材の中で、多様な課題や日々変化する状況に迅速に対応するため、事務事業の必要性・有効性・効率性などについて検証・分析を行い、不断の見直し・改善に取り組みます。また、多様な課題に柔軟かつ迅速に対応できる組織体制の構築と職員の意欲向上、能力開発など人材育成を行うとともに、組織や個人の目標を定め、目標管理による組織マネジメントを強化することにより、効率的・効果的な行政運営を進めていきます。

# 基本計画

# 総論

## 第1章

基本計画策定の趣旨

## 第2章

基本計画の目標年次と期間

## 第3章

将来都市像の実現に向けて

## 第4章

人口の見通し

## 第5章

財政の見通し

## 第6章

土地利用の方向性

## 第7章

行政運営の方向性

## 第1章 基本計画策定の趣旨

基本構想では、めざすべき将来都市像を「きらり 輝く 元気和歌山市」と定め、人口減少や少子高齢化といった課題を克服するため、活力にあふれた住みたいまちとして選ばれる和歌山市を形成することをめざし、4つの分野別に目標を定めるとともに、その目標の実現に向けた26の政策を掲げています。

基本計画では、基本構想で掲げた政策を具体的に推進するため、施策を分野ごとに体系的に示すとともに、市域を10の地域に分け、それぞれのまちづくりの方向性を「地域別計画」として示します。

## 第2章 基本計画の目標年次と期間

基本計画の計画期間は、基本構想と同様、平成29年度（2017年度）を初年度とし、平成38年度（2026年度）を目標年次とする10年間とします。

ただし、社会経済情勢の変化に応じ、随時、見直すこととします。

## 第3章 将来都市像の実現に向けて

基本構想では、全国の中でもきらりとした輝きを発し、活力にあふれた住みたいまちとして選ばれる和歌山市をめざし、将来都市像を「きらり輝く 元気和歌山市」と定めるとともに、分野別に「1 安定した雇用を生み出す産業が元気なまち」、「2 住みたいと選ばれる魅力があふれるまち」、「3 子供たちがいきいきと育つまち」、「4 誰もが安心して住み続けられる持続可能なまち」の4つの将来都市像を掲げました。

分野別将来都市像の1から3において、産業振興や子育て支援、魅力的なまちづくりに取り組むことで急激な人口減少に歯止めをかけるとともに、分野別将来都市像4では、コンパクトシティ\*91の形成や高齢化対策など人口減少等にも対応し、安心して住み続けられる社会づくりを進めることを示しています。このことにより、人口減少・少子高齢化の進行や社会経済情勢の変化に柔軟に対応しつつ、地域特性を生かした魅力あるまちづくりを進め、本市の持続的発展をめざします。



# きらり輝く

## 2 住みたいと選ばれる魅力があふれるまち



身近にある自然・歴史・文化などの地域資源を生かし文化活動やスポーツに親しむ質の高い生活を享受するとともに、それらの資源を源泉とした個性と多様性のある地域づくりが活発に展開され、それぞれの地域で独自の個性が光り輝くことによって、人々は自分たちの地域に深い愛着を持って暮らしています。

中心市街地\*198は、和歌山城を中心とした歴史的な景観を大切にしつつ、商業施設や大学などの教育機関、文化施設など県都としてふさわしい都市機能が集積し、幅広い世代が活動的に行き交うエリアと



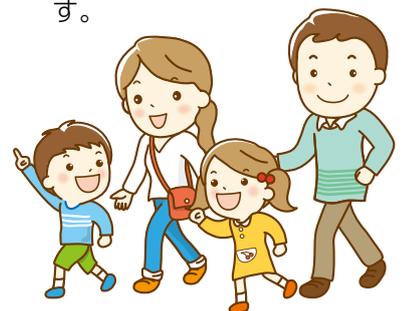
市民図書館の移転、駅周辺の再開発



和歌山城周辺の整備

## 3 子供たちがいきいきと育

子育て世代包括支援センター\*84では気軽に様々な相談ができる環境が充実するとともに、女性の職場復帰や男性が育児休暇を取得しやすい職場づくりが進むことなどにより、安心して結婚・妊娠・出産・子育てができる環境が整い、人々はそれぞれの希望に応じて子供を生み育てられる子育て環境が実現しています。



# 1 安定した雇用を生み出す産業が元気なまち



製造業など競争力のある産業が発展するとともに、サービス産業の労働生産性<sup>\*273</sup>向上が図られ、域内経済の好循環が生まれています。また、道路などのインフラ整備や各種支援制度により新規創業や企業立地が進み、産業の新陳代謝が進んでいます。一方、和歌山城及びその周辺整備により観光面での魅力も増すとともに地域産品の開発等により、地域内消費が拡大しています。そして農林水産業においても、本市の地域特性をうまく生かした魅力あふれる産業となり、域外から稼ぐ力が強化されています。

こうしたことにより、経済が活性化し、自分に合った働き方でいきいきと働いています。

# 元気な和歌山市



つまち

# 4 誰もが安心して住み続けられる持続可能なまち



また、学校評価<sup>\*30</sup>や小中一貫校での研究成果が活かされ、子供たちは、恵まれた教育環境のもとで、ふるさとへの愛着を持ちながら、社会で活躍できる確かな学力<sup>\*180</sup>を身に付けているとともに、家庭や地域との連携により、豊かな心と健やかな体が育まれ、のびのびと成長しています。

「歩いて暮らせる」利便性の高い拠点エリアが各地域に形成され、拠点間が相互に道路・公共交通ネットワーク<sup>\*73</sup>で結ばれており、多極型のコンパクトなまちづくりが実現されています。

そして、河川や下水道などの都市基盤が適切に整備・管理されるとともに、人と自然が共生する快適な空間が創造されています。

また、地域包括ケアシステム<sup>\*191</sup>の構築をはじめとして医療・福祉が充実する一方で、人々のつながりが強まり支え合う福祉社会が形成され、誰もが心身ともに健康で不安のない生活が送れています。

さらに、災害等が起きても被害が最小限に抑えられ、また早期に地域社会が再建・回復できるように復旧・復興計画の策定が進められているとともに、犯罪が起りにくい安全な社会が実現されています。



真砂配水池（完成パース）



市駅和佐線

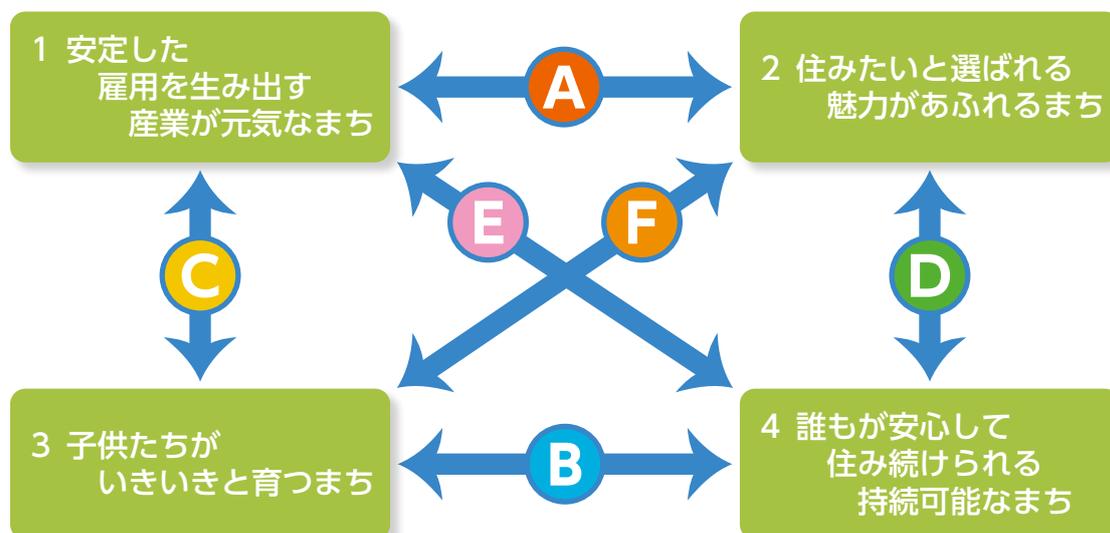
将来都市像である「きらり 輝く 元気和歌山市」を実現するため、基本構想で定める4つの分野別目標と26の政策のもとに55の施策を展開します。

分野別目標	政策コード	政策	施策コード	施策
1 安定した雇用を生み出す産業が元気なまち	1-1	地域を支える既存産業の振興	1-1-1	地域を支える既存産業の振興
	1-2	新たな事業の創出と産学官金・異業種連携の促進	1-2-1	新たな事業の創出と産学官金・異業種連携の促進
	1-3	農林水産業の活性化	1-3-1	農林業の振興
			1-3-2	水産業の振興
	1-4	観光の稼ぐ力の強化	1-4-1	観光客受入体制の整備
			1-4-2	観光客の誘致
	1-5	国際交流の推進	1-5-1	国際交流の推進
1-5-2			国際戦略の推進	
1-6	産業を支える「人」の確保	1-6-1	産業を支える「人」の確保	
2 住みたいと選ばれる魅力があふれるまち	2-1	中心市街地の魅力向上	2-1-1	中心市街地の魅力向上
	2-2	各地域における魅力的なまちづくり	2-2-1	各地域における魅力的なまちづくり
	2-3	魅力ある都市景観の創出	2-3-1	都市景観の形成
			2-3-2	都市緑化・都市美化の推進
	2-4	自然と共生する環境にやさしい社会の形成	2-4-1	環境の保全
			2-4-2	循環型社会の形成
	2-5	郷土に誇りと愛着を育む文化・スポーツの振興と生涯学習の推進	2-5-1	生涯学習の推進
			2-5-2	芸術・文化の振興
2-5-3			文化財の保護・活用	
2-5-4			スポーツの振興	
3 子供たちがいきいきと育つまち	3-1	安心して子供を生み育てることのできる環境の整備	3-1-1	安心して子供を生み育てることのできる環境の整備
	3-2	社会を生き抜く子供たちの学力の育成	3-2-1	確かな学力を育む教育の推進
			3-2-2	国内外の多様な分野で活躍できる人材を育む教育の推進
	3-3	生涯を通じた豊かな心と健やかな体の育成	3-3-1	豊かな心を育む教育の推進
			3-3-2	健やかな体を育む教育の推進
			3-3-3	人権を尊重する社会を築くための教育の推進
	3-4	安全・安心な教育環境の整備	3-4-1	安全・安心な教育環境の整備
3-5	家庭や地域における教育力の向上	3-5-1	家庭や地域における教育力の向上	

分野別目標	政策コード	政策	施策コード	施策
4 誰もが安心して 住み続けられる 持続可能なまち	4-1	コンパクトシティの実現	4-1-1	集約型のまちづくり
			4-1-2	公共交通体系の充実
	4-2	都市機能や市民生活を支える 道路網の整備	4-2-1	基幹道路網の整備
			4-2-2	生活道路の整備
	4-3	豊かな暮らしを支える住環境 の整備	4-3-1	居住環境の整備
			4-3-2	河川・水路の整備
			4-3-3	上水道施設の整備
			4-3-4	生活排水対策の推進
	4-4	防災体制の充実	4-4-1	災害に強いまちづくりの推進
			4-4-2	災害に強い人づくりの推進
			4-4-3	災害等に強い体制づくりの推進
	4-5	消防力の充実	4-5-1	予防体制の充実
			4-5-2	災害対応力の充実
			4-5-3	救急・救助体制の充実
	4-6	安全で安心な市民生活の確保	4-6-1	交通安全対策の推進
			4-6-2	防犯対策の推進
			4-6-3	消費生活の向上
	4-7	健康で元気に暮らせる環境づ くり	4-7-1	健康づくりの推進
			4-7-2	地域医療・健康危機管理体制の充実
			4-7-3	生活衛生対策の推進
4-7-4			保健医療対策の推進	
4-8	人権尊重・男女共同参画の推 進	4-8-1	人権が尊重される社会づくり	
		4-8-2	男女共生社会の実現	
4-9	将来に向かって希望の持てる 福祉社会の形成	4-9-1	地域福祉の推進	
		4-9-2	高齢者の生活の充実	
		4-9-3	障害のある人の自立と社会参加の推進	
		4-9-4	社会保障制度の充実	
4-10	地域コミュニティの充実	4-10-1	地域コミュニティの充実	

## 分野別目標の相関関係

第5次和歌山市長期総合計画では、4つの分野別目標を設定していますが、解決すべき課題によっては、それら4分野が連携をとりつつ将来都市像の実現をめざします。



### A まちの魅力が観光客等を引き寄せ、まちなかの賑わいによりビジネスチャンスが拡大していく

- ・まちなか居住<sup>\*256</sup>、まちなかの賑わいの創出による新たな事業が創出しやすい環境づくり
- ・文化財<sup>\*244</sup>やスポーツイベント、自然環境や景観を生かした観光の振興

### B 地域コミュニティの充実や健康づくりの推進などにより、安全・安心な子育て環境が構築され、成長した子供たちが地域の担い手となっていく

- ・交通安全対策や防犯対策、医療体制の充実による子育てしやすい環境づくり
- ・地域コミュニティが活性化することで実現する家庭と地域が連携した教育力の充実

### C いきいきと育った子供たちが地域産業の担い手となり、地域産業の活性化により子育て環境の更なる充実が可能となっていく

- ・高等教育機関<sup>\*74</sup>の充実を通じた産業を支える人材の育成
- ・女性の職場復帰や男性の育児休暇取得などを促進する環境整備による子育て環境の充実

### D 持続可能で安心して生活できる基盤整備をベースとし、まちの魅力をさらに磨き住みたいと選ばれるまちとなっていく

- ・集約型のまちづくりの推進とその核となる中心市街地の魅力向上
- ・地域コミュニティを核とした地域特性を生かした個性的で魅力的なまちづくり

### E 道路等の基盤整備の充実や集約型のまちづくりを通じ、産業振興や観光客誘致が進んでいく

- ・集約型のまちづくりによる産業の労働生産性の向上
- ・道路など基盤整備の充実を通じた企業誘致や観光客誘致の推進

### F まちの魅力を生かしたふるさと教育の充実により、郷土を愛する気持ちを持った人が育ち、さらに魅力を高める担い手となっていく

- ・歴史・文化や自然をはじめとした地域資源を活用したふるさと教育の推進
- ・大学誘致による若い世代の流出抑制やまちなかの賑わいの創出

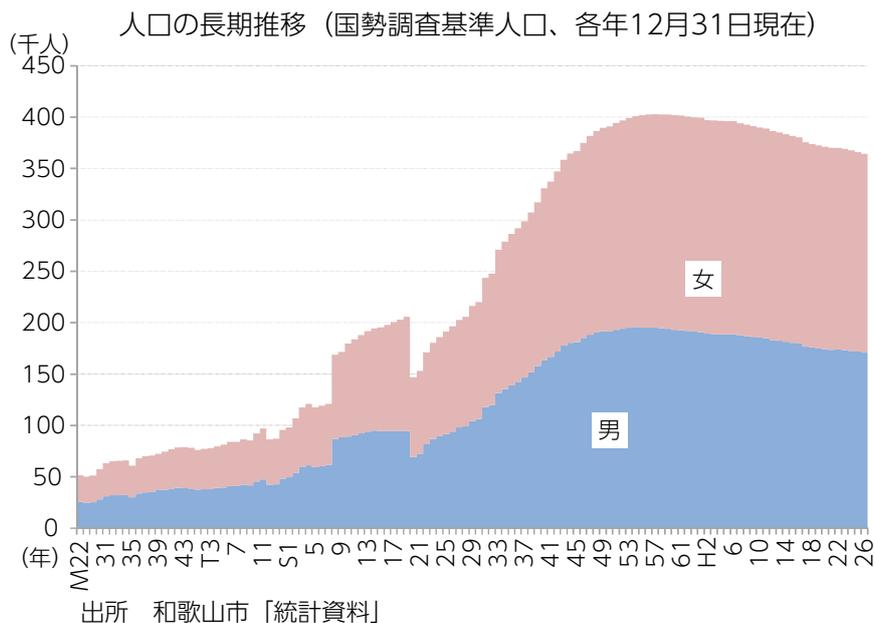
※「中心市街地の魅力向上と文化財の保護・活用」や「災害対策とコミュニティの充実」など、同じ分野内において連携をとりながら進めていくべきものもあります。

## 第4章 人口の見通し

### 1 人口の長期推移

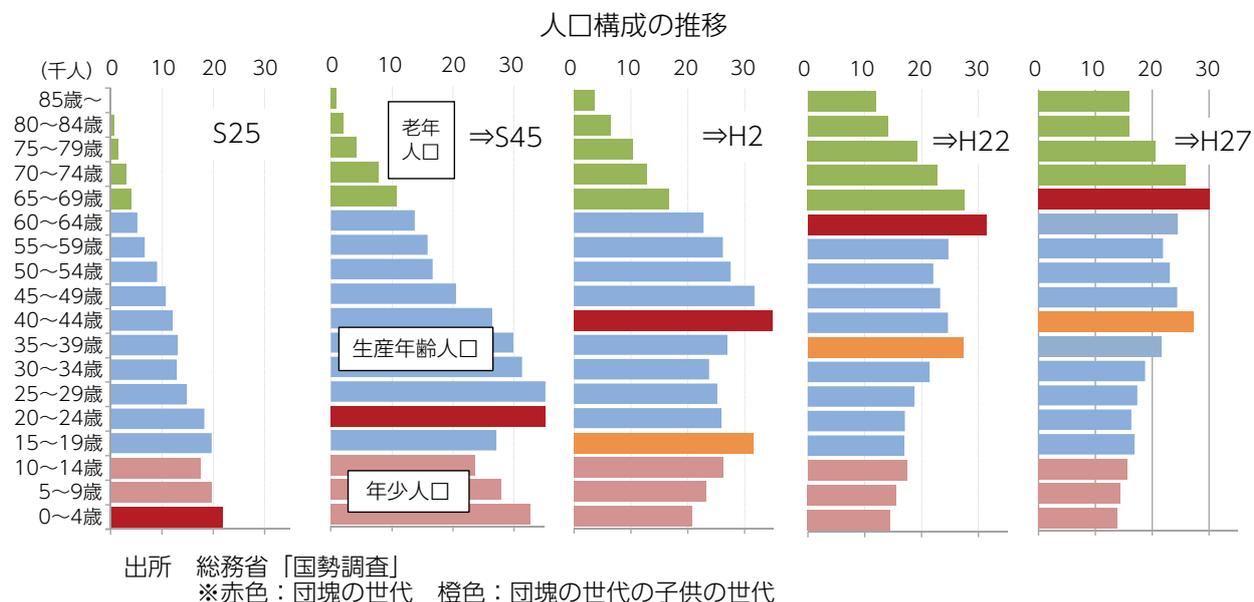
#### (1) 総人口の推移

明治22年（1889年）4月1日、人口51,603人で市制を施行した和歌山市の人口は、昭和2年（1927年）には10万人を超え、その後周辺の村の編入を経て20万人を超えました。第2次世界大戦により14万人台まで減少した後、昭和50年代前半には40万人に拡大、平成27年（2015年）国勢調査では364,154人に減少しています。



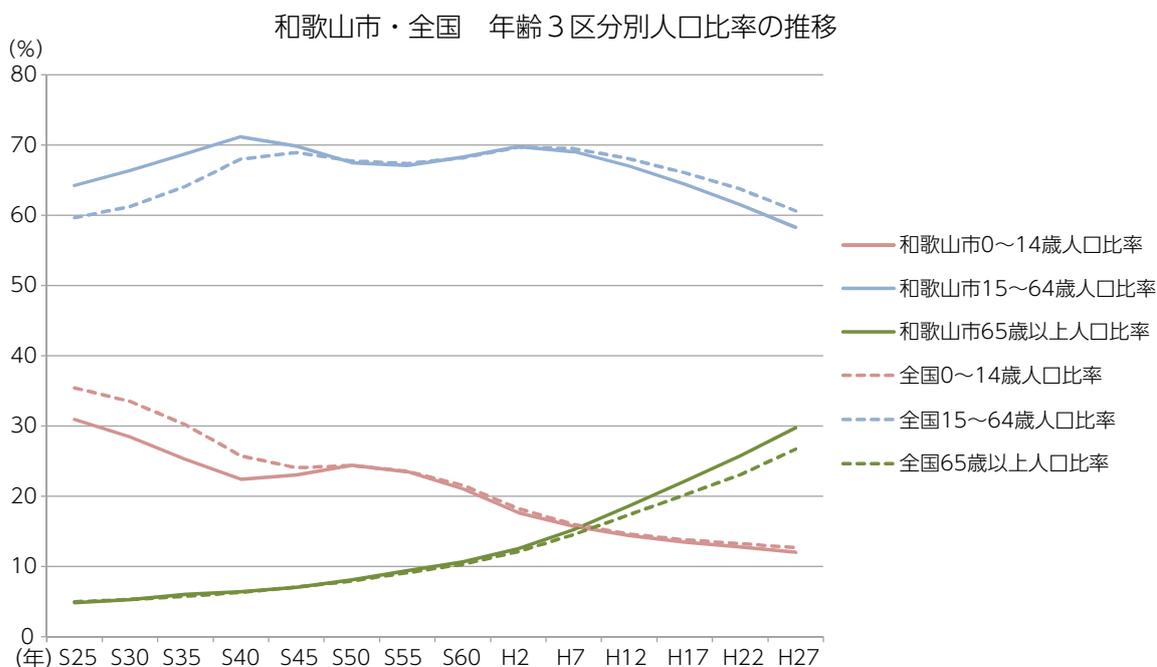
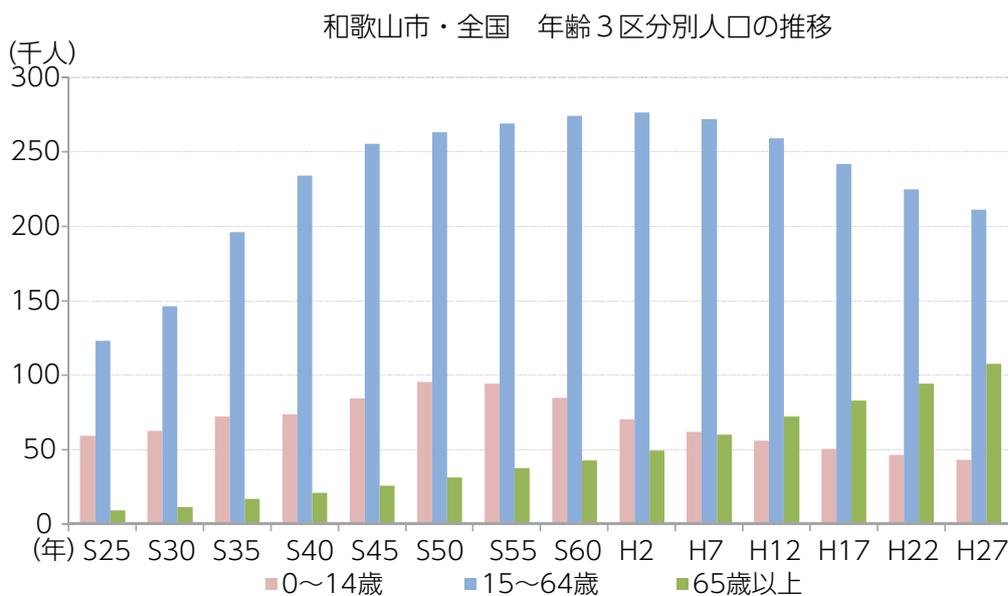
#### (2) 昭和25～平成27年（1950～2015年）人口構成の比較

年齢階級別人口の戦後の推移をみると、昭和25年（1950年）には「0～4歳」を除き、どの年齢階級も2万人以下でした。昭和22～24年（1947～1949年）に出生した、いわゆる「団塊の世代」やその子供の世代の動きとともに、和歌山市人口のボリュームゾーンは高年齢層へ移動し年齢構成は大きく変化しています。



### (3) 年齢3区分別人口の推移

年齢3区分別の人口をみると、「0～14歳」の年少人口は昭和50年（1975年）をピークに減少を続ける一方、「65歳以上」の老年人口は増加を続け、平成12年（2000年）に年少人口を上回るとともに、平成27年（2015年）国勢調査では10万人を超えました。「15～64歳」の生産年齢人口は、平成2年（1990年）にピークを迎えたあと減少を続けており、生産年齢人口の減少と老年人口の増加が進むことにより、支えられる人口と支える人口のバランスが大きく変化してきています。



出所 総務省「国勢調査」

#### (4) 近年の主な国勢調査結果の推移

近年の国勢調査の主要な結果をみると、平成12年（2000年）以降、人口は5千人を超えるペースで減少していましたが、平成27年（2015年）国勢調査では平成22年（2010年）に比べ6,210人の減少となっており、減少の幅が少し拡大しました。

一方、平成27年（2015年）の世帯数は153,089世帯となりましたが、平成22年（2010年）との差は520世帯の増加で、前々回との差に比べ大きく縮小する結果となり、世帯数の増加は少し沈静化してきたものと考えられます。

また、1世帯当たり人員は、平成27年（2015年）国勢調査では2.38人となり、世帯数同様前回との差の縮小が進み、その差は0.05人となりました。

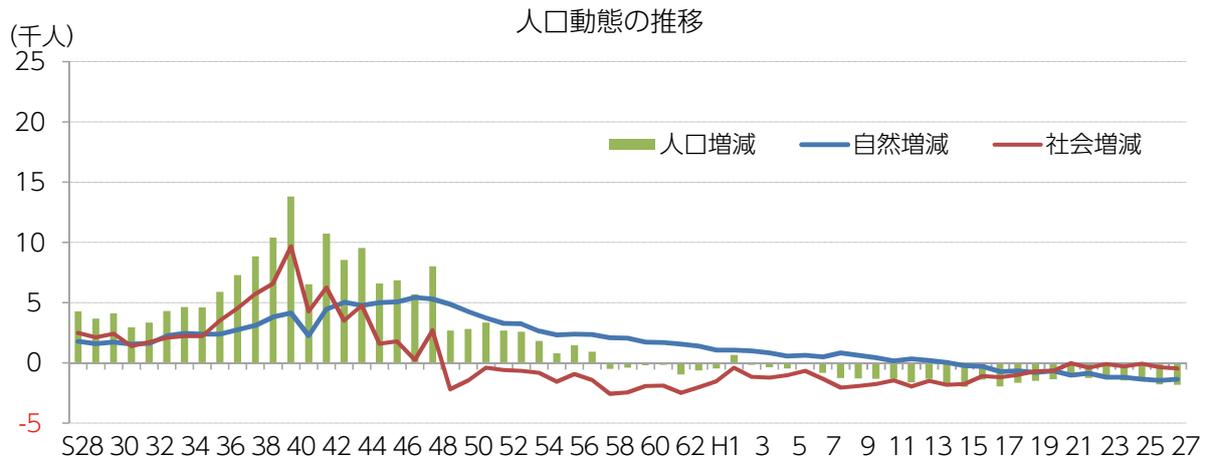
		昭和60年	平成2年	平成7年	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年
人口（人）		401,352	396,553	393,885	386,551	375,591	370,364	364,154
前回からの増減数（人）		550	▲ 4,799	▲ 2,668	▲ 7,334	▲ 10,960	▲ 5,227	▲ 6,210
世帯数（世帯）		128,362	132,843	139,875	143,651	145,339	152,569	153,089
前回からの増減数（世帯）		2,166	4,481	7,032	3,776	1,748	7,230	520
世帯数 （世帯） 主な種類の	単独世帯	22,702	25,514	30,850	34,157	37,130	47,152	48,369
	核家族世帯	83,537	86,308	89,695	91,653	91,258	90,746	91,995
	核家族以外の親族世帯	21,639	20,221	18,825	17,062	15,617	13,220	11,021
1世帯当たり人員（人）		3.13	2.99	2.82	2.69	2.58	2.43	2.38
昼間人口（人）		414,947	408,534	406,735	402,597	390,753	381,966	
昼夜間人口比率（%）		103.4	103.2	103.3	104.2	104.2	104.5	

## 2 人口動態の長期推移

### (1) 人口動態の推移

和歌山市の戦後の人口動態は大きく分けて2つの傾向があり、昭和50年代後半まで増加し、それ以降は主に減少傾向が続いていました。特に昭和30年代後半は、周辺町村の合併や鉄鋼・化学など製造業をはじめとした企業の生産活動の拡大に伴い急激に人口が増加しており、昭和40年代後半まで年間5千人を超える人口増加が続いていました。

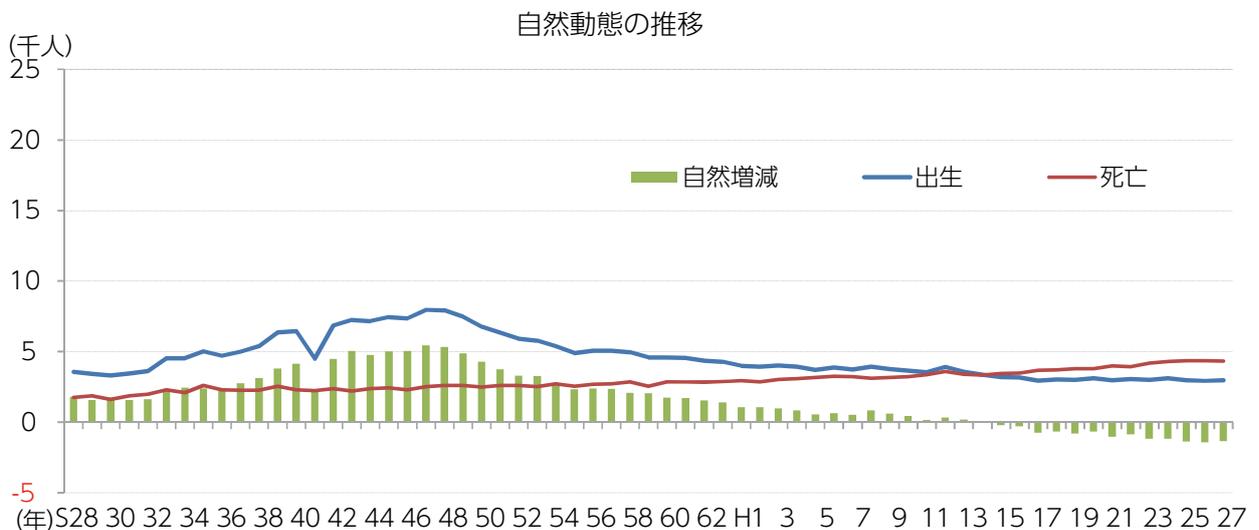
戦後から昭和42年（1967年）頃までの人口増加は、転入超過による社会増に負うところが大きく、それ以降昭和57年（1982年）頃までは、主に出生による自然増に負うところが大きかったことがわかります。また、平成20年（2008年）以降の人口減少は、社会減よりも自然減によるマイナスの方が大きくなっています。



### (2) 自然動態の推移

自然動態は、戦後出生が死亡よりも多い状況が続いていましたが、平成14年（2002年）を境に逆転し、死亡が多くなり減少が続いています。

出生は、昭和47年（1972年）をピークにその後減少が続き、近年は3千人／年前後で推移しています。一方、死亡は戦後から緩やかに増加傾向にあり、近年は4千人／年余りで推移しています。

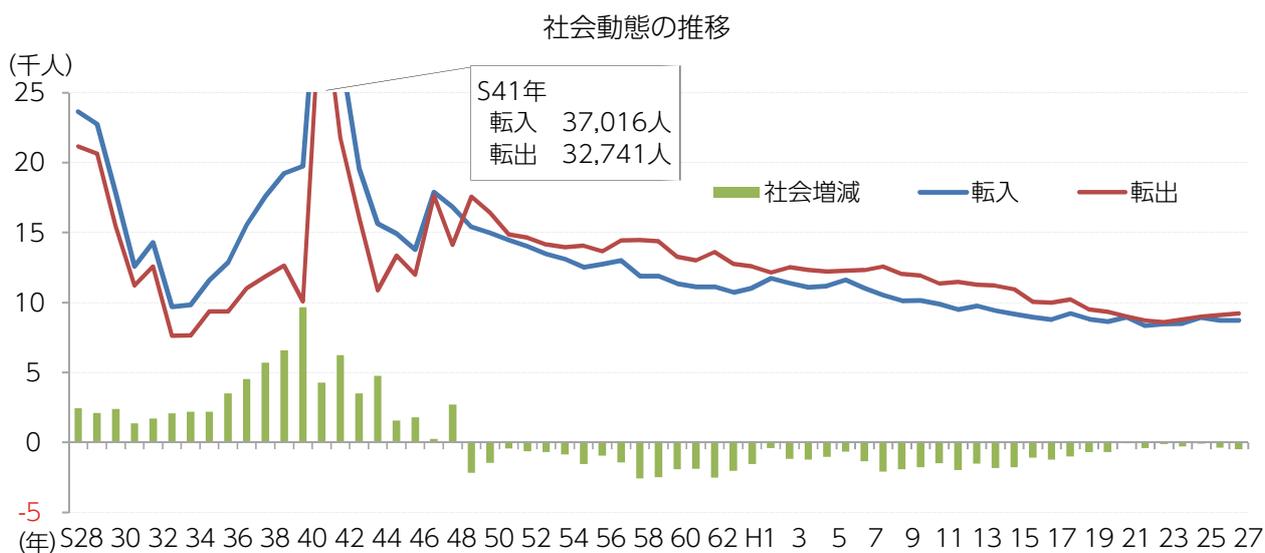


### (3) 社会動態の推移

社会動態の規模は、自然動態よりも大きく昭和40年（1965年）におよそ1万人規模にまで増加したのち、昭和49年（1974年）以降減少し続けています。

転入は、「国民所得倍増計画」が提唱され高度経済成長が続いた昭和30年代後半以降急激に増加し、昭和41年（1966年）には3万7千人を超えましたが、第1次オイルショックといわれる昭和48年（1973年）以降減少傾向にあります。

一方、転出は転入よりやや少なく推移したものの、昭和41年（1966年）には3万2千人とピークを迎えました。その後、昭和50年（1975年）以降は転入を上回る状態で減少傾向が続き、近年は逆にやや増加傾向にあります。

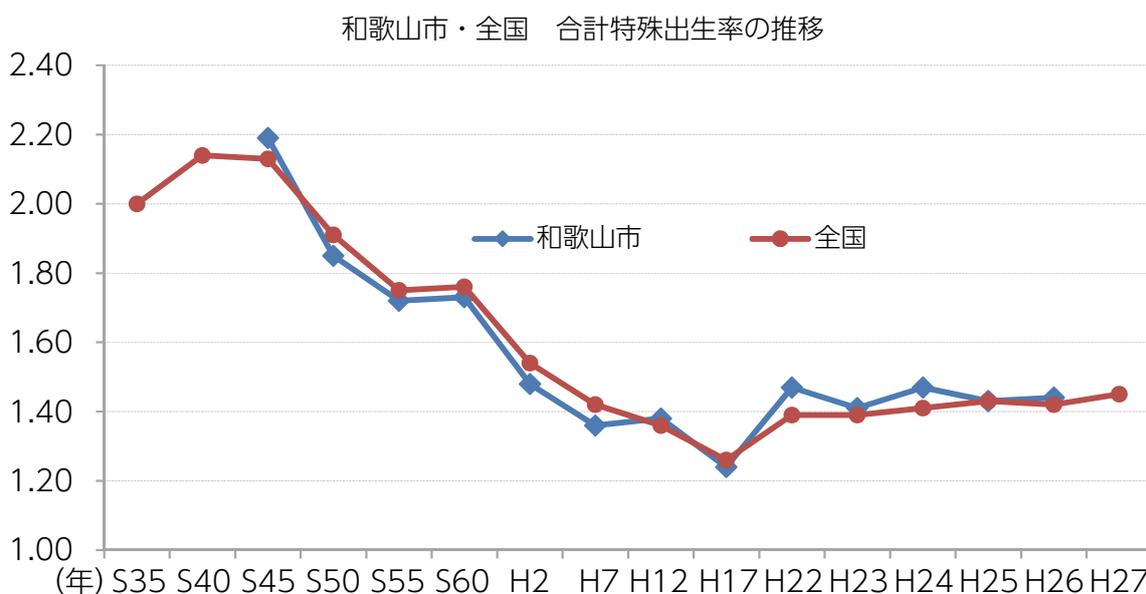


### 3 人口動態の分析

#### (1) 自然動態の分析

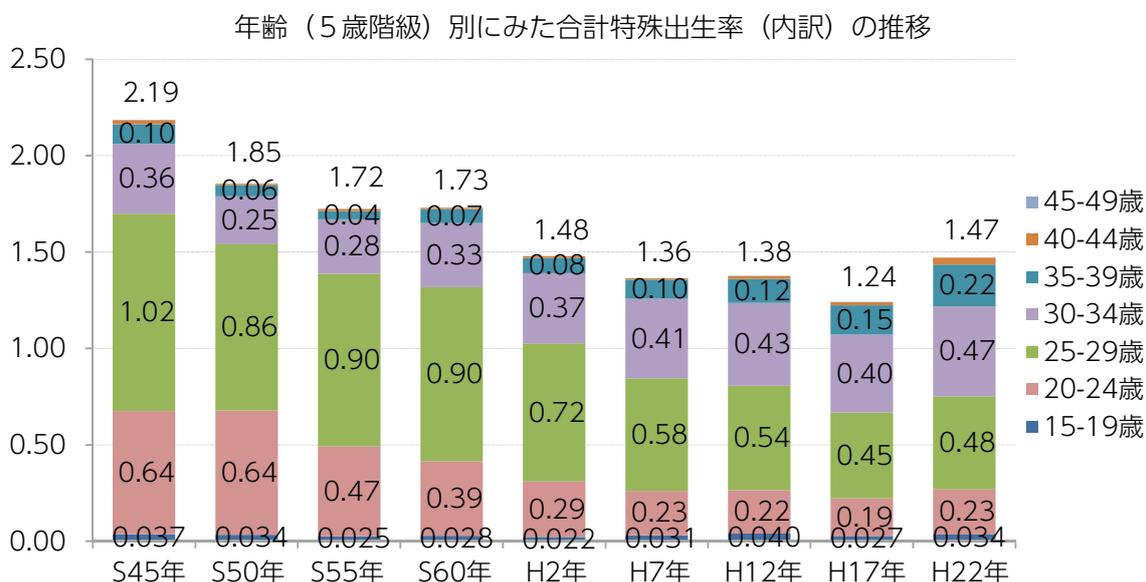
##### 合計特殊出生率\*<sup>68</sup>の推移

和歌山市の合計特殊出生率は、昭和50年（1975年）に人口置換水準\*<sup>154</sup>といわれる2.07を切り、その後は全国の数値を若干下回って推移してきましたが、平成22年（2010年）に1.47に回復して以来、全国の数値を上回る状況が続き、平成26年（2014年）には1.44（全国1.42）となっています。



出所 和歌山市「人口動態統計報告書」

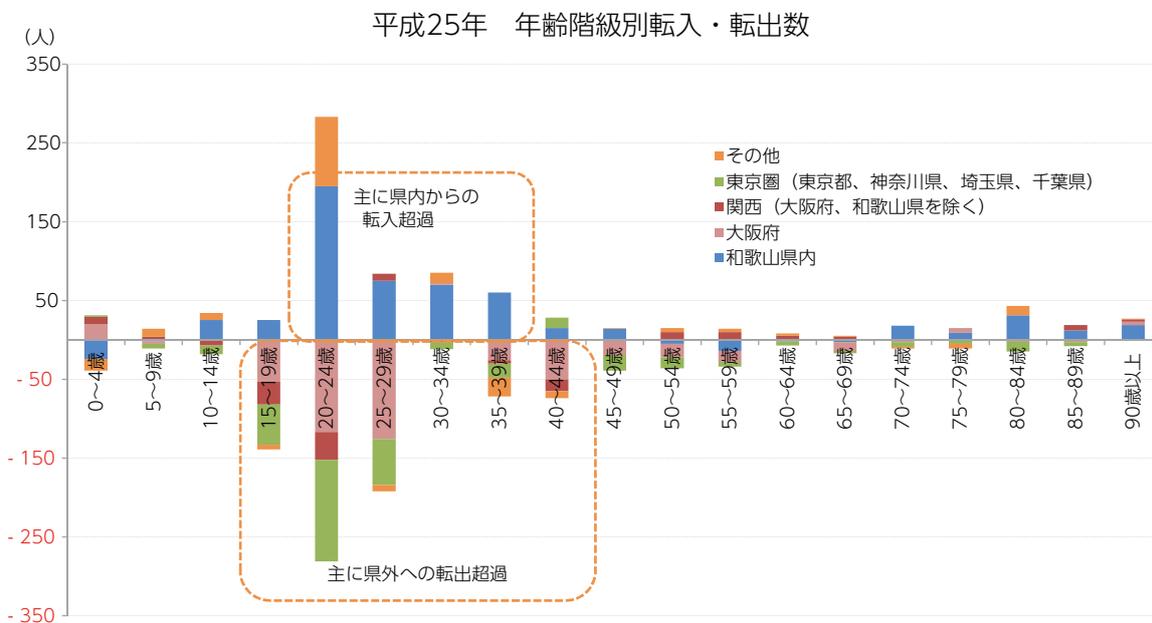
年齢（5歳階級）別合計特殊出生率（内訳）をみると、20歳代の年齢階級は昭和50年（1975年）を除き、平成17年（2005年）まで減少が続く一方、30歳代以上の年齢階級では増加が続いており、平成22年（2010年）にはすべての年齢階級で増加に転じています。全体をみると、過去40年の間に0.72ポイント減少し、20歳代は0.95ポイント減少する一方、30歳代は0.23ポイント増加しています。



## (2) 社会動態の分析

### ア 年齢階級別転入・転出数の状況

転入面では、県内市町村からの20歳から39歳までの転入超過が多く、転出面では15歳から44歳までを中心に大阪府及び東京圏への転出超過が多くなっており、県内市町村からの転出の受け皿になる一方、和歌山市内から大都市圏への転出が目立っています。

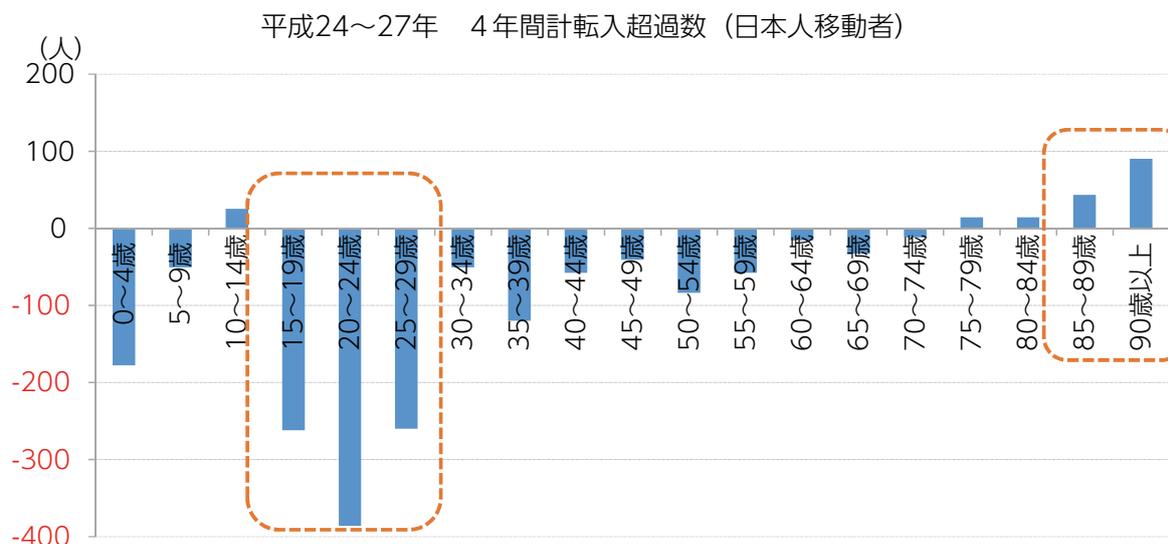


出所 総務省「住民基本台帳人口移動報告」

### イ 転入・転出超過の状況

過去4年間の年齢階級別転入及び転出超過の状況をみると、転出面では15歳から29歳までの3階級に集中し、転入面では85歳以上の年齢階級に集中した様子が見えます。

これは、主に転出面では大学等への進学や企業への就職、転勤などが考えられ、転入面では周辺市町村に比べ医療、福祉関連施設の立地が多いことなどに伴う増加が考えられます。



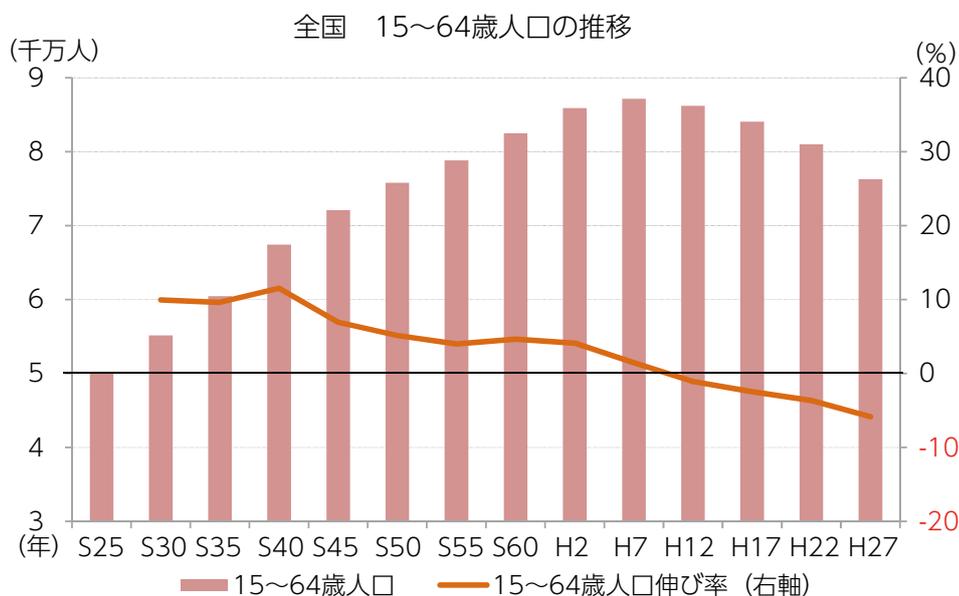
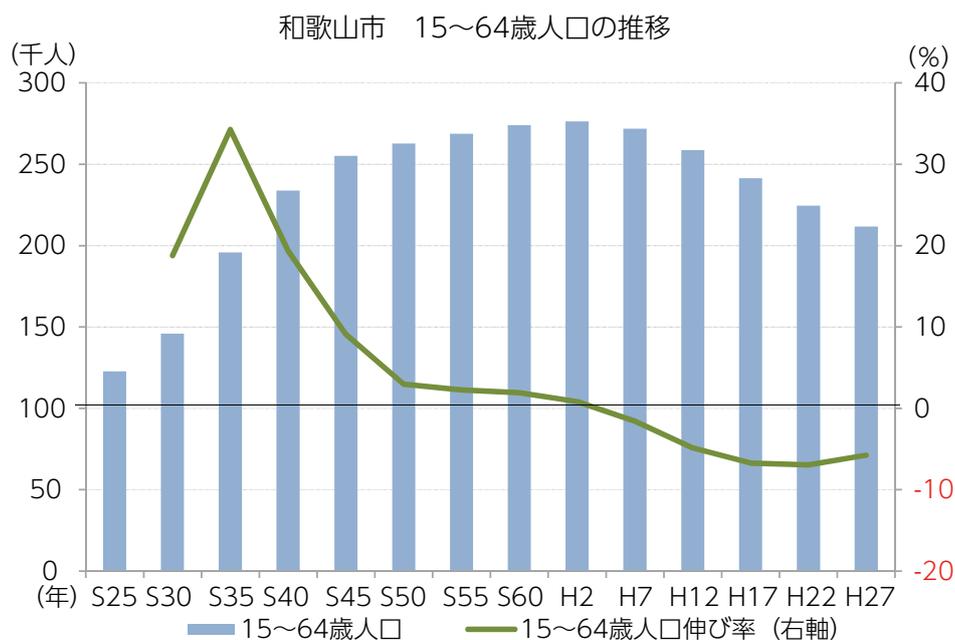
出所 総務省「住民基本台帳人口移動報告」

## 4 生産年齢人口等の推移

### (1) 生産年齢人口の推移

生産年齢人口は、昭和30年代に急激に増加し、その伸び率（前回比）は昭和35年（1960年）には30%を超え、その後昭和45年（1970年）まで10%近い伸び率が続きました。同じ頃の全国の伸び率が10%台であったことから、和歌山市の生産年齢人口が急激に増加したことがわかります。

一方、平成7年（1995年）頃以降は全国・市とも減少が続き、平成27年（2015年）国勢調査ではその伸び率はおよそマイナス6%となっています。



出所 総務省「国勢調査」

## (2) 就業者の動き

### ア 就業者の産業別構成の推移

就業人口は昭和35年(1960年)には12万8千人でしたが、昭和60年(1985年)におよそ5万人増え17万9千人に達した後、平成22年(2010年)には16万2千人に減少しています。

就業者の主な産業別構成の推移をみると、農業など第1次産業は13.8%から2.0%に大きく減少し、製造業などの第2次産業は39.8%から22.8%に17ポイント減少しました。サービス業など第3次産業は42.8%から69.4%と増加し、本市の産業構成は大きく変化しています。

特に鉄鋼・化学などの本市の主要産業を含む製造業は、就業者数も昭和60年(1985年)まで4万人を超えていましたが、平成22年(2010年)には2万5千人を下回り、構成割合も15.2%と半減する一方、サービス業は昭和35年(1960年)の16,898人(13.2%)から、平成22年(2010年)には58,355人(35.8%)に増加しています。

主な産業別人口(人) 及び割合(%)	実数(人)			割合(%)		
	昭和35年	昭和60年	平成22年	昭和35年	昭和60年	平成22年
総人口	285,155	401,352	370,364			
15歳以上人口	213,191	316,847	318,838	74.8	78.9	86.1
就業人口	128,431	179,537	162,925	60.2	56.7	51.1
第一次産業	17,675	7,072	3,201	13.8	3.9	2.0
農業	16,137	6,275	2,862	12.6	3.5	1.8
漁業	1,460	739	295	1.1	0.4	0.2
第二次産業	51,125	58,306	37,197	39.8	32.5	22.8
建設業	8,818	14,532	12,432	6.9	8.1	7.6
製造業	41,963	43,733	24,752	32.7	24.4	15.2
第三次産業	54,931	113,305	113,037	42.8	63.1	69.4
電気・ガス・熱供給・水道業	823	1,474	1,222	0.6	0.8	0.8
運輸・通信業	8,366	12,969	11,332	6.5	7.2	7.0
卸売業、小売業	25,450	45,998	27,983	19.8	25.6	17.2
サービス業	16,898	37,419	58,355	13.2	20.8	35.8
公務(他に分類されないもの)	4,663	6,444	6,776	3.6	3.6	4.2
分類不能の産業	37	854	9,490	0.0	0.5	5.8

出所 総務省「国勢調査」

※平成22年「運輸・通信業」は「郵便業」、昭和60年「卸売業、小売業」は飲食店を含んでいます。

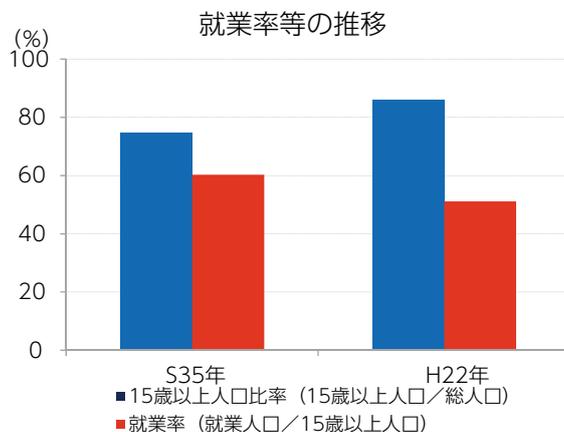
※平成22年「サービス業」は、「学術研究、専門・技術サービス業」、「宿泊業、飲食サービス業」、「生活関連サービス業、娯楽業」、「医療、福祉」、「教育、学習支援業」、「複合サービス事業」、「サービス業(他に分類されないもの)」の合計。

※15歳以上人口の割合：15歳以上人口÷総人口×100

※就業人口の割合(就業率)：就業人口÷15歳以上人口×100

## イ 就業人口等の割合

過去50年間の就業人口の割合をみると、15歳以上人口の割合は11ポイント増加したものの、就業人口の割合は9ポイント減少しています。高齢化が進み、人口構成比の高い高年齢層が増加したことにより、15歳以上人口の総数は増加したものの、就業人口の総数は増加していないことが原因となっています。

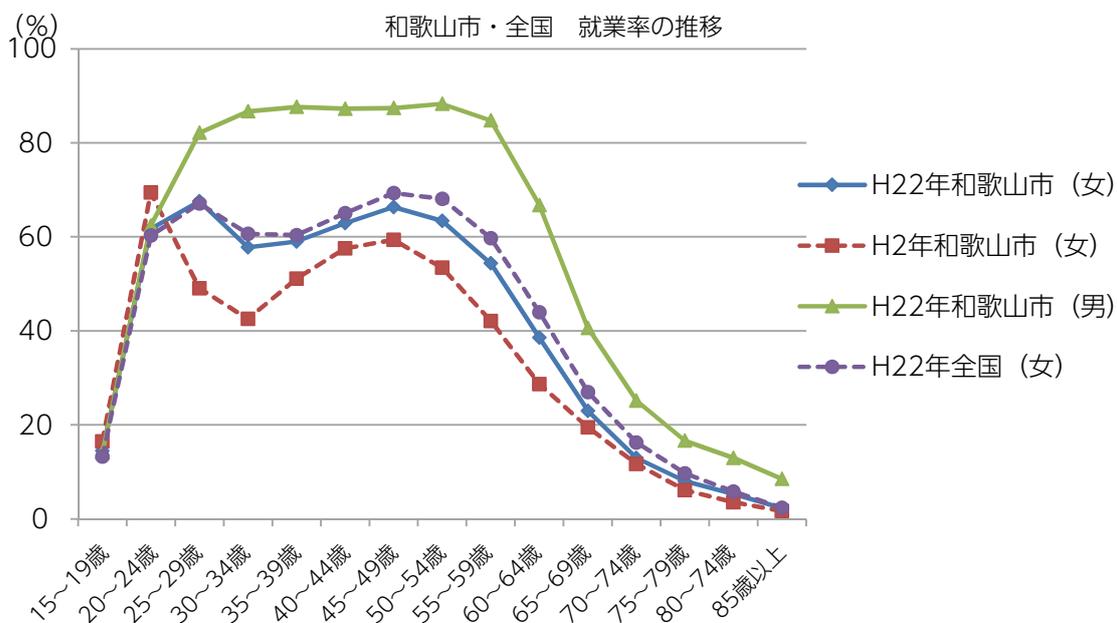


出所 総務省「国勢調査」結果を基に和歌山市作成

## ウ 女性・高齢者の労働参加

女性の就業率におけるいわゆる「M字カーブ\*<sup>20</sup>」は、平成2年(1990年)に比べ平成22年(2010年)にはかなり改善していますが、依然全国を若干下回っています。

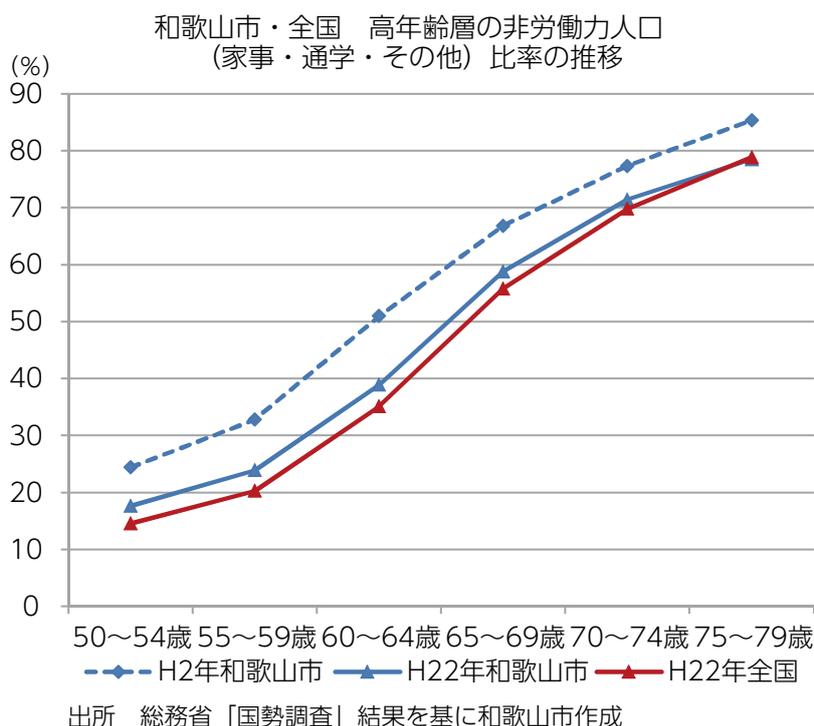
また、平成22年(2010年)の和歌山市の男女間で比較すると、30歳代を中心に依然20%以上差のある年齢階級が目立っています。



出所 総務省「国勢調査」結果を基に和歌山市作成

次に、高年齢層の非労働力人口比率（家事・通学・高齢などを理由に就業していない人口の比率）を年齢区分別にみると、平成2年（1990年）から平成22年（2010年）ほどの年齢階級も低下していますが、全国に比べると「75～79歳」を除き、和歌山市が上回っています。高齢化が進んでいることを考慮すると、非労働力人口から労働力人口への加入が進んでいるものの、全国水準に達していないことがわかります。

現在の高年齢層は高度経済成長期を支えてきた世代であり、この世代が培ってきた技術や技能、そして貴重な経験は、次の世代にも生かされるべきものであり、世代間で円滑に継承されるべきものと考えられます。労働力という側面以外にも高齢者の労働参加には大きな意義があり、その進展をサポートする必要があります。

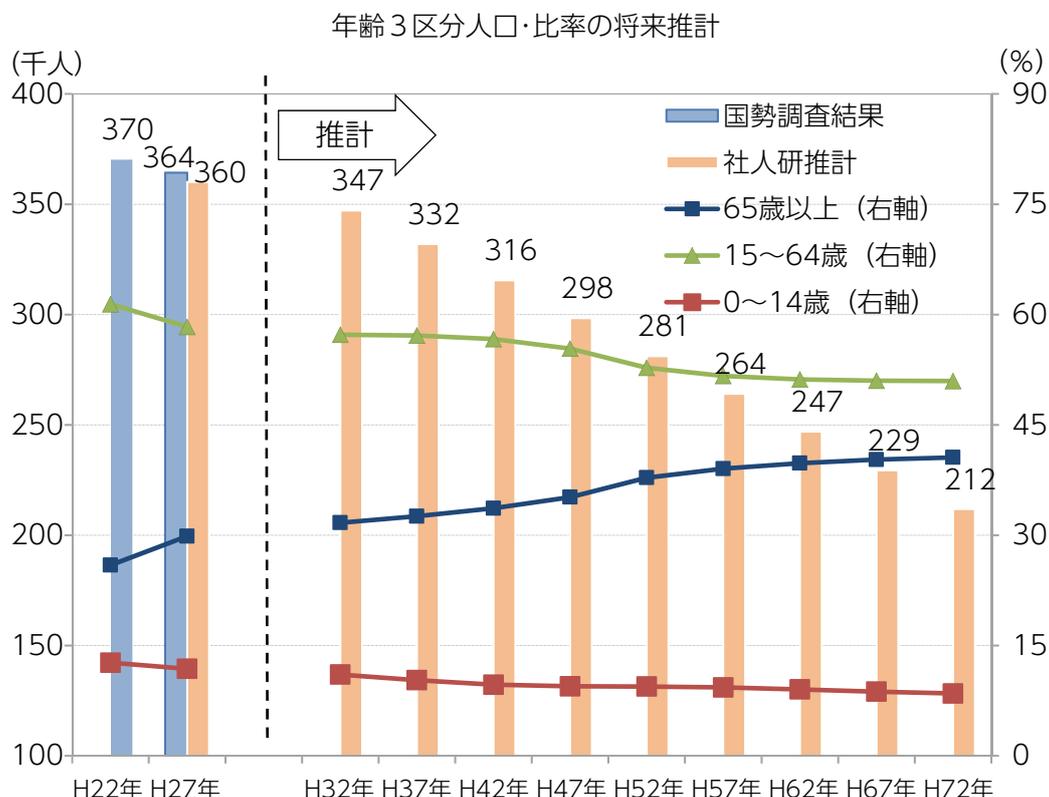


## 5 人口の見通し

### (1) 国立社会保障・人口問題研究所（社人研）による推計

社人研の推計によると、平成22年（2010年）に37万人あった人口は、平成37年（2025年）に33万2千人、平成72年（2060年）には21万2千人に減少する見込みとなっています。

平成27年（2015年）国勢調査では、総人口は364,154人と公表されており、社人研推計をおよそ4千人上回っています。



出所 総務省「国勢調査」、  
社人研「日本の地域別将来人口（平成25年3月推計）」

### (2) 和歌山市人口ビジョンにおける推計の前提

#### ア 出生率の改善

平成27年（2015年）10月に公表しました和歌山市人口ビジョンでは、国及び和歌山県の人口ビジョンの設定内容などを考慮して、合計特殊出生率の設定を国及び和歌山県の中間値をめざすこととしました。

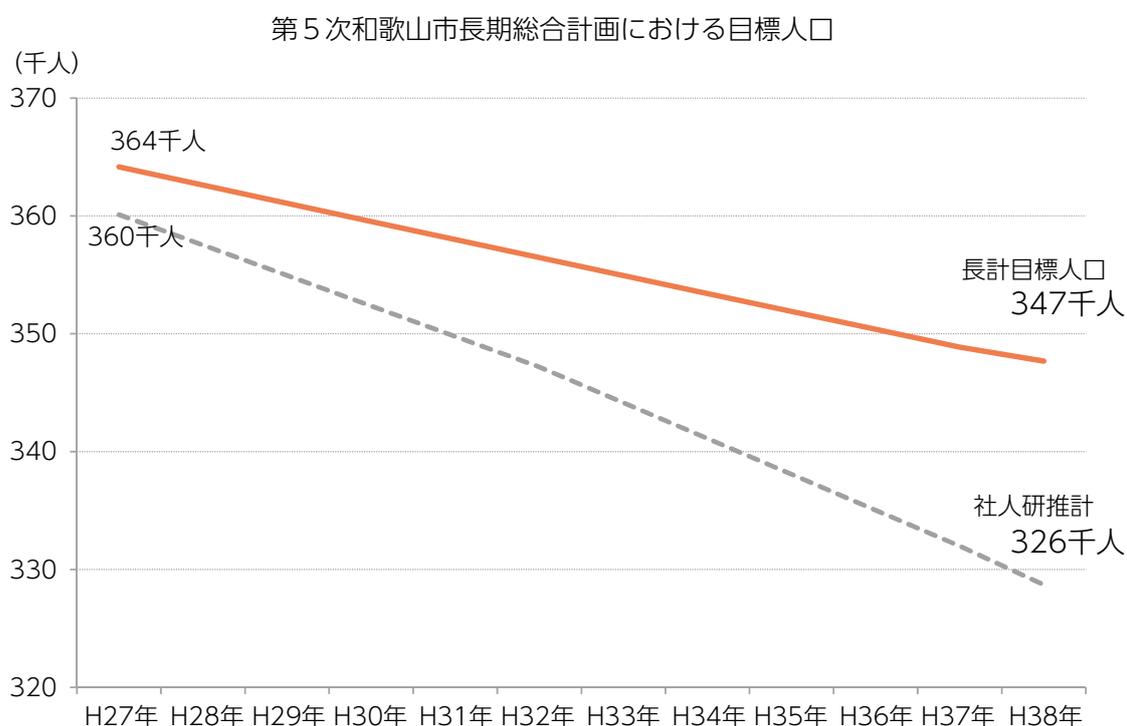
合計特殊出生率	H 22 年 (2010 年)	H 26 年 (2014 年)	H 32 年 (2020 年)	H 42 年 (2030 年)	H 52 年 (2040 年)	H 62 年 (2050 年)	H 72 年 (2060 年)
和歌山市	1.47	1.44	1.7	1.9	2.07	→	→
国	1.39	1.42	1.6	1.8	2.07	→	→
和歌山県	1.47	1.55	1.8	2.07	→	→	→

## イ 転入の促進及び転出の抑制

和歌山市が行ったアンケート調査では、転出者の約6割は本市に住みたいと考えていることがわかりました。そのため人口ビジョンでは、本市に住みたいと考える方々の希望をかなえることができるように各種施策を講じ、段階的に転出抑制及び転入促進両面を見据えた政策を進めることを前提として社会増減の設定を行っています。

### (3) この計画における目標人口

これらのことを踏まえ掲げた和歌山市人口ビジョンの将来人口の見通しを基本として、平成27年(2015年)国勢調査(速報)で公表された数値を用い、改めて基本構想において平成38年度(2026年度)における目標人口を34万7千人として設定しました。本計画においても、この目標人口を用いて今後の施策体系を組み立てるものとします。



出所 総務省「国勢調査」、  
社人研「日本の地域別将来推計人口(平成25年3月推計)」

## 6 人口減少の克服に向けて

全国的に少子高齢化が進む中、本市においても人口減少は待たなしの喫緊の課題となっています。昭和60年（1985年）には40万人を超えていた人口も現在は約36万人となっており、このまま何も対策を講じなければ、平成72年（2060年）には約21万人まで減少する見込みとなっています。人口減少に歯止めをかけ、将来に向かって活力ある和歌山市を維持するため、平成27年（2015年）10月に「和歌山市人口ビジョン」と「和歌山市まち・ひと・しごと創生総合戦略」を策定しました。

和歌山市まち・ひと・しごと創生総合戦略は、人口減少に歯止めをかけ、将来に向かって活力ある和歌山市を維持するため、5年間のうちに優先的に取り組むべき施策を盛り込んだものですが、第5次和歌山市長期総合計画基本計画においても、人口減少対策を最大のテーマとし、社会経済情勢などの変化に柔軟に対応しつつ、本市の地域特性を生かして、利便性の向上や賑わいの創出など魅力あるまちづくりをめざします。それを実現するため、産業や子育て・教育、安心・安全など様々な分野において相乗効果や波及効果のある施策を横断的に展開していきます。また、本市の魅力を内外に発信するシティプロモーション<sup>\*112</sup>を積極的に展開するとともに、移住・定住や交流人口の拡大に取り組みます。

### ～人口減少対策につながる主な施策～

#### 【分野別目標1】安定した雇用を生み出す産業が元気なまち

人々が本市に定住し、安心して豊かな生活を送るためには、安定した雇用が確保されている必要があり、そのためには経済の活性化は欠かせません。産業の新陳代謝を進めるため、新規創業や企業誘致などを進めるほか、国内外からの観光客の増加により成長分野となっている観光の稼ぐ力を強化します。また、市外転出の多い世代の雇用確保などを通じた移住・定住に取り組むとともに、女性・高齢者など誰もが働きやすい環境づくりを進めます。

##### 《主な施策》

- 1-1-1 地域を支える既存産業の振興
- 1-2-1 新たな事業の創出と産学官金・異業種連携<sup>\*95</sup>の促進
- 1-4-1 観光客受入体制の整備
- 1-4-2 観光客の誘致
- 1-6-1 産業を支える「人」の確保

#### 【分野別目標2】住みたいと選ばれる魅力があふれるまち

人々の本市への移住・定住を促進するため、本市の魅力・強みを広く発信し、「和歌山市に住んでみたい」、「和歌山市に住んでよかった」と思われる活力と魅力にあふれた選ばれるまちの形成を進めます。中心市街地においては、県都としてふさわしい都市機能の充実や賑わいの創出に取り組むとともに、各地域における歴史、文化、自然などを生かした魅力的なまちづくりを進めます。

##### 《主な施策》

- 2-1-1 中心市街地の魅力向上
- 2-2-1 各地域における魅力的なまちづくり
- 2-3-1 都市景観の形成
- 2-5-3 文化財の保護・活用

**【分野別目標3】子供たちがいきいきと育つまち**

少子化に歯止めをかけるため、若い世代が安心して子供を生み育てることができる環境づくりを進め、子育て環境日本一をめざすとともに、子供たちが将来に向け、夢を抱きながら、安心して、健やかに学べる教育環境の整備に取り組みます。

**《主な施策》**

3-1-1 安心して子供を生み育てることのできる環境の整備

3-2-1 確かな学力を育む教育の推進

**【分野別目標4】誰もが安心して住み続けられる持続可能なまち**

将来にわたって活力あるまちを維持していくため、生活に必要な諸機能が備わった「歩いて暮らせる」利便性の高いまちが各地域に形成されているとともに、各拠点間が交通ネットワークで結ばれている多極型のコンパクトなまちづくりを進めます。また、子供から高齢者まですべての人々が健康でいきいきと暮らせる環境づくりを進めるとともに、市民が安心して住み続けられるよう、自然災害や犯罪などに対する安全性の確保に取り組みます。

**《主な施策》**

4-1-1 集約型のまちづくり

4-1-2 公共交通体系の充実

4-2-1 基幹道路網の整備

4-3-1 居住環境の整備

4-4-1 災害に強いまちづくりの推進

4-4-2 災害に強い人づくりの推進

4-4-3 災害等に強い体制づくりの推進

4-7-1 健康づくりの推進

4-9-1 地域福祉の推進

4-10-1 地域コミュニティの充実

## 第5章 財政の見通し

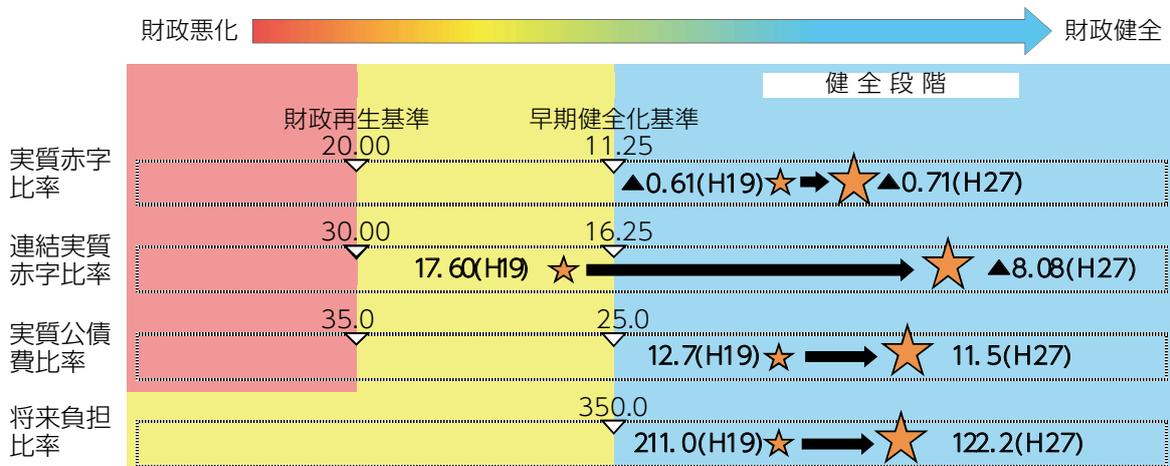
### 1 これまでの財政状況の推移

平成19年（2007年）に「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」が成立し、特別会計に260億円を超える累積赤字を抱えていた本市は、平成19年度（2007年度）決算に基づく連結実質赤字比率が中核市・県庁所在市中で唯一早期健全化基準を超え、財政再生団体の一步手前となる状態に陥りました。

その後、危機的な財政状況からの脱却をめざし、職員数の削減や給与カットなどの人件費削減や様々な事務事業の見直しによる経費の節減に取り組むとともに、国民健康保険事業などの特別会計に対し財政支援のための繰出しを行ってきた結果、特別会計の累積赤字は年々減少し、平成27年度（2015年度）では114億円となり、すべての健全化判断比率で早期健全化基準を下回ることができています。



和歌山市の健全化判断比率（平成19・27年度決算の比較）



※ 実質赤字比率及び連結実質赤字比率の▲は、黒字を表しています。

【用語説明】

- ◆実質赤字比率・・・一般会計等の実質赤字額の標準財政規模（通常水準の行政活動を行う上で必要な一般財源の総量）に対する比率
- ◆連結実質赤字比率・・・すべての会計の赤字や黒字を合算した額の標準財政規模に対する比率
- ◆実質公債費比率・・・一般会計等が負担する元利償還金等の標準財政規模に対する比率
- ◆将来負担比率・・・一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模に対する比率
- ◆財政再生基準・・・国等による厳格な管理のもとで確実な財政再生を図るべき基準
- ◆早期健全化基準・・・自主的な改善努力により財政の健全化を図るべき基準

## 2 今後の財政見通し

和歌山市の財政状況は、これまでの取組により着実に改善を続けてきましたが、今後、生活保護費や後期高齢者医療、介護保険など社会保障関連経費の増加にも対処していかなければならず、老朽化施設の更新や長寿命化などの費用の増加が見込まれるとともに、土地造成事業特別会計や下水道事業特別会計などへの支援も継続する必要があることから、いまだ安心できる水準にはありません。

このような中、引き続き、特別会計の累積赤字などの負債の解消に努め、市民に不可欠な行政サービスを安定的に維持しながら、さらに時代の変化に伴い直面する新たな行政課題に対応していくことが必要です。これらの課題に対応しつつ、健全で持続可能な財政運営を維持できるよう、限られた財源を有効活用し、事務事業の見直しや財源確保の方策をさらに進めていくとともに事業の重点化を図ってまいります。

この財政見通しは、一定の前提条件（41頁参照）を設定し、一般会計の中期的な収支を推計したものです。平成33年度（2021年度）以降の財政見通しについては、今後の社会情勢や国による制度改正などの影響により大きく変動する可能性があるため、今後随時試算を行っていきます。





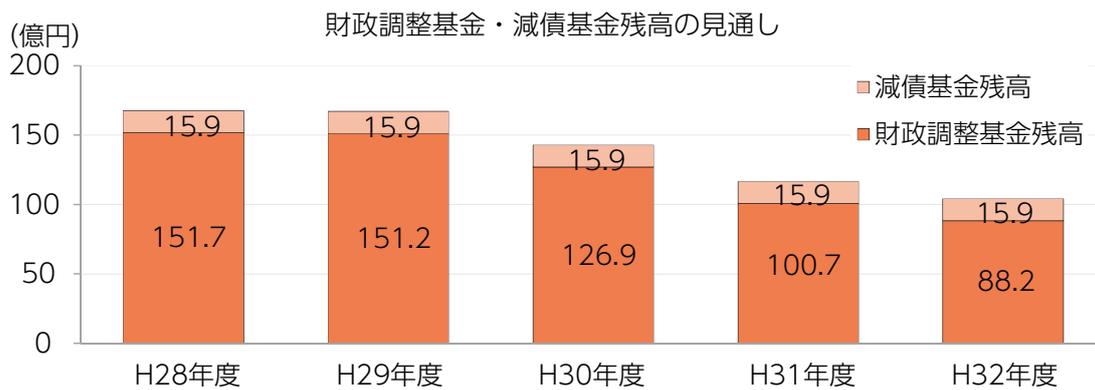
【用語説明】

- ◆市税・地方交付税等 …… 市税（市民税、固定資産税など）、地方交付税、譲与税・交付金（地方譲与税、地方消費税交付金など）を合算した額（基本的に使いみちは特定されない。）
- ◆国県支出金 …… 国及び県が使いみちを特定して市に交付する資金
- ◆市債 …… 市が銀行などから長期に借り入れる資金
- ◆人件費 …… 職員の給与等に要する経費
- ◆扶助費 …… 生活保護、高齢者福祉、障害者福祉、児童福祉などのために、社会保障制度の一環として支払われる経費
- ◆公債費 …… 市債の元金の返済や利子の支払いに要する経費
- ◆投資的経費 …… 道路、公園、学校など、主に都市基盤の整備に要する経費
- ◆繰出金 …… 本来一般会計で負担すべき費用等について、一般会計から特別会計に支出する経費
- ◆財政調整基金 …… 年度間の財源を調整するための市の貯金

健全化判断比率の見通し

	H28年度	H29年度	H30年度	H31年度	H32年度
実質赤字比率	—	—	—	—	—
連結実質赤字比率	—	—	—	—	—
実質公債費比率	11.6	11.4	11.2	11.3	11.5
将来負担比率	109.4	106.1	109.6	110.6	109.0

※実質赤字比率及び連結実質赤字比率の「—」は、実質赤字額及び連結実質赤字額が生じない見込みであることを示しています。



※ 臨時財政対策債の残高は除いています。

財政見通しの前提条件

歳入	市税・地方交付税等	平成28年度(2016年度)をベースに、臨時財政対策債の財政需要の増加に伴う地方交付税への影響額を加味した。
	国県支出金	平成28年度(2016年度)をベースに、扶助費、投資的経費等の増減を加味した。
	市債	平成28年度(2016年度)をベースに、退職手当債や行財政改革推進債、投資的経費に係る発行額の増減を加味した。
歳出	人件費	平成28年度(2016年度)をベースに、職員数や退職手当の増減を加味した。
	扶助費	平成28年度(2016年度)をベースに、増加が見込まれる経費を加味した。
	公債費	市債の発行額をもとに所要額を見込んだ。
	投資的経費	今後予想される建設事業費の所要額を見込んだ。
	繰出金	平成28年度(2016年度)をベースに、各特別会計に支出すべき費用の増減を加味した。

※数値は、すべて決算見込額となっています。

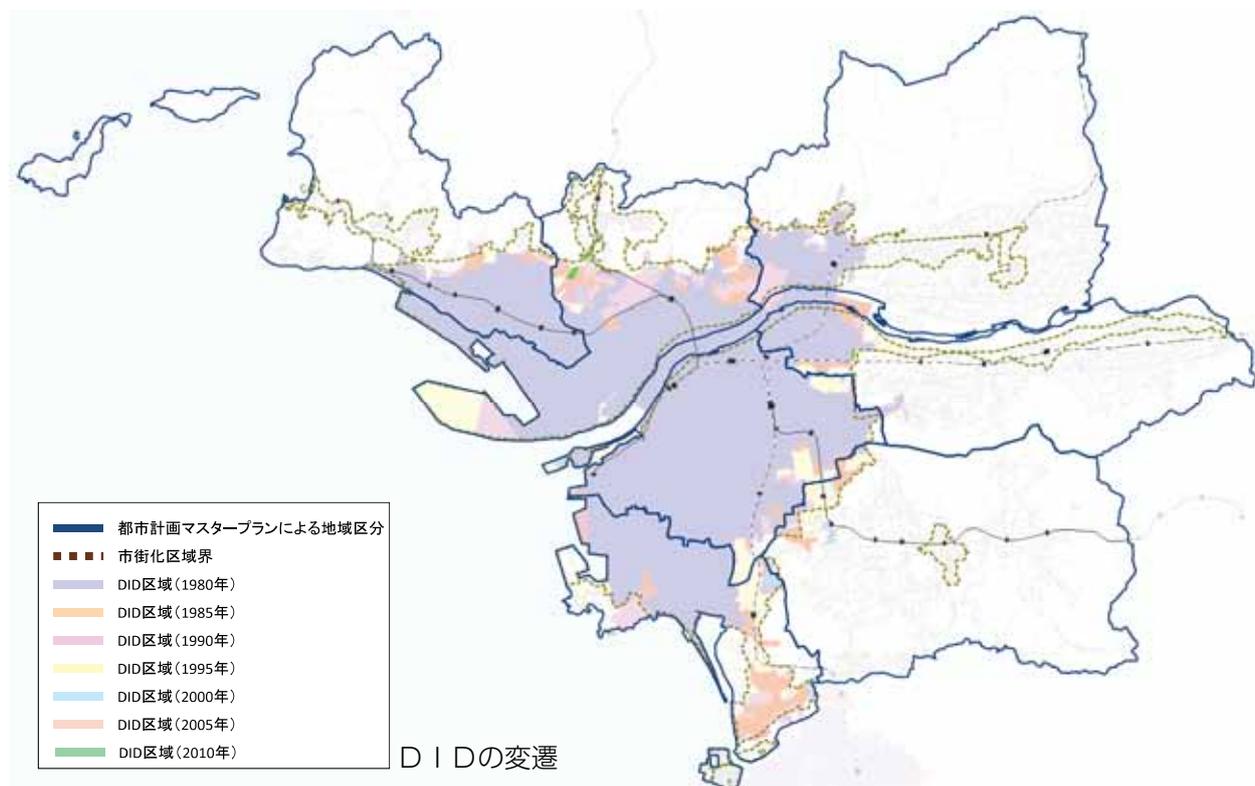
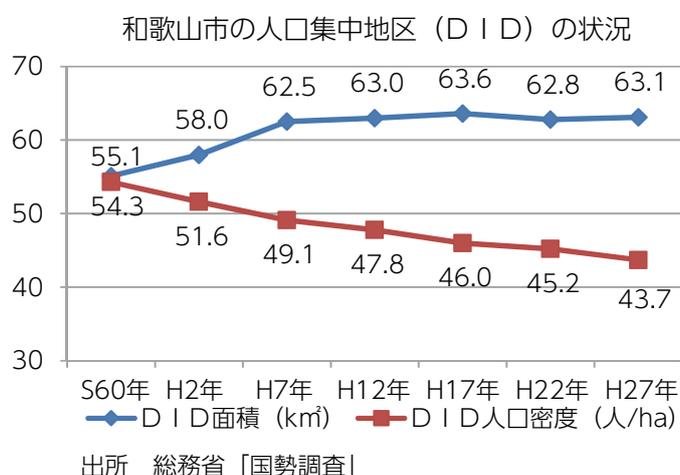
## 第6章 土地利用の方向性

### 1 現状と課題

本市では、これまで人口が減少する中で、市街化調整区域<sup>\*102</sup>を含めた郊外での開発が進み、市街地が拡大してきました。とりわけ人口集中地区（D I D<sup>\*202</sup>）では、面積が拡大する一方、その中の人口密度は低下しています。特に中心市街地における人口の減少が著しく、このまま人口減少が進むと、空洞化が進行し、まちの賑わいがますます失われることが懸念されます。

また、医療・商業・福祉など市民生活に密着した都市機能が現在、備わっていますが人口密度の低下にあわせ、提供される生活サービス水準の維持が困難になるおそれがあります。

無秩序な宅地の拡散を抑制しつつ、中心市街地における高次の都市機能<sup>\*70</sup>の再整備や地域の拠点における日常生活を支える機能の維持・誘導を図るとともに、それぞれの拠点における機能を補完しあうため、公共交通ネットワーク<sup>\*73</sup>の充実に取り組む必要があります。



## 2 多極型コンパクト都市の形成

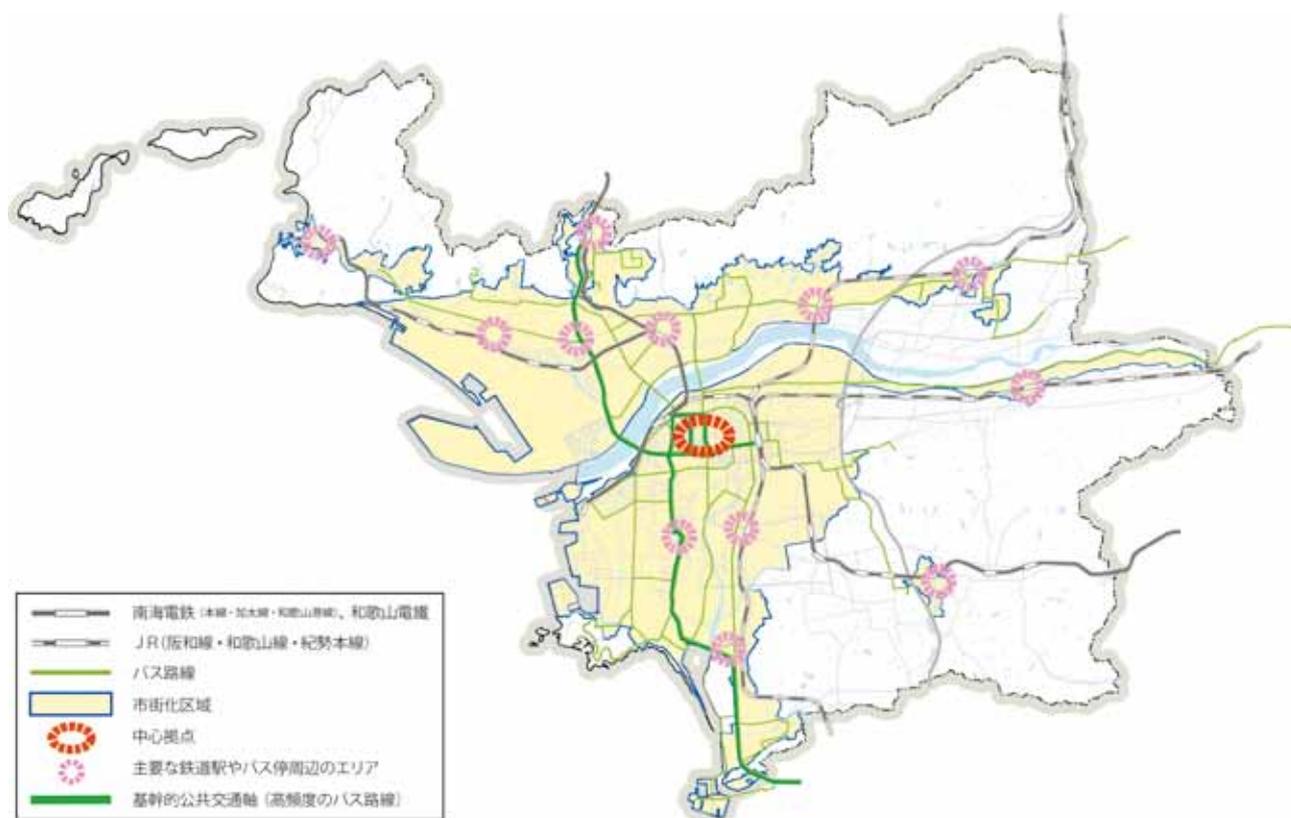
中心市街地や周辺地域の拠点において、地域の特性や資源に応じ、必要な都市機能が誘導され、拠点間が交通ネットワークで結ばれることで相互に補完しあえる多極型のコンパクトなまちづくりを進めます。

多様で高次の都市機能が集積した中心市街地を中心拠点と位置付け、交通の利便性を生かしつつ、県庁所在地にふさわしい商業・業務・教育・文化・交流・居住などの機能の充実に取り組むことで、便利で魅力的な市街地の形成を図り、まちなか居住を促進します。

また、中心市街地以外の市街化区域\*<sup>101</sup>においては、主要な鉄道駅やバス停周辺のエリアに地域特性に応じた生活サービス機能を誘導することで、市民生活の利便性を確保します。

市街化調整区域においては、無秩序な宅地の拡散を抑制しつつ、鉄道駅や小学校周辺などの集落拠点に居住と日常生活に必要な機能を緩やかに誘導します。

これらの拠点間を交通ネットワークで結ぶことで、各拠点が相互に機能を補完しあい、市全体としてコンパクトで便利なまちづくりを進めるとともに、各地域においても個性的で魅力的な地域づくりが進み、多様な暮らし方が選択できるまちをめざします。



### 3 土地利用の考え方

多極型のコンパクトなまちづくりの実現に向け、各地域の特性に応じ、次のとおり適切な土地利用を進め、安全で快適な市民生活や効率的な社会経済活動の場を確保します。

#### (1) 都市的土地利用

##### ア 商業・業務系

中心市街地において、市街地再開発\*<sup>103</sup>、都市施設の再整備により市街地の更新を図るとともに、商業、業務、福祉、教育、文化、居住などの多様な機能・サービスの集積を図ります。また、各地域において地域住民の都市活動や日常生活の利便性向上と交流の中心とするために、より一層の機能集積を図ります。

##### イ 工業・流通系

工業地においては、工場施設の誘導を推進するとともに、工場と住宅が共存する複合市街地では、工場の操業環境と住環境の適切な調和を図ります。また、広域的な交通結節性が高いインターチェンジ周辺については、周辺環境などに配慮し、広域ポテンシャルを生かした企業立地を図ります。

##### ウ 住宅系

住宅地においては、空き家等の有効活用や地籍調査\*<sup>192</sup>の推進などに取り組み、既存住宅ストックの活用の推進を図ります。また、住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるよう、日常生活の質を高める住宅市街地づくりを進めます。

#### (2) 自然的土地利用

##### ア 農業系

安定的な農業生産を可能とするために必要な農地を確保し、農業生産基盤の整備、農地・農業用水等の資源の適切な保全管理を進めるとともに、農地の流動化や高度利用を図ります。また、農地の持つ多面的機能の維持や環境へ配慮した環境保全型農業の推進を図り、良好な自然環境を維持する役割も担う優れた農業地域や都市農地の形成と保全を図ります。

##### イ 森林系

森林地は、水源涵養、山地災害防止、保健休養、環境保全などの多面的機能を有することから、無秩序な土地利用を抑制することにより生態系に配慮した良好な自然環境を保全するとともに、市民が自然と触れ合う憩いの場としての適正な活用を図ります。

## 第7章 行政運営の方向性

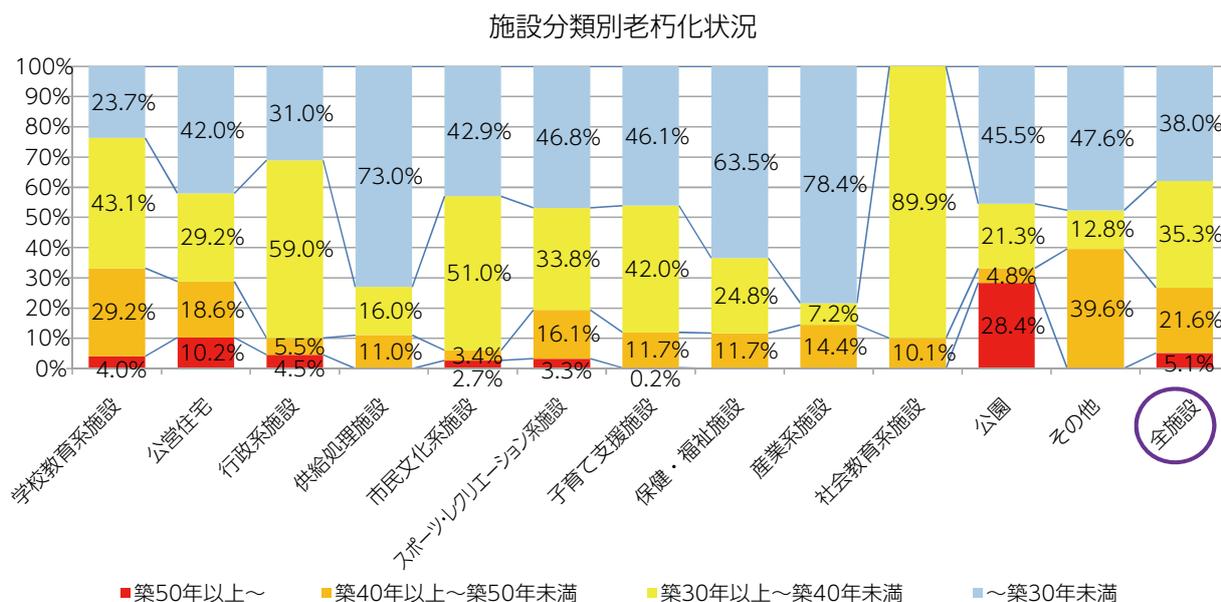
### 1 健全な財政運営の推進

和歌山市では、危機的な財政状況からの脱却をめざし、事務事業の見直しや人件費削減など様々な取組を行ってきました。その結果、一般会計では黒字を維持し、特別会計全体の累積赤字も減少しています。

しかし、特別会計に対し引き続き支援を行う必要があることに加え、少子高齢化を背景とした医療・介護などの社会保障費をはじめとする行政需要は確実に増加すると予想されるとともに、本市の公共建築物については6割以上が建築されてから30年を超えており、今後はこれらの施設の更新や修繕などに要する経費が増大することも見込まれるなど、財政状況はいまだ安心できる水準にはありません。

このような状況にあっても、質の高い市民サービスを引き続き効率的・効果的に提供するとともに本市独自の施策を進めていくためには、より一層、安定した財政構造の構築に向けた健全な財政運営に取り組んでいく必要があります。

そのため、国の補助金等の積極的な活用、市有財産の売却や有効活用等による新たな財源の創出、市税等の徴収強化などの歳入の確保に取り組みます。また、歳出抑制につなげるため、公共施設の統廃合を含めた規模適正化、長寿命化等による総更新費用の平準化や管理経費の抑制などに努めるとともに、特別会計の経営健全化に取り組みます。



## 2 多様な主体による協働\*<sup>49</sup>・連携の推進

社会経済状況や人々のライフスタイルの変化に伴い、市民の求めるサービスは、今後ますます多様化・複雑化していくものと考えられます。

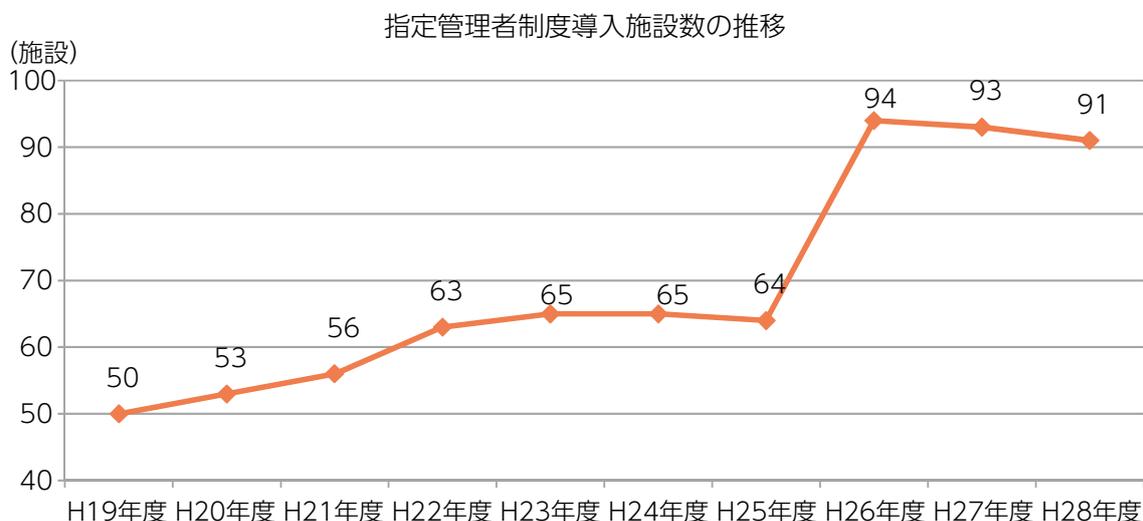
限られた経営資源でこうした市民ニーズに的確かつ柔軟に対応するためには、多様な主体が、より幅の広い視点で公共を担っていく必要があり、市民、NPO、民間事業者、教育機関などが協力し、地域の課題に対応することが重要となります。

そのため、市民等に対し、市政情報の公開・共有に努め、市政への積極的な参画を促すとともに、新たな担い手と行政が互いの役割と責任を認識しながら連携できる環境を整備し、市民サービスの質の向上と行政の効率化を図ります。

また、和歌山県との連携はもとより、自治体共通の行政課題に対応するため、周辺自治体との連携を深め、連携中枢都市圏\*<sup>272</sup>の形成も視野に入れつつ広域的な取組を強化していきます。

## 3 業務改革の推進

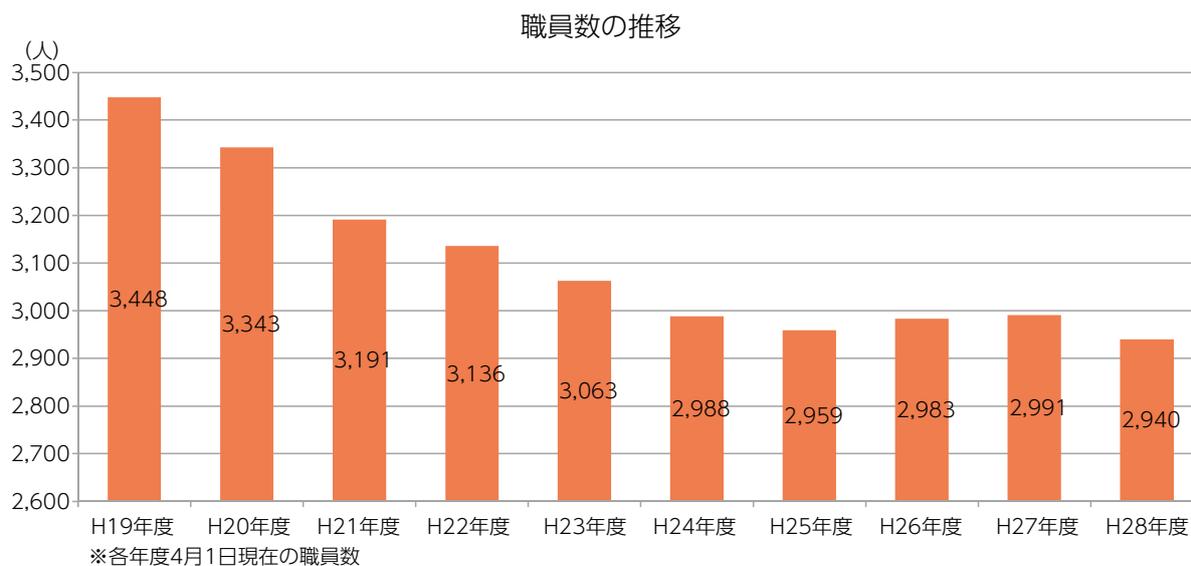
将来にわたり安定的かつ持続的に質の高い市民サービスを提供していくためには、限られた財源や人材を効率的、効果的に活用していく必要があります。そのため、施策の進捗状況や成果について検証するとともに、事務事業の必要性・有効性・効率性などについても検証・分析を行い、不断の見直し・改善に取り組めます。また、民間との適切な役割分担のもと、コスト削減やサービス向上が期待できるものは、施設や業務の性質を見極めた上で、PFI\*<sup>235</sup>手法や指定管理者制度の活用、民間委託の拡大に取り組むなど、民間の活力やノウハウを有効に活用していきます。



#### 4 効率的な組織体制の構築と人材育成の推進

これまでの行財政改革において定員適正化計画を着実に進め、職員数は平成19年度（2007年度）から平成28年度（2016年度）までの10年間に3,448人から2,940人まで508人削減しました。

このような状況の中、多様化、複雑化する行政課題に加え、新たな課題や国・県の制度変更にも的確に対応していく必要があります。そのためには、多様な課題に柔軟かつ迅速に対応できる組織体制の構築と職員の意欲向上、能力開発など人材育成を行うとともに、組織や個人の目標を定め、目標管理による組織マネジメントを強化し、効率的な行政運営を行います。



# 各論

## 分野別目標1

安定した雇用を生み出す産業が元気なまち

## 分野別目標2

住みたいと選ばれる魅力があふれるまち

## 分野別目標3

子供たちがいきいきと育つまち

## 分野別目標4

誰もが安心して住み続けられる持続可能なまち

# 各論の紙面構成

**めざす10年後の姿**  
この施策を進めることにより、10年後どのような状態になっていることをめざすのかを記述しています。

**施策のタイトル**  
この施策の施策体系の中での位置を示しています。

**施策 1-1-1 地域を支える既存産業の振興**  
**〈めざす10年後の姿〉**  
地元和歌山産の魅力的な商品・サービス等の充実により市民の市産品に対する愛着が増し、市内消費が拡大するとともに、自社ブランドや地域ブランドが創出され、新たな市場での販路が開拓されている。



吊り編みニット製造工場

**取組方針**  
「めざす10年後の姿」を実現するために、主に市（行政）が行うべき取組の方向性を記述しています。

**強みを次世代に引き継ぐための中核的企業の発掘と成長促進**  
企業訪問を積極的に行い、本市の産業振興の基礎となる企業情報の収集を強化し、収集した中小企業への波及効果が高いと考えられる支援策や支援対象企業の検討を行います。またとして発展が見込まれる企業に対し、新たなビジネスチャンスの創出等により成長新製品の開発、販路開拓、他企業との連携に関して、国や県の施策の活用を含め

**まちづくり指標**  
「めざす10年後の姿」の達成度を測るため、施策単位で1つもしくは2つの指標を設定し、計画期間中に達成をめざす目標値を記述しています。

**伝統ある産業の持続的な発展をめざすためのブランド化**  
繊維、木材、家具、皮革などの地場産業<sup>\*114</sup>について、技術革新やデザイン性等の高い製品の開発を促進し、付加価値の高いものづくりを支援します。また、見本市や展覧会への出展、その他PRの強化を図るとともに、県等と連携しながら海外の展示会への出展を支援するなど、海外での販路開拓を促進します。さらに、海外製品等との差別化を図り、競争力を高める自社ブランド・地域ブランドの創出を図る企業を積極的に支援します。

**生活を支えるサービス産業の生産性向上**  
労働生産性<sup>\*273</sup>を高めるため、先進的な取組事例等の導入や研修会の開催等を支援し、競争力を高めた集客力向上の取組をはじめとする多様なニーズへの対応やサービス取組を促進するとともに、まちづくり会社<sup>\*255</sup>や商店街、商工会議所と相互に連携による多様なサービスの提供による商業の活性化を図ります。中央卸売市場の再整備については、コールチェーン<sup>\*78</sup>の導入による生鮮食料品等の品質管理の実現や、市場の現状を考慮した機能的でコンパクトな施設をめざすとともに、市民からも親しまれる市場づくりに努めます。

まちづくり指標	基準値	目標値 (H38年)
粗付加価値額 <sup>*9</sup>	5,691億円 (H26年)	6,412億円
サービス産業の労働生産性	402万円/人 (H24年) (※485万円/人)	全国平均

※は全国平均 (H24年)



**各主体の役割**  
「めざす10年後の姿」を実現するために、市民、地域（自治会など）、施策に関係するNPOや事業者などの役割を記述しています。



紀州筆筒

役各主体割の	市民	地元産品の購入に努め、地産地消を推進する。
	地域・NPO等	魅力ある商店街づくりや人材育成に取り組む。
	事業者	海外製品等との差別化を図り、多様なニーズへの対応やサービス提供に取り組む。
関係部	産業部 農林水産部	<b>関係部</b> この施策を実施するにあたり関係する市役所の部名を記述しています。
関連する個別計画	和歌山市産業振興ビジョン わかやまリノベーション推進計画	<b>関連する個別計画</b> この施策に関連する市（行政）が策定した個別の計画名を記述しています。

## 分野別目標1

# 安定した雇用を生み出す 産業が元気なまち

### 1-1 地域を支える既存産業の振興

#### 1-1-1 地域を支える既存産業の振興

### 1-2 新たな事業の創出と産学官金・異業種連携の促進

#### 1-2-1 新たな事業の創出と産学官金・異業種連携の促進

### 1-3 農林水産業の活性化

#### 1-3-1 農林業の振興

#### 1-3-2 水産業の振興

### 1-4 観光の稼ぐ力の強化

#### 1-4-1 観光客受入体制の整備

#### 1-4-2 観光客の誘致

### 1-5 国際交流の推進

#### 1-5-1 国際交流の推進

#### 1-5-2 国際戦略の推進

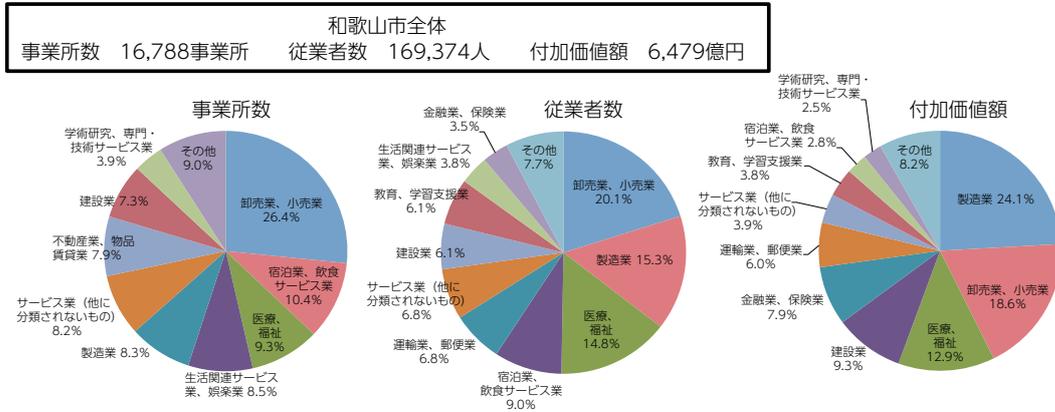
### 1-6 産業を支える「人」の確保

#### 1-6-1 産業を支える「人」の確保

・現状と課題・

1-1 地域を支える既存産業の振興

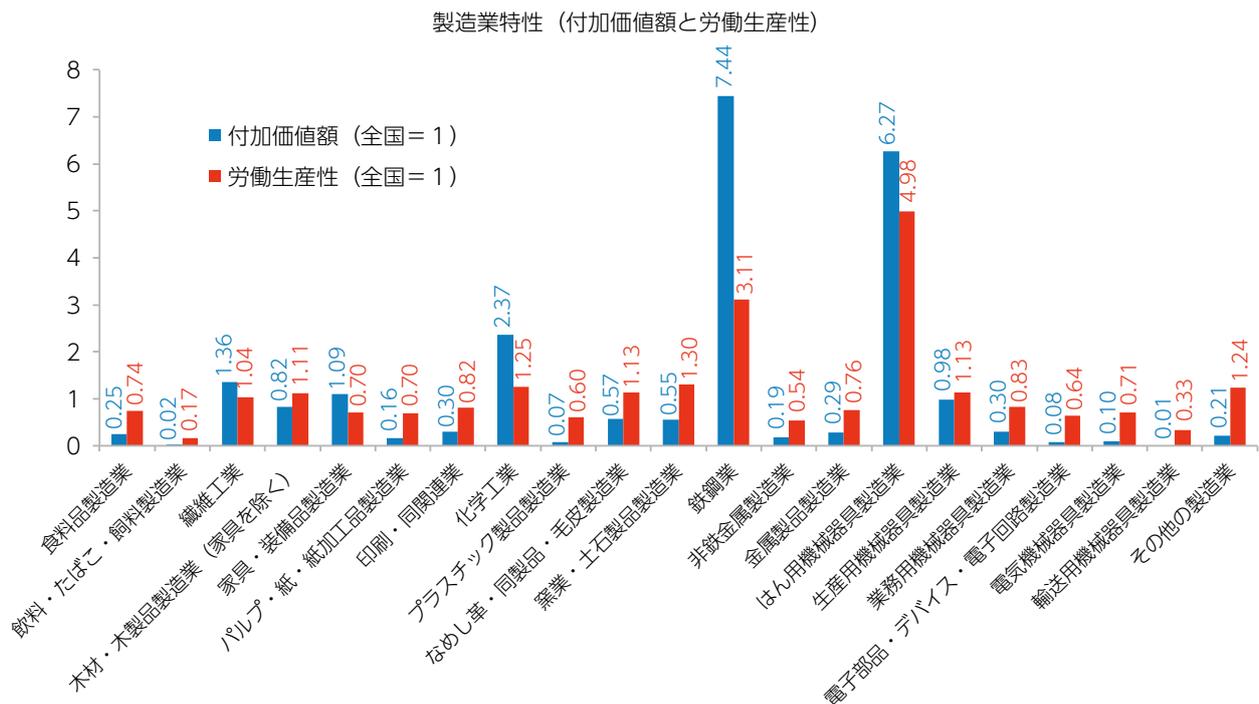
本市の産業構造は、事業所数・従業者数では卸売業・小売業の占める割合が、付加価値額\*<sup>240</sup>では製造業の占める割合が最も高くなっており、域外から多くの資金を獲得する製造業と、多くの雇用を創出し日常生活に密接に関連した小売業をはじめとするサービス産業が本市の経済を支えています。



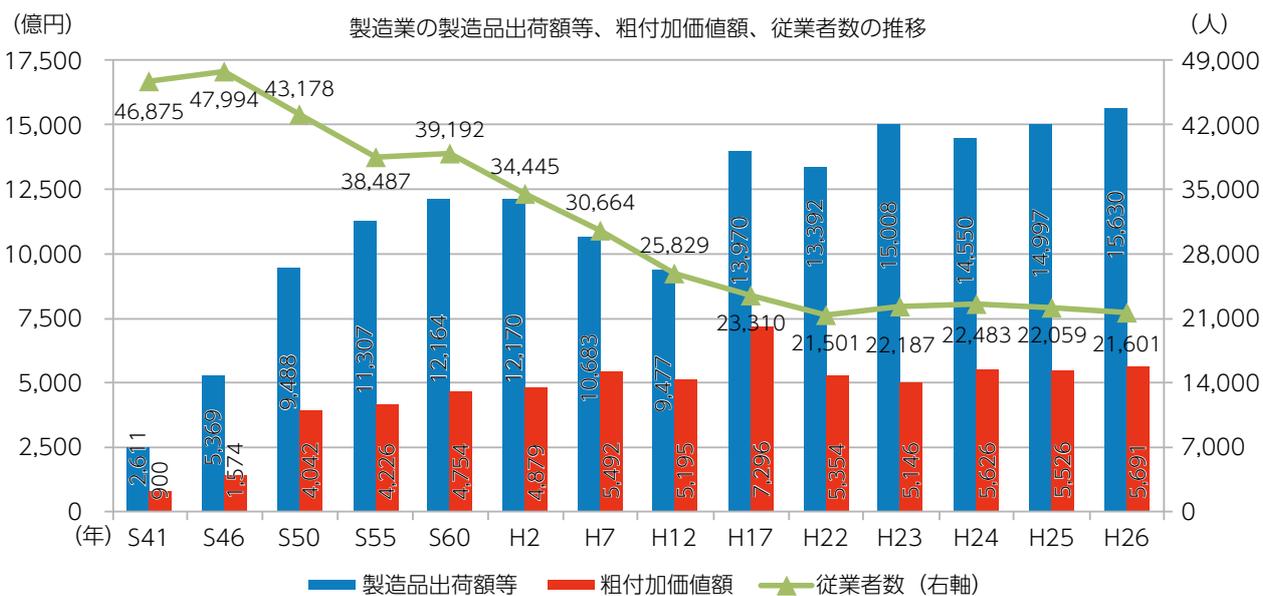
出所 総務省「平成24年経済センサス活動調査 (付加価値額)」、「平成26年経済センサス基礎調査 (事業所数、従業者数)」

本市では、製造業の付加価値額の割合や労働生産性\*<sup>273</sup>が全国水準を上回るなど、競争力の高い製造業が集積しています。特に、化学工業・鉄鋼業・はん用機械器具製造業は、全国水準に比べ、付加価値額の割合が高く、本市の主要産業となっています。製造業について長期的にみると、従業者数は減少していますが、製造品出荷額等、粗付加価値額\*<sup>9</sup>ともに増加傾向にあります。高い技術力を持った企業の持続的な発展に向けた支援を行うとともに、本市の経済への波及効果が大きい中核的企業の発掘と成長促進が必要となります。

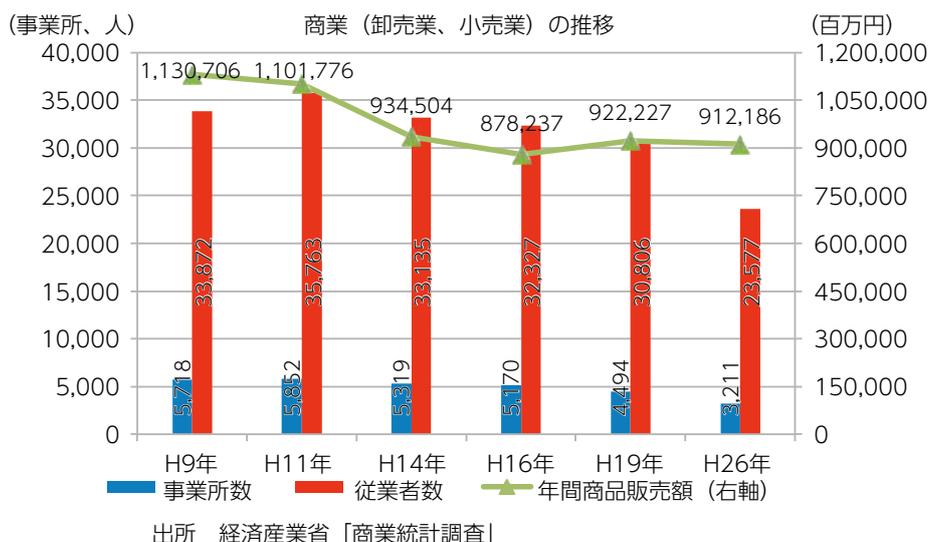
一方、市内には、繊維工業など地域に根ざした地場産業\*<sup>114</sup>が古くから集積していますが、基礎素材\*<sup>39</sup>・中間財\*<sup>195</sup>生産のウェイトが大きく、十分な付加価値や認知度を得られていないという課題を抱えています。磨いた技術力やデザイン力により生み出した製品を自社ブランドや地域ブランドとして確立し、付加価値の更なる向上を図る必要があります。

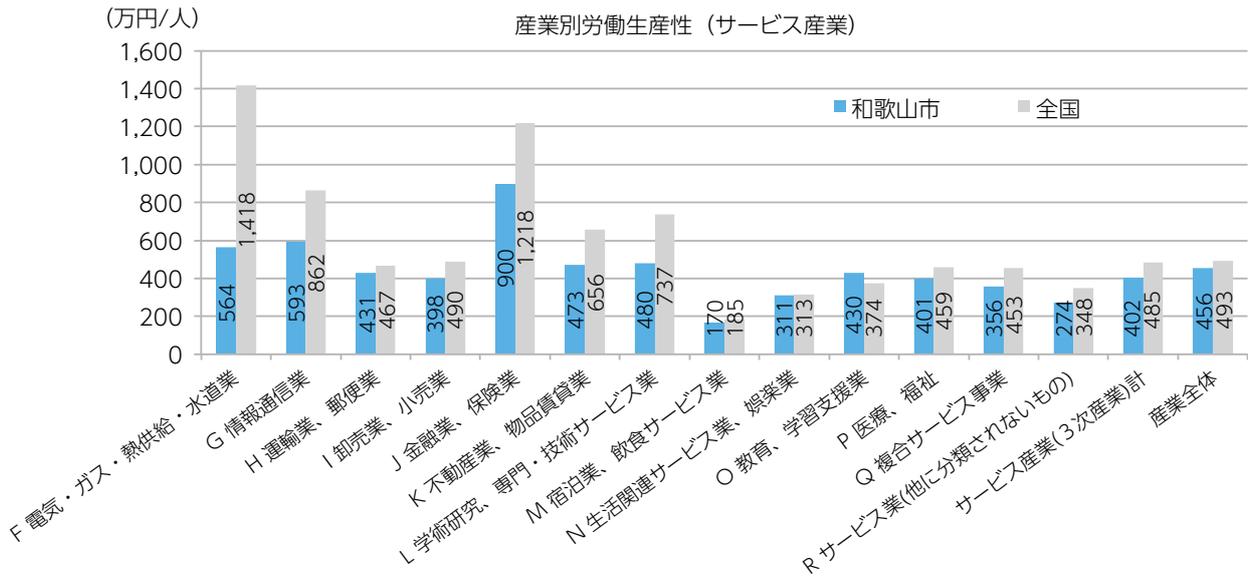


出所 経済産業省「平成26年工業統計調査」を基に和歌山市作成



本市のサービス産業における事業所数・従業者数・付加価値額は、いずれも卸売業・小売業の占める割合が最も高くなっています。しかし、周辺市町村の発展等に伴う商圈の縮小、郊外への大型店の出店によって、市内中心部の商業地域の衰退などが進み、卸売業・小売業の事業所数、従業者数、年間商品販売額はいずれも減少傾向にあります。また、本市のサービス産業の労働生産性は、全国水準を下回っていますが、主な産業である卸売業・小売業や医療・福祉の労働生産性の低さが大きな要因です。地域資源の活用等により魅力的な商品・サービスを生み出し域内消費の拡大を図るとともに、ICT<sup>\*1</sup>の活用等による業務の効率化を図るなど、サービス産業の生産性を向上するための取組が必要です。





出所 総務省「平成24年経済センサス活動調査」を基に和歌山市作成

## 1-2 新たな事業の創出と産学官金・異業種連携<sup>\*95</sup>の促進

本市は、開業率と廃業率がともに全国平均より低く、産業の新陳代謝が進みにくい状況にあります。創業者の育成や事業承継の円滑化、第二創業<sup>\*178</sup>への活性化に向けた取組を進めるとともに、産業間・産学官金等の連携を促進することにより、新たなイノベーション<sup>\*13</sup>が起こりやすい環境づくりを進める必要があります。

また、本市は国際拠点港湾<sup>\*80</sup>である和歌山下津港を有し、関西国際空港に近いという立地の優位性に加え、第二阪和国道<sup>\*179</sup>や京奈和自動車道<sup>\*58</sup>の整備が進められ、大阪・奈良・京都・名古屋など各方面へのアクセスが向上するなど、利便性の高いエリアとなっていることから、この強みを生かし総合的に企業立地を進める必要があります。

開業率と廃業率

	開業率	廃業率
全国	6.33%	6.75%
和歌山県	4.24%	5.80%
和歌山市	5.33%	6.26%

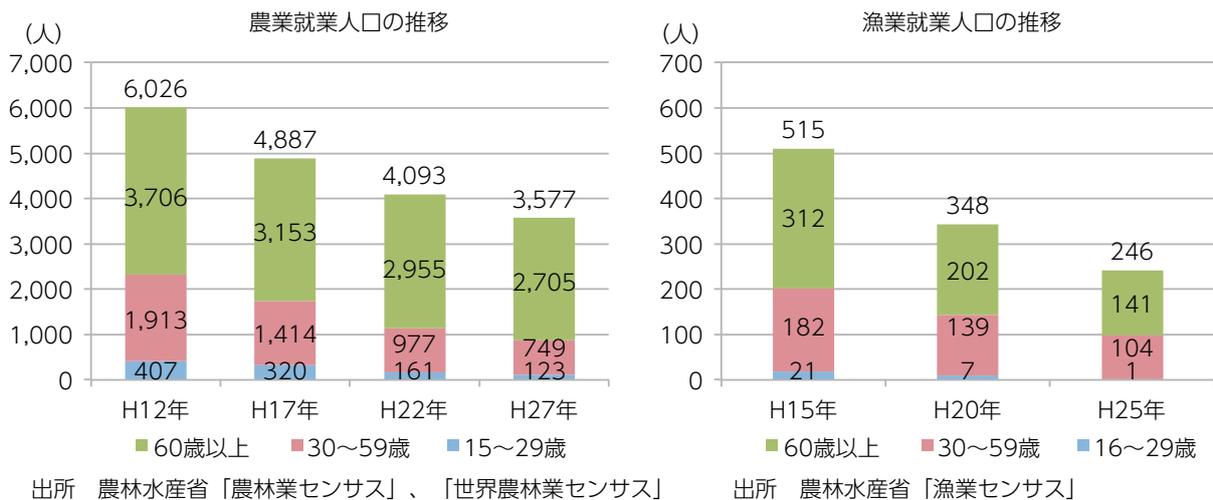
出所 総務省「平成24年経済センサス活動調査」、「平成26年経済センサス基礎調査」を基に和歌山市作成

## 1-3 農林水産業の活性化

本市の農業は、水稻を中心に野菜・果樹を取り入れた複合経営を営み、沿岸部に広がる砂地農業地帯での大根やショウガなどの根茎菜をはじめ、紀の川の両岸に広がる水田地帯の米とキャベツ、はくさい等の裏作野菜の栽培など、都市近郊型農業<sup>\*214</sup>として近代化を進めてきましたが、近年農業就業人口、農産物出荷量とも減少が続いています。就業者のうち、60歳以上の割合が平成17年（2005年）から平成22年（2010年）の間で64.5%から72.3%へと増加し、農業者の高齢化や後継者不足に加え、都市化に伴う農地の減少や耕作放棄地<sup>\*69</sup>の増加という課題を抱えています。

また、本市の漁業も就業人口が減少しており、高齢化と後継者不足が問題となっています。特産物としてシラス、アジアカエビ、マダイなどがあるものの、シラスについては数年で漁獲高が大きく減少するなど、水産資源・漁場の減少等の漁場環境の変化による漁業生産量が減少しているため、つくり育て管理する漁業を推進する必要があります。

将来の地域を担う農業、漁業の担い手の育成・確保を推進するとともに、6次産業化<sup>\*275</sup>や農商工連携<sup>\*229</sup>による地域内生産物等の高付加価値化・生産性の向上に向けた取組を推進し、経営基盤の強化を図る必要があります。また、国際競争の激化に的確に対応し、国際市場において確固たる地位を確立するためにも、強い農林水産業づくりが求められています。

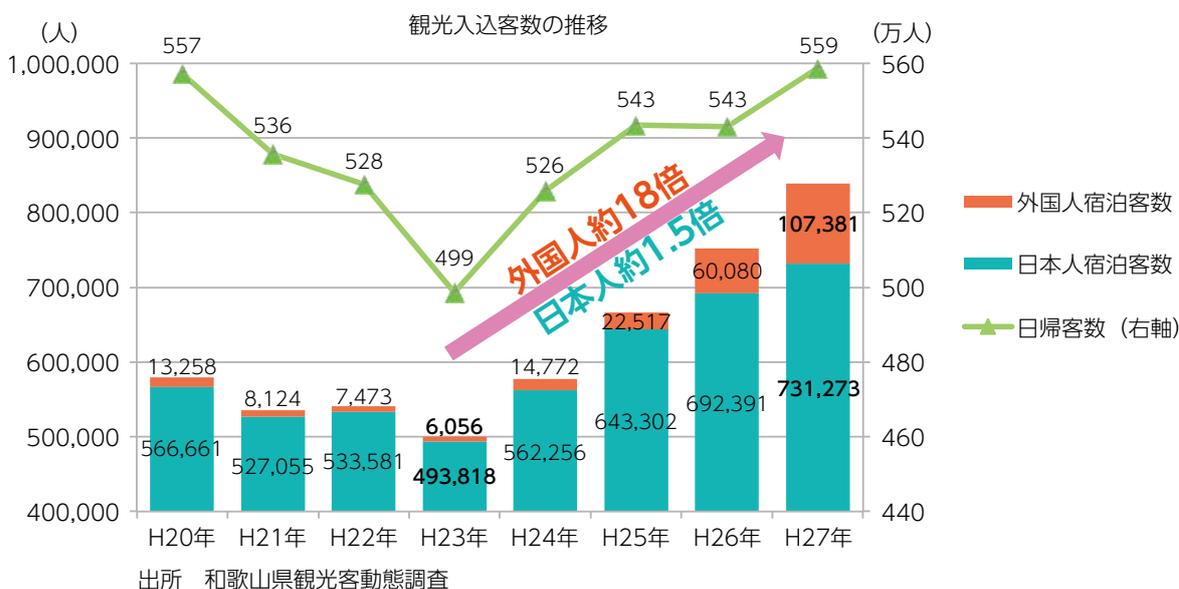


### 1-4 観光の稼ぐ力の強化

本市には、史跡<sup>\*106</sup> 和歌山城、加太・友ヶ島に代表される、自然、歴史・文化などに関する魅力的な観光資源が豊富に存在します。これらの資源をより魅力のあるものに整備し、活用するとともに、市民等の郷土愛を育み、おもてなし力と発信力の向上を図り、観光客が安心して快適に周遊・滞在できる受入体制の整備を進める必要があります。また、地域資源の洗い出しや地域の特性を生かした魅力的な観光滞在プログラム等の造成による地域ブランド力の強化を図るとともに、効果的な観光プロモーションや広域連携により観光客誘致を進める必要があります。

さらに、観光客の来訪を消費の増加に結びつけることで、地域経済における需要の縮小を補完する役割が期待できるため、滞在型旅行商品<sup>\*177</sup>の造成などの取組を進め、観光消費の拡大に努める必要があります。

本市の近年の観光入込客数は、平成23年（2011年）以降増加が続いています。その増加を支えているのが、外国人観光客の急増であり、平成27年（2015年）中の外国人宿泊客数は約11万人で、前年比で約1.8倍、平成23年（2011年）比では約1.8倍にのぼります。外国人観光客による経済効果は大きいと、戦略的な分析に基づくターゲットの設定によるPRや商品づくりなどの取組を行い、関西国際空港からのアクセスの良さ等の長所を生かしながら、外国人観光客の増加による更なる観光消費の拡大に努める必要があります。



### 1-5 国際交流の推進

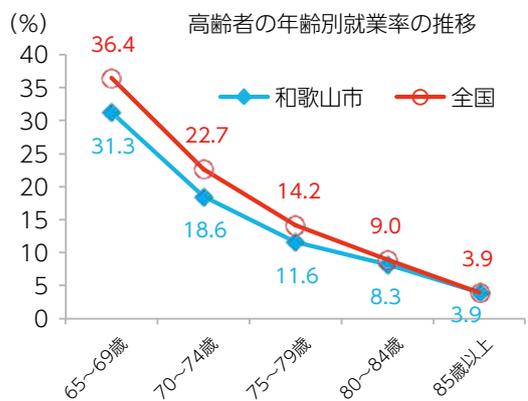
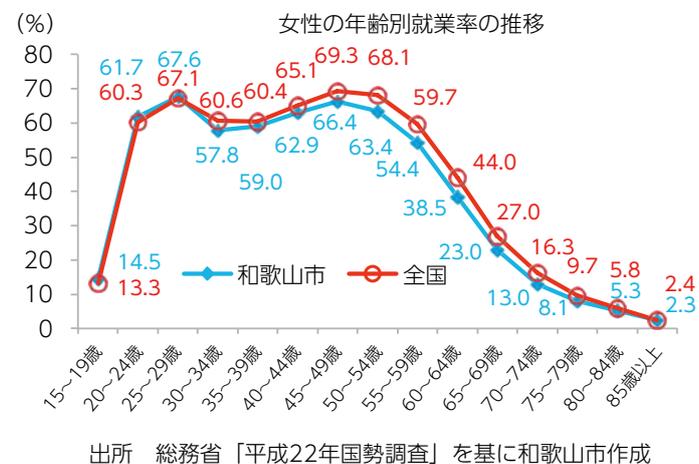
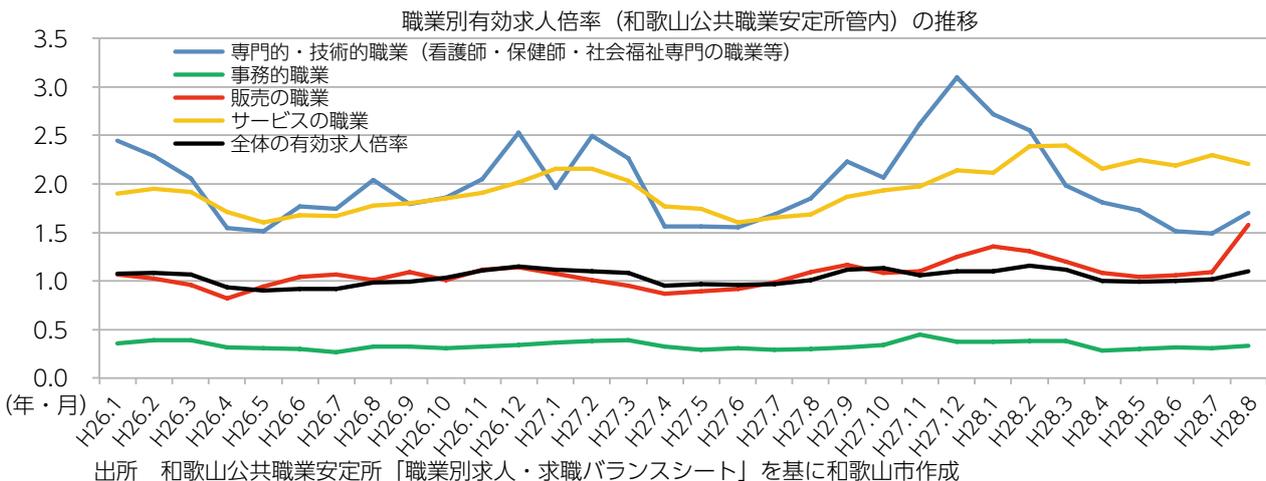
本市の平成28年(2016年)4月現在の在住外国人人口は3,281人であり、地域社会の活性化に向け、多様な文化を持つ人々を含めた市民が共生できるまちづくりへの取組を進める必要があります。市民の国際感覚を醸成し、相互理解を深めていくために、定期的な親善訪問に加えて、民間交流や青少年交流など有意義な交流事業を行うなど、諸外国との文化交流、観光交流などを促進させるための方策を講じ、民間主体の交流の促進を図ります。

また、国の垣根を越えた経済活動が活発化する中、国際競争力を強化する必要がありますが、本市の魅力・地場産品が海外において十分な評価が得られていないため、魅力発信や販路拡大に向け、総合的な国際戦略を推進する必要があります。

### 1-6 産業を支える「人」の確保

和歌山公共職業安定所管内の有効求人倍率<sup>\*265</sup>は、平成22年(2010年)から年々上昇している一方、本市では、市内に大学が少ないこと等により若年層が市外に転出し、事業所では人材の高齢化等による人材不足が懸念されています。また、専門的・技術的職業の有効求人倍率が高水準であり人材不足が顕著となっている一方で、事務的職業では求人数の2倍以上の求職者がいるなど、労働市場のミスマッチ<sup>\*274</sup>が生じていることに加え、女性及び高齢者の就業率、女性の正規雇用率が低い状況となっています。

このため、企業見学会の開催、インターンシップ<sup>\*14</sup>の充実等により人材の確保や専門性の高い人材の育成に努めるとともに、働く意欲のある高齢者や女性等のニーズに応じた就労支援や雇用環境の整備を推進する必要があります。また、労働者福祉の充実、労働環境の向上に取り組み、誰もが働きやすい環境づくりを進める必要があります。



- 分野別目標1 安定した雇用を生み出す産業が元気なまち
- 政策 1-1 地域を支える既存産業の振興
- 施策 1-1-1 地域を支える既存産業の振興



吊り編みニット製造工場

〈めざす10年後の姿〉

地元和歌山産の魅力的な商品・サービス等の充実により市民の市産品に対する愛着が増し、市内消費が拡大するとともに、自社ブランドや地域ブランドが創出され、新たな市場での販路が開拓されている。

取組方針1 製造業の強みを次世代に引き継ぐための中核的企業の発掘と成長促進

企業訪問を積極的に行い、本市の産業振興の基礎となる企業情報の収集を強化し、収集した中小企業情報をもとに、地域経済への波及効果が高いと考えられる支援策や支援対象企業の検討を行います。また、本市の中核的企業として発展が見込まれる企業に対し、新たなビジネスチャンスの創出等により成長の促進を図るため、新製品の開発、販路開拓、他企業との連携に関して、国や県の施策の活用を含めた支援に取り組みます。

取組方針2 歴史と伝統ある産業の持続的な発展をめざすためのブランド化

繊維、木材、家具、皮革などの地場産業<sup>\*114</sup>について、技術革新やデザイン性等の高い製品の開発を促進し、付加価値の高いものづくりを支援します。また、見本市や展覧会への出展、その他PRの強化により認知度の向上を図るとともに、県等と連携しながら海外の展示会への出展を支援するなど、海外を含む新たな市場での販路開拓を促進します。さらに、海外製品等との差別化を図り、競争力を高めるため、企画提案型で自社ブランド・地域ブランドの創出を図る企業を積極的に支援します。

取組方針3 地域の生活を支えるサービス産業の生産性向上

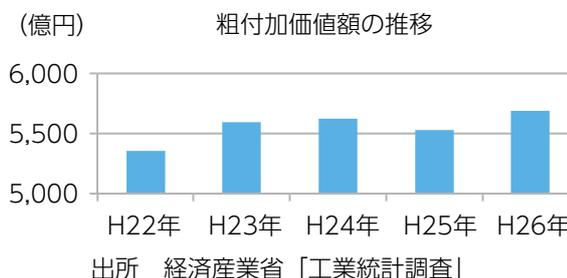
サービス産業の労働生産性<sup>\*273</sup>を高めるため、先進的な取組事例等の導入や研修会の開催等を支援します。また、個店の魅力を高めた集客力向上の取組をはじめとする多様なニーズへの対応やサービスの差別化等に関する取組を促進するとともに、まちづくり会社<sup>\*255</sup>や商店街、商工会議所と相互に連携し、多様なサービスの提供による商業の活性化を図ります。中央卸売市場の再整備については、コールドチェーン<sup>\*78</sup>の導入による生鮮食料品等の品質管理の実現や、市場の現状を考慮した機能的でコンパクトな施設をめざすとともに、市民からも親しまれる市場づくりに努めます。

まちづくり指標	基準値	目標値 (H38年)
粗付加価値額 <sup>*9</sup>	5,691億円 (H26年)	6,412億円
サービス産業の労働生産性	402万円/人 (H24年) (※485万円/人)	全国平均

※は全国平均 (H24年)



紀州单笥



役各主体の割	市民	地元産品の購入に努め、地産地消を推進する。
	地域・NPO等	魅力ある商店街づくりや人材育成等に事業者と連携して取り組む。
	事業者	海外製品等との差別化を図り、自社ブランドや地域ブランドを創出する。多様なニーズへの対応やサービスの魅力向上に取り組む。
関係部	産業部 農林水産部	
関連する個別計画	和歌山市産業振興ビジョン わかやまリノベーション推進指針	

分野別目標1	安定した雇用を生み出す産業が元気なまち
政策 1-2	新たな事業の創出と産学官金・異業種連携の促進
施策 1-2-1	新たな事業の創出と産学官金・異業種連携 <sup>*95</sup> の促進



創業セミナー

〈めざす10年後の姿〉

業種の垣根を越えた共同開発や取引など有機的なつながりが形成され、新規創業や新たな事業の創出が活発になることで、産業の新陳代謝が進み、経済が活性化されている。

取組方針1 新たな事業の創出と創業者の育成

創業を支援する関係機関と連携し、創業前から創業後に至るまでの各ステージに応じた切れ目のない支援に取り組むとともに、既存企業が新たに取り組むビジネス（第二創業<sup>\*178</sup>）を支援し、新事業の創出を図ります。また、融資制度の充実などにより女性やアクティブシニア<sup>\*7</sup>層の創業を促進するとともに、遊休不動産の再生や利活用<sup>\*263</sup>を図る取組を支援するなど、市内で起業しやすい環境を整備します。

取組方針2 地域特性を生かしたコラボレーションの促進

化学、繊維、皮革といった地場産業<sup>\*114</sup>の集積を生かした製造業等の企業間連携による新商品開発等を支援することにより、地域ブランドの創出と競争力の強化を図ります。また、異業種交流の場の提供、企業訪問等によるコーディネート機能の強化を図り、企業間・産業間・産学官金労連携を促進し、新たなイノベーション<sup>\*13</sup>が起ころしやすい環境づくりを進めます。さらに、日頃関わることの少ない第1次、第2次、第3次産業者相互のマッチングやネットワークづくり、販路開拓を支援することで、6次産業化<sup>\*275</sup>を推進します。

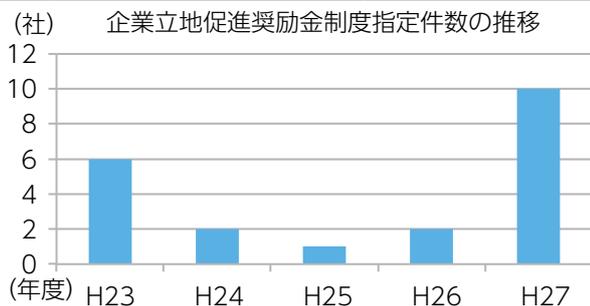
取組方針3 和歌山の魅力を総動員した企業立地の推進

企業立地に必要な情報を収集するため、金融機関・シンクタンク<sup>\*151</sup>や県との連携を図るとともに、交通アクセスや基幹道路網<sup>\*36</sup>、工業用水道など充実した産業基盤に加え、都市部と比較した暮らしやすさなど、多角的な視点から本市の持つ魅力を首都圏等において発信します。また、利便性の高いインターチェンジ周辺等に、新たに企業立地の促進を図るとともに、新規立地や事業規模を拡大しやすい環境を整備するため、企業立地に関するワンストップ窓口の活用や企業立地促進奨励金制度<sup>\*37</sup>の充実、誘致した企業への継続的な支援、規制緩和等新たな企業支援施策にも取り組みます。

まちづくり指標	基準値	目標値（H38年度）
創業件数	83件（H27年度）	680件（10年間の累計）
企業立地による新規雇用者数	51人（H25年度） ※H25年度に企業立地の指定を受けた企業が新規に雇用した人数	840人（10年間の累計）



企業立地協定調印式



の各主体	市民	強みや特色のある本市事業者の産品を積極的に活用する。
	事業者	市や産業関係団体が行う産業の振興に関する事業を積極的に活用するなど、新しいことにチャレンジする意欲を持つ。

関係部	産業部 農林水産部
-----	-----------

関連する個別計画	和歌山市産業振興ビジョン 和歌山市創業支援事業計画 わかやまリノベーション推進指針
----------	---

**分野別目標 1** 安定した雇用を生み出す産業が元気なまち

**政策 1-3** 農林水産業の活性化

**施策 1-3-1** **農林業の振興**

**〈めざす10年後の姿〉**

農林業が魅力ある産業になり、農業所得の向上が図られ、農林業経営が安定しているとともに、農地の保全が図られている。



寒玉キャベツと打ち抜き井戸

**取組方針 1 担い手の育成・確保**

認定農業者<sup>\*226</sup>や認定新規就農者<sup>\*225</sup>の育成を図るため、継続的な支援を行います。また、意欲ある農業者の法人化に向けた取組を支援するとともに、多様な主体による農業の担い手の育成・確保を図ります。

**取組方針 2 農地の保全と生産基盤の充実**

農地や農道、農業水利施設等の農業生産基盤や関連施設の維持・整備を図るとともに、農業振興地域整備計画<sup>\*227</sup>の適切な運用に基づき、優良農地<sup>\*266</sup>を確保し、適正な農地管理を図ります。また、農地中間管理機構<sup>\*230</sup>と連携するなど、担い手への農地利用集積を推進するとともに、遊休農地の発生防止と解消に取り組めます。

**取組方針 3 豊かな産地の育成**

消費者ニーズと合致した高付加価値作物の研究・普及を関係機関と連携して行い、ブランド化を図ります。また、国・県等の制度を活用し、農業用機械や生産施設の導入を支援し、農業の効率化を促進するとともに、水田の高度利用による施設野菜や露地野菜の生産拡大を図り、複合経営への転換を図ります。

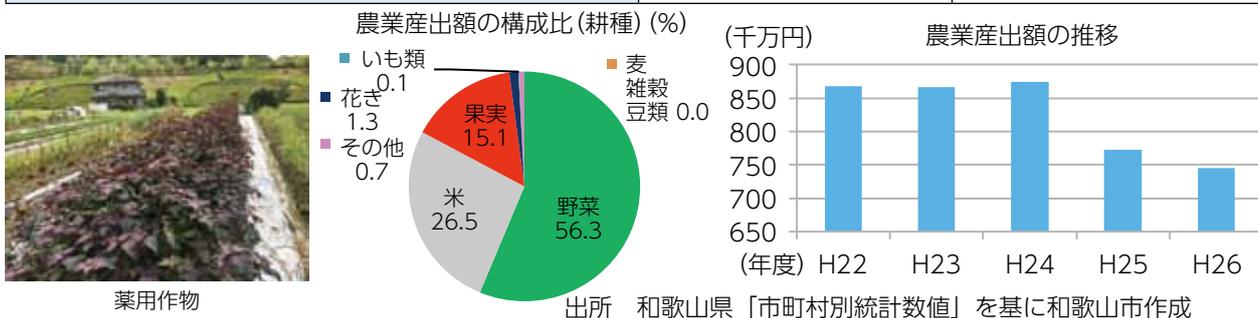
**取組方針 4 農業と環境の共生**

農業・農村の多面的機能<sup>\*228</sup>の発揮や有機栽培<sup>\*262</sup>など環境に配慮した取組を支援するとともに、市民農園や体験型農園などにより市民が農業や自然に接する機会を提供します。また、有害鳥獣<sup>\*261</sup>の被害防止対策を推進します。

**取組方針 5 農業振興のためのネットワーク強化**

農産物の付加価値を高める農産加工を促進することにより6次産業化<sup>\*275</sup>や農商工の連携を強化します。また、イベント開催やPRなどにより本市農業に関する情報を国内外へ向けてセールスするとともに、グリーンツーリズム<sup>\*54</sup>について検討を進めます。さらに、食育<sup>\*148</sup>と連携した地産地消を推進します。

まちづくり指標	基準値 (H26年度)	目標値 (H38年度)
農業産出額	745千万円	745千万円



の各主体	市民	自然や農業への理解を深め、地産地消を心がける。
	事業者	生産性と収益性の高い農業の確立、地域農産物のPRに努め、担い手の確保に取り組む。

関係部	農林水産部 産業部 農業委員会事務局
-----	--------------------

関連する個別計画	和歌山市産業振興ビジョン 和歌山市農業振興基本計画 和歌山市農業振興地域整備計画
----------	--

- 分野別目標1 安定した雇用を生み出す産業が元気なまち
- 政策 1-3 農林水産業の活性化
- 施策 1-3-2 水産業の振興



増殖場設置

〈めざす10年後の姿〉

つくり育て管理する漁業を推進することにより、魅力的な水産物が安定的に供給され、漁業従事者の生活が安定している。

取組方針1 つくり育て管理する漁業の推進

水産資源の増殖をめざし、ヒラメ・マダイ等の中間育成<sup>\*197</sup>と種苗放流<sup>\*127</sup>を行うとともに、漁業者が行うアサリ等の増殖事業に対し支援を行うなど、とる漁業からの転換を推進します。また、漁場の生産力を高めるため、人工魚礁<sup>\*155</sup>等を設置し漁場の整備を推進します。

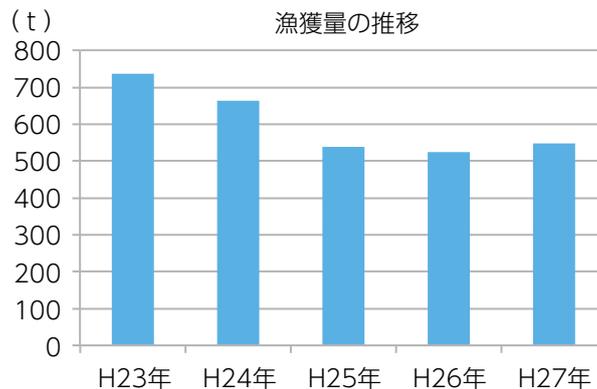
取組方針2 漁業経営の安定化の推進

新技術導入などにより水産物の高付加価値化と水産加工品の品質向上に取り組むことで、漁業経営の安定化をめざすとともに、後継者や担い手の育成を推進します。また、ブランド化や地元水産物のPRにより、魚食普及と地産地消の推進に取り組みます。

取組方針3 漁業を取り巻く環境の整備・保全

漁業環境の整備を図るとともに、漁港機能の充実と維持管理に努めます。また、漁港施設を有効活用したマリレジャーとの共存を図り、海洋レクリエーション機能<sup>\*26</sup>の充実を図ります。

まちづくり指標	基準値 (H27年)	目標値 (H38年)
漁獲量	547.4t	547.4t



種苗放流 (マダイ)



雑賀崎漁港での鮮魚の直接販売

の各 役主 割体	市民	自然や水産業への理解を深め、地元水産物の消費拡大に努める。
	事業者	禁漁区及び期間を設定し水産資源の保護に努める。また、水産物のブランド化や魚食の普及、加工品開発に取り組む。
関係部	農林水産部 産業部	
関連する個別計画	和歌山市産業振興ビジョン	

- 分野別目標1 安定した雇用を生み出す産業が元気なまち
- 政策 1-4 観光の稼ぐ力の強化
- 施策 1-4-1 観光客受入体制の整備



わかちか広場のリニューアル

〈めざす10年後の姿〉

市民・事業者・行政による心のこもったおもてなしや魅力的な観光資源により、観光客が気軽に訪れ、安全、快適に旅を楽しんでいる。

取組方針1 おもてなし力の強化

事業者や市民を対象に、接客や観光への啓発などの研修を行うことで、おもてなし力の向上を図るとともに、地域への愛着を育みます。また、着地型観光<sup>\*194</sup>のコーディネーターが可能な人材の育成により、あらゆる主体による観光施策を展開し、すべての観光客が安全、快適に楽しんでいただけるよう努めます。

取組方針2 観光基盤の充実

案内機能や公共交通等の交通機能を充実させることにより利便性・快適性の向上に努めるとともに、外国人観光客に対する外国語表記案内や公衆無線LAN<sup>\*71</sup>環境の整備等により、市内の観光基盤の保全・充実に努めます。また、わかちか広場を整備し、観光拠点としての活用を図ります。

取組方針3 観光資源の魅力向上

二の丸御殿（大奥）<sup>\*221</sup>の復元や扇の芝<sup>\*22</sup>の整備など、和歌山城及び周辺整備を進め、歴史・文化が薫る城下町としての魅力向上に取り組みます。また、友ヶ島やサイクリングロード、中央卸売市場に隣接する道の駅の地域振興施設の整備などに取り組みるとともに、統合型リゾート（IR）<sup>\*207</sup>の誘致の検討を進めます。

取組方針4 地域資源を活用したブランド力の強化

大学、鉄道事業者、旅行会社等の関係機関と連携し、地域資源の洗い出しと再評価を行い、魅力的な着地型旅行商品等を造成するとともに、和歌浦をテーマにした日本遺産<sup>\*222</sup>の認定をめざすなど、本市の地域資源を組み合わせたストーリーづくりに取り組むことで、ブランド力の強化を図ります。

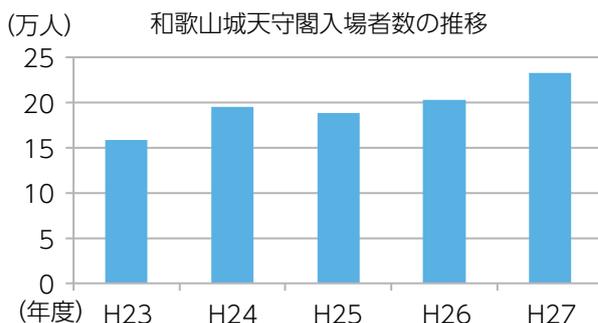
まちづくり指標	基準値（H27年度）	目標値（H38年度）
友ヶ島入島者数	58,718人	96,000人
和歌山城天守閣の入場者数	233,102人	380,000人



和歌山城の魅力向上



友ヶ島の砲台跡



各主体の役割	市民	市内の地域資源に愛着を持ち、観光客に対しおもてなしの心で接する。
	地域・NPO等	地域における観光資源の魅力向上・発信に努める。
	事業者	観光客の立場に立った受入体制の整備に努め、官民一体で満足度向上に取り組む。

関係部	観光国際部 政策調整部 企画部 産業部 農林水産部 道路部 教育総務部 生涯学習部
-----	--

関連する個別計画	和歌山市産業振興ビジョン 史跡和歌山城整備計画
----------	----------------------------

- 分野別目標1 安定した雇用を生み出す産業が元気なまち
- 政策 1-4 観光の稼ぐ力の強化
- 施策 1-4-2 観光客の誘致



外国人観光客に人気のおもてなし忍者

〈めざす10年後の姿〉

国内外からの観光客が増加し、観光消費が増大することで、新たな雇用が創出されるなど市内経済が活性化している。

取組方針1 ターゲットを絞った積極的な観光情報の発信

観光統計<sup>\*32</sup>や経済情勢等に基づくデータ分析、マーケティングを行い、誘客ターゲットを選定した上で、市民や関係団体等と連携し、ターゲットに応じた効果的な情報発信とプロモーションを推進します。

取組方針2 外国人観光客の誘致促進

本市への来訪外国人の大部分を占めるアジア諸国に加え、大きな観光消費が期待できる欧米諸国などターゲットを設定するとともに、それぞれのニーズに応じ、WEB<sup>\*15</sup>やSNS<sup>\*19</sup>を活用した情報発信やプロモーションなどの取組を進め、誘客拡大を図ります。また、ファムトリップ<sup>\*239</sup>を誘致し、旅行会社やブローカー<sup>\*242</sup>を活用した観光客誘致を図ります。

取組方針3 多様な誘致活動の展開

県内外の観光地との広域連携を図り、相互に観光客を誘致する仕組みを構築します。また、関係機関への積極的な働きかけにより、コンベンション<sup>\*92</sup>誘致を推進するとともに、クルーズ船の入港受入体制を強化し、誘致を推進します。

取組方針4 観光客消費喚起の仕組みづくり

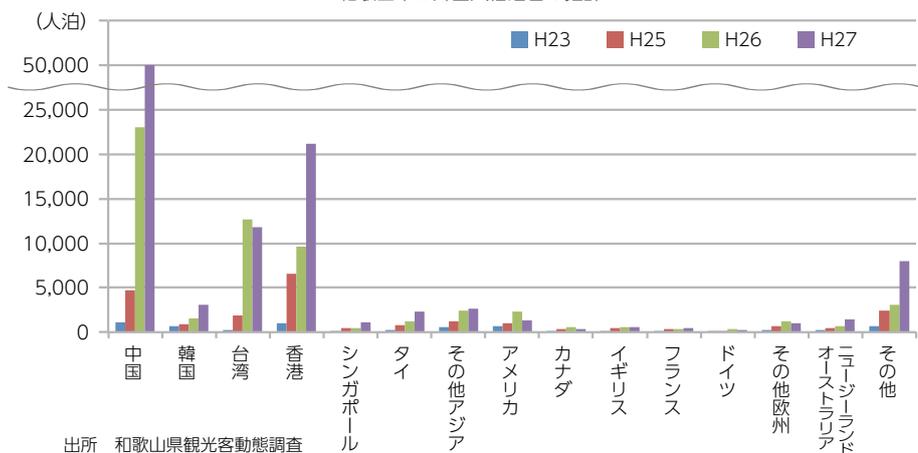
本市でしかできない体験型プログラム<sup>\*176</sup>の開発やイルミネーションなど夜間の観光を楽しむための取組により、来訪意欲を高め、滞在時間の延長を図ります。また、ホテル誘致や富裕層をターゲットとした質の高い宿泊プランの造成を推進することで、宿泊客の増加、観光消費の拡大に努めます。さらに、DMO<sup>\*203</sup>による地域資源を活用した旅行商品や地域商品の開発などにより、地域内消費拡大に取り組めます。

まちづくり指標	基準値 (H27年度)	目標値 (H38年度)
観光消費額	43,951百万円	52,870百万円
年間宿泊客数	839千人泊	1,110千人泊

和歌山市の外国人宿泊客の推計



歴史衣装体験



出所 和歌山県観光客動態調査

各主体の役割	市民	インターネットの活用等様々な方法で情報を発信する。
	地域・NPO等	地域の観光資源について魅力を発信する。
	事業者	ターゲットに応じた情報発信や商品開発に取り組む。
関係部	観光国際部 企画部 産業部 農林水産部	
関連する個別計画	和歌山市産業振興ビジョン	

- 分野別目標1 安定した雇用を生み出す産業が元気なまち
- 政策 1-5 国際交流の推進
- 施策 1-5-1 国際交流の推進

〈めざす10年後の姿〉

姉妹・友好都市をはじめ、都市間交流が活発に行われている。



姉妹都市との交流  
(アメリカ・ベイカースフィールド市)

取組方針1 諸外国との交流の推進

姉妹・友好都市との青少年交流や諸外国との民間交流（文化交流、観光交流など）を推進し、相互理解を深めます。

取組方針2 在住外国人への支援拡充

在住外国人を対象とした日本語教室や防災講座等を実施し、安心・安全の生活支援を拡充するとともに、生活情報等を在住外国人に情報発信し、生活の利便性を高めます。

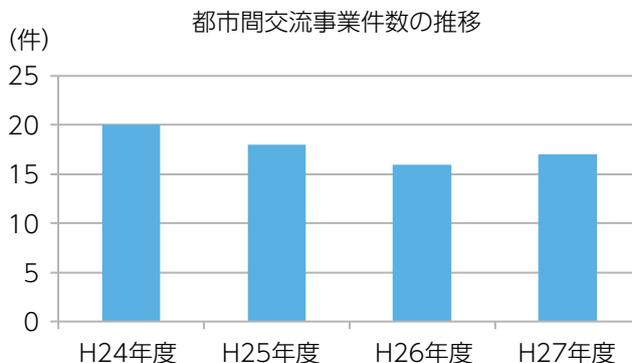
取組方針3 地域レベルの国際交流推進

市民を対象とした外国語教室の開催や国際交流員<sup>\*81</sup>による国際理解教育<sup>\*82</sup>を実施します。また、市民と在住外国人等との交流を促進するなど地域レベルでの国際交流の進展を図ります。

まちづくり指標	基準値 (H27年度)	目標値 (H38年度)
姉妹・友好都市及び諸外国との都市間交流事業件数	17件	28件



台湾夜市  
(和歌山市内での文化交流イベント)



役各 主体 の 割	市民	諸外国との交流事業等への参加により、国際理解を深める。
	地域・NPO等	市と協働 <sup>*49</sup> して様々な国際交流を促進する。
	事業者	民間交流を支援する。

関係部	観光国際部 産業部
-----	-----------

関連する個別計画	和歌山市産業振興ビジョン
----------	--------------

- 分野別目標1** 安定した雇用を生み出す産業が元気なまち
- 政策 1-5** 国際交流の推進
- 施策 1-5-2** **国際戦略の推進**

〈めざす10年後の姿〉

海外において和歌山市の魅力や地場産品が国際的に評価され、市内産業の発展や経済の活性化につながっている。



上海で開催された見本市への出展（皮革）

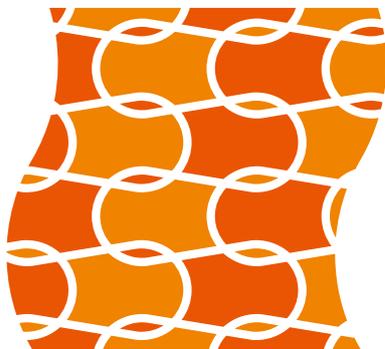
**取組方針1 国際戦略の策定**

ものづくり産業や農林水産物、加工品、海外誘客など、分野別にターゲットとなる国・地域を定めた国際戦略を策定します。

**取組方針2 海外展開の促進**

関係機関との連携を強化し、企業等の国際競争力のある商品づくり、販路拡大、人材育成を支援するとともに、本市の魅力在海外に積極的に発信し、観光誘客や地場産品の輸出拡大を図ります。

まちづくり指標	基準値（H27年度）	目標値（H38年度）
主な販売先を「海外」としている市内製造業の割合	1.5%	2.6%
観光消費額（外国人）	2,932百万円	8,277百万円



**WA** KNIT made in WAKAYAMA, JAPAN

和歌山ニットのロゴマーク



パリで開催された国際的な繊維の見本市「プルミエール・ビジョン」への出展（和歌山ニット）

の各 役主 割体	市民	インターネット等を活用し、本市の魅力を積極的に発信する。
	事業者	国際競争力のある商品開発や海外への販路拡大に努める。

関係部	産業部 観光国際部 農林水産部
-----	-----------------

関連する個別計画	和歌山市産業振興ビジョン
----------	--------------

**分野別目標 1** 安定した雇用を生み出す産業が元気なまち

**政策 1-6** 産業を支える「人」の確保

**施策 1-6-1** 産業を支える「人」の確保



企業ウォッチング

〈めざす10年後の姿〉

「しごと」が「ひと」を呼び、「ひと」が「しごと」を呼ぶ好循環が確立され、誰もがいきいきと働くことができる環境が整っている。

**取組方針 1 人材の確保と育成**

地域資源を活用し、本市で暮らし働く魅力を体感してもらえるようなシティプロモーション<sup>\*112</sup>を実施することで、移住・定住の促進を図るとともに、都市部における企業面接会の実施やインターンシップ<sup>\*14</sup>の充実、奨学金返還に対する助成などに取り組み、若い世代の人材確保に努めます。また、専門性の高い大学の誘致等による高等教育機関<sup>\*74</sup>の充実を図り、人材不足が懸念される医療・福祉・介護分野の担い手など、需要が見込まれる分野を支える人材の育成を図ります。

**取組方針 2 誰もが働きやすい環境づくり**

女性を対象とした企業面接会や子育て世代の母親のための就職相談等により、女性の就職・創業を支援するとともに、出産・育児等を機に離職した女性が安心して再就職できるよう、スキルアップに関する国の支援制度の活用を図ります。また、高齢者がこれまで培った経験や技能を生かし、労働力の一翼を担いながらいきいきと自立した生活を送れるよう、国やシルバー人材センター<sup>\*150</sup>など関係機関と連携した就労支援を行うとともに、障害者の働く場の確保や開拓などの取組も強化します。さらに、事業者の女性や高齢者等の活躍推進への取組に対する意識の向上を図ります。

**取組方針 3 労働者福祉の充実と労働環境の向上のための支援**

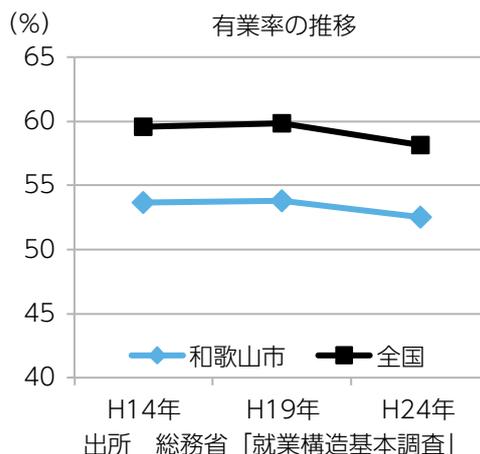
和歌山市中小企業勤労者福祉サービスセンター<sup>\*280</sup>及び勤労者総合センター事業や和歌山市人権啓発企業連絡会及び労働関係団体の支援を通じ勤労者の労働環境の充実に取り組みます。また、企業のワーク・ライフ・バランス<sup>\*276</sup>への取組を支援するなど働き方改革を推進します。

まちづくり指標	基準値 (H24年)	目標値 (H34年)
有業率 <sup>*264</sup>	52.5% (※58.1%)	全国平均

※は全国平均 (H24年)



女性のための就職活動応援フェア



各主体の役割	市民	就労意欲を持ち、地元への就職を希望する意識を高め、各種就職支援事業等に参加する。
	事業者	経営基盤の安定、就業機会の確保、人材の育成及び福利厚生 の 充 実 に 努 め る。
関係部	産業部 政策調整部 市民部 社会福祉部 こども未来部 教育総務部 生涯学習部	
関連する個別計画	和歌山市産業振興ビジョン	

## 分野別目標2

# 住みたいと選ばれる 魅力があふれるまち

### 2-1 中心市街地の魅力向上

2-1-1 中心市街地の魅力向上

### 2-2 各地域における魅力的なまちづくり

2-2-1 各地域における魅力的なまちづくり

### 2-3 魅力ある都市景観の創出

2-3-1 都市景観の形成

2-3-2 都市緑化・都市美化の推進

### 2-4 自然と共生する環境にやさしい社会の形成

2-4-1 環境の保全

2-4-2 循環型社会の形成

### 2-5 郷土に誇りと愛着を育む文化・スポーツの振興と生涯学習の推進

2-5-1 生涯学習の推進

2-5-2 芸術・文化の振興

2-5-3 文化財の保護・活用

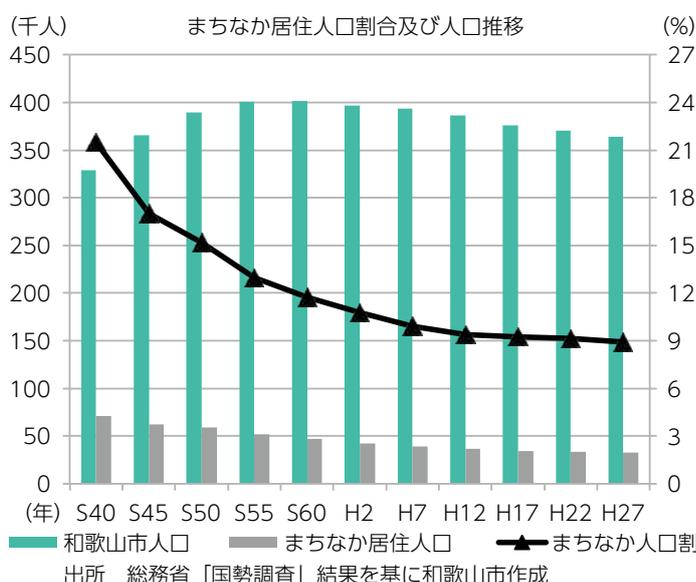
2-5-4 スポーツの振興

## 2-1 中心市街地\*<sup>198</sup>の魅力向上

本市まちなか居住\*<sup>256</sup>人口の市総人口に占める割合は、これまで一貫して減少を続けるとともに、高齢化率も市全体より高くなっており、中心市街地の衰退の一因となっています。また、都市化の一つの指標といえる卸売業・小売業の事業所数・従業者数も、市全体よりもまちなかで減少率が高くなっています。

一方、近年は、若い世代を中心として転入超過が続いていることに加え、地価公示による商業地地価の変化（平成28年1月1日と平成27年1月1日の比較）をみると、地価が上昇した調査地点の割合は、まちなかを除いたエリア（16地点中8地点（50.0%））よりもまちなか（10地点中9地点（90.0%））で顕著に高く、民間による投資活動の高まりが見取れます。また、和歌山城天守閣入場者数が増加傾向にあるなど中心市街地への観光客が増えており、全体として明るい兆しが見られます。

この明るい兆しを捉えて中心市街地を活性化させるためには、商業、教育、医療・福祉などの都市機能と居住機能の集積による生活利便性の向上と併せ、和歌山城の周辺整備をはじめとする歴史・文化資産等の魅力を向上させることで、住む人や訪れる人の増加による賑わいを創出し、その賑わいがさらに新たな賑わいを生むといった好循環を生み出す必要があります。



年齢区分	年				
	H12年	H17年	H22年	H27年	
まちなか	15歳未満	11.0	10.1	9.4	9.0
	15~64歳	62.4	60.0	59.2	58.1
	65歳以上	26.6	29.8	31.5	32.9
市全体	15歳未満	14.4	13.5	12.8	12.3
	15~64歳	67.0	64.4	61.5	58.5
	65歳以上	18.6	22.1	25.7	29.3

## 2-2 各地域における魅力的なまちづくり

これまで各地域では、自治会やNPOなどの多様な主体が様々な活動を行ってきており、それらの活動の中から生まれた地域のつながりをベースとして、地域が一体となって、歴史・文化、自然など地域の特性を生かした総合的な地域づくりに取り組む動きが活発化しています。

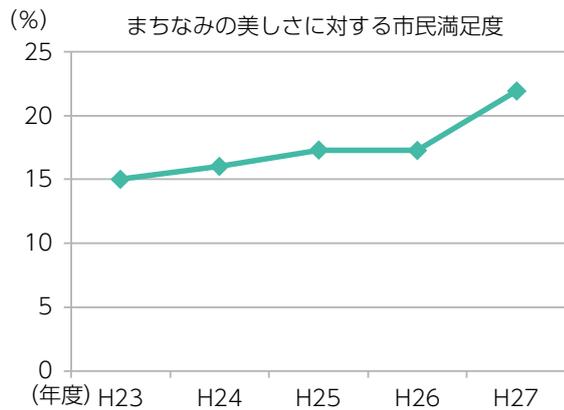
このような動きは、各地域における特色ある魅力的なまちづくりにつながるとともに、それぞれのコミュニティの絆が深まることにより、住民同士の支え合いも期待できることから、こうした活動がさらに広まっていくよう積極的な支援を図る必要があります。

## 2-3 魅力ある都市景観の創出

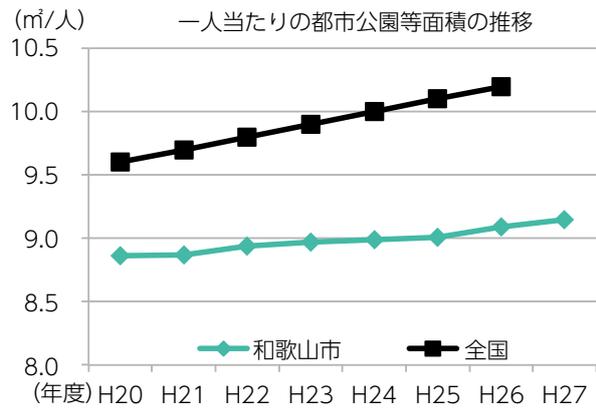
本市は、和歌山城や和歌の浦をはじめとした美しい海岸線など、先人たちから引き継がれた歴史や自然に基づくすばらしい景観を有しており、それが大きな魅力の一つとなっています。本市では、これまで「和歌山城周辺」及び「和歌の浦」を景観重点地区\*<sup>56</sup>に指定するとともに、美観を損ねる屋外広告物\*<sup>23</sup>等の適切な規制・誘導などによる景観形成に取り組んできた結果、まちなみの美しさに対する市民満足度は近年上昇しているところですが、本市の持つ多様な景観にさらに磨きをかけ、次世代に引き継げるよう、市民と連携して景観資源をまちづくりに生かしていくなどの取組が求められています。

また、緑地や公園は、人々のゆとりと潤いのある生活の実現に寄与するだけでなく、都市景観の観点からも重要な魅力の一つです。しかし、本市では、緑地及び都市公園\*<sup>216</sup>等の一人当たり面積が増加しているものの全国水準よりも低く、公園施設の老朽化も進んでいることから、市民のニーズに沿った緑地及び都市公園等を計画的に配置し、都市緑化を推進するとともに、公園施設の適切な維持管理・更新を行っていく必要があります。

そのほか、景観を守るためには、美化活動も重要です。本市では、市民による清掃活動が活発に行われておりますが、更なる美化意識の浸透や活動の充実を図っていく必要があります。



出所 市政世論調査



出所 国土交通省「都市公園等整備の現況調査」、和歌山市

## 2-4 自然と共生する環境にやさしい社会の形成

自然と共生する持続可能な社会<sup>\*111</sup>の実現のためには、経済活動や日常生活から生じる環境負荷の軽減を図り、環境保全に積極的に取り組むことが求められます。

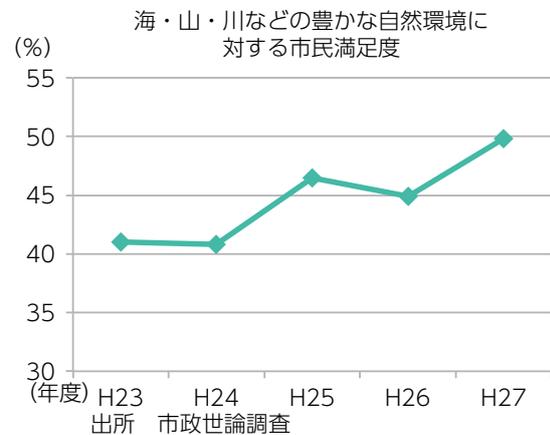
本市における大気、水環境については、大気中の微小粒子状物質（PM2.5）<sup>\*237</sup>や河川の水質など、環境基準を達成できていない項目が一部あるものの、全般的に改善傾向にあり、おおむね良好な生活環境を維持しています。引き続き生活環境の更なる改善に向け、監視を行い、事業所等に対して適切な対応を求めていく必要があります。

市政世論調査では、本市の自然環境に対する市民満足度は高く、豊かな自然に恵まれていることは本市の大きな魅力となっており、市民と連携した自然環境の保全や自然と触れ合う機会の創出等を通じ、良好な自然を将来にわたって維持していく必要があります。

温室効果ガス<sup>\*25</sup>の市域の排出量については、近年増加傾向となっており、温室効果ガス削減に向けた啓発等の取組を進めていく必要があります。

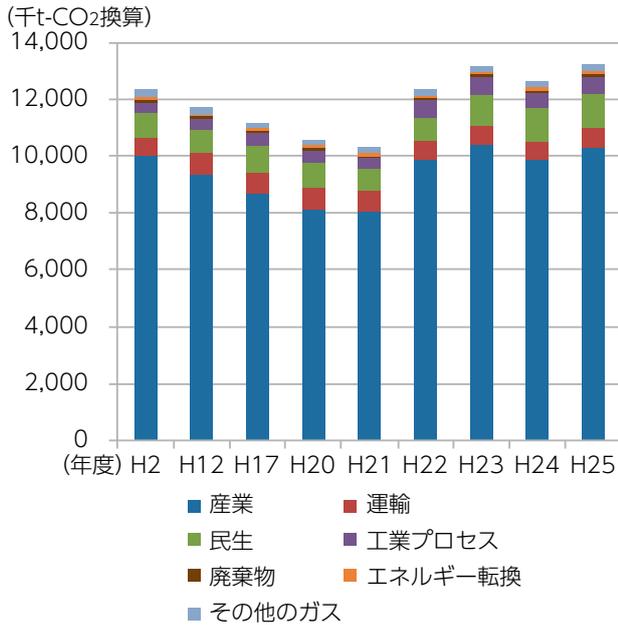
また、循環型社会<sup>\*128</sup>の形成に向け、市民や事業者と連携しながら3R<sup>\*162</sup>（リデュース、リユース、リサイクル）の取組を進めてきた結果、本市の一人一日当たりのごみ排出量（資源を除く一般廃棄物<sup>\*12</sup>）は近年減少しています。更なるごみ排出量の削減をめざして、引き続きごみの発生・排出抑制に取り組むことが必要です。

これらの課題に対して取組を進め、自然共生社会<sup>\*108</sup>、低炭素社会<sup>\*205</sup>、循環型社会を構築し、環境にやさしい社会を形成しなければなりません。

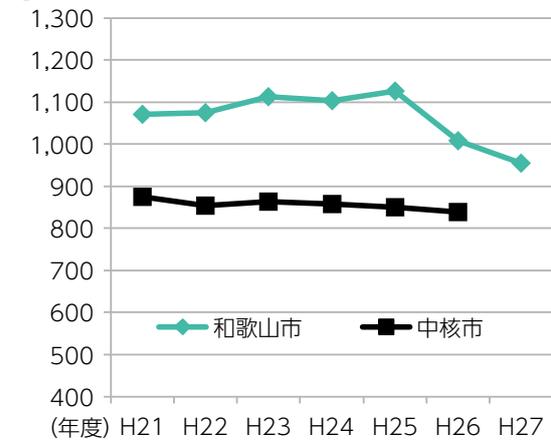


出所 市政世論調査

市域の温室効果ガス排出量の推移



一人一日当たりのごみ排出量 (資源を除く一般廃棄物) の推移

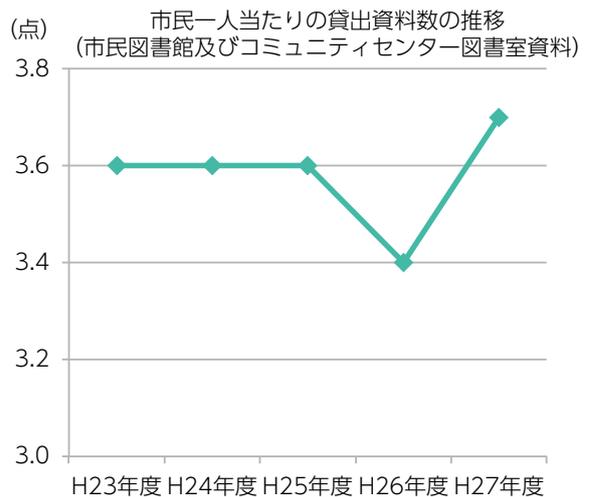
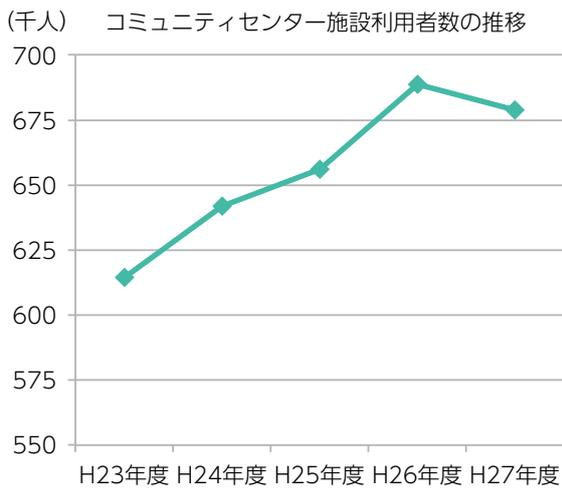


出所 環境省「一般廃棄物処理実態調査結果」、和歌山市資料を基に和歌山市作成

※人口は国勢調査ベースです。ただし、中核市平均は住民基本台帳ベース(平成24年度以降は外国人を含む。)となっています。

## 2-5 郷土に誇りと愛着を育む文化・スポーツの振興と生涯学習<sup>\*130</sup>の推進

近年、本市の生涯学習の拠点であるコミュニティセンター<sup>\*90</sup>の利用者数は増加傾向にあり、市民の生涯学習に対する意識は高まっています。施設の充実を図るとともに、若い世代も含めた幅広い世代のニーズに対応した学習機会の提供に努めていく必要があります。また、図書館等における市民一人当たりの年間貸出資料数(市民図書館及びコミュニティセンター図書室貸出資料数)推移は、ほぼ横ばいで推移し、西部地域において新たに市民図書館西分館を平成29年(2017年)にオープンするなど充実を図っているところですが、引き続き利便性や機能の向上を図っていく必要があります。



芸術・文化は、人々の創造性や表現力の向上、生きがいづくりや仲間づくりに資するものであり、地域独自の芸術・文化に触れることは、郷土への誇りと愛着を育むことにつながります。

本市では、多くの市民が様々な形で伝統文化の継承や芸術活動等に取り組んでいますが、こうした活動がさらに活発化するよう、市民ニーズに即した支援を続けていく必要があります。

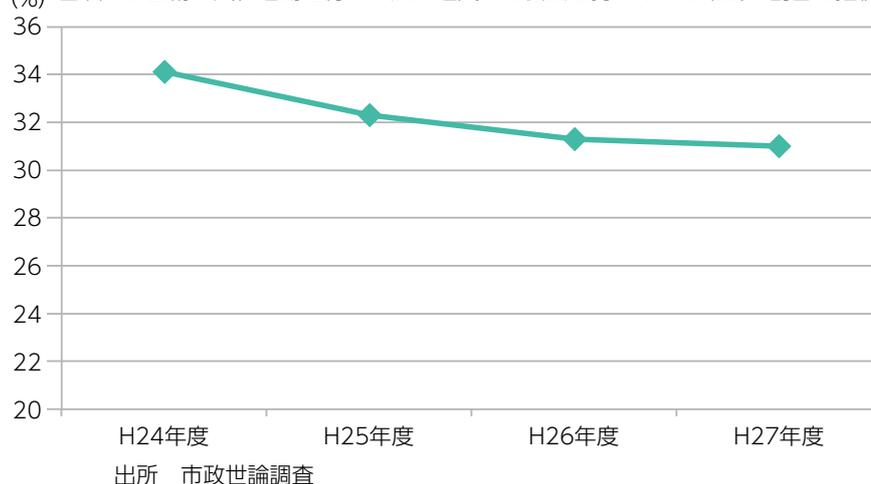
また、芸術・文化の発信・交流拠点である市民会館については、施設・設備の老朽化が進んでいることから、建替えに併せ、より質の高いサービスの提供と高い利便性を有する施設へと更新していく必要があります。

地域の埋蔵文化財\*<sup>254</sup>をはじめとする文化財\*<sup>244</sup>については、調査・研究や文化財指定等を通じ、適切に保護するとともに、多様な文化財は本市の魅力であることから、積極的に市内外に発信するなど、まちづくりに生かしていくことが求められています。

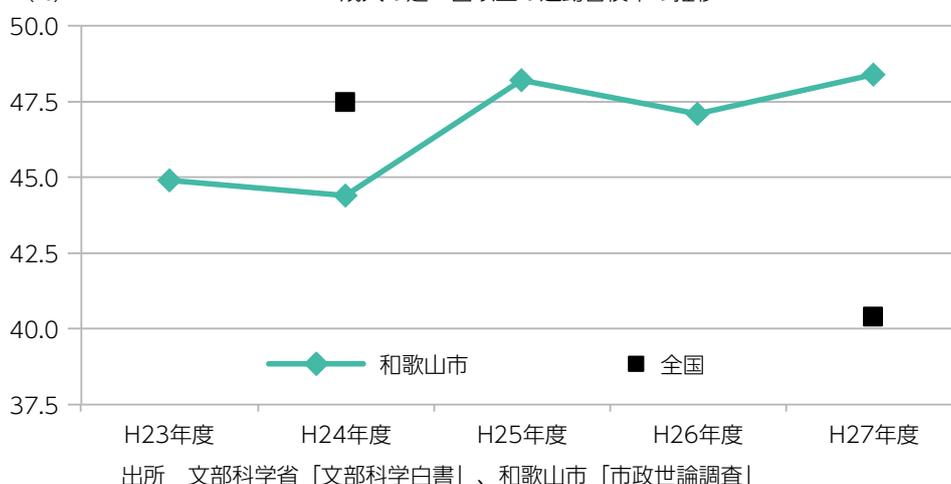
スポーツ振興については、本市の成人の週1回以上の運動習慣率（平成27年度市政世論調査）は48.4%と全国よりも高い数値を示していますが、市民の関心が高まっているこの時機を捉え、更なる向上を図ることで健康増進や人と人との交流につなげていく必要があります。

また、本市では、国体を契機として施設面での充実が図られたことに加え、マリンスポーツに適した海岸線を有するなど、スポーツを行う環境に恵まれています。県外ランナーも多数参加する和歌浦ベイマラソンwithジャズ\*<sup>277</sup>などのスポーツイベントも行われています。こうした資源の充実を図りつつ、有効活用することで、スポーツ大会等の誘致や観光客の増加につなげていく必要があります。

(%) 日頃から芸術・文化活動を行い、又は鑑賞する機会を持っている市民の割合の推移



(%) 成人の週1回以上の運動習慣率の推移



- 分野別目標2** 住みたいと選ばれる魅力があふれるまち
- 政策 2-1** 中心市街地の魅力向上
- 施策 2-1-1** **中心市街地<sup>\*198</sup>の魅力向上**



中心市街地で開催されている民間イベント・ポポロハスマーケット

**〈めざす10年後の姿〉**

コンパクトシティ<sup>\*91</sup>の核である中心市街地において都市機能が充実し、便利で魅力的なまちが形成されることで、まちなか居住<sup>\*256</sup>が進むとともに、賑わいが創出されている。

**取組方針1 都市機能の充実とまちなか居住の促進**

公共ストックを活用し、市民会館を移転してコンベンション<sup>\*92</sup>機能も備えた新たな文化交流拠点として整備することや、南海和歌山市駅への市民図書館の移転など、県都としてふさわしい高次都市機能<sup>\*70</sup>・都市基盤の再編により、人口減少時代にあっても効率的・効果的な公共サービスを確保するとともに、中心市街地の魅力を高めます。さらに、民間活力を活用した市街地再開発<sup>\*103</sup>事業等による都市機能と住居の整備と併せて公共交通の利便性の向上により、まちなか居住を促進します。

**取組方針2 賑わいの創出**

和歌山城の整備をはじめ、徳川御三家の城下町における歴史・文化資産等としての価値を基盤にその活用を行っていきます。また、官民の遊休不動産の再生や利活用<sup>\*263</sup>を促進し、新たな雇用を生み出すとともに、民間が開催するイベントの支援や、民間と連携した誘客性の高いイベント等を開催し、賑わいの創出につなげます。さらに、中心市街地に大学を誘致することで、進学を契機とした若者の市外流出の抑制と市内流入の促進を図り、新たな人の流れをつくり出し、周辺に賑わいを生み出します。

まちづくり指標	基準値 (H27年度)	目標値 (H38年度)
まちなか居住人口の比率	8.9%	9.3%



和歌山市駅前地区第一種市街地再開発事業完成イメージ図

各主体の役割	市民	中心市街地へ訪れる機会を増やし、個人消費を活発に行うことで、中心市街地の活性化に寄与する。
	地域・NPO等	中心市街地の活性化につながる事業の積極的な実施や協力をしながら、中心市街地の魅力を発信する。
	事業者	中心市街地で起業し、事業所数と雇用者数を増加させ、売上を上げるとともに、中心市街地の活性化につながる事業を積極的に実施する。



関係部	都市計画部 政策調整部 企画部 産業部 観光国際部 生涯学習部
関連する個別計画	和歌山市都市計画マスタープラン 和歌山市立地適正化計画 都市再生整備計画 (和歌山市中心拠点再生地区) わかやまりノバージョン推進指針

**分野別目標2** 住みたいと選ばれる魅力があふれるまち

**政策 2-2** 各地域における魅力的なまちづくり

**施策 2-2-1** 各地域における魅力的なまちづくり

〈めざす10年後の姿〉

歴史、文化、自然をはじめとする地域特性を生かした個性的なまちづくりが進み、多様な魅力を持つまちが形成されている。



まちづくり活動（街路樹の維持管理）

**取組方針1 地域住民と連携した魅力的なまちづくりの推進**

地域における文化財<sup>\*244</sup>の保護や豊かな自然環境の保全に取り組むとともに、それらに触れる機会の提供などを通じ、地域資源の再認識を促進しつつ、地域で活動する団体等による住民主体のまちづくりと連携し、歴史、文化、自然などの地域の個性を生かした魅力的なまちづくりを推進します。

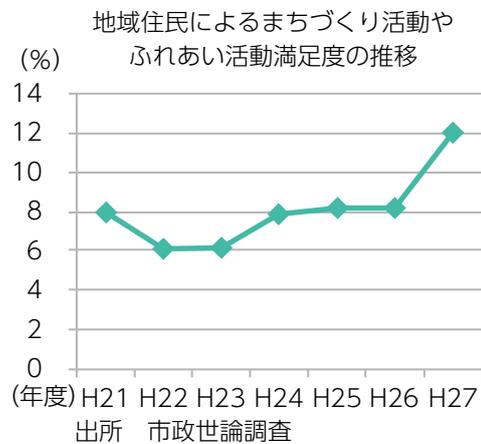
**取組方針2 地域まちづくり活動の推進**

自治会をはじめとした地域コミュニティが、地域の課題解決に向けた自主的な活動を安定的に実施できるよう必要な支援に努めるとともに、地域におけるまちづくりに関する勉強会やワークショップ等の開催を通じ、地域における魅力的なまちづくりやその担い手づくりを推進します。

まちづくり指標	基準値（H27年度）	目標値（H38年度）
地域住民によるまちづくり活動やふれあい活動に対する市民満足度（市政世論調査）	12.0%	20.0%



まちづくりワークショップ



役各主体の割	市民	地域のあり方に関心を持ち、まちづくりに積極的に参加する。
	地域・NPO等	まちづくりの主体として、積極的にまちづくり活動を行う。
	事業者	地域住民の一員として住民とともにまちづくりに積極的に参加する。

関係部	都市計画部 市民部 生涯学習部
-----	-----------------

関連する個別計画	和歌山市都市計画マスタープラン 和歌山市立地適正化計画 つながり力つれもていこらわかやまし～市民公益活動団体と行政の協働指針～ 和歌山市協働推進計画
----------	---

**分野別目標2** 住みたいと選ばれる魅力があふれるまち

**政策 2-3** 魅力ある都市景観の創出

**施策 2-3-1** 都市景観の形成

〈めざす10年後の姿〉

歴史や自然、人々の営みに根ざした文化を生かした景観が各地域に広がるとともに、和歌山城や和歌の浦に続く新たな景観拠点も創出され、魅力ある都市景観が形成されている。



和歌山城周辺景観重点地区に移築される  
武家屋敷長屋門

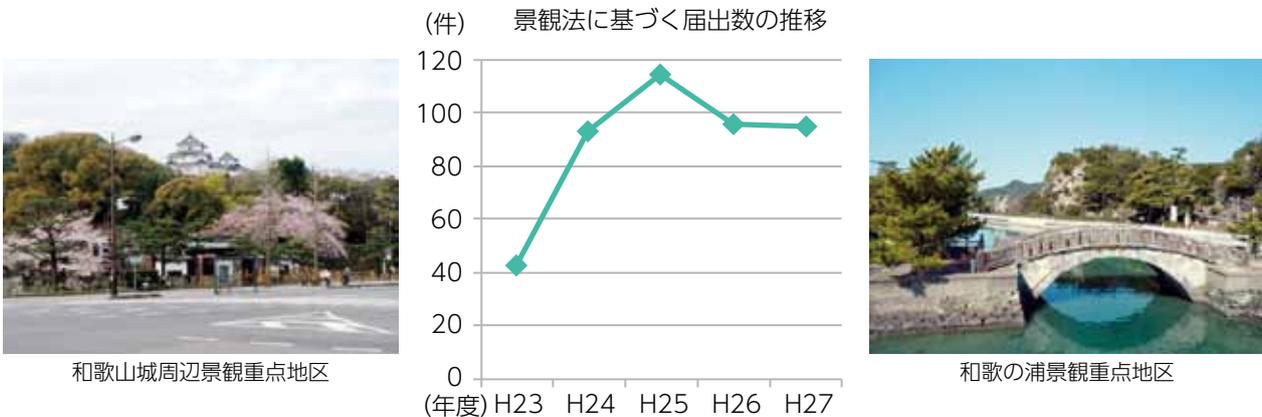
**取組方針1 全市における景観の規制・誘導**

大規模な建築物等に対して景観法<sup>\*57</sup>に基づく届出制度を効果的に運用するとともに、公共事業による景観形成や自然景観の保全に取り組むことで、良好な景観の形成を促進します。また、屋外広告物<sup>\*23</sup>及び屋外広告業について必要な規制を行い、落下や倒壊による危害を防止するとともに、良好な景観を形成します。

**取組方針2 景観まちづくりの推進**

和歌山城周辺景観重点地区<sup>\*56</sup>及び和歌の浦景観重点地区において、規制誘導方策等を含めた積極的な景観形成を行うとともに、地域住民団体等と連携し、埋もれた景観資源の発掘を行うなど歴史・文化や地域の個性を生かした新たな景観拠点を創出します。また、地域の優れた景観を保全、活用する景観まちづくりを支援するとともに、その仕組みづくりに取り組みます。

まちづくり指標	基準値 (H27年度)	目標値 (H38年度)
まちなみの美しさに対する市民満足度 (市政世論調査)	21.9%	33.0%



和歌山城周辺景観重点地区



和歌の浦景観重点地区

※平成23年度の数値は、平成23年12月12日(届出制度運用開始日) から翌年3月31日までのものです。

役各主体の割合	市民	市民自らが景観形成の主体であることを認識し、積極的に良好な景観の形成に寄与するよう努めるとともに、市が実施する施策に協力する。
	地域・NPO等	景観に関する理解と関心を深め、積極的な活動に取り組むとともに、市が実施する施策に協力する。
	事業者	事業活動に関し、積極的に周囲の環境との調和に配慮した良好な景観の形成に努めるとともに、市が実施する施策に協力する。

関係部	都市計画部 生涯学習部
-----	-------------

関連する個別計画	和歌山市景観計画 <sup>*55</sup>
----------	-------------------------

**分野別目標2** 住みたいと選ばれる魅力があふれるまち

**政策 2-3** 魅力ある都市景観の創出

**施策 2-3-2** **都市緑化・都市美化の推進**

**〈めざす10年後の姿〉**

都市の緑化が進むとともに、市民の緑化や美化の意識が高まり、緑豊かな美しいまちが形成されている。



再整備された秋葉山公園

**取組方針1 都市緑化の推進**

河川敷、公園、公共施設等を生かして、緑のネットワーク形成をめざします。また、生産緑地制度<sup>\*168</sup>の周知や緑化の重要性の啓発等を通じて、都市における緑地の適正な保全及び推進を行うとともに、民有地における緑化促進を図ります。

**取組方針2 都市公園<sup>\*216</sup>等の充実**

和歌山公園の整備をはじめ既存の公園施設の計画的な更新、維持管理を行うとともに、水軒公園を含めた公園施設の整備検討を行うなど、多様な機能を担う都市公園の充実を図ります。

**取組方針3 都市美化の推進**

都市美化活動に誰もが参加できるように一万人大清掃などの事業に参加できる機会を設け、それらを通じて美化意識の高揚を図るとともに、地域の美化活動を支援し、美しい都市空間の形成に努めます。

まちづくり指標	基準値 (H27年度)	目標値 (H38年度)
市民一人当たりの公園面積	9.2㎡/人	10.2㎡/人



新設整備された黒田第2公園



市民による都市美化活動

役各主体の割	市民	秩序ある公園の利用と一万人大清掃などの美化活動へ積極的に参加・協力する。
	地域・NPO等	公園をはじめとする公共空間において、清掃活動や花づくりを積極的に行う。
	事業者	市街地再開発 <sup>*103</sup> や屋上緑化などの企業のCSR活動 <sup>*99</sup> により、都市緑化、都市美化へ積極的に協力する。

関係部	建設総務部 市民部 観光国際部 都市計画部
-----	-----------------------

関連する個別計画	和歌山市都市計画マスタープラン 和歌山市緑の基本計画 和歌山市公園整備基本計画
----------	---

- 分野別目標2** 住みたいと選ばれる魅力があふれるまち
- 政策 2-4** 自然と共生する環境にやさしい社会の形成
- 施策 2-4-1** **環境の保全**

**〈めざす10年後の姿〉**

市民や事業者の環境保全意識が向上し、環境にやさしい生活や事業が行われ、自然を身近に感じながら生活している。



工場排水の検査

**取組方針1 生活環境の保全**

大気環境、水環境等の実態把握のため監視を行い、法令に基づく工場、事業場への立入調査により排出基準等の遵守について適切な対応を行います。また、生活排水対策においては市民への啓発活動を行うなど、住みよい生活環境を保全します。

**取組方針2 自然環境の保全と創造**

自然と触れ合う機会を提供するため自然観察会や森林体験等を行い、環境保全の啓発等を通して、市民の環境意識を高め、自発的な活動につなげます。また、緑地の整備や水辺空間の活用など市民が水や緑に親しむことができる環境づくりに努めます。

**取組方針3 地球環境の保全**

地球環境問題に関する啓発・情報提供を行い、省エネルギー対策などを推進し、温室効果ガス\*<sup>25</sup>排出削減に取り組み、地球にやさしい環境づくりに努めます。

まちづくり指標	基準値 (H27年度)	目標値 (H38年度)
海・山・川などの豊かな自然環境に対する市民満足度 (市政世論調査)	49.8%	60.0%



小学校への出前講座



干潟の観察会

役各主体割の	市民	自然に親しみ環境にやさしい生活を行う。
	地域・NPO等	地域ぐるみで環境保全活動に努める。
	事業者	関係法令を遵守し、必要な環境保全対策を講じる。また、従業員に環境教育を行い、地域の環境保全活動に積極的に参加する。
関係部	環境部 農林水産部 建設総務部	
関連する個別計画	和歌山市環境基本計画 和歌山市地球温暖化対策実行計画 和歌山市生活排水対策推進計画	

- 分野別目標2 住みたいと選ばれる魅力があふれるまち
- 政策 2-4 自然と共生する環境にやさしい社会の形成
- 施策 2-4-2 循環型社会<sup>\*128</sup>の形成



ごみ減量推進キャラクターリリクル<sup>\*271</sup>と環境パネル展

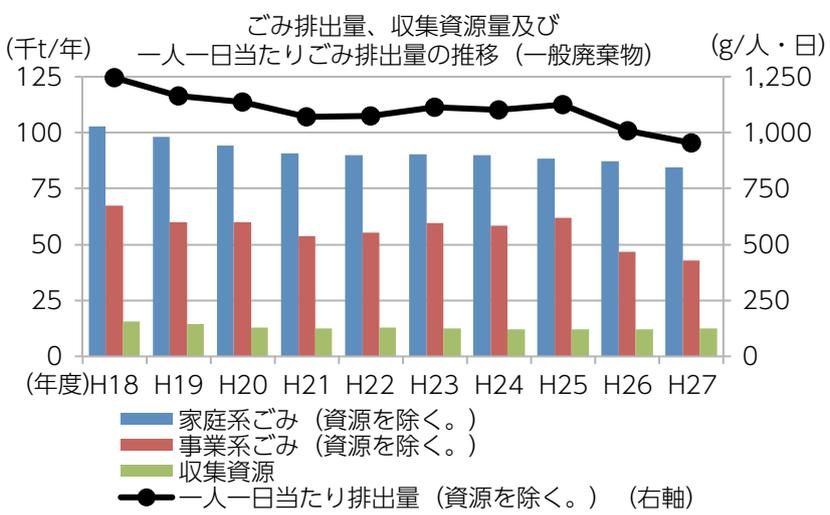
〈めざす10年後の姿〉  
市民や事業者による積極的な3R<sup>\*162</sup>（リデュース、リユース、リサイクル）の取組により、循環型社会への転換がさらに進んでいる。

**取組方針1 ごみ減量の推進**  
リサイクルよりも環境への負荷が少ないリデュース、リユースの啓発をはじめとした取組を優先的に行うとともに、収集されたかん、びん、ペットボトル、紙、布及び小型家電等<sup>\*79</sup>のリユースやリサイクルを促進し、青岸ストックヤード<sup>\*3</sup>の整備を行うなど焼却ごみの減量やリサイクル率の向上等を図ります。

**取組方針2 廃棄物の適正処理、適正管理**  
一般廃棄物<sup>\*12</sup>については、収集から最終処分までを適切に行うとともに、焼却時の余熱を利用して発電（熱回収）を行います。産業廃棄物<sup>\*96</sup>については、各事業者に対し、定期的な立入検査を行い、早期に不適正な事案の認知を行うことにより、不適正な処理の未然防止と早期是正を図ります。

**取組方針3 廃棄物の不法投棄対策**  
不法投棄の撲滅に向け、防止看板等による防止啓発を行うとともに、ボランティアや職員によるパトロール、監視カメラの設置、関係機関との合同パトロール、山間部などへの夜間パトロール、警察との連携などの取組を進めます。

まちづくり指標	基準値（H27年度）	目標値（H38年度）
一人一日当たりのごみ排出量 （資源を除く一般廃棄物）	955 g	729 g



資源集団回収



出前講座

役各主体の割	市民	家庭でのごみ減量、資源分別等に取り組むとともに、行政の施策に協力する。
	地域・NPO等	市民と行政のパイプ役であるごみ減量推進員 <sup>*88</sup> とともに地域ぐるみでごみ減量、資源分別等に取り組む。
	事業者	排出される廃棄物を自らの責任で適正処理するとともに、行政のごみ減量及び資源分別等の施策に協力する。

関係部	環境部
-----	-----

関連する個別計画	和歌山市環境基本計画 和歌山市一般廃棄物処理基本計画 和歌山市一般廃棄物処理実施計画
----------	--

- 分野別目標2 住みたいと選ばれる魅力があふれるまち
- 政策 2-5 郷土に誇りと愛着を育む文化・スポーツの振興と生涯学習の推進
- 施策 2-5-1 生涯学習<sup>\*130</sup>の推進



コミュニティセンター図書室

〈めざす10年後の姿〉

誰もがいつでも自由に学べる環境が整備され、市民一人ひとりが生涯にわたり自主的に学習活動を行っている。

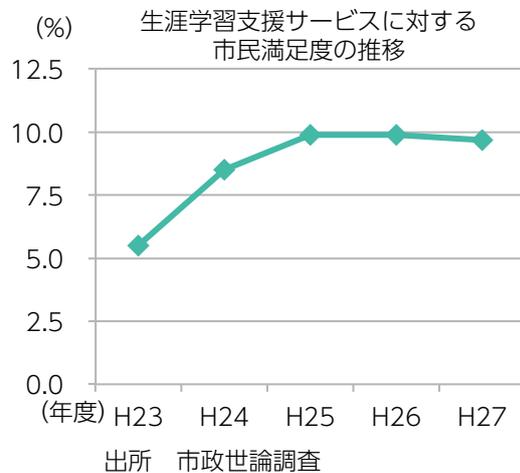
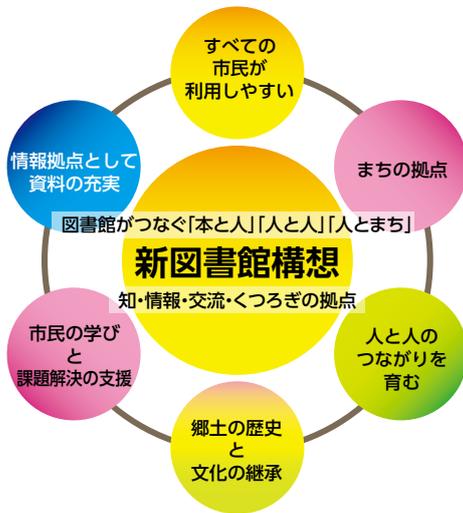
取組方針1 生涯学習の啓発と機会の提供

生涯学習の大切さを積極的にPRするとともに、公民館活動<sup>\*77</sup>や市民大学<sup>\*117</sup>等を通じ、若者から高齢者まで幅広い世代に学びの機会を提供します。また、学びの成果の地域への還元を促進します。

取組方針2 生涯学習の場の整備・充実

生涯学習、文化、地域活動の拠点として、コミュニティセンター<sup>\*90</sup>をはじめとした生涯学習施設の整備、充実を図ります。また、現在の市民図書館を和歌山市駅ビルへ移転し、利便性を向上させるとともに、市民への学習機会の提供や課題解決の支援の充実を行うほか、郷土の歴史・文化の紹介や、人と人とのつながりを育む交流拠点としての機能を強化し、より質の高いサービスの提供に努めます。

まちづくり指標	基準値 (H27年度)	目標値 (H38年度)
コミュニティセンター設置数	6	10
生涯学習支援サービスに対する市民満足度 (市政世論調査)	9.7%	17.7%



役各主体の割	市民	自ら学習に取り組み、学んだ成果を社会に還元する。
	地域・NPO等	生涯学習により各人が修得した学習成果を地域で生かし、輪を広げることにより、優れたコミュニティの形成を図る。

関係部	生涯学習部
-----	-------

関連する個別計画	和歌山市教育振興基本計画 和歌山市生涯学習基本計画 和歌山市子ども読書活動推進計画
----------	---

**分野別目標2**

住みたいと選ばれる魅力があふれるまち

**政策 2-5**

郷土に誇りと愛着を育む文化・スポーツの振興と生涯学習の推進

**施策 2-5-2**

**芸術・文化の振興**

**〈めざす10年後の姿〉**

市民は、生涯を通じて芸術・文化活動に親しんでいる。



市民による文化活動（演箏会）

**取組方針1 芸術・文化活動の推進**

美術、音楽、舞台芸術、古典芸能など芸術・文化活動を行う団体の活動支援、児童生徒への様々な芸術・文化に触れる機会の創出、若手芸術家の育成、偉人・先人の顕彰や文化表彰などをはじめとした市民の芸術・文化の振興に資する諸事業を通じ、本市における芸術・文化活動の活性化を図ります。

**取組方針2 芸術・文化活動環境の整備充実**

多様な芸術・文化を市民が創造・発信していく芸術・文化交流拠点、賑わい発信拠点として市民会館の移転整備を行うなど、市民の活動発表や質の高い芸術・文化に触れる機会の充実に努めます。

まちづくり指標	基準値（H27年度）	目標値（H38年度）
日頃から芸術・文化活動を行い、又は鑑賞する機会を持っている市民の割合（市政世論調査）	31.0%	50.0%



和歌山市美術展覧会



真舟芸術振興基金事業<sup>\*257</sup>  
子ども和太鼓ワークショップ

役各主体の割	市民	芸術・文化の担い手であることを自覚し芸術・文化活動を行うことにより、芸術・文化の創造・発展に積極的な役割を果たす。
	地域・NPO等	地域の一員として、積極的に芸術・文化活動を行うとともに、地域の魅力向上に取り組む。
	事業者	自主的に芸術・文化活動を行い、市民や団体の芸術・文化活動を支援する。

関係部	生涯学習部 観光国際部 学校教育部
-----	-------------------

関連する個別計画	和歌山市教育振興基本計画 和歌山市生涯学習基本計画 市民会館（仮称）市民文化交流センター基本計画
----------	--

- 分野別目標2** 住みたいと選ばれる魅力があふれるまち
- 政策 2-5** 郷土に誇りと愛着を育む文化・スポーツの振興と生涯学習の推進
- 施策 2-5-3** **文化財\*<sup>244</sup>の保護・活用**

〈めざす10年後の姿〉

文化遺産\*<sup>243</sup>が適切に保護・継承され、まちづくりに有効に活用されている。



国指定重要文化財 大谷古墳出土 馬首  
(和歌山市立博物館保管)

**取組方針1 文化財の保護**

建造物、美術工芸品、民俗文化財\*<sup>259</sup>、史跡\*<sup>106</sup>、名勝\*<sup>260</sup>、天然記念物\*<sup>206</sup>、遺跡\*<sup>10</sup>など各種の文化財の調査、研究を行い、貴重な文化財を継承するための指定や保護に取り組みます。

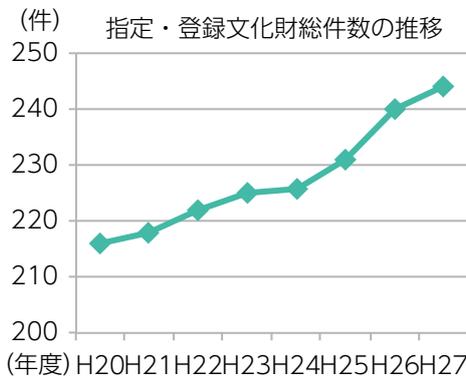
**取組方針2 文化財の活用**

博物館や国指定重要文化財である旧中筋家住宅等において地域の文化財をはじめとする歴史・文化に触れる機会の充実を図るとともに、文化財を生かした様々な事業の展開により本市の魅力発信に努め、郷土愛の醸成や来訪者の増加につなげます。

まちづくり指標	基準値 (H27年度)	目標値 (H38年度)
指定・登録文化財総件数	244件	269件



国指定重要文化財  
旧中筋家住宅



文化財指定等の状況  
(平成27年度現在)

種別	件数
国指定文化財	49
県指定文化財	63
市指定文化財	55
登録文化財	77
合計	244

役各主体の割	市民	郷土の歴史や文化に関心を持ち、文化財保護活動等に参加することにより、ふるさとを愛する心を育む。
	地域・NPO等	積極的に文化財保護活動を行うとともに、地域の魅力向上に取り組む。
	事業者	自主的に文化遺産の保護・継承に努め、歴史を通じたまちづくりに積極的に貢献する。

関係部	生涯学習部 観光国際部
-----	-------------

関連する個別計画	和歌山市教育振興基本計画 和歌山市立博物館基本的運営方針 和歌山市生涯学習基本計画
----------	---

**分野別目標2**

住みたいと選ばれる魅力があふれるまち

**政策 2-5**

郷土に誇りと愛着を育む文化・スポーツの振興と生涯学習の推進

**施策 2-5-4**

**スポーツの振興**

**〈めざす10年後の姿〉**

市民の誰もが生涯にわたり気軽にスポーツに親しみ、健康増進や体力づくり、仲間づくりや生きがいづくりに取り組んでいる。



和歌浦ベイマラソンwithジャズ

**取組方針1 生涯スポーツ<sup>\*132</sup>の振興**

市民がライフステージに応じてスポーツを楽しめるよう、スポーツ教室やスポーツ大会の開催を支援するとともに、スポーツ指導者の育成に取り組めます。また、施設の適切な維持管理・更新を行うとともに、学校体育施設を地域住民のスポーツ活動の拠点として有効利用します。

**取組方針2 スポーツを通じた地域振興**

和歌浦ベイマラソンwithジャズ<sup>\*277</sup>の更なる発展を図るとともに、海岸線を持つ本市の利点を生かしたサイクリングロードの活用やウォーキング、マリンスポーツなどのアウトドアスポーツをはじめとしたスポーツの普及促進に取り組み、市民が身近にスポーツに親しめる環境づくりはもちろん、市外からの誘客など地域振興につなげます。また、全国的なスポーツ大会や合宿等の誘致活動に努め、レベルの高い競技者に触れる機会の充実を図るほか、プロスポーツの開催可能な施設の整備についての検討を進めます。

まちづくり指標	基準値 (H27年度)	目標値 (H38年度)
成人の週1回以上の運動習慣率 (市政世論調査)	48.4%	70.0%



ウォーキング



サイクリング

役各主体の割	市民	スポーツ、レクリエーション意識を高め、日頃から体を動かすように心掛ける。
	地域・NPO等	スポーツを通じた地域間の交流や地域コミュニティの形成を図る。
	事業者	各種スポーツ大会等への協力を行う。

関係部	教育総務部 観光国際部
-----	-------------

関連する個別計画	和歌山市教育振興基本計画 和歌山市スポーツ推進計画
----------	------------------------------

## 分野別目標3

# 子供たちが いきいきと育つまち

### 3-1 安心して子供を生き育てることのできる環境の整備

3-1-1 安心して子供を生き育てることのできる環境の整備

### 3-2 社会を生き抜く子供たちの学力の育成

3-2-1 確かな学力を育む教育の推進

3-2-2 国内外の多様な分野で活躍できる人材を育む教育の推進

### 3-3 生涯を通じた豊かな心と健やかな体の育成

3-3-1 豊かな心を育む教育の推進

3-3-2 健やかな体を育む教育の推進

3-3-3 人権を尊重する社会を築くための教育の推進

### 3-4 安全・安心な教育環境の整備

3-4-1 安全・安心な教育環境の整備

### 3-5 家庭や地域における教育力の向上

3-5-1 家庭や地域における教育力の向上

### 3-1 安心して子供を生み育てることのできる環境の整備

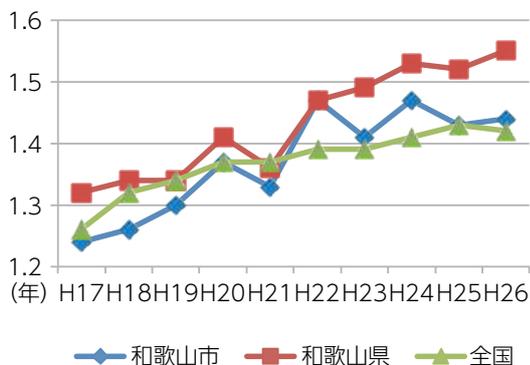
本市の出生数は過去10年間、3,000人前後で推移していますが、平成26年(2014年)の合計特殊出生率\*<sup>68</sup>は1.44と、人口を維持するために必要とされる2.07を下回っています。一方で、市民アンケートによる理想とする子供の数は平均で2.28人となっており、これを阻害している要因の解消が求められています。就学前児童と小学生の保護者を対象としたアンケート調査によると、子育てに関して不安や負担を感じている保護者は4割を超えており、妊娠、出産、子育てを支える切れ目のない支援体制づくりが課題となっています。

核家族化や地域における住民間のつながりの希薄化が子育ての孤立化を生み出し、これが子育てに対する不安感・負担感につながっていると考えられることから、保護者同士の交流を通じた仲間づくりの促進や地域で支える子供の居場所づくりなど、家庭のみならず地域全体で子育てに取り組むことが求められています。

子供が健やかに育つことができる環境づくりに向けては、平成27年(2015年)4月にスタートした子ども・子育て支援新制度\*<sup>86</sup>を受け、良質な幼児教育・保育を効果的に提供できるよう、認定こども園\*<sup>224</sup>の普及を進めるほか、一時保育や病児保育など様々な保育ニーズに対応していくことが求められています。また、妊産婦等に対する妊娠期から子育て期にわたるまでの切れ目のない、よりきめ細かな支援を行うため、平成28年(2016年)10月に市内4か所に子育て世代包括支援センター\*<sup>84</sup>を開設しましたが、その機能を生かして子育て世帯の安心感を醸成することが必要です。

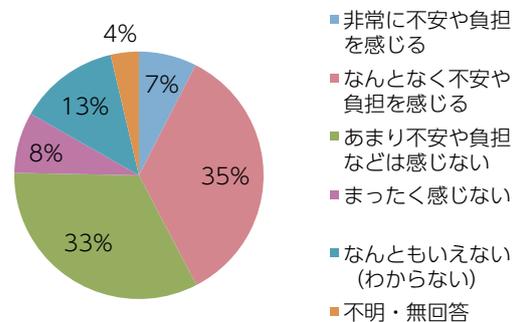
子育てに対する経済的支援については、平成28年(2016年)に子供の医療費の無償化を拡大するなどその充実に努めていますが、今後も、子育て世帯の負担軽減を図ることが求められています。また、ひとり親家庭や障害のある子供など、支援が必要な子供に対する経済的支援や生活面での支援が求められているほか、社会問題となっている児童虐待については発生予防から自立支援までの取組を強化していく必要があります。

合計特殊出生率の推移



出所 厚生労働省「人口動態調査」、和歌山市「人口動態統計報告」

子育てに関して不安や負担を感じている保護者の割合



出所 平成25年度「和歌山市子ども・子育て支援事業に関するニーズ調査」

### 3-2 社会を生き抜く子供たちの学力の育成

全国学力・学習状況調査の結果によると、本市児童生徒の教科結果は全般的に全国平均より低く、基礎的・基本的な学力の習得や、知識・技能を活用する力に課題があると言えます。子供たちが将来の夢や目標を実現するために必要な確かな学力\*<sup>180</sup>を身に付けられるよう、教育内容の充実を図る必要があります。

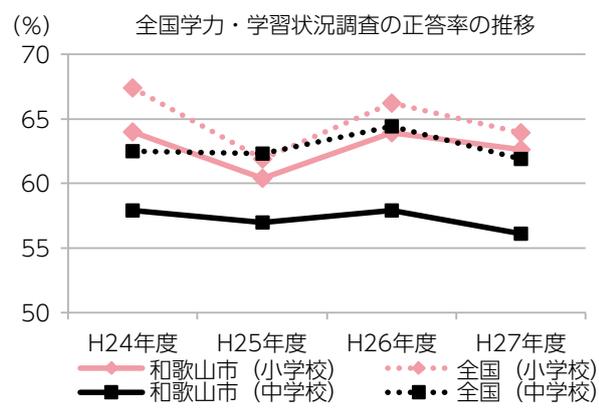
小・中学校の義務教育9年間を通じた教育課程を編成して系統的な教育をめざす小中一貫教育\*<sup>137</sup>については、学力の向上や思いやり、助け合いの気持ちを育むことなどに効果があるとして、全国的に導入が進みつつあります。平成29年(2017年)に本市で初めての施設一体型小中一貫校\*<sup>107</sup>が開校しますが、ここで得られた知見に基づき、小学校と中学校の円滑な接続を図っていく必要があります。

いじめを背景とした児童生徒の生命や心身に重大な危険が生じる事案が全国各地で発生しています。近年は、スマートフォン等の普及によりネット上のいじめが増加傾向にあり、保護者や教職員といった周囲の大人がいじめを発見しにくい状況が生まれています。いじめの未然防止や、確認された場合に適切に指導する取組が必要です。また、本市の不登校率は全国平均を上回っており、早急な対応が求められています。スクールカウンセラー\*<sup>160</sup>や教員、関係機関が連携して、子供たちが学校生活をいきいきと過ごせる環境を構築する必要があります。

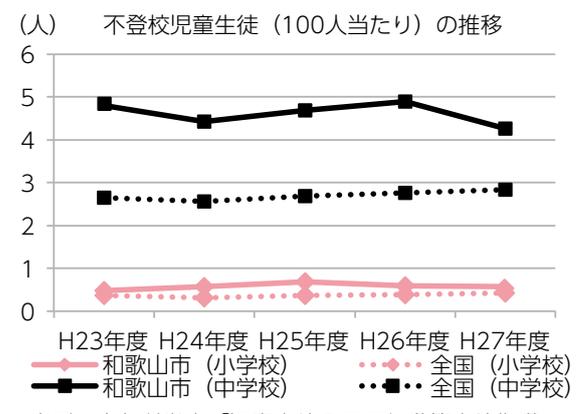
学校教育の多様化や児童生徒の問題行動に対応するため、専門職員の重要性が増しています。特色ある専門的な教育を行うための特別非常勤講師や生徒指導補助員の充実に努めていく必要があります。教員の資質や能力の向上に当たっては、経験や能力に応じた教員研修を実施していますが、更なる充実により専門的な職能と実践力の向上が求められています。

国際化が進む現代社会においては、英語を共通言語として実践的なコミュニケーションを図っていく必要性が高まっています。一方で、市内の中学3年生の英語検定3級の取得率は3割に達していません。小学校においては英語に慣れ親しむ環境づくり、中学校においては聞く、読む、話す、書くの4技能をバランスよく伸ばし、言語や文化に対する興味、関心、態度を育成することに取り組み、児童生徒のコミュニケーション能力の向上を図っていく必要があります。

本市では、和歌山大学と産業・経済・教育・文化・行政等総括的分野での地域の振興と活性化への貢献を目的とした地域連携推進協定を締結するなど、高等教育機関\*<sup>74</sup>との連携協力を努めています。今後も地域課題の解決をめざし、大学等の持つ知的資源の有効活用、共同研究や公開講座を通じた学習機会の提供等に取り組む必要があります。また、和歌山県における高校生の県外進学率は全国で最も高いことから、人材育成や学習機会の確保が喫緊の課題であり、若い世代の流出抑制やまちなかの賑わいの創出のためにも、まちなかへの大学誘致に取り組んでいく必要があります。



出所 文部科学省「全国学力・学習状況調査」及び和歌山市資料を基に和歌山市作成



出所 文部科学省「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」及び和歌山市資料を基に和歌山市作成

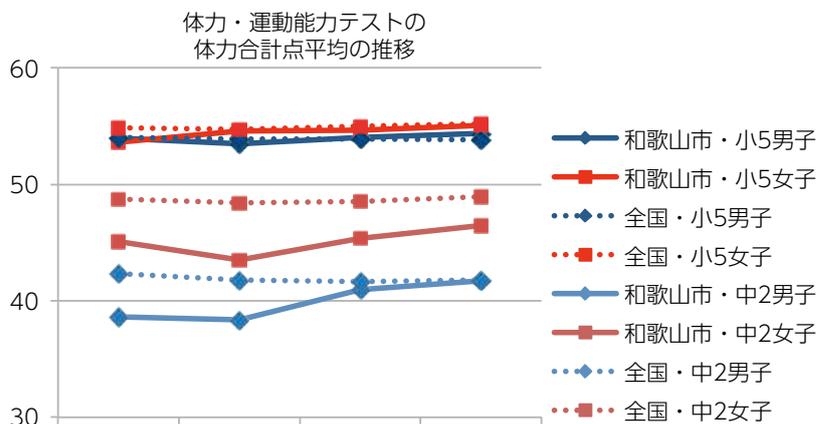
順位	都道府県	県外大学進学率 (%)
	全国	56.4
1	<b>和歌山</b>	<b>89.6</b>
2	佐賀	86.2
3	島根	85.6
・	・	・
45	東京	34.6
46	北海道	31.7
47	愛知	28.0

出所 文部科学省「平成27年度学校基本調査」

### 3-3 生涯を通じた豊かな心と健やかな体の育成

子供たちが将来、社会や世界との関わりの中でより良い人生を送ることができるよう、豊かな人間性と社会性を育むことはとても重要です。他者を思いやる心を培う道徳教育やふるさとへの愛着を高める郷土学習、文化芸術に関する学習や体験活動を通じて、児童生徒の豊かな心を育む必要があります。

平成27年度（2015年度）の全国体力テストでは男子は全国平均を上回りましたが、女子は改善傾向にあるものの全国平均を下回っています。すべての児童生徒が自分の体力に関心を持って運動習慣を定着させるとともに、生涯にわたって健康な生活を送ることができるよう、健康観の育成と健康行動の確立を図る必要があります。



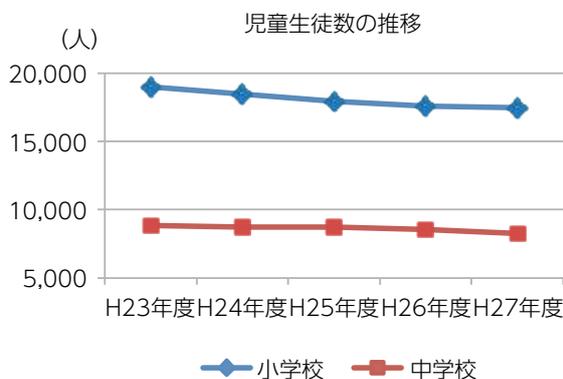
出所 文部科学省「全国体力・運動能力、運動習慣等調査」、和歌山県「児童生徒の体力・運動能力調査報告書」

### 3-4 安全・安心な教育環境の整備

本市の学校施設は、建物の老朽化が進んでいることに加え、近年の教育内容や教育方法の変化への対応が求められています。ICT<sup>\*1</sup>を活用した教育活動に対応できる情報ネットワーク環境の構築や、学校図書館の充実、快適な教育環境の整備などを計画的に進めていく必要があります。

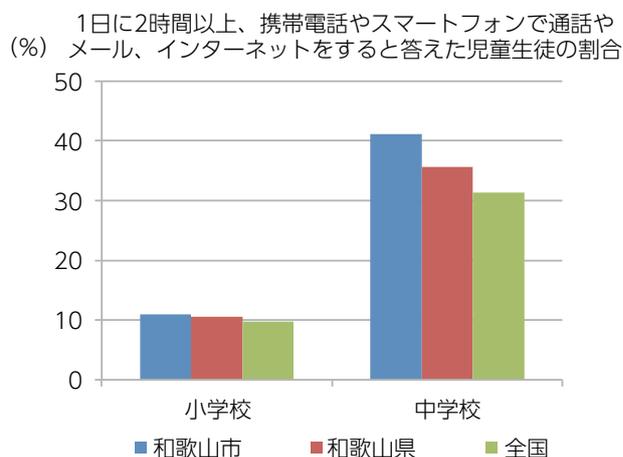
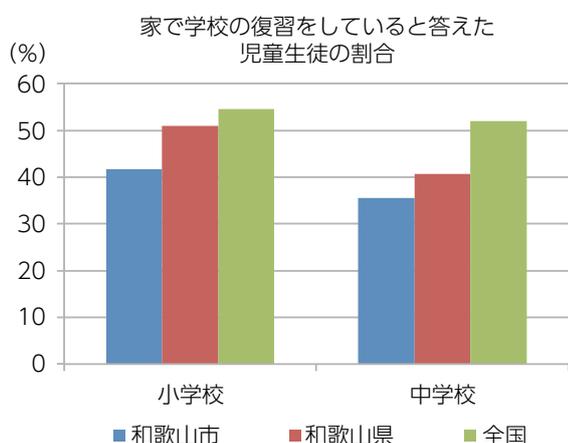
少子化の進行により、本市の児童生徒数は減少しています。学校の小規模化が進むと、多様な考えの中で思考を磨き合う場面が少なくなったり、クラス替えができず人間関係が固定化されたりといった課題が生じます。子供により良い学習環境を提供できるよう、学校規模の適正化についての検討を進める必要があります。

子供たちがインターネットやコミュニティサイト<sup>\*89</sup>を利用し、トラブルに巻き込まれる事例が生じています。また、子供の安全を脅かす不審者に関する情報は平成27年度（2015年度）だけで170件報告されており、犯罪被害に遭わないための取組が求められています。子供たちが犯罪に巻き込まれることを未然に防止する活動を地域、警察、学校等の関係機関が連携して展開していく必要があります。



### 3-5 家庭や地域における教育力の向上

子供たちが基本的な生活習慣や自立心を身に付けるためには、家庭教育は重要な役割を果たしています。本市においては、平成28年(2016年)12月に和歌山市家庭教育支援条例\*<sup>281</sup>が制定されたところであり、家庭を取り巻く学校、地域住民、地域活動団体、事業者、行政をはじめとした地域社会全体が家庭教育の自主性を尊重し、それぞれの適切な役割を果たしつつ、より一層の連携を図り、家庭教育を支えていくことが求められています。



出所 文部科学省「平成27年度全国学力・学習状況調査(児童・生徒質問紙)」、和歌山市

- 分野別目標3** 子供たちがいきいきと育つまち
- 政策 3-1** 安心して子供を産み育てることのできる環境の整備
- 施策 3-1-1** 安心して子供を産み育てることのできる環境の整備



子育て世代包括支援センターにおける相談

**〈めざす10年後の姿〉**

家庭、地域、学校、企業などが連携、協働<sup>\*49</sup>することで、安心して子供を産み育てるとい希望がかなえられるとともに、すべての子供が、健やかに成長している。

**取組方針1 家庭や地域で取り組む子育て環境づくり**

子育てに関する情報を情報誌やアプリ等の各種メディアを通じて発信するなど、子育て中の家庭が必要とする情報の提供に努めます。子育て中の保護者が気軽に交流したり、育児不安等への相談支援を受けることのできる地域子育て支援拠点<sup>\*188</sup>などの体制を強化するとともに、保護者の仕事や病気などの際に子育てをサポートできるよう、住民同士の支援体制の充実を図ります。また、様々なメリットがある3世代同居・近居<sup>\*98</sup>を推進します。

**取組方針2 子供が健やかに育つことができる環境づくり**

安心、安全で良好な保育環境を提供するため、公私保育施設の整備や、幼児期の学校教育、保育を一体的に実施する認定こども園<sup>\*224</sup>の普及、学童保育（若竹学級<sup>\*278</sup>）の充実を推進し、待機児童の解消を図るとともに、一時保育や病児保育等の需要に応じた必要な保育を提供します。また、保健センターにおける乳幼児健康診査<sup>\*223</sup>や各種教室、子育て世代包括支援センター<sup>\*84</sup>における相談支援体制などを充実し、妊娠、出産、子育て期間を通して切れ目のない支援を行います。

**取組方針3 保護・援助を必要とする子供への支援**

子供を持つ家庭に対して医療費等の経済的支援を図るとともに、経済的理由等から支援が必要な子供たちに学力向上や食生活等の生活環境を改善する支援に取り組めます。養育支援<sup>\*269</sup>が必要な家庭に対する家庭訪問や相談支援を充実させ、児童虐待等の早期把握と適切な対策の実施に努めます。また、障害のある子供への理解を促進し、可能な限り障害のない子供と同じ保育、学校生活が送れるよう努めます。

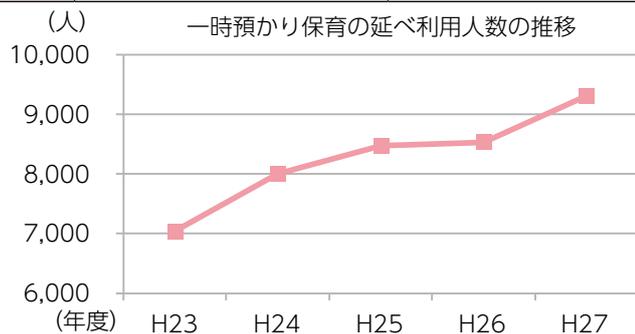
**取組方針4 結婚から子育てにつなげる社会づくり**

若年層の結婚や妊娠・出産に対する正しい知識を深めるとともに、結婚の希望をかなえることができる取組を進めます。また、男性の積極的な育児参加を促し、男女が育児や家事を協力して行う社会をめざすとともに、子育て等で仕事を離れた女性の再就職や職場復帰、男性の育児休暇取得など仕事と育児の両立がしやすい環境づくりを進めます。

まちづくり指標	基準値 (H26年)	目標値 (H38年)
合計特殊出生率 <sup>*68</sup>	1.44	1.80



地域子育て支援拠点施設



役各主体の割	市民	子育てに対して関心を持つことや理解を深めることで、子供の成長を社会全体で支えるように努める。
	地域・NPO等	子供を地域で育てるとい意識を持ち、「子供の見守り」や「子供の居場所づくり」を推進する。
	事業者	子育てしやすい職場環境づくりや子育て支援活動の推進に努める。
関係部	こども未来部 健康推進部 産業部 学校教育部 生涯学習部	
関連する個別計画	和歌山市子ども・子育て支援事業計画 和歌山市男女共生推進行動計画 和歌山市立認定こども園整備計画	

- 分野別目標3 子供たちがいきいきと育つまち
- 政策 3-2 社会を生き抜く子供たちの学力の育成
- 施策 3-2-1 **確かな学力\*180を育む教育の推進**



児童生徒による学び合いの授業づくり

〈めざす10年後の姿〉

子供たちが毎日をいきいきと過ごし、将来の夢や目標を実現するために必要な「確かな学力」を身に付けている。学校、保護者、地域の信頼関係の中で、安心して学校生活、家庭生活を送り、社会で活躍していく力を身に付けている。

**取組方針1 教育課程の充実と学力の向上**

小中一貫教育\*137について、施設一体型に限らず、施設分離型や小中連携教育なども含めた研究を進め、児童生徒の実態や地域・保護者のニーズを踏まえながら、段階的に取り組みます。また、アクティブラーニング\*8など児童生徒が学ぶ楽しさやわかる喜びを実感できる学び合いの授業づくりを進めるとともに、学級文庫など読書環境の充実や学校図書館を活用した授業づくりの研究、「うちどくノート」\*16の活用などにより、児童生徒の読書活動を推進するなど、教育内容の充実に取り組みます。幼児教育については、周囲の様々な環境に好奇心や探究心を持って体験を重ねる中で、健康な心と体を育て、人と関わる力や感じたこと、考えたことを自分なりに表現する力などを養えるような質の高い幼児期の教育・保育に努めるとともに、関係職員の交流や合同研修を通じて幼稚園、保育所、認定こども園\*224等の連携体制を構築します。また、市立和歌山高等学校については、人間性豊かで社会に貢献できる人材の育成を図ります。

**取組方針2 信頼と期待に応える学校づくりの推進**

開かれた学校づくりを推進するため、学校評価\*30を実施し、教育活動や学校運営に対する保護者や地域住民の理解と参画を得ます。特別な教育的支援を必要とする児童生徒に対しては、特別支援教育支援員の配置を進め、適正な学びの場の提供など特別支援教育の充実を図ります。また、いじめ、不登校の問題に対しては、学校全体で早期発見、早期対応に努めるほか、相談員の専門的な技量の向上を図るなど、こども総合支援センターの機能を強化するとともに、スクールカウンセラー\*160、スクールソーシャルワーカー\*161、関係機関等との連携を通じた問題解決への支援体制を整えます。さらに、児童生徒が災害や事故、犯罪から自分の身を守ることができるよう、安全教育や防災教育の充実を図ります。

**取組方針3 学校の組織力と教職員の指導力向上**

多様化する教育課題の解決のため、生徒指導補助員や特別非常勤講師など専門的な知識や技術を有する人材を確保します。また、教員の経験、能力や時代の変化に対応した研修を実施し、教員の専門性や授業力の向上を図ります。

まちづくり指標	基準値 (H27年度)	目標値 (H38年度)
全国学力・学習状況調査の正答率	小学校 62.6%(*63.9%) 中学校 56.1%(*61.9%)	小学校 全国平均を2ポイント上回る 中学校 全国平均

※は全国平均(H27年度)



学校図書館を活用した授業づくり



スクールカウンセラー等による不登校に関する事例検討会

の各 役割 主体	市民	一体となって子供を育てる意識を持ち、学校や幼稚園等が行う教育活動に積極的に参加する。
	地域・NPO等	学校との連携を深め、一体となって教育課題の解決に取り組む。
関係部	学校教育部 こども未来部	
関連する個別計画	和歌山市教育振興基本計画 和歌山市子ども・子育て支援事業計画	

分野別目標3	子供たちがいきいきと育つまち
政策 3-2	社会を生き抜く子供たちの学力の育成
施策 3-2-2	国内外の多様な分野で活躍できる人材を育む教育の推進

〈めざす10年後の姿〉

子供たちが、日々変化していく情勢や国際化社会に対応できるよう、学力の向上だけでなく、資質や能力を伸ばし、たくましく生き抜く力を育てている。



ALTによる英語授業

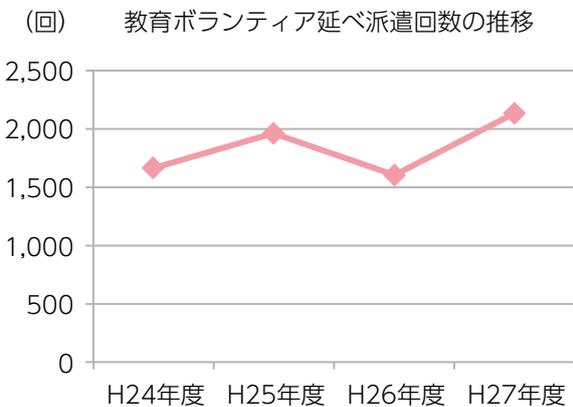
取組方針1 国際化・情報化に対応した教育の推進

ALT<sup>\*18</sup>とのチームティーチング<sup>\*204</sup>やICT<sup>\*1</sup>機器の活用により英語運用力の向上を図るとともに、国際理解教育<sup>\*82</sup>の充実に努めます。また、教育の情報化に関わる内容の一層の充実が図られた学習指導要領の確実な実施とICTを活用した授業革新に向けて、環境整備を計画的に進めます。

取組方針2 高等教育機関<sup>\*74</sup>の充実と連携強化

地域が抱える課題に対応していくため、市内や近隣にある大学等が持つ知的資源を有効活用し、産学官による共同研究や公開講座を通じた学習機会の提供など、連携を強化します。和歌山大学等と連携し、教職員の資質向上のための研修の充実や、学生の教育ボランティア<sup>\*47</sup>による教育活動の支援など、教育を支える人材の育成を推進します。また、大学誘致を進め、高等教育を受ける機会の充実を図ります。

まちづくり指標	基準値 (H27年度)	目標値 (H38年度)
中学3年生の英語検定3級取得率	23.1%	50.0%



ICTを活用した授業

の各 役主 割体	市民	大学等が実施する公開講座などに積極的に参加する。
	大学等	知的資源を生かして地域課題の解決に取り組む。

関係部	学校教育部 政策調整部 企画部
-----	-----------------

関連する個別計画	和歌山市教育振興基本計画
----------	--------------

- 分野別目標3 子供たちがいきいきと育つまち
- 政策 3-3 生涯を通じた豊かな心と健やかな体の育成
- 施策 3-3-1 豊かな心を育む教育の推進



地域の素材を生かしたふるさと教育の推進

〈めざす10年後の姿〉

道徳教育や地域の人や自然、文化に触れ合う体験活動を通じて、子供たちが郷土愛と豊かな心を育てている。

取組方針1 道徳教育の充実

先人の伝記、伝統と文化などを題材とした、児童生徒が感動を覚えるような魅力的な教材の開発や活用を通して道徳教育の充実を図ります。

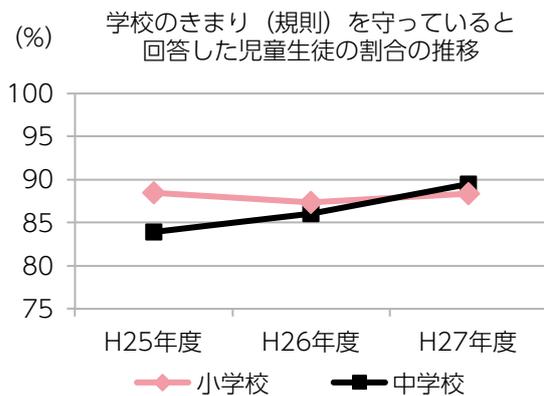
取組方針2 郷土を愛するふるさと教育の推進

地域の豊かな学習資源を活用し、実際の生活や社会、自然について学ぶことができる学習活動に取り組むとともに、地域での職場体験等を通じたキャリア教育<sup>\*41</sup>を進めます。自然体験学習<sup>\*109</sup>の充実については、外国人を含めた多くの人々が利用し交流できる機能を併せ持つ青少年国際交流施設の建設を進めるなど施設環境を整えるとともに、地域の自然環境を生かした自然体験プログラム<sup>\*110</sup>の作成などに取り組みます。また、こども科学館<sup>\*85</sup>の設備充実を通じて、科学に関する体験学習環境の向上を図ります。

取組方針3 文化芸術教育の充実

児童生徒が実際に質の高い文化芸術に触れる機会を提供するなど、音楽や図工・美術教育の充実を図ります。

まちづくり指標	基準値 (H27年度)	目標値 (H38年度)
学校のきまり(規則)を守っていると回答した児童生徒の割合(全国学力・学習状況調査(児童・生徒質問紙)より)	小学校 88.4% 中学校 89.5%	100%



文化芸術教育

役割の各主体	市民	郷土の歴史・文化・芸術に関心を持ち、子供たちのふるさとを愛する心を育む。
	地域・NPO等	学校と一体となって、豊かな心とふるさとへの愛着を持った子供を育てる。
	事業者	職場見学、職場体験に積極的に協力し、子供たちが社会に参画しようとする意識を育てる。

関係部	学校教育部 生涯学習部
-----	-------------

関連する個別計画	和歌山市教育振興基本計画
----------	--------------

- 分野別目標3** 子供たちがいきいきと育つまち  
**政策 3-3** 生涯を通じた豊かな心と健やかな体の育成  
**施策 3-3-2** **健やかな体を育む教育の推進**



県内産の農産物や水産物を利用した給食

**〈めざす10年後の姿〉**

子供たちの体力向上や健康の保持増進を通して、生涯にわたって健康で安全に生活できる健やかな体が育まれている。

**取組方針1 学校体育の充実**

体力テストの結果を毎年記入するパワーアップチャレンジ手帳を活用するなど、児童生徒の運動習慣の定着を図ります。また、保健体育授業の指導内容の工夫や指導力向上を図るため、教員研修を充実させるほか、外部指導者を活用して運動部活動の充実を図ります。

**取組方針2 健康教育の充実**

健康診断及び事後措置等を適正かつ円滑に実施し、適切な保健管理に努めます。また、児童生徒の健康課題解決に向け、各学校において組織的・計画的に健康教育が実施されるよう推進します。

**取組方針3 食育<sup>\*148</sup>の推進**

学校給食を生きた教材として望ましい食行動がとれる児童生徒を育成します。また、安全性やバランスに配慮した献立内容や食事環境を整え、給食指導を推進するとともに、和歌山の豊富な食材を使った食育を進めるなど、学校給食の一層の充実を図ります。

まちづくり指標	基準値 (H27年度)	目標値 (H38年度)
体力・運動能力テストの体力合計点平均 (小学5年生、中学2年生)	小学5年生 男54.38 女55.04 中学2年生 男41.69 女46.50	小学5年生 男55.10 女56.62 中学2年生 男43.51 女50.72



子供たちの体力づくり



体力づくりのための  
「パワーアップチャレンジ手帳」

の各 役主 割体	市民	家庭において子供の体力づくり、健康づくり、健全な食生活の定着を図る。
	地域・NPO等	子供の健康づくりにともに取り組みコミュニティをつくる。
関係部	学校教育部 健康推進部	
関連する個別計画	和歌山市教育振興基本計画 健康わかやま21	

- 分野別目標3** 子供たちがいきいきと育つまち
- 政策 3-3** 生涯を通じた豊かな心と健やかな体の育成
- 施策 3-3-3** **人権を尊重する社会を築くための教育の推進**

〈めざす10年後の姿〉

人権・同和教育を推進し、体験活動を充実させることで、子供たちが人権を尊重する心を育てている。

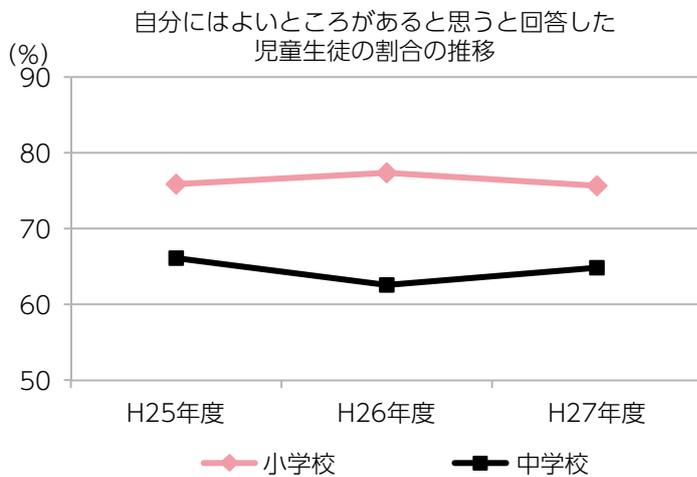


教員への人権・同和研修

**取組方針1 人権・同和教育の充実**

教育活動全体を通じた人権・同和教育の充実を図るため、研修機会の充実により教職員の人権感覚を磨きます。また、和歌山市ブロック人権教育研究会における講演会や研究授業、学校間での実践交流を推進して効果的な指導方法の研究を進め、児童生徒の発達段階に応じた人権・同和教育を進めます。

まちづくり指標	基準値 (H27年度)	目標値 (H38年度)
自分にはよいところがあると思うと回答した児童生徒の割合 (全国学力・学習状況調査 (児童・生徒質問紙) より)	小学校 75.7% 中学校 64.9%	小学校 95.0% 中学校 90.0%
いじめはどんな理由があってもいけないことだと思うと回答した児童生徒の割合 (全国学力・学習状況調査 (児童・生徒質問紙) より)	小学校 95.8% 中学校 93.3%	100%



高齢者の方々を招いての触れ合い交流

の各 役主 割体	市民	人権を尊重することの重要性を子供たちに理解させる。
	地域・NPO等	子供たちを含めた地域の人権意識を高める。

関係部	学校教育部 市民部 生涯学習部
-----	-----------------

関連する個別計画	和歌山市教育振興基本計画
----------	--------------

分野別目標3 子供たちがいきいきと育つまち

政策 3-4 安全・安心な教育環境の整備

施策 3-4-1 安全・安心な教育環境の整備



伏虎義務教育学校

〈めざす10年後の姿〉

教育や学習方法の多様性に対応した施設、設備の充実を図ることで、安心、快適な教育環境が整っている。また、登下校時・放課後に子供たちを見守る環境が整っている。

取組方針1 子供たちの安全の確保

学校のブロック塀等の耐震化など、学校施設の安全確保を図るとともに、地域、家庭、関係機関と連携し、不審者情報等を迅速かつ正確に伝達できる体制整備、非行防止や健全育成のための指導、登下校時の見守り活動など、子供たちの安全確保に向けた取組を推進します。また、少年センターによる情報モラル教室やパンフレットによる啓発など、SNS<sup>\*19</sup>やインターネットのトラブルから子供たちを守る取組を進めます。

取組方針2 学校教育環境の整備

学校への空調設備の設置やトイレの洋式化など、安心で快適な学習環境を確保するとともに、普通教室におけるICT<sup>\*1</sup>機器の活用を視野に入れたネットワーク環境を整備するなど、学校施設の充実を図ります。また、学校司書<sup>\*29</sup>の配置や蔵書の充実など、児童生徒の多様な読書活動を支える学校図書館の充実に取り組みます。

取組方針3 学校適正規模化の推進

各学校の児童生徒数の推移や施設の老朽化などの現状、学校を取り巻く地域環境を総合的に考慮した小・中学校の適正規模化に向けた検討を進めます。

まちづくり指標	基準値 (H27年度)	目標値 (H38年度)
小・中学校の教室における空調機設置率	24.3%	100%
小・中学校におけるトイレの洋式化率	23.9%	95.0%



学校施設の耐震化



地域見守り隊との登下校指導

役各主体割	市民	家庭において子供と安全について話し合うとともに、学校や地域が行う安全、快適な環境づくり活動に積極的に参加する。
	地域・NPO等	学校や家庭と連携して、安全、快適な環境づくりに取り組む。
関係部	教育総務部 学校教育部	
関連する個別計画	和歌山市教育振興基本計画 和歌山市立学校適正規模化の方針	

- 分野別目標3 子供たちがいきいきと育つまち
- 政策 3-5 家庭や地域における教育力の向上
- 施策 3-5-1 家庭や地域における教育力の向上

〈めざす10年後の姿〉

学校・家庭・地域の連携のもと、家庭での教育力や地域における社会教育の充実が図られており、子供たちが基本的な生活習慣や自立心を身に付けている。

取組方針1 家庭における教育力の充実

家庭教育を支援する人材の育成、保護者への学習機会や交流機会の提供、相談対応等の支援活動に取り組み、家庭教育の充実を図ります。また、家庭教育等に関する研修会などのPTA活動を支援します。

取組方針2 地域における教育力の充実

地域の協力を得て、学校の休業土曜日を利用した子供たちへの様々な活動や体験の場や学力向上プログラムに取り組みます。また、家庭や学校が地域社会と協働<sup>\*49</sup>して教育活動を支えていけるよう、地域と学校をつなぐコーディネーターの育成や世代間交流を図るなど、家庭、学校、地域が一体となって子供を育てる体制の充実に努めます。青少年の健全育成については、関係団体の活動を支援するとともに、家庭、学校、地域等の連携を強化し、青少年が健やかに育つ環境の充実を図ります。

まちづくり指標	基準値 (H27年度)	目標値 (H38年度)
家で学校の復習をしていると回答した児童生徒の割合 (全国学力・学習状況調査 (児童・生徒質問紙) より)	小学校 41.7% (※54.5%) 中学校 35.5% (※52.1%)	全国平均
地域共育コーディネーター <sup>*186</sup> の人数	4人	18人

※は全国平均(H27年度)



地域住民の支援による学級菜園づくり



PTA主催「親子陶芸教室」

の各 役主 割体	市民	家庭において子供たちが基本的な生活習慣や自立心を身に付けるように取り組む。
	地域・NPO等	家庭教育を支援するとともに、学校等の行う活動に協力する。
関係部	生涯学習部 こども未来部 学校教育部	
関連する個別計画	和歌山市教育振興基本計画 和歌山市子ども・子育て支援事業計画	

## 分野別目標4

# 誰もが安心して住み続けられる 持続可能なまち

### 4-1 コンパクトシティの実現

- 4-1-1 集約型のまちづくり
- 4-1-2 公共交通体系の充実

### 4-2 都市機能や市民生活を支える道路網の整備

- 4-2-1 基幹道路網の整備
- 4-2-2 生活道路の整備

### 4-3 豊かな暮らしを支える住環境の整備

- 4-3-1 居住環境の整備
- 4-3-2 河川・水路の整備
- 4-3-3 上水道施設の整備
- 4-3-4 生活排水対策の推進

### 4-4 防災体制の充実

- 4-4-1 災害に強いまちづくりの推進
- 4-4-2 災害に強い人づくりの推進
- 4-4-3 災害等に強い体制づくりの推進

### 4-5 消防力の充実

- 4-5-1 予防体制の充実
- 4-5-2 災害対応力の充実
- 4-5-3 救急・救助体制の充実

### 4-6 安全で安心な市民生活の確保

- 4-6-1 交通安全対策の推進
- 4-6-2 防犯対策の推進
- 4-6-3 消費生活の向上

### 4-7 健康で元気に暮らせる環境づくり

- 4-7-1 健康づくりの推進
- 4-7-2 地域医療・健康危機管理体制の充実
- 4-7-3 生活衛生対策の推進
- 4-7-4 保健医療対策の推進

### 4-8 人権尊重・男女共同参画の推進

- 4-8-1 人権が尊重される社会づくり
- 4-8-2 男女共生社会の実現

### 4-9 将来に向かって希望の持てる福祉社会の形成

- 4-9-1 地域福祉の推進
- 4-9-2 高齢者の生活の充実
- 4-9-3 障害のある人の自立と社会参加の推進
- 4-9-4 社会保障制度の充実

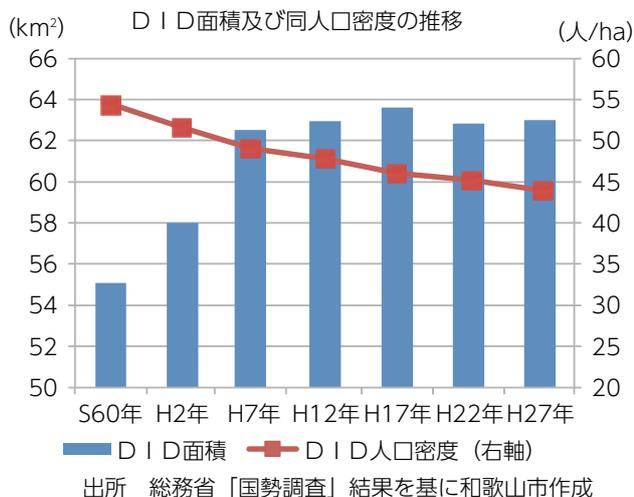
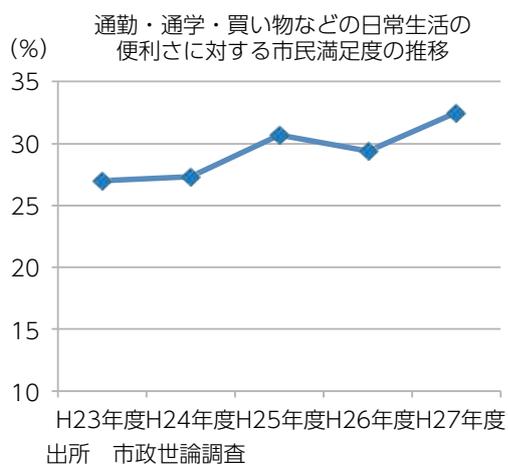
### 4-10 地域コミュニティの充実

- 4-10-1 地域コミュニティの充実

### 4-1 コンパクトシティ<sup>\*91</sup>の実現

人口集中地区（DID<sup>\*202</sup>）の面積が拡大し、その中の人口密度は低下する中で、特に中心市街地<sup>\*198</sup>における人口の減少は著しく、このまま人口減少が進むと、空洞化が進行し、まちの賑わいがますます失われることが懸念されます。また、本市には医療・商業・福祉など市民生活を支える都市機能<sup>\*116</sup>が集積していますが、人口密度の低下にあわせ、提供される生活サービス水準の維持が困難になるおそれがあります。中心市街地における高次の都市機能<sup>\*70</sup>の再整備や地域の拠点における日常生活を支える機能の維持・誘導を図っていく必要があります。

それぞれの拠点における機能を補完しあうための公共交通ネットワーク<sup>\*73</sup>については、人口減少や車社会の浸透により、利用者は減少傾向にあるものの、近年は減少に歯止めがかかる動きが見られます。これまで公共交通の利用促進に向けた啓発活動や事業者への支援等を行ってきたところですが、一部地域で実施されている地域住民が運営主体となった地域バス<sup>\*190</sup>の運行など、新しいスタイルの公共交通のあり方について検討を進める必要があります。



### 4-2 都市機能や市民生活を支える道路網の整備

道路は、人や物の移動に使われるだけでなく、電気・ガス・水道・下水道・電話などのライフラインの収容、災害時の避難路など多岐にわたる機能を持っており、私たちの生活に不可欠なものです。都市計画道路<sup>\*215</sup>については、中平井線が全線開通するとともに、松島本渡線、南港山東線、西脇山口線等についても整備を進め、順次供用開始を行っているところですが、都市計画道路全体の整備率は66.5%にとどまっており、優先的に整備すべき区間を定め、計画的に進めていく必要があります。

また、大阪や奈良方面へのアクセス道路である第二阪和国道<sup>\*179</sup>（和歌山岬道路）及び京奈和自動車道<sup>\*58</sup>（紀北西道路）の供用開始により、県外から本市への交通アクセスは飛躍的に改善されますが、県外へのアクセス向上は企業の経済活動や人々の移動を支える重要な基盤であることから、更なる充実に努めていく必要があります。

日常生活に直結した生活道路<sup>\*166</sup>については、本市の生活道路の改良率<sup>\*27</sup>は59.6%であり、今後とも子供や高齢者、障害のある人も安全かつ快適に利用できる道路環境整備に努めていく必要があります。



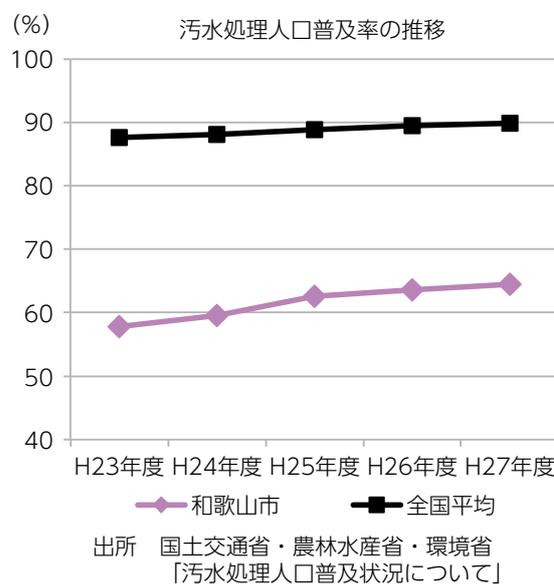
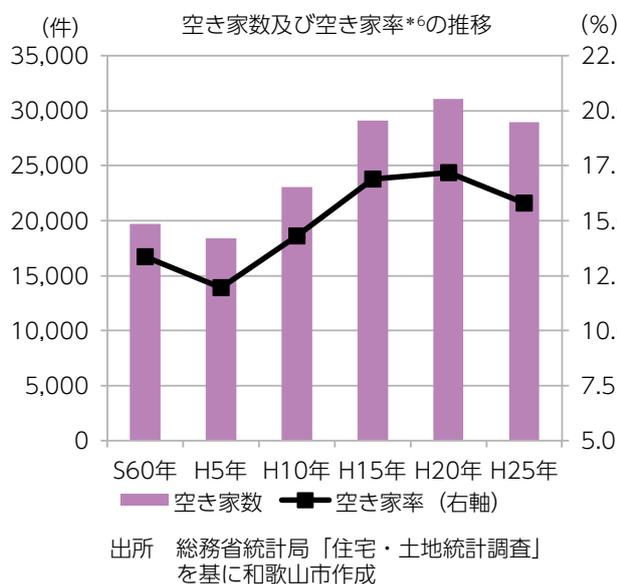
### 4-3 豊かな暮らしを支える住環境の整備

居住環境については、現代の居住実態やライフスタイルに応じた良質な居住空間の創出に向け、市街地再開発<sup>\*103</sup> やリノベーションなどの民間投資を促進し、人々のニーズに応じた住宅等を提供することが重要です。また、人口減少に伴い、増加傾向にある空き家の利活用や危険な空き家等の除却等の対策を進めるとともに、市営住宅については、老朽化対策など適切な維持管理を行っていく必要があります。

河川整備については、改修率は70.3%であり、近年多発する集中豪雨による浸水被害を軽減するため、引き続き緊急性の高い箇所から計画的に必要な改修を進めるとともに、市民の身近なレクリエーションや憩いの場として活用できる水辺空間を創出していく必要があります。

上水道については、水道施設の老朽化が進んでいる上、耐震化率についても浄水場0.02%、配水池<sup>\*231</sup> 23.50%、水道管路38.02%にとどまっています。各水道施設の更新を計画的に進め、安全でおいしい水の安定供給確保を図るとともに、災害への備えについても進めていく必要があります。

生活排水対策については、汚水処理人口普及率<sup>\*24</sup> は年々増加しているものの、全国と比較するといまだ低位にとどまっています。公共下水道<sup>\*67</sup> の整備や適切な維持管理に努めるとともに、合併処理浄化槽<sup>\*31</sup> の設置を積極的に進めるなど、更なる生活排水処理の適正化に取り組む必要があります。



### 4-4 防災体制の充実

平成26年(2014年)10月に和歌山県が公表した南海トラフ巨大地震<sup>\*218</sup>の被害想定では、死者数18,100人、全壊棟数55,200棟といった被害が想定されています。また、市北部には中央構造線断層帯<sup>\*196</sup>が存在することから、中央構造線地震が起きた場合も甚大な被害が予想されます。いかなる大規模自然災害が発生した場合においても、迅速に情報伝達を行いながら、住民の生命・財産を守るとともに、都市機能が致命的な障害を受けずに維持される強靱な地域をめざさなければなりません。

防災体制の充実に向け、行政が道路・橋梁や河川等の整備など必要な対策を推進するのはもちろんですが、市民や事業所も一体となった様々な取組を通して、市民の防災意識の向上を図りつつ、自分の命は自分で守るという「自助」への取組や近隣で助け合う「共助」の取組を促進する必要があります。

## 4-5 消防力の充実

市民や事業所の防火意識の高まりや建築物の不燃化が進んだ結果、火災件数は徐々に減少し、その規模も小さくなっています。しかし、近年の火災による死者は、ほとんどが住宅火災によるものであることや、いまだに「うっかり火災」が発生していることから、引き続き防火意識の向上に取り組む必要があります。

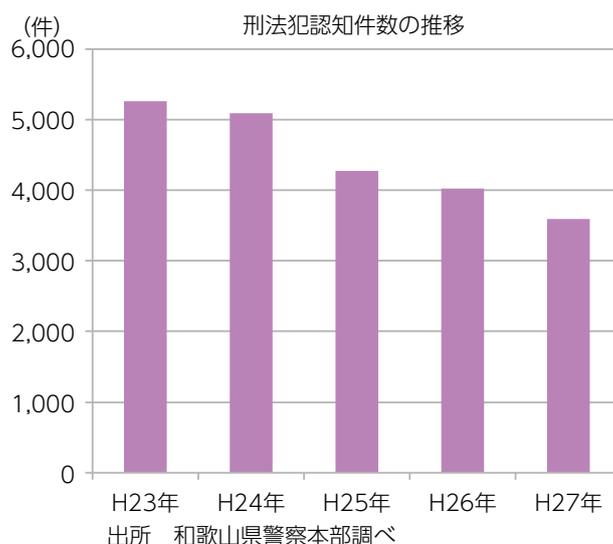
複雑・多様化する災害に対し、消防職員の対応力を養うための訓練を実施するなど本市の消防力の一層の強化を図るとともに、本市のみでは対応困難となるおそれもあることから、他市町村からの応援隊の受援体制や広域消防応援体制の充実も重要となっています。また、消防団についても、女性、若者の入団促進等による団員の確保や装備の充実等による強化を図り、地域防災力の維持向上に努めなければなりません。

救急・救助体制については、一人でも多くの命が救われ、社会復帰ができるよう救急隊員の更なる能力向上に取り組むことが求められています。また、生存率と社会復帰率<sup>\*119</sup>を高めるには、近くにいる人が救急隊員到着までの間に適切に応急手当を実施することが重要ですが、心原性心肺停止傷病者<sup>\*152</sup>を市民が目撃し応急手当を実施している割合は全国平均と比べて48.1%と低い一方、社会復帰率は15.3%と全国平均を上回っている状況にあります。今後、その両方の割合を高めるため、効果のある応急手当を実施できる市民の養成や電話等による口頭指導体制<sup>\*75</sup>の充実など、更なる体制強化を図る必要があります。

## 4-6 安全で安心な市民生活の確保

本市の交通事故の状況については、事故発生件数、死者数ともに減少傾向にあります。事故による死者の内訳を見ても、高齢者の占める割合が高くなっており、更なる事故防止を図るためには、交通弱者<sup>\*72</sup>である高齢者や子供への交通安全意識の普及啓発等の対策が必要です。

防犯対策については、平成12年(2000年)に「和歌山市地域安全推進条例」を制定し、市民、自主防犯団体や警察等と連携して、犯罪のない安全・安心なまちづくりに取り組んできたこともあり、平成13年(2001年)に11,313件あった刑法犯認知件数<sup>\*59</sup>は14年連続で減少し、平成27年(2015年)には3,588件となっています。市民の生命、財産を守り、安心して生活できる環境整備をさらに進めるため、引き続き犯罪抑制に向けた取組が求められています。また、近年では、高齢者を狙った悪質商法・振り込め詐欺や若者を狙ったワンクリック請求詐欺などの被害が発生しており、社会情勢や各世代のライフスタイルに合わせた対策を講じていく必要があります。



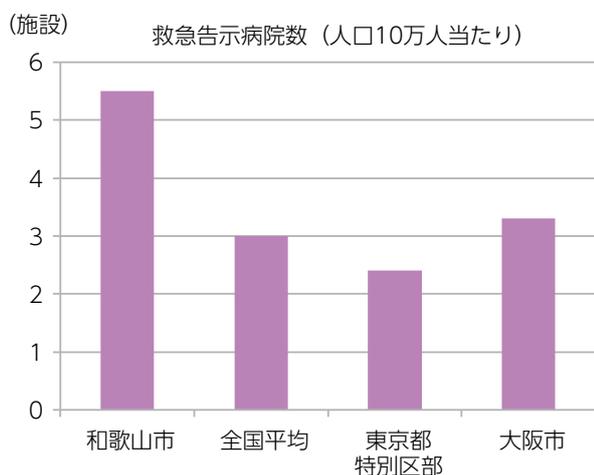
#### 4-7 健康で元気に暮らせる環境づくり

高齢化が進む中、健康寿命<sup>\*63</sup>の延伸は市民共通の願いですが、「健康づくりに取り組んでいる市民の割合」は54%にとどまっています。生活習慣病<sup>\*165</sup>の発症予防、重症化予防のためにも、健康づくりに取り組む人を増やし、高齢になっても元気で様々な社会活動に参加できる環境づくりが必要です。

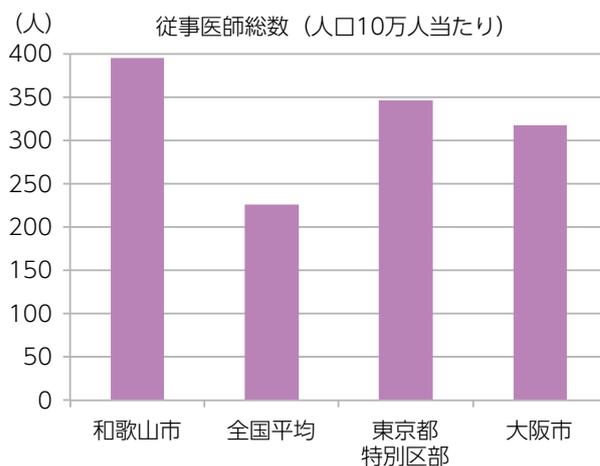
本市の救急告示病院<sup>\*43</sup>数や医師数は全国の中でも多く、医療環境は充実していますが、リスクの高い妊婦・新生児の増加にも対応できる周産期医療<sup>\*122</sup>の充実や地域で安心して必要な医療が受けられる体制整備、症状や緊急度に応じた医療を提供できる救急医療体制の確保など、市民ニーズに応じた医療を提供できる環境をさらに充実させていく必要があります。また、新たに発生する感染症や災害などの市民の生命、健康を脅かす事態に対して的確に対応できる健康危機管理<sup>\*62</sup>体制の充実にも努めていく必要があります。

食品衛生については、食品の安全性や表示への信頼性が損なわれる事案の発生により、消費者の食に対する不安や不信感が増大しており、事業者の自主的な衛生管理を促進するとともに、衛生監視体制を充実させる必要があります。

難病<sup>\*219</sup>患者に対する支援については、対象疾病が大幅に拡大され、制度が複雑化するとともに、対象となる人も増加しています。各種サービスの普及啓発を図るとともに、関係機関との情報交換を密に行い、支援体制の強化を図ることが必要です。また、引き続きこころの病<sup>\*83</sup>についての普及啓発に取り組むほか、精神障害のある人への相談充実や障害福祉サービス<sup>\*134</sup>の周知を図る必要があります。



出所 厚生労働省「平成26年医療施設調査」



出所 厚生労働省「平成24年医師・歯科医師・薬剤師調査」

#### 4-8 人権尊重・男女共同参画の推進

近年、インターネット等を用いた新たな人権侵害が発生しているとともに、性的マイノリティ<sup>\*170</sup>や外国人に対する理解や配慮の必要性が取り上げられるなど、人権問題は複雑化しています。こうした問題に市民一人ひとりが適切に対応できるよう、人権意識を育むための教育・啓発活動や相談体制の充実等を推進していかなければなりません。

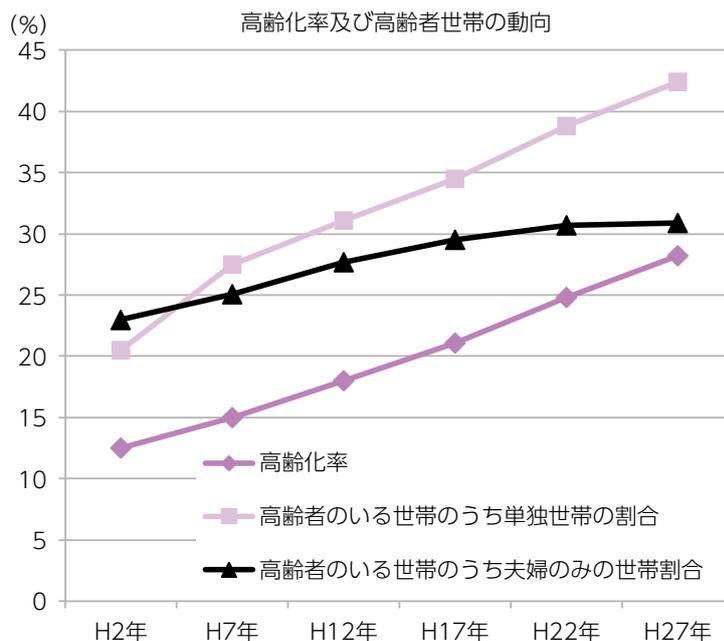
男女共生社会の実現については、男性の家庭生活への参画促進や女性の就労支援などを通じ、男女の人権が尊重され、あらゆる分野において、それぞれが個性と能力を十分に発揮し、活躍できる社会に向け、取り組んでいく必要があります。

#### 4-9 将来に向かって希望の持てる福祉社会の形成

高齢者の一人暮らし世帯の増加などにより、地域において支援を必要とする人が増加する一方、住民相互の関係性の希薄化が問題となっています。社会福祉協議会\*<sup>118</sup>等の関係団体とのネットワークを強化し、地域福祉の担い手を養成するなど、地域で必要な助け合いがなされる環境づくりを推進する必要があります。本市の高齢化率（65歳以上）は28.9%と一貫して上昇しており、社会保障制度の安定運営が課題となっています。そのため、団塊の世代が75歳以上となる平成37年度（2025年度）に向け、高齢者が住み慣れた地域において、健康で自立した生活を送れるよう、必要な環境を整備することが求められています。また、できる限り地域で生活ができるよう在宅福祉サービスの充実に努めることも重要です。

一方、障害の有無に関わらず、すべての人がお互いの人格と個性を尊重し、共生できる社会をつくることを目的として「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律\*<sup>135</sup>」が平成28年（2016年）4月に施行されました。これにより、障害のある人への不当な差別の取扱いが禁止されるなど、誰もが支え合える社会づくりに向けた取組が進められています。しかし、就労等の社会参加の機会はいまだ十分とは言えず、障害のある人の一般就労率\*<sup>133</sup>の向上を図るほか、障害者グループホーム\*<sup>131</sup>の整備を進めるなど、障害のある人にもやさしいまちづくりを進める必要があります。

本市の生活保護受給世帯は7,615世帯となっており、毎年増加しています。生活保護の受給に至っていない人も含め、生活困窮状態から自立するための適切な支援を進めるとともに、不正受給者への適正な対応などを進める必要があります。また、高齢化が進む中でも、医療や介護を受けつつ、安心して生活していけるよう、医療保険、介護保険、国民年金制度をはじめとした社会保障制度の適正な運営に努める必要があります。



#### 4-10 地域コミュニティの充実

自治会をはじめとする地域コミュニティは、これまで住民同士の助け合いのほか、文化・伝統の継承、まちづくりの推進など、重要な役割を果たしてきました。しかし、近年、自治会への加入者数が減少するなど人と人とのつながりは希薄化しています。

住みよいまちづくりを進めていくためには、多くの担い手が必要であり、市民のコミュニティ活動\*<sup>87</sup>への参加を働きかけるとともに、自治会をはじめとした地域コミュニティやNPO・ボランティアなどの多様な主体と行政が力を合わせてまちづくりに取り組んでいく必要があります。

- 分野別目標4 誰もが安心して住み続けられる持続可能なまち
- 政策 4-1 コンパクトシティの実現
- 施策 4-1-1 集約型のまちづくり



地籍調査

〈めざす10年後の姿〉

中心市街地\*<sup>198</sup>において都市機能が高まるとともに、その他の地域においても拠点に生活利便施設\*<sup>167</sup>が集約され、コンパクトで便利なまちが形成されている。

取組方針1 適正な土地利用の推進

市街化区域\*<sup>101</sup>において、中心市街地や主要な駅周辺などに生活サービス施設など都市機能の集積を図り、市街地における人口密度を維持します。市街化調整区域\*<sup>102</sup>においては、無秩序な開発を抑制しつつ、駅や小学校周辺などの生活拠点に居住と日常生活に必要な機能の緩やかな誘導を図ります。

取組方針2 良好な市街地の形成

公共施設の再配置や民間による市街地再開発\*<sup>103</sup>などを進めることによりコンパクトシティ\*<sup>91</sup>の核となる中心市街地の活性化を図るとともに、引き続き都市基盤の整備の実施などを通じ良好な市街地の形成を図ります。

取組方針3 地籍調査\*<sup>192</sup>の推進

土地に関するあらゆる施策の基礎資料として、広範囲にわたって活用できるように計画的に土地地籍の調査を進めます。

まちづくり指標	基準値 (H27年度)	目標値 (H38年度)
通勤・通学・買い物などの日常生活の便利さの市民満足度 (市政世論調査)	32.5%	35.5%
地籍調査進捗率	11.3%	30.0%

中心拠点及び主要な鉄道駅やバス周辺のエリア



の各 役主 割体	市民・地域	集約型まちづくりへの理解・協力を努める。
	事業者	集約型まちづくりへの理解・協力を努める。
関係部	都市計画部	
関連する個別計画	和歌山市都市計画マスタープラン 和歌山市立地適正化計画 都市再生整備計画	

- 分野別目標4** 誰もが安心して住み続けられる持続可能なまち
- 政策 4-1** コンパクトシティの実現
- 施策 4-1-2** 公共交通体系の充実



地域バス（紀三井寺団地線）

〈めざす10年後の姿〉

拠点間等を結ぶ公共交通ネットワーク\*73の更なる充実が図られ、すべての人にとって安全で利用しやすい公共交通機関の整備が進んでいる。

**取組方針1 公共交通機関の利用促進**

公共交通の重要性や必要性を広報するなど、自家用車からの転換を促す取組を行い、公共交通機関の利用促進に努めます。

**取組方針2 利便性の向上**

地域の拠点となる駅やバス停へのアクセス向上を図るため、周辺環境整備を進めます。また、事業者が行うバリアフリー化\*234を促進するなど、関係機関と連携して利便性向上に努めます。

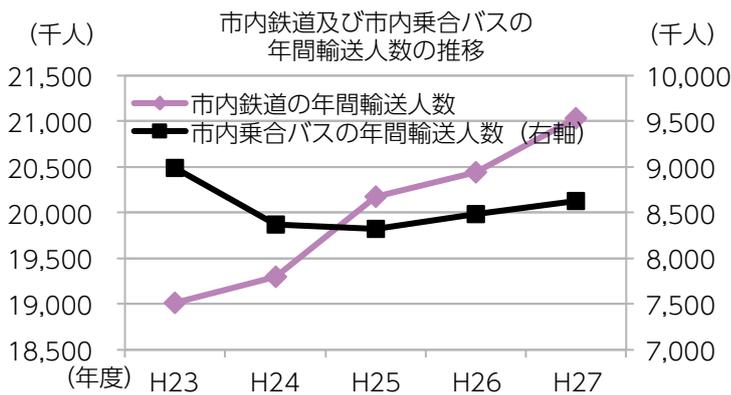
**取組方針3 公共交通機関の維持・充実**

和歌山電鐵貴志川線の存続や運営状況が低迷する公共交通機関及び地域が主体となって運行する地域バス\*190等への支援を行い、移動手段の確保に努めるとともに、地域公共交通網形成計画\*187を策定するなど、公共交通ネットワークの充実を図ります。また、新交通システム\*156を含めた集約型のまちづくりにふさわしい公共交通体系について、長期的観点から研究を行います。

**取組方針4 広域的交通機能の充実**

関西国際空港から最も近い県庁所在地であるメリットを生かせるよう、関西国際空港へのアクセス向上に向け、関係機関へ働きかけます。また、和歌山下津港の整備・充実を促進するため、関係機関へ働きかけます。

まちづくり指標	基準値（H27年度）	目標値（H38年度）
市内公共交通機関の年間輸送人数	30,099千人	30,761千人



うめ星電車（和歌山電鐵貴志川線）

役割の各主体	市民	身近な公共交通機関の果たす役割やその重要性についての意識を高め、自家用車依存から公共交通利用への転換に努める。
	地域・NPO等	地域の公共交通を確保・維持するために、利用啓発を行うなど自主的な取組を行う。
	事業者	利用者ニーズを把握し、更なる利便性、安全性の向上に努めるとともに、経営の効率化を図り、公共交通を維持・発展させる。
関係部	企画部 都市計画部 建設総務部 道路部	



分野別目標4	誰もが安心して住み続けられる持続可能なまち
政策 4-2	都市機能や市民生活を支える道路網の整備
施策 4-2-2	生活道路 <sup>*166</sup> の整備



海草橋

〈めざす10年後の姿〉  
安全で快適な道路環境が整備されている。

**取組方針 1 道路の新設・改良の促進**

生活道路の安全性の確保及び交通の円滑化を図るため、道路の新設・改良や狭あい道路<sup>\*46</sup>の対策を進めます。

**取組方針 2 橋梁、トンネル等の適正管理**

橋梁、トンネル等の点検を行い、適時適切な維持補修に努めるとともに、橋梁の長寿命化を進めます。

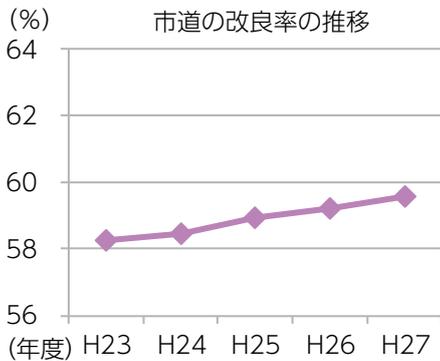
**取組方針 3 安全で快適な道路環境の整備及び通学路の安全確保**

歩道や自転車通行空間の整備により誰もが安全に利用できる道路環境づくりを進めるとともに、緑化等により快適な空間となるよう努めます。また、通学路の安全確保のため、関係機関と協力しながら交通安全施設や歩道の整備を進めます。

**取組方針 4 道路の防災・減災機能の向上**

緊急輸送道路<sup>\*53</sup>や集落が孤立するおそれのある道路に架かる橋梁の耐震化を進めます。また、緊急輸送道路等の無電柱化を進めます。

まちづくり指標	基準値 (H27年度)	目標値 (H38年度)
市道の改良率 <sup>*27</sup>	59.6%	64.0%



砂山47号線

役各主体の割合	市民・地域	道路整備・道路環境美化への理解・協力を努める。
	事業者	道路環境美化への協力及び道路の適正な利用に努める。
	国・県等	道路空間の再編成を行い、歩道や自転車通行空間のネットワーク化を進める。
関係部	道路部 都市計画部 学校教育部	
関連する個別計画	通学路交通安全プログラム 橋梁長寿命化計画 無電柱化計画 道路施設の点検計画	

- 分野別目標4 誰もが安心して住み続けられる持続可能なまち
- 政策 4-3 豊かな暮らしを支える住環境の整備
- 施策 4-3-1 居住環境の整備

〈めざす10年後の姿〉

良質な住宅や良好な宅地が確保できている。



分譲中のスカイタウンつつじが丘

取組方針1 良好な居住環境の確保

市街地再開発<sup>\*103</sup>への支援等を通じ、民間による良質な住宅の供給を促進します。また、市営住宅については、長寿命化計画<sup>\*199</sup>に基づき、適切な住戸規模や設備の確保を図るとともに、引き続き老朽市営住宅の建替え、景観改善、住環境改善を計画的に進めます。さらに、スカイタウンつつじが丘分譲地の販売促進を図ります。

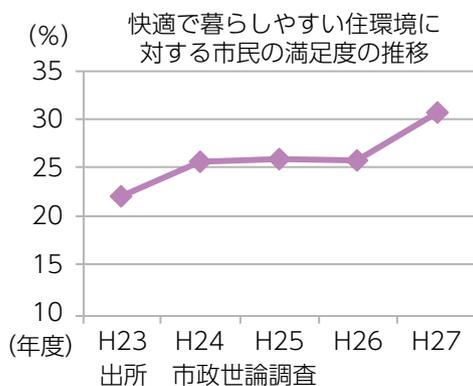
取組方針2 高齢者・障害者に配慮した住宅の改善と供給

市営住宅のバリアフリー化<sup>\*234</sup>やエレベータの設置など高齢者等に配慮した整備を進めるとともに、民間活力を活用した高齢者向け賃貸住宅の供給を促進します。

取組方針3 総合的・計画的な空家等<sup>\*4</sup>対策の推進

空家等対策の推進に関する特別措置法に基づく空家等対策計画<sup>\*5</sup>を策定し、実態調査に基づく空き家の適正管理、除却や利活用を促進するとともに、特定空家等<sup>\*211</sup>に対する措置を進めます。

まちづくり指標	基準値 (H27年度)	目標値 (H38年度)
快適で暮らしやすい住宅環境に対する市民の満足度 (市政世論調査)	30.7%	50.0%



岡崎団地建替計画完成予想

各主体の役割	市民	住宅の適切な管理を行う。
	地域・NPO等	地域ぐるみで住みよい環境づくりに努める。
	事業者	良好な住宅・宅地の供給に努める。

関係部	住宅部 社会福祉部 都市計画部
-----	-----------------

関連する個別計画	和歌山市営住宅長寿命化計画 和歌山市空家等対策計画
----------	------------------------------

**分野別目標4** 誰もが安心して住み続けられる持続可能なまち

**政策 4-3** 豊かな暮らしを支える住環境の整備

**施策 4-3-2** 河川・水路の整備

〈めざす10年後の姿〉

災害に強い河川・水路が整備され、浸水被害が軽減されている。

**取組方針1 準用河川\*<sup>129</sup>及び普通河川\*<sup>241</sup>の改修**

準用3河川（永山川、平尾川、前代川）の浸水被害を解消するため、早期改修に取り組みます。普通河川については、護岸崩壊等で河川の機能を失うおそれのある箇所について、緊急性の高い箇所から改修を行います。

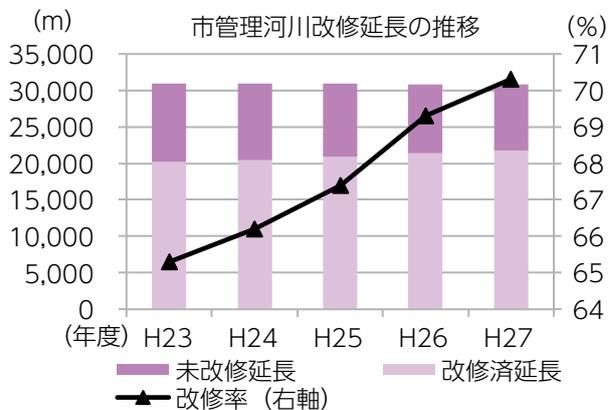
**取組方針2 水路の改修**

既設水路の適切な維持管理を行うとともに、通水機能が損なわれている箇所の早期改修を行います。

**取組方針3 水辺空間を生かしたまちづくり**

河川等の水辺空間を活用し、憩いの場やレクリエーションの場を提供するとともに、地域の賑わいの向上につなげます。

まちづくり指標	基準値（H27年度）	目標値（H38年度）
市が管理する31河川（準用河川3河川、普通河川28河川）の改修率	70.3%	79.4%



前代川

役各主体の割	市民	良好な河川・水路の環境づくりに協力する。
	地域・NPO等	地域における良好な河川・水路の環境づくりに協力する。
	国・県等	国、県が管理する河川の維持・改修を行う。

関係部	建設総務部 政策調整部 下水道部
-----	------------------

関連する個別計画	和歌山市地域防災計画 和歌山市水防計画
----------	------------------------

- 分野別目標4 誰もが安心して住み続けられる持続可能なまち
- 政策 4-3 豊かな暮らしを支える住環境の整備
- 施策 4-3-3 上水道施設の整備



管の布設替工事

〈めざす10年後の姿〉

安全でおいしい水が安定的に供給されるとともに、災害時に備えた水道施設の強靱化が図られている。

取組方針1 安全でおいしい水の安定供給

老朽化している浄水施設を更新し、機能強化することで、原水の水質悪化に対応し、安全でおいしい水を供給します。また、給水圧の均一化を図るため、配水池<sup>\*231</sup>整備及び管網整備に併せて配水区域を見直すとともに、経年劣化による漏水や水質事故を防ぐため、老朽管の更新を計画的に行い、安定給水を確保します。

取組方針2 災害対策の強化

基幹的な上水道施設の耐震化等のため、加納浄水場の更新や真砂配水池の整備を行うとともに、水道管路のループ化<sup>\*159</sup>等による断水対策を図ることで、地震等の災害時においても給水を確保します。また、水道管路の耐震化<sup>\*158</sup>を図り、地震等の災害時に医療機関と学校などの避難所への給水を継続して行えるようにします。

まちづくり指標	基準値 (H27年度)	目標値 (H38年度)
浄水場の耐震化率	0.02%	71.8%



真砂配水池 (完成パース)



更新中の加納浄水場

役割の各主体	市民	紀の川等水源の環境保全に努めるとともに、災害時に備えて、当面の飲料水の備蓄に努める。
	地域・NPO等	地域ぐるみで水源の環境保全に努めるとともに、災害時等における応急給水に協力する。

関係部	経営管理部 工務部
-----	-----------

関連する個別計画	和歌山市水道ビジョン 和歌山市水道局業務継続計画 (BCP) <sup>*50</sup>
----------	--

分野別目標4	誰もが安心して住み続けられる持続可能なまち
政策 4-3	豊かな暮らしを支える住環境の整備
施策 4-3-4	<b>生活排水対策の推進</b>

〈めざす10年後の姿〉

快適で衛生的な生活環境が確保され、公共用水域の水質保全がなされている。

**取組方針1 公共下水道<sup>\*67</sup>（污水）の整備推進**

公共下水道や合併処理浄化槽<sup>\*31</sup>など各種生活排水処理施設の排水浄化コストを勘案した上で、効率的な全体計画区域を定めるとともに、事業計画区域（污水）の効率的な整備を進めます。また、公共下水道事業（污水整備）の処理区域について抜本的な見直しを行います。

**取組方針2 公共下水道（污水）事業計画区域外における生活排水処理施設の整備推進**

合併処理浄化槽などの生活排水処理施設の整備を引き続き推進します。

**取組方針3 水洗化の促進**

公共下水道等供用開始区域内の未接続家庭に対する啓発活動により早期接続を促します。

**取組方針4 公共下水道事業・集落排水事業<sup>\*125</sup>の適正管理**

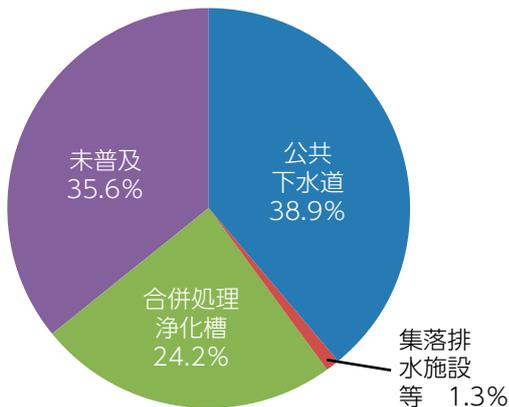
公共下水道及び集落排水処理施設について、必要な老朽化対策や効率的な管理手法の検討を行い、適正な管理を進めます。また、公共下水道事業については、地方公営企業法<sup>\*193</sup>を適用し経営状況と資産内容を明らかにします。

**取組方針5 し尿及び浄化槽汚泥の適正処理**

し尿及び浄化槽汚泥については、一般廃棄物<sup>\*12</sup>（し尿）収集運搬業許可業者、浄化槽清掃業許可業者に対し円滑に業務を行うよう指導するとともに、収集されたし尿及び浄化槽汚泥を青岸汚泥再生処理センターにおいて適正処理し、環境負荷の低減に努めます。

まちづくり指標	基準値（H27年度）	目標値（H38年度）
污水処理人口普及率 <sup>*24</sup>	64.4%	75.0%

平成27年度 污水処理人口普及率



役割の各主体	市民	公共下水道等の事業計画区域内のうち整備済み地域において、早期接続に努める。その他の区域では、合併処理浄化槽への転換など、適正な処理に努める。
	地域・NPO等	地域ぐるみで生活排水対策への理解・協力に努める。
	事業者	各種法令等を遵守する。
関係部	下水道部 環境部	
関連する個別計画	和歌山市生活排水対策推進計画	

分野別目標4	誰もが安心して住み続けられる持続可能なまち
政策 4-4	防災体制の充実
施策 4-4-1	災害に強いまちづくりの推進

〈めざす10年後の姿〉

地震や豪雨等に備えた都市基盤の整備が進み、災害に強いまちが形成されている。

取組方針1 防災空間<sup>\*252</sup>、道路及び河川の整備

火災の延焼防止や避難者の安全確保のための公園等オープンスペースの確保を図るとともに、円滑な避難・救助活動や緊急物資輸送等の役割を担う道路整備を推進します。また、河川改修等の治水事業を計画的に推進します。

取組方針2 建築物等の災害予防

災害時においても機能が発揮できるよう重要橋梁の耐震化及び市有施設の防災対策を計画的に推進します。また、民間建築物及び宅地の耐震化を促進します。

取組方針3 土砂災害・水害の予防対策の推進

土砂災害が発生するおそれがある区域を周知するとともに、排水路やため池等農業用施設の整備を推進し、災害の予防と被害の軽減を図ります。

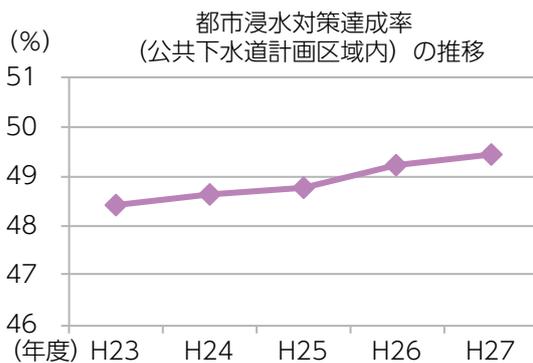
取組方針4 ライフラインの確保

関係機関と連携し、上・下水道、電気、通信、ガス、鉄道等の施設の耐震性と代替性を確保し、迅速に応急復旧ができる災害に強いライフラインづくりを進めます。

取組方針5 復旧・復興計画の事前策定

大規模自然災害発生後であっても、地域社会・経済が迅速に再建・回復できるよう、復旧・復興計画を事前に策定する取組を進めます。

まちづくり指標	基準値 (H27年度)	目標値 (H38年度)
都市浸水対策達成率 <sup>*217</sup> (公共下水道 <sup>*67</sup> 計画区域内)	49.4%	52.3%



紀和駅前公園

役各主体の割	市民	住宅の耐震化や家具の固定等、自らの命を守る対策を講じるとともに、ブロック塀の倒壊防止等避難路の安全確保を図る。
	地域・NPO等	地域の危険箇所や側溝等の点検や改善に取り組む。
	事業者	事業所の耐震化等に取り組む。
関係部	危機管理部 農林水産部 都市計画部 建設総務部 道路部 下水道部 経営管理部 工務部	
関連する個別計画	和歌山市国土強靱化地域計画 和歌山市地域防災計画 和歌山市住宅・建築物耐震改修促進計画	

**分野別目標4** 誰もが安心して住み続けられる持続可能なまち

**政策 4-4** 防災体制の充実

**施策 4-4-2** 災害に強い人づくりの推進

**〈めざす10年後の姿〉**

自助、共助<sup>\*105</sup>の精神が浸透し、各家庭や地域において、災害に対する備えが行われている。



避難計画作成ワークショップ

**取組方針1 自助の強化**

防災講座や市民防災大学の開催等を通じ、防災・減災への関心や意識を高めるとともに、家庭内備蓄や耐震対策など、市民一人ひとりの災害に対する備えを強化する取組を支援します。

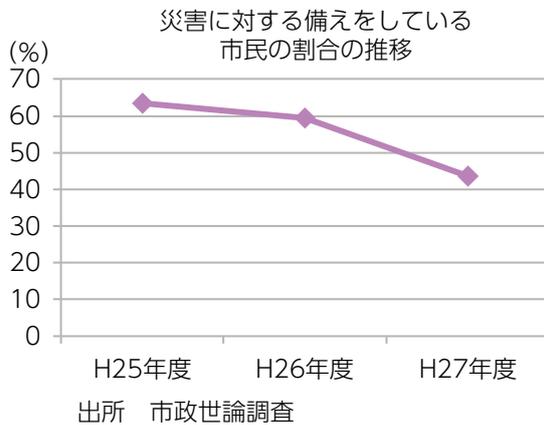
**取組方針2 地域防災力の強化**

地域の防災活動の中心である自主防災組織<sup>\*104</sup>の活性化を図るため、研修会などを開催するとともに、地域が主体となった防災訓練等への支援を行います。また、男女共生の観点や避難行動要支援者<sup>\*238</sup>へのきめ細かな配慮を含めた専門的な防災知識を持ち、地域の防災活動の中心となる防災リーダー<sup>\*249</sup>を育成するとともに、未来の地域の防災力を担う子供たちへの防災教育を進めます。

**取組方針3 事業者の防災力の強化**

避難場所や避難経路の従業員等への周知、地域の防災訓練への参加及び事業所内の備蓄を促進するとともに、大災害発生時においても、事業の継続や速やかな復旧を図ることができるよう、業務継続計画（BCP）<sup>\*50</sup>の作成を促進します。

まちづくり指標	基準値（H27年度）	目標値（H38年度）
災害に対する備えをしている市民の割合（市政世論調査）	43.6%	90.0%



防災研修会

各主体の役割	市民	防災訓練への参加や防災情報の収集を積極的に行い、防災意識の向上に努めるとともに、家具の固定や家庭内備蓄、非常持出品の準備等を行う。
	地域・NPO等	災害時に迅速かつ適切に避難等が行えるよう地域で互いに助け合える関係づくりに努める。
	事業者	事業所内での防災対策を強化するとともに、災害発生時に地域と連携できる関係づくりに努める。

関係部	危機管理部 社会福祉部 産業部 都市計画部 学校教育部
-----	-----------------------------

- 分野別目標4 誰もが安心して住み続けられる持続可能なまち
- 政策 4-4 防災体制の充実
- 施策 4-4-3 災害等に強い体制づくりの推進



和歌山市第4 備蓄倉庫

〈めざす10年後の姿〉

災害時に迅速かつ的確に対応できる情報伝達手段や避難体制が確立されている。

取組方針1 情報伝達体制の強化

迅速な情報の収集・伝達を行うために必要な庁内体制や関係機関との連携体制を構築します。また、防災行政無線<sup>\*251</sup>の可聴範囲を拡大するとともに、多様な情報システムを活用した効果的な情報伝達手段の構築を図ります。

取組方針2 避難体制及び避難所運営体制の構築

災害時の安全な避難体制を確保するため、津波避難ビル<sup>\*200</sup>等緊急避難先の整備・拡充を図るとともに、地区住民による避難経路や避難先の確認・検証及び要配慮者に係る支援体制の整備推進を図ります。また、避難行動要支援者<sup>\*238</sup>や男女の違いに配慮した避難所運営体制の構築に努めるとともに、避難所外避難者への適切な支援体制づくりを進めます。

取組方針3 被災者生活支援体制の整備

大規模災害発生時の物資確保の困難性を勘案し、食料、飲料水及び女性や高齢者に配慮した生活必需品の備蓄を推進するとともに、民間事業者との連携による流通物資調達体制の構築を図ります。また、迅速に罹災証明書<sup>\*270</sup>を交付するため、被害状況調査員及び建築士会等による住家被害認定調査<sup>\*120</sup>体制を構築するとともに、被災者台帳の作成並びに罹災証明書を交付するためのシステム環境の整備を進めます。

取組方針4 応援体制の推進

大規模広域災害が発生した場合に備え、広域的な相互応援体制の確立を推進するとともに、災害の拡大防止を図るため、民間事業者との協力体制の構築に努めます。

取組方針5 緊急事態に対する体制整備

テロや感染症の発生などの特定危機事象<sup>\*212</sup>や武力攻撃などの緊急事態に対し、関係機関と連携した迅速な情報伝達や応急対応ができる体制の強化を図ります。

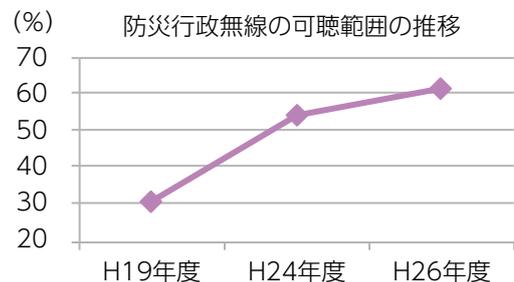
まちづくり指標	基準値 (H27年度)	目標値 (H38年度)
食糧備蓄達成率 (避難想定に対応した市の備蓄目標に対する達成割合)	69.7%	100%
防災行政無線の可聴範囲	61.0%	100%



防災行政無線親局



防災行政無線拡声子局



役各主体の役割	市民	積極的な情報入手に努めるとともに、被害情報の提供や避難所運営に協力する。
	地域・NPO等	積極的な情報入手、自主防災活動、避難行動要支援者の支援に努めるとともに、災害時には避難所運営に携わる。
	事業者	積極的な情報入手に努めるとともに、事業所内の防災体制の整備に努める。

関係部	危機管理部
-----	-------

関連する個別計画	和歌山市国土強靱化地域計画 和歌山市地域防災計画
----------	-----------------------------

- 分野別目標4 誰もが安心して住み続けられる持続可能なまち
- 政策 4-5 消防力の充実
- 施策 4-5-1 予防体制の充実



立入検査風景

〈めざす10年後の姿〉

市民や事業所が防火等に対する高い意識を持ち、火災等の発生が抑えられている。

取組方針1 住宅の防火安全対策の推進

住宅用火災警報器の設置及び維持管理を啓発するなど、火災をなくす市民運動を実施します。また、各家庭への消火器の設置を促進し、住宅火災による死者の軽減をめざします。

取組方針2 防火防災意識の高揚と自主防火活動の推進

防火協力団体<sup>\*247</sup>と連携し、防火・防災のつどい、防災訓練、防火研修会等自主防火活動を実施するとともに、防災学習センター<sup>\*250</sup>に来館する市民に対する体験学習等を通じて防火・防災啓発を進めます。また、街頭広報、広報紙、マスメディア等を活用し、市民の防火意識高揚を図るために広報を進めます。

取組方針3 火災調査体制の充実

火災調査を実施し、得られた資料・火災調査書類を検討し、火災予防に生かします。製品火災<sup>\*173</sup>に対する調査技術の向上を図るとともに、製品火災情報を積極的に収集し、市民への周知を進めます。また、火災調査研修会等を通じて、職員に対する火災調査書類の作成指導を行い、火災調査担当者の技術の向上を図ります。

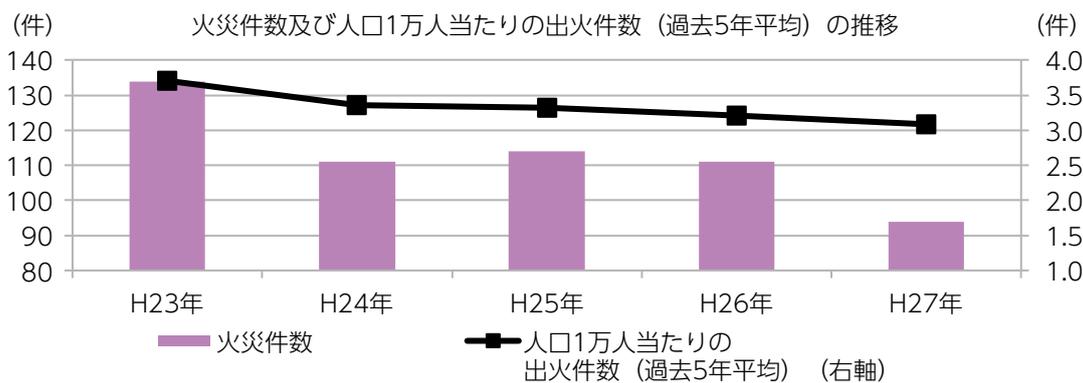
取組方針4 事業所の防火安全対策の推進

立入検査（防火査察）<sup>\*182</sup>や是正指導を実施し、防火対象物（事業所）における火災の発生危険及び人命危険の予防を図ります。また、自主的な防火管理体制を確立するため、防火管理者<sup>\*246</sup>を中心とした、事業所内の防火教育及び消防訓練による安全対策を推進するとともに、防火管理者資格講習会の実施により、事業所防火管理体制を推進します。

取組方針5 危険物災害の防止

危険物施設<sup>\*38</sup>における安全性を確保するため、機器・設備の維持管理について指導を行います。また、危険物施設を保有する事業所の自主防災体制の確立のため、保安監督者<sup>\*245</sup>を中心にした教育及び点検等の安全対策を推進します。

まちづくり指標	基準値 (H27年)	目標値 (H38年)
人口1万人当たりの出火件数 (過去5年平均)	3.08件	2.97件



各主体の役割	市民	防火防災のつどい、防火研修会等に積極的に参加し、初期消火技術を習得するなど、日頃から火災予防知識の向上に努める。
	地域・NPO等	婦人防火クラブ、防火委員会等の防火協力団体による地域住民への防火活動を推進する。
	事業者	消防法令等を遵守し、事業所における出火防止と防火管理体制の充実強化に努める。
関係部	消防局	

- 分野別目標4 誰もが安心して住み続けられる持続可能なまち
- 政策 4-5 消防力の充実
- 施策 4-5-2 災害対応力の充実



中消防署南分署新庁舎完成イメージ

〈めざす10年後の姿〉

火災等の災害が発生しても、被害を最小限に抑えられている。

取組方針1 消防活動拠点の整備

災害時の活動拠点となる消防庁舎や緊急消防援助隊<sup>\*52</sup>が活動するための拠点施設の整備を進めます。

取組方針2 常備消防力の強化

各種研修や訓練の実施、消防自動車や機械器具等の整備を進め、多様化する災害への対応力を強化するとともに、通信指令体制の充実を図ります。

取組方針3 地域防災力の充実・強化

広く市民に消防団活動の重要性を訴え、入団を促進するとともに、消防分団施設、消防団活動<sup>\*146</sup>に必要な資機材等の整備を進めます。

取組方針4 消防水利<sup>\*145</sup>の整備

大規模災害時の消防水利確保のため、防火水槽<sup>\*248</sup>の耐震化を推進します。

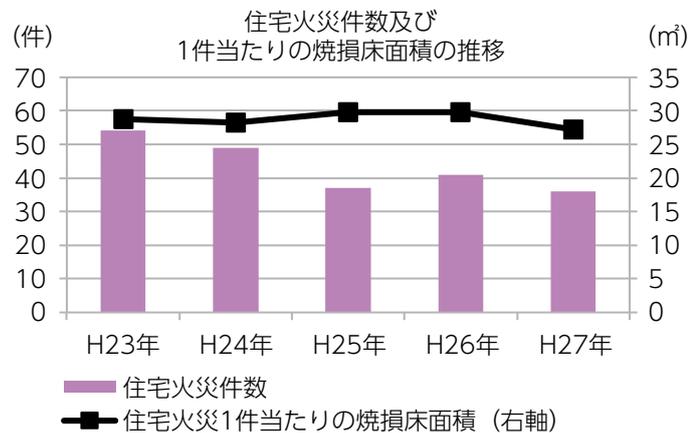
取組方針5 消防広域応援・受援体制<sup>\*144</sup>の充実

緊急消防援助隊及び消防相互応援体制の訓練等を実施し、充実を図ります。また、消防の広域化及び消防機関の連携・協力についての検討を進めます。

まちづくり指標	基準値 (H27年)	目標値 (H38年)
住宅火災1件当たりの焼損床面積 <sup>*136</sup> (過去5年間の平均)	27.2㎡	24.5㎡



女性消防団員による訓練風景



役割の各主体	市民	消防団活動の重要性を認識し、消防団に加入又は消防団活動に協力する。災害発生時には、迅速な通報、初期消火等を行う。
	地域・NPO等	消防団や自主防災組織 <sup>*104</sup> などによる活動を通じ、地域の消防防災力を強化する。
	事業者	消防団協力事業所の認定を受けるよう努めるとともに、その有無に関わらず地域消防団に対して積極的に協力する。事業所内で災害が発生した際は、迅速な通報、初期消火等を行う。
関係部	消防局	

- 分野別目標4 誰もが安心して住み続けられる持続可能なまち
- 政策 4-5 消防力の充実
- 施策 4-5-3 救急・救助体制の充実



災害対応訓練風景

〈めざす10年後の姿〉

日常的に市民（バイスタンダー\*<sup>232</sup>）と救急隊との「救命のリレー\*<sup>45</sup>」が実践され、多くの命が救われ、社会復帰ができています。

取組方針1 応急手当の普及

市民のニーズに合った講習（場所・時間・内容）を実施し、応急手当（心肺蘇生\*<sup>157</sup>・AED\*<sup>17</sup>の使用等）が実施できる市民の養成を進めます。

取組方針2 口頭指導体制\*<sup>75</sup>の充実

119番通報時の口頭指導に係る訓練、指導体制の構築及び事後検証体制の確立を推進します。

取組方針3 救急隊員の観察・応急処置能力の向上

指導救命士\*<sup>113</sup>を中心とした救急隊員教育の充実を図ります。また、救急ワークステーション\*<sup>44</sup>・ドクターカー\*<sup>210</sup>の充実を図ります。

取組方針4 救急・救助活動能力の充実

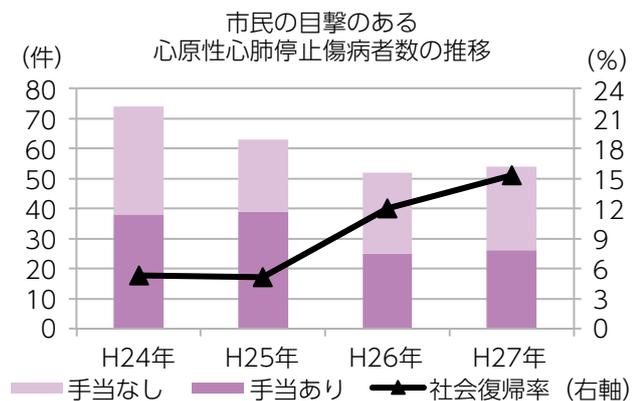
多数傷病者発生事故、生物・化学災害\*<sup>174</sup>、自然災害を想定した訓練、研修を実施するとともに、特殊災害\*<sup>209</sup>対応訓練やセミナー等に派遣し、実務教養及び技術の習得と救助隊員の活動能力の向上を図ります。

分野別目標4

まちづくり指標	基準値 (H27年)	目標値 (H38年)
市民が応急手当を実施した心原性心肺停止傷病者* <sup>152</sup> の社会復帰率* <sup>119</sup>	15.3%	17.9%



応急手当講習会風景



役各主体の割	市民	救急車の適正利用に努めるとともに、応急手当講習会を積極的に受講し、適切な応急手当の手法を身に付ける。
	地域・NPO等	消防団及び婦人防火クラブ、防火委員会等の防火協力団体* <sup>247</sup> が地域住民への応急手当普及講習等を実施する。
	事業者	可能な限りAEDを設置し、社員教育で応急手当講習をより多く開催するなど、応急手当が実施できるバイスタンダーを養成する。
関係部	消防局	

- 分野別目標4 誰もが安心して住み続けられる持続可能なまち
- 政策 4-6 安全で安心な市民生活の確保
- 施策 4-6-1 交通安全対策の推進

〈めざす10年後の姿〉

交通弱者\*<sup>72</sup>である子供や高齢者をはじめとした交通事故が最小限に抑えられている。



子ども交通安全教室の開催風景

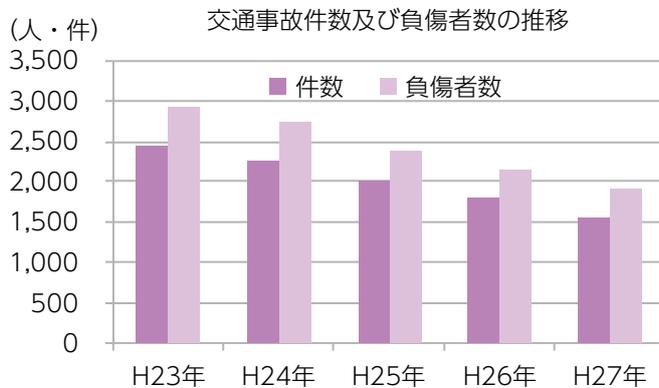
取組方針1 市民の交通安全意識の普及啓発

交通安全グッズや啓発チラシによる街頭啓発、子ども交通安全教室の充実、身体機能の変化を認識してもらうための高齢者を対象とした啓発等、市民の交通安全意識の向上に取り組みます。

取組方針2 放置自転車等の対策の推進

駅前等の放置自転車等は、歩行者、特に障害のある人の通行の妨げになるばかりではなく、まちの美観を損なうことになるため、駐輪場の確保に取り組むとともに、利用者への指導・啓発や放置自転車等の撤去に努めます。

まちづくり指標	基準値 (H27年)	目標値 (H38年)
交通事故発生件数	1,549件	500件



イベントにおける交通指導風景

役各主体割の	市民	交通ルールやマナー等を遵守するとともに、自転車等を道路上に放置しないように努める。
	地域・NPO等	交通安全及び放置自転車防止等の啓発を行う。
	事業者	職場での交通安全意識を高める。

関係部	危機管理部 都市計画部 道路部
-----	-----------------

関連する個別計画	和歌山市交通安全計画
----------	------------

- 分野別目標4 誰もが安心して住み続けられる持続可能なまち
- 政策 4-6 安全で安心な市民生活の確保
- 施策 4-6-2 防犯対策の推進



青色回転灯付防犯パトロール車

〈めざす10年後の姿〉

市民、行政、地域等が連携して、防犯対策に取り組むことで、犯罪が発生しにくい、誰もが安全・安心に暮らせる環境が整っている。

取組方針1 啓発活動の推進

警察等の関係機関と連携し、女性や子供をはじめとした市民等への防犯意識の啓発活動を推進します。また、暴力追放県民センターや関係機関と連携し、暴力団排除についての啓発を進めます。

取組方針2 防犯活動の推進

地域安全推進員<sup>\*183</sup>会などの地域での様々な防犯活動を支援するとともに、啓発活動などを通して自主防犯活動を促進します。また、青色回転灯付防犯パトロール車<sup>\*2</sup>による巡回などの安心安全活動を推進します。

取組方針3 防犯環境の整備

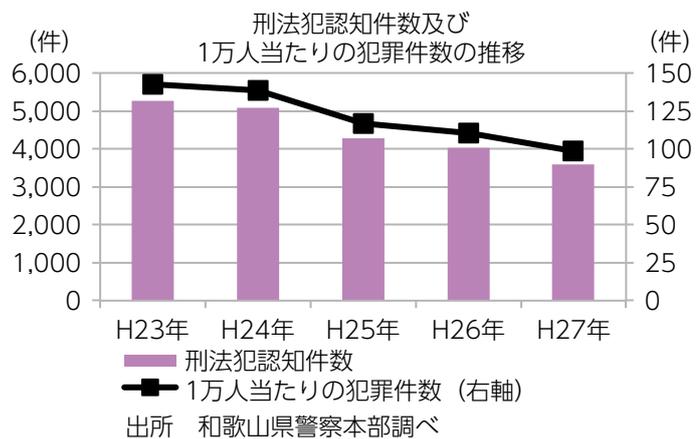
犯罪機会そのものを減少させるため、自治会による防犯灯設置を支援します。また、犯罪抑止に効果のある場所への防犯カメラ設置を進めるとともに、自治会が設置する防犯カメラへの補助を行います。

分野別目標4

まちづくり指標	基準値 (H27年)	目標値 (H38年)
刑法犯認知件数 <sup>*59</sup> (1万人当たりの発生件数)	98.61件	39.52件



防犯カメラの設置



の各 役主 割体	市民	家庭での防犯意識を高め、防犯措置に努める。
	地域・NPO等	地域における防犯意識を高めるとともに、自主的な防犯活動に努める。

関係部	危機管理部 市民部 学校教育部
-----	-----------------

- 分野別目標4** 誰もが安心して住み続けられる持続可能なまち
- 政策 4-6** 安全で安心な市民生活の確保
- 施策 4-6-3** **消費生活の向上**



消費生活相談

**〈めざす10年後の姿〉**

消費者被害<sup>\*141</sup>が防止されるとともに、市民が変化する社会情勢に合わせた消費生活に関する適切な知識を持ち、消費者市民社会<sup>\*140</sup>が構築されている。

**取組方針1 消費者被害防止のためのネットワークの構築**

消費者安全確保地域協議会<sup>\*139</sup>の設置を進めるとともに、関係機関等との連携を強化することで、消費者被害防止のための取組や消費者教育の推進などを幅広く実施できる体制づくりを進めます。

**取組方針2 ライフステージに合わせた消費者教育の実施**

学校現場等への働きかけを行い、小・中学生への基礎的な消費生活知識の普及を図ります。あわせて、実践的な消費生活知識向上のための講演会や高齢者への悪質商法や振り込め詐欺等の被害防止のための啓発活動を進め、幅広い世代への消費者教育を推進します。

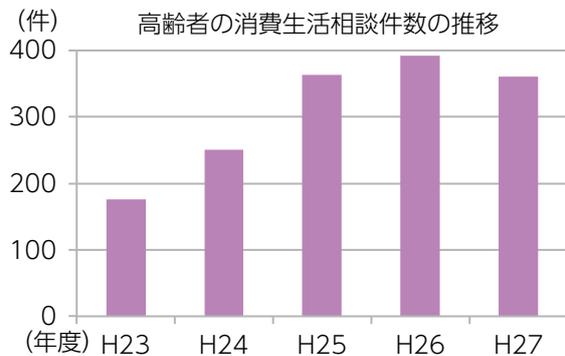
**取組方針3 消費生活相談体制の充実と強化**

コミュニティセンター<sup>\*90</sup>での出張相談窓口の開設などにより、消費生活センター<sup>\*142</sup>を周知するとともに、消費生活相談員<sup>\*143</sup>の資質の向上や人材の確保に努め、相談窓口体制の充実と強化を図ります。

まちづくり指標	基準値 (H27年度)	目標値 (H38年度)
消費生活啓発事業への参加者数	456人	1,500人
高齢者の消費生活相談件数	361件	600件



職員出前講座の実施風景



各主体の役割	市民	消費生活に関する正しい意識を持つよう努める。
	地域・NPO等	地域での見守り活動などを展開し、消費者被害の防止に努める。
	事業者	安全・安心な商品・サービスの提供及び消費者からの相談窓口の充実に努める。
関係部	市民部	
関連する個別計画	和歌山市人権施策推進行動計画 和歌山市高齢者福祉計画・介護保険事業計画	

分野別目標4	誰もが安心して住み続けられる持続可能なまち
政策 4-7	健康で元気に暮らせる環境づくり
施策 4-7-1	<b>健康づくりの推進</b>



健康づくり推進事業

〈めざす10年後の姿〉

市民が主体的に健康づくりに取り組み、生涯にわたり健やかで心豊かに生活している。

**取組方針1 生涯を通じた健康づくりの推進**

幼年期から規則正しい生活習慣や楽しく体を動かすことなどの健康づくりの基礎を身に付けさせるとともに、成人期から高齢期においては、規則正しい食習慣と健康体操・健康ウォーキング\*<sup>64</sup>などを通じた運動習慣の定着、たばこの害に関する正しい知識の普及啓発等により市民の主体的な健康づくりを促進します。また、地域や職場における健康づくりを推進するため、ボランティアや各種団体、企業等と連携し、活動の支援を進めます。

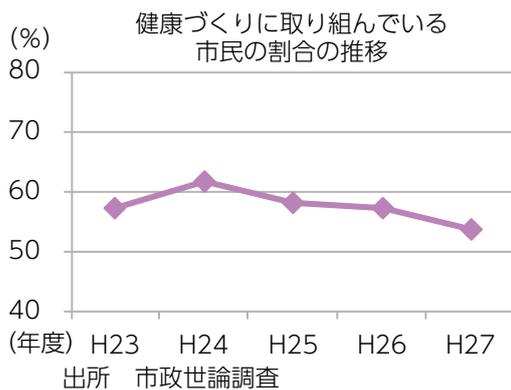
**取組方針2 成人保健対策の推進**

がんの死亡率減少のため、各種がん検診（胃がん・肺がん・大腸がん・子宮頸がん・乳がん検診）を実施するとともに、受診率向上のための周知啓発に取り組みます。また、健康手帳\*<sup>65</sup>の交付や健康相談・健康教育などを実施し、生活習慣病\*<sup>165</sup>の予防など、市民の健康保持増進を図ります。

**取組方針3 母子保健事業の充実**

不妊治療費の助成制度や不妊相談の充実に取り組みるとともに、安心して出産・育児ができるよう総合相談窓口として子育て世代包括支援センター\*<sup>84</sup>の充実を図ります。また、産後ケア事業\*<sup>97</sup>により出産後の母親の不安を軽減するとともに、乳幼児健康診査\*<sup>223</sup>事業などにより、乳幼児期の健やかな成長を支援します。

まちづくり指標	基準値（H27年度）	目標値（H38年度）
健康づくりに取り組んでいる市民の割合（市政世論調査）	54.0%	65.0%



健康ウォーキングイベント

各主体の役割	市民	自分の健康は自分で守るという意識を持ち健康づくりに取り組む。
	地域・NPO等	地域ぐるみで健康づくりに取り組む。
	事業者	職場内で生活習慣病等に関する正しい知識を共有し、健康づくりに取り組む。
関係部	健康推進部 保険医療部	
関連する個別計画	健康わかやま21 和歌山市地域保健医療計画	

**分野別目標4** 誰もが安心して住み続けられる持続可能なまち

**政策 4-7** 健康で元気に暮らせる環境づくり

**施策 4-7-2** **地域医療・健康危機管理<sup>\*62</sup>体制の充実**

**〈めざす10年後の姿〉**

市民が、必要な時に適切で良質な医療を利用でき、安心して暮らしている。



災害医療訓練

**取組方針1 周産期医療<sup>\*122</sup>体制の充実**

和歌山・有田保健医療圏<sup>\*279</sup>における周産期医療ネットワーク協議会<sup>\*123</sup>で、安心安全な周産期医療体制を確保する上での課題の共有と対応策の検討を進めます。また、周産期医療機関それぞれの役割が十分果たせるよう「和歌山周産期情報センター<sup>\*283</sup>」を活用し、妊婦健診のできる診療所、分娩のできる総合病院等に関する情報を提供します。さらに、産婦人科医の確保や資質向上のための研修を進めます。

**取組方針2 安心安全な医療体制の構築**

和歌山市医師会や各病院と連携し、服薬・健康管理等を継続的に行うかかりつけ医を持てるよう働きかけるとともに、医療・介護の連携により市民が効果的・効率的な医療を受けるための支援を行う地域医療連携室<sup>\*185</sup>の設置を促します。また、医療面における地域包括ケアシステム<sup>\*191</sup>を推進するため、「わかやま市在宅医療推進安心ネットワーク<sup>\*282</sup>」を構築し、多職種の連携<sup>\*181</sup>強化を図ります。さらに、各法律を遵守させるため、医療機関、薬局、施術所等への立入検査を進めます。

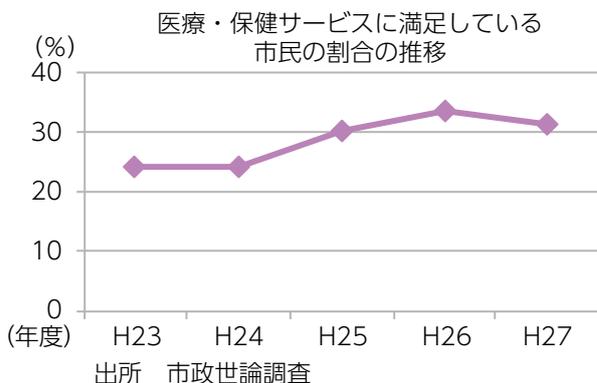
**取組方針3 救急医療体制の充実**

夜間・休日応急診療センター、外科系当番医制度<sup>\*60</sup>等、初期救急医療体制<sup>\*147</sup>を含めた総合的な救急医療体制の充実を図ります。また、救急医療情報システム<sup>\*42</sup>や電話相談を活用し、症状や緊急度に応じた医療機関の案内等を行うことで市民に安心安全な医療を提供するとともに、市民に対し、正しい受療行動の啓発を進めます。

**取組方針4 健康危機管理体制の充実**

感染症や毒物・劇物、食中毒など、市民の生命・健康の安全を脅かす健康危機への迅速かつ適切な体制整備と危機対応能力の維持向上を図ります。また、災害時の医療体制の整備を進めるとともに、災害時健康危機管理支援チーム<sup>\*94</sup>の編成に取り組みます。

まちづくり指標	基準値 (H27年度)	目標値 (H38年度)
医療・保健サービスに満足している市民の割合 (市政世論調査)	31.2%	57.6%



産科医療施設の周知用パンフレット

の各主体	市民	医療機関の機能、役割を正しく認識し、適切な受療行動をとるよう努める。
	事業者	他の医療機関や関係機関と連携して必要な医療を総合的に提供する。
関係部	健康推進部	
関連する個別計画	和歌山市地域保健医療計画	

分野別目標4	誰もが安心して住み続けられる持続可能なまち
政策 4-7	健康で元気に暮らせる環境づくり
施策 4-7-3	<b>生活衛生対策の推進</b>

〈めざす10年後の姿〉

食品をはじめとする様々な生活環境の安全が確保され、市民がそれらに起因する健康被害等から守られている。また、人と動物が共生できる社会が実現している。

**取組方針1 衛生管理等の促進と監視の強化**

食品関係営業施設<sup>\*149</sup>の監視や食品の取去検査<sup>\*121</sup>等の実施、市民への啓発活動及び事業者の自主的な衛生管理等の促進により、食品の安全性確保を進めます。また、生活衛生関係営業施設<sup>\*163</sup>の衛生水準の向上のため、監視指導体制の強化及び衛生指導の充実を図ります。

**取組方針2 検査体制の強化**

新興感染症<sup>\*153</sup>、微生物及び毒物による食中毒、環境汚染による健康危機事象の検査体制を強化するとともに、計画的に検査機器の更新を進めます。また、国、他都市検査機関と連携を密にし、研修に積極的に参加することにより、検査担当職員の技術研鑽及び情報収集の強化を図ります。

**取組方針3 人と動物が共生できる社会の実現**

狂犬病<sup>\*48</sup>の発生予防とまん延防止に取り組むとともに、（仮称）動物愛護センター<sup>\*208</sup>を建設し、動物の愛護と適切な飼育を推進します。あわせて、民間ボランティアとの協働<sup>\*49</sup>による動物愛護教室を開催するとともに、犬、猫の譲渡事業に積極的に取り組みます。

**取組方針4 斎場、今福霊園の適切な改修、整備**

斎場における長寿命化計画<sup>\*199</sup>を作成し、適切な改修、維持管理を行っていくとともに、火葬場・葬祭場の円滑な運営を行います。また、今福霊園の計画的な改修、周辺環境と調和した整備を進めます。

まちづくり指標	基準値（H27年度）	目標値（H38年度）
衛生研究所における検査可能項目数	674項目	704項目
犬及び猫の譲渡数	99頭	140頭



ウイルス検査



犬猫の譲渡会

役各主体の割	市民	正しい衛生の知識向上に努める。また、動物の飼い主として、正しい知識と愛情を持ち、適正に終生飼養する。
	事業者	自主的な衛生管理を行うため、衛生確保に係る知識と技術の習得、自主検査の実施、記録の作成等を行う。
関係部	健康推進部 保険医療部	
関連する個別計画	食品衛生監視指導計画	

- 分野別目標4** 誰もが安心して住み続けられる持続可能なまち
- 政策 4-7** 健康で元気に暮らせる環境づくり
- 施策 4-7-4** **保健医療対策の推進**



予防接種の様子

**〈めざす10年後の姿〉**

病気がありながらも、必要な支援等を受けることができ、安心して生活できている。

**取組方針1 難病<sup>\*219</sup>患者への相談支援体制の充実**

難病患者や小児慢性特定疾病<sup>\*138</sup>児童等が安心して在宅療養生活を過ごせるよう、医療費助成制度をはじめとした各種サービスの情報提供、在宅療養生活の相談等に取り組むなど、支援体制の充実を図ります。また、関係機関との連携体制を構築し、医療依存度の高い難病患者への災害時の対応力強化を図ります。

**取組方針2 予防接種率の向上と安全な接種体制の構築**

定期予防接種について、学校等を通じた案内文の送付や麻しん・風しん予防接種強化週間・子どもの予防接種週間を活用し、医療機関等の協力を得て、接種勧奨を強化します。予防接種事故対策について、医療機関との情報交換など連携を図り、より安全な接種体制の構築をめざします。

**取組方針3 結核<sup>\*61</sup>予防とまん延防止対策の充実**

市民、医療機関、高齢者施設等に対して、結核についての知識の普及啓発活動を進めます。また、65歳以上の定期健診や接触者健診の実施を徹底するとともに、結核患者の確実な治療のため、医療機関等との連携を強化し、服薬指導を中心とした患者支援に努めます。

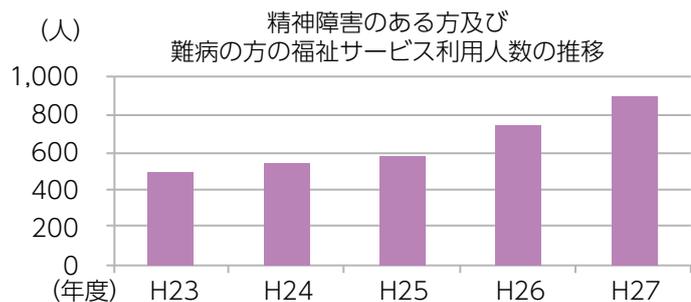
**取組方針4 精神保健対策の充実**

精神保健福祉相談<sup>\*169</sup>等の充実に努めるとともに、ホームヘルプサービスをはじめとする障害福祉サービス<sup>\*134</sup>の推進を図ります。また、市民のかけがえのない命を救えるよう、自殺防止に関する普及啓発や相談支援、医療連携の推進を図ります。

まちづくり指標	基準値 (H27年度)	目標値 (H38年度)
精神障害のある方及び難病の方の福祉サービス利用人数	889人	2,219人
結核罹患率 (人口10万人当たり)	18.2	9.8



こころの健康に関する講演会の様子



各主体の役割	市民	難病、感染症、こころの病 <sup>*83</sup> に対する正しい認識を持ち、病気の予防、早期受診を心がける。また、病気の人やその周りの人への良きサポーターになる。
	地域・NPO等	難病、感染症、こころの病に関する普及啓発活動に取り組む。
	事業者	難病、感染症、こころの病に対して正しい認識を持ち、従業員の健康管理やメンタルヘルス対策等福利厚生に充実に取り組む。また、障害がある従業員等が不利益な扱いを受けないように取組を進める。

関係部	健康推進部 社会福祉部
-----	-------------

関連する個別計画	和歌山市地域保健医療計画 和歌山市地域防災計画 和歌山市障害者計画 和歌山市障害福祉計画
----------	---

- 分野別目標4** 誰もが安心して住み続けられる持続可能なまち
- 政策 4-8** 人権尊重・男女共同参画の推進
- 施策 4-8-1** **人権が尊重される社会づくり**



街頭啓発

**〈めざす10年後の姿〉**

市民一人ひとりに人権意識が根つき、人権が尊重される社会が実現されている。

**取組方針1 人権教育・啓発の充実**

市民一人ひとりが人権問題に関心を持ち、自分の問題として取り組めるよう、学校、家庭、地域、職場などでのあらゆる機会を通じて、人権意識を育むための教育・啓発活動の充実を図ります。

**取組方針2 人権相談・支援の充実**

生活、教育、医療、福祉等の様々な側面を持つ人権問題に関わる相談に対して、関係機関との緊密な連携・協力を図り、迅速な対応ができる体制の充実に努めます。

**取組方針3 人権尊重のまちづくり**

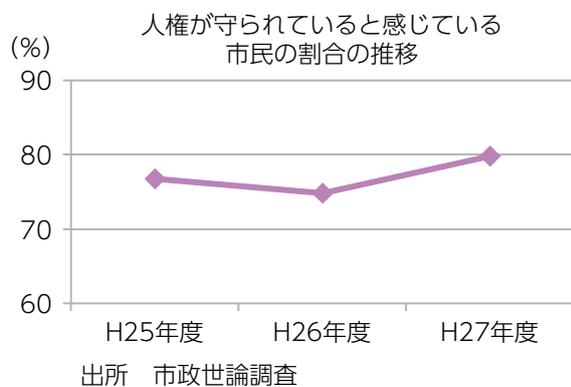
女性、高齢者、障害者、外国人など、様々な人々に対する人権侵害を防止するため、市民・NPO・企業等の自主的な活動との連携を一層強化し、相互理解の促進などに取り組めます。

分野別目標4

まちづくり指標	基準値 (H27年度)	目標値 (H38年度)
人権が守られていると感じている市民の割合 (市政世論調査)	79.8%	85.0%



人権パネル展 (人権フェスティバル)



各主体の役割	市民	人権尊重の理念について、一人ひとりが自分自身の問題として理解を深める。
	地域・NPO等	地域における自主的な人権啓発活動に努める。
	事業者	人権に関する研修の充実など、従業員の人権意識の向上に努める。

関係部	市民部 生涯学習部
-----	-----------

関連する個別計画	和歌山市人権施策推進指針 和歌山市人権施策推進行動計画
----------	--------------------------------

分野別目標4	誰もが安心して住み続けられる持続可能なまち
政策 4-8	人権尊重・男女共同参画の推進
施策 4-8-2	<b>男女共生社会の実現</b>

〈めざす10年後の姿〉

男女が互いに人権を尊重し合い、あらゆる分野において、その個性と能力を十分に発揮している。



わかやましエンパワー塾 2 1

**取組方針 1 男女の人権が尊重される意識づくり**

性別による固定的な役割分担意識の解消に向けた啓発に取り組み、男女が社会の対等な構成員としてともに参画していく意識の醸成に努めます。また、セクシュアル・ハラスメントや性的マイノリティ<sup>\*170</sup>に対する偏見等についての社会的認識を強めるため、学習機会の提供や啓発活動に取り組みます。

**取組方針 2 男女共生によるまちづくり**

地域や職場において、男女が対等なパートナーとして方針の立案・決定に参画し、その意欲と能力を生かせるよう、女性リーダー等の人材育成に努めます。また、防災分野において女性のニーズに対応した災害備蓄及び避難所での配慮の推進など、様々な分野における男女共同参画を進めます。

**取組方針 3 男女共生社会実現のための環境づくり**

仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス<sup>\*276</sup>）の啓発、男性の家事・育児への参画の促進、女性の再就職や能力開発のチャレンジ支援、起業をめざす女性への支援を行います。また、生涯を通じて健康に過ごせるよう、性に関する正しい情報提供や学習機会の充実を図ります。

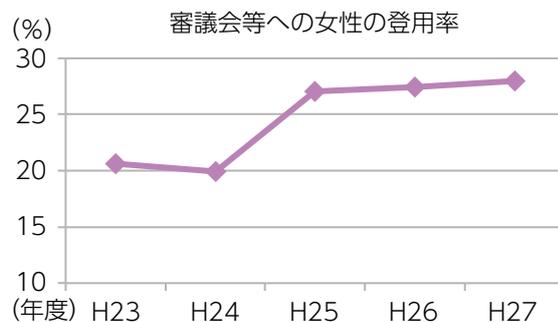
**取組方針 4 配偶者等に対するあらゆる暴力の根絶**

DV<sup>\*201</sup>被害を防止するため、講座開催等により意識啓発を行うとともに、相談支援体制の充実を図ります。また、DV被害者に対しては、個人情報保護するなど安全確保に努め、住宅、医療、教育面等で必要な関係機関と連携を図るなど生活基盤を整えるための支援に取り組みます。

まちづくり指標	基準値 (H27年度)	目標値 (H38年度)
審議会等への女性の登用率	28.0%	40.0%



男性講座



各主体の役割	市民	男性も女性もお互いを尊重し、責任も分かち合い、その個性や能力を十分に発揮できるよう努める。
	地域・NPO等	地域における男女共生を推進するための自主的な活動に取り組む。
	事業者	男女がともに働きやすい環境づくりに努める。
関係部	市民部 危機管理部 こども未来部 学校教育部	
関連する個別計画	和歌山市男女共生推進行動計画 和歌山市人権施策推進行動計画 和歌山市子ども・子育て支援事業計画 和歌山市地域福祉計画 健康わかやま 2 1	

分野別目標4	誰もが安心して住み続けられる持続可能なまち
政策 4-9	将来に向かって希望の持てる福祉社会の形成
施策 4-9-1	<b>地域福祉の推進</b>

〈めざす10年後の姿〉

市民が地域とのつながりを持ち、相互に助け合い支え合いながら安心して心豊かに暮らせる地域がつけられている。

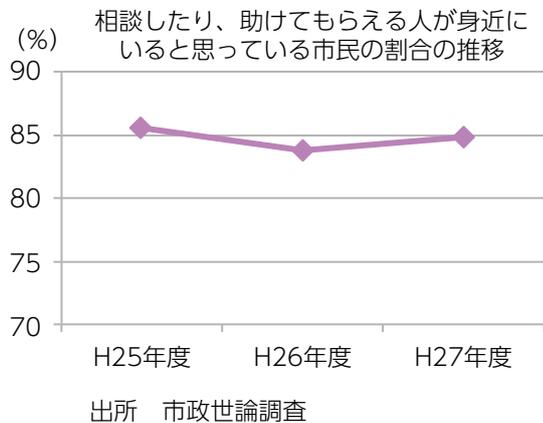
**取組方針1 地域での生活を支えるサービス・活動の充実**

民生委員・児童委員<sup>\*258</sup>等による地域での見守り・声かけ活動への支援を進めるとともに、社会福祉協議会<sup>\*118</sup>をはじめとした関係機関との連携や地域で福祉活動に取り組んでいる団体同士の連携促進を図り、地域課題・住民ニーズの把握から適切な支援につなげます。また、災害時において、地域と連携を密にしながら、避難が困難な人を災害から守り、安全を確保するための取組を推進します。

**取組方針2 地域福祉を推進する体制の充実**

社会福祉協議会等の関係機関と連携し、住民による支え合いなど地域福祉への理解を進めるとともに、講座の開催などを通じて、地域福祉の担い手となる人材の養成を進めます。また、住民や事業所に対する仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス<sup>\*276</sup>）推進のための啓発などを通じて、住民の地域福祉活動への積極的な参加を促します。あわせて、世代間交流などを行う地域福祉活動の場として、公共施設や民間の介護・福祉事業所等の効果的な活用を進めます。

まちづくり指標	基準値 (H27年度)	目標値 (H38年度)
相談したり、助けてもらえる人が身近にいると思っている市民の割合 (市政世論調査)	84.9%	87.4%



地域福祉の担い手養成講座  
～あなたの街に「居場所」をつくりませんか？～の様子



和歌山市内の「居場所」の見学



講義の様子

各主体の役割	市民	お互いに助け合い、支え合える関係を築く。
	地域・NPO等	お互いに助け合い、支え合える地域社会を構築する。
	事業者	地域での生活や子育てを支える事業を効果的に推進する。

関係部	社会福祉部
-----	-------

関連する個別計画	和歌山市地域福祉計画 健康わかやま 2 1 和歌山市高齢者福祉計画・介護保険事業計画
----------	--

分野別目標4	誰もが安心して住み続けられる持続可能なまち
政策 4-9	将来に向かって希望の持てる福祉社会の形成
施策 4-9-2	<b>高齢者の生活の充実</b>



みやきたシニアエクササイズ

〈めざす10年後の姿〉

高齢者が住み慣れた地域で、心豊かに自立した生活を送っている。

**取組方針1 高齢者が住み慣れた地域で自立して暮らすことのできるまちづくり**

民間事業者をはじめとした多様な主体による日常生活上の支援や地域における介護予防活動の促進、多職種連携<sup>\*181</sup>による適切な医療・介護の提供などを通じて、高齢者が可能な限り住み慣れた地域で自立して生活を営むことができる、地域包括ケアシステム<sup>\*191</sup>の構築に努めます。また、認知症についての正しい知識の普及啓発や医師等による認知症高齢者への訪問などを通じて、認知症高齢者に対する地域での支援体制を強化します。あわせて、成年後見制度<sup>\*171</sup>の利用促進や高齢者虐待の防止など、高齢者の権利を守る取組を推進します。

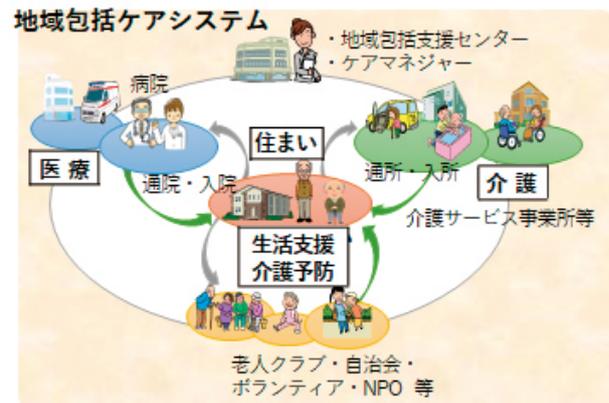
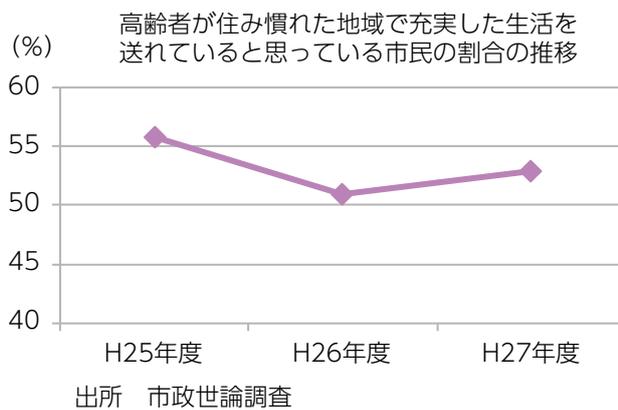
**取組方針2 高齢者が心身ともに健康な生活を送ることができるまちづくり**

高齢者が健康に過ごせるよう、介護予防に関する知識の普及・啓発や地域における介護予防に資する自主活動の育成・支援の充実を図ります。また、豊富な経験と知識を持った高齢者が様々な活動を通して地域社会に貢献し、健康ではつらつとした高齢期を送ることができるよう、高齢者のニーズに応じた社会参加、スポーツ・レクリエーション活動等の機会の充実を図ります。

**取組方針3 高齢者が安心して安全に暮らすことのできるまちづくり**

地域住民誰もが、福祉に対する関心を高め、お互いの人権を尊重し合い、ハード・ソフト両面においてバリアフリー化<sup>\*234</sup>やユニバーサルデザイン<sup>\*267</sup>を踏まえたまちづくりを推進します。また、緊急時に対応できるシステムの整備等、高齢者が安心・安全に暮らすことのできる環境整備に努めます。

まちづくり指標	基準値 (H27年度)	目標値 (H38年度)
高齢者が住み慣れた地域で充実した生活を送れていると思っている市民の割合 (市政世論調査)	53.0%	58.5%



役割の主体	市民	健康意識を高め、生きがいづくりに関心を持ち、地域の活動に積極的に参加する。
	地域・NPO等	地域における敬老の意識を高めるとともに、高齢者も参加しやすいコミュニティを形成し、地域での支え合い活動を行う。
	事業者	質の高い福祉サービスを提供する。
関係部	社会福祉部 保険医療部 住宅部	
関連する個別計画	和歌山市高齢者福祉計画・介護保険事業計画	

分野別目標4	誰もが安心して住み続けられる持続可能なまち
政策 4-9	将来に向かって希望の持てる福祉社会の形成
施策 4-9-3	<b>障害のある人の自立と社会参加の推進</b>

〈めざす10年後の姿〉

障害のある人が必要な支援を受けながら、自らの決定に基づき社会のあらゆる活動に参加するとともに、地域社会において安心して生活している。



義肢装着歩行訓練会

取組方針1 ともに理解し合う地域づくり

障害者差別解消を後押しするため、障害及び障害のある人に対する理解を深め、相談や差別事案を解決するための施策を実施します。また、職員対応要領に基づいて庁内における障害のある人に対する合理的配慮の提供を推進します。

取組方針2 地域での生活を送るための支援体制づくり

障害のある人や家族からの様々な相談に応じ、地域生活における支援体制の充実のための人材育成・体制づくりを進めるとともに、安心して生活を続けることができるように障害者グループホーム<sup>\*131</sup>等の住まいの場の確保を進めます。また、子供の発達障害<sup>\*233</sup>等の早期発見、早期支援に努め、療育相談、支援体制の充実を図ります。加えて、難病<sup>\*219</sup>患者やその家族に対する医療相談体制や支援の充実を図ります。

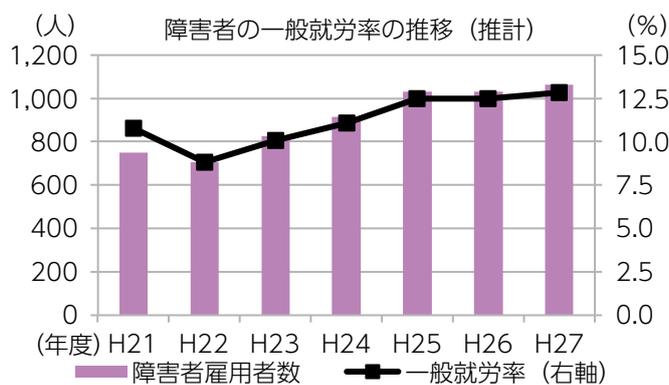
取組方針3 社会参加・自立に向けた支援体制づくり

働く意欲と能力に応じて就労し、また、一般就労<sup>\*11</sup>に挑戦する人を支援する就労支援事業<sup>\*126</sup>を実施し、障害のある人の自立的な社会参加を促します。

取組方針4 障害のある人が安心して安全に暮らすことのできるまちづくり

市の施設をはじめ、多くの人が利用する公共的施設のバリアフリー化<sup>\*234</sup>の推進、ユニバーサルデザイン<sup>\*267</sup>の普及を図ります。

まちづくり指標	基準値 (H27年度)	目標値 (H38年度)
障害者の一般就労率	12.8%	27.2%



レジの打ち方を指導する様子

役割の主体	市民	障害及び障害のある人に対する理解を深めて、それぞれの立場から適切な配慮を行う。
	地域・NPO等	身近な地域での自立、社会参加ができる体制をつくる。
	事業者	障害に係るサービスを提供する事業者は、質の高い福祉サービスを提供する。その他の民間事業者は、障害者雇用環境の改善を行い、雇用の促進に努める。
関係部	社会福祉部 保険医療部 健康推進部 こども未来部 学校教育部	
関連する個別計画	和歌山市障害者計画 和歌山市障害福祉計画	

- 分野別目標4** 誰もが安心して住み続けられる持続可能なまち
- 政策 4-9** 将来に向かって希望の持てる福祉社会の形成
- 施策 4-9-4** **社会保障制度の充実**

**〈めざす10年後の姿〉**

市民が必要な社会保険・公的扶助のサービスを適正に受けることができる環境が整っている。

**取組方針1 生活困窮者自立支援制度<sup>\*164</sup>及び生活保護制度の適正な実施**

生活保護に至る前の段階で、本市の実情に応じた効果的な任意事業の導入研究を進めるとともに、就労に向けた日常・社会的自立のための訓練やハローワークと一体となった就労支援を実施することなどにより、自立を支援します。また、生活保護の被保護者の就労を支援するとともに、生活保護不正受給者への厳正な対応をさらに進めるなど、適正な制度の運営に努めます。

**取組方針2 介護保険制度の適正な運営**

更新認定等に係る調査内容の点検、居宅介護サービス計画等の内容の点検を行うこと等により、介護給付の適正化を図るなど、介護保険制度の適正な運営に努めます。

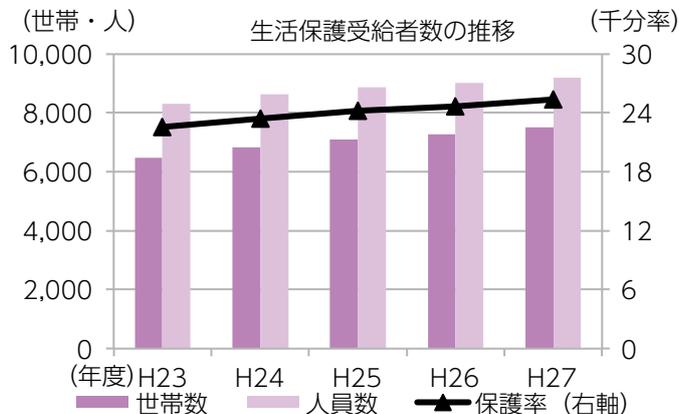
**取組方針3 国民年金制度の啓発**

国民年金制度の理解と認識を深めるため、年金制度の周知や説明を積極的に進めます。

**取組方針4 国民健康保険制度及び後期高齢者医療保険制度の適正な運営**

生活習慣病<sup>\*165</sup>の重症化予防等の保健事業に取り組むとともに、ジェネリック医薬品<sup>\*100</sup>の使用や適正な医療機関の受診啓発など、適正な制度の運営に努めます。

まちづくり指標	基準値 (H27年度)	目標値 (H38年度)
社会保障サービスの満足度 (市政世論調査)	15.0%	26.0%



要介護認定数の推移 (人)

	H23年度	H24年度	H25年度	H26年度	H27年度
要支援1	3,741	4,198	4,451	4,852	5,102
要支援2	3,344	3,416	3,500	3,472	3,532
要介護1	3,669	4,217	4,508	4,521	4,832
要介護2	3,364	3,431	3,600	3,797	3,916
要介護3	2,681	2,759	2,818	2,925	3,002
要介護4	2,523	2,585	2,676	2,755	2,717
要介護5	2,408	2,456	2,488	2,488	2,460

役各主体の割	市民	社会保障制度を正しく理解し、保険料等を負担するとともに必要な社会保障サービスを適正に受給する。
	事業者	行政と連携して社会保障制度の適正な運用を行うとともに、質の高いサービスの提供に努める。
	国・県等	社会保障制度の安定的な財源の確保に努めるとともに、新たな課題やニーズの変化に対応した社会保障の機能強化を図る。
関係部	保険医療部 社会福祉部	
関連する個別計画	和歌山市高齢者福祉計画・介護保険事業計画 和歌山市国民健康保険データヘルス計画 和歌山市国民健康保険特定健康診査等実施計画	

分野別目標4	誰もが安心して住み続けられる持続可能なまち
政策 4-10	地域コミュニティの充実
施策 4-10-1	<b>地域コミュニティの充実</b>



わかやま市民協働大賞表彰式風景

〈めざす10年後の姿〉

住民主体による魅力的な地域づくり活動や住民同士の助け合い、支え合い活動が活発に展開されている。

**取組方針1 コミュニティ活動<sup>\*87</sup>への支援**

自治会をはじめとした地域コミュニティが、地域の課題解決や魅力的なまちづくりに向け、防災、健康づくり、子供や高齢者の見守りなど、様々な分野における自主的な活動を安定的に実施できるよう必要な支援を進めるとともに、性別や年齢などに関わらず広くコミュニティ活動への参加を促進します。また、自治会館など地域のコミュニティ活動の拠点整備への支援を進めます。

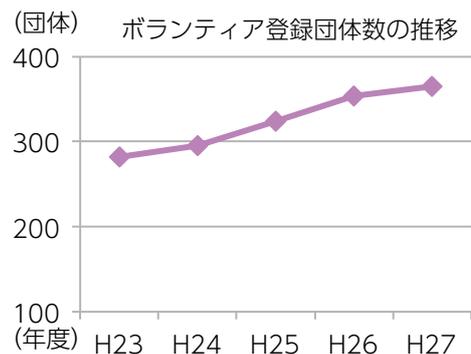
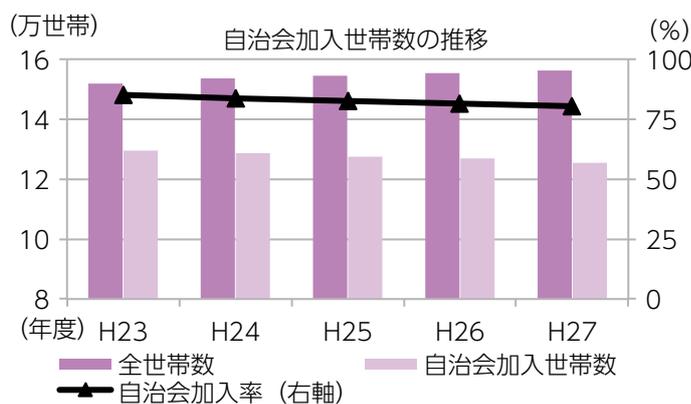
**取組方針2 市民公益活動<sup>\*115</sup>への支援**

NPO・ボランティアサロンの登録団体や個人ボランティアに対して活動保険料の負担を行うなど市民公益活動への支援を進めます。また、市民公益活動等に関する研修や勉強会、市民公益活動団体へのサポート講座の開催などにより、市民公益活動や協働<sup>\*49</sup>への理解を深めます。

**取組方針3 市民協働の推進**

協働を行うにあたり適切なアドバイスができるアドバイザーの配置を検討するとともに、市民活動団体と行政の相互理解の促進、中間支援組織との連携強化などにより、協働をサポートする体制の充実を図ります。また、優良協働事業の表彰を行うとともに、リーフレット配布や協働ガイドブックの活用等を通じて協働を推進します。

まちづくり指標	基準値 (H27年度)	目標値 (H38年度)
自治会加入率	80.3%	85.0%
ボランティア登録団体数	365団体	415団体



役各主体の割	市民	地域のコミュニティ活動等に積極的に参加する。
	地域・NPO等	魅力的なコミュニティ活動等を展開するとともに、誰もが参加しやすい環境を整える。
	事業者	地域のコミュニティ活動等に積極的に協力する。
関係部	市民部 保険医療部 社会福祉部	
関連する個別計画	つながり力つれもていこらわかやまし～市民公益活動団体と行政の協働指針～和歌山市協働推進計画	

# 地域別計画

第1ブロック

松江・木本・西脇・加太地区

第2ブロック

貴志・野崎・湊・楠見地区

第3ブロック

有功・直川・紀伊・川永・山口地区

第4ブロック

西和佐・和佐・小倉・四箇郷地区

第5ブロック

三田・岡崎・安原・西山東・東山東地区

第6ブロック

宮・宮前・宮北地区

第7ブロック

雑賀・雑賀崎・田野・和歌浦・名草地区

第8ブロック

吹上・砂山・今福・高松地区

第9ブロック

本町・城北・雄湊・中之島地区

第10ブロック

新南・大新・広瀬・芦原地区

# 1 地域別計画の基本的な考え方

## (1) 策定趣旨

本市は、昭和30年代のいわゆる「昭和の大合併」により、現在の市域が形成され、歴史や地理的要因などを背景に、豊かな自然と田園で構成される地域、市街化が進んだ地域、漁業が盛んな海辺の地域、観光地として発展してきた地域など、それぞれの特性を持つ地域の集合体として発展してきました。

本市を取り巻く社会状況に目を向けると、少子高齢化が加速する中、地域づくりに関する住民のニーズは多様化してきています。このような現状において、今後、市民生活の質を維持・向上させていくためには、住民が自分たちの地域に愛着を持ち、「自分たちの地域は自分たちで良くする」という意識を育み、住民主体の「共助」のまちづくりを一層進めていく必要があります。

そのためには、自分の身近な地域において、今後、どのような地域づくりが行われるのかを知ることが大切です。

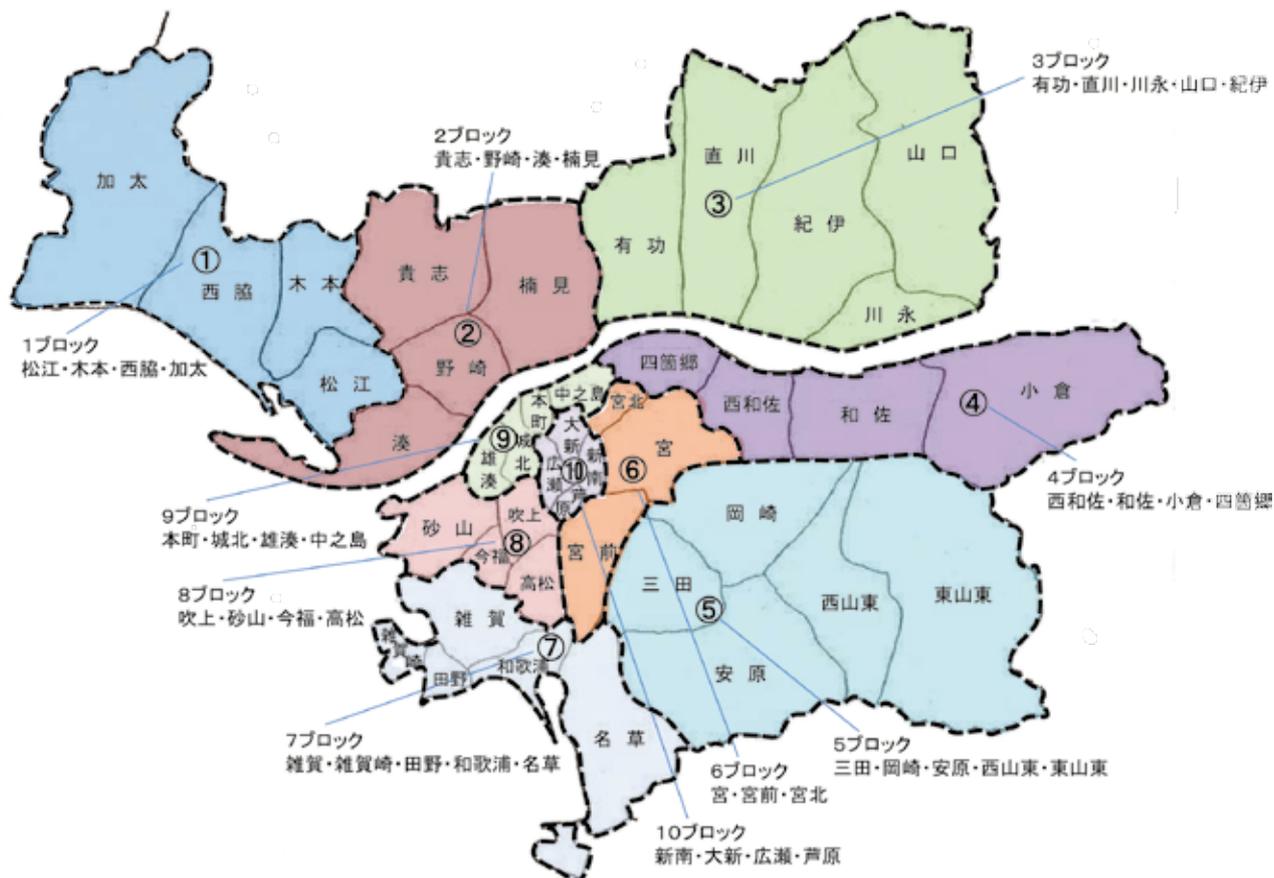
そこで、市内をいくつかのブロックに分け、それぞれの地域特性とそれを生かした地域づくりの基本的な考え方を明らかにするとともに、分野別目標に盛り込まれる様々な取組のうち、主なものを、10ブロックのエリアごとに整理したものに加えて、市の取組のほか、地域住民の方々が「より良い地域づくり」のために、「主体的に取り組んでいることや取り組もうとしていること」についても盛り込んだ「地域別計画」を策定することにより、住民主体の地域づくりの推進を図ります。

## (2) 地域の区分

本市には、平成28年（2016年）4月1日時点で、1,147の自治会があり、これが一定の地区ごとにまとまった42の連合自治会があります。さらに、42の連合自治会が10のブロックを構成し各ブロック内で複数の連合自治会が有機的につながり、住民自治が進められています。

そこで、今回策定する地域別計画も、この10ブロックに区分します。

ブロック	地区	ブロック	地区
①	松江、木本、西脇、加太	⑥	宮、宮前、宮北
②	貴志、野崎、湊、楠見	⑦	雑賀、雑賀崎、田野、和歌浦、名草
③	有功、直川、紀伊、川永、山口	⑧	吹上、砂山、今福、高松
④	西和佐、和佐、小倉、四箇郷	⑨	本町、城北、雄湊、中之島
⑤	三田、岡崎、安原、西山東、東山東	⑩	新南、大新、広瀬、芦原



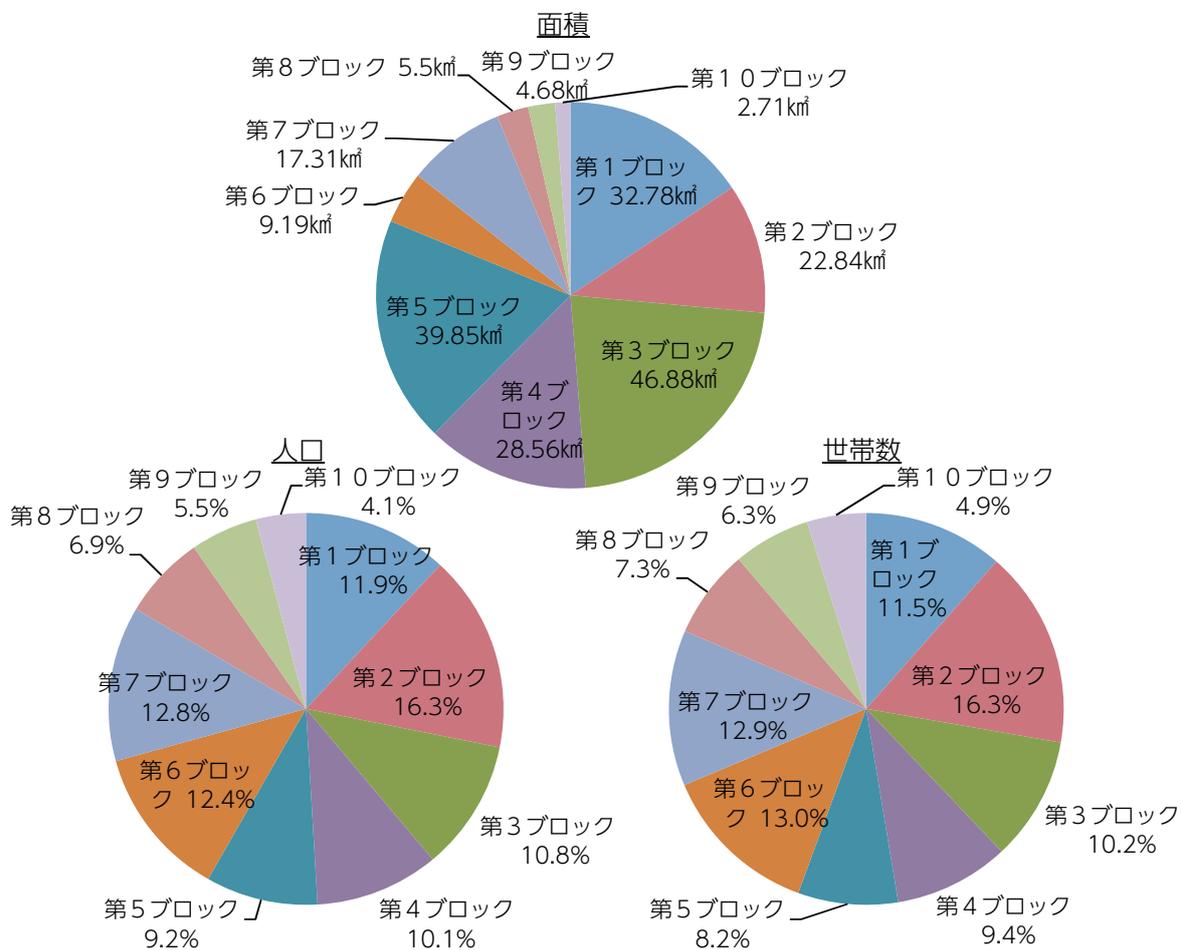
## 2 地域の現況

項目	第1ブロック	第2ブロック	第3ブロック	第4ブロック	第5ブロック	
面積	32.78km <sup>2</sup>	22.84km <sup>2</sup>	46.88km <sup>2</sup>	28.56km <sup>2</sup>	39.85km <sup>2</sup>	
人口	43,223人	59,246人	39,274人	36,941人	33,478人	
	男 20,608人	28,508人	18,443人	17,286人	15,824人	
	女 22,615人	30,738人	20,831人	19,655人	17,654人	
世帯数	17,533世帯	24,934世帯	15,677世帯	14,435世帯	12,546世帯	
平均世帯人員	2.5人	2.4人	2.5人	2.6人	2.7人	
年齢別人口構成比	0~14歳	12.0%	14.3%	12.5%	12.8%	13.8%
	15~64歳	57.7%	60.6%	56.7%	59.8%	57.7%
	65歳以上	30.3%	25.1%	30.8%	27.4%	28.5%
産業別従業者比率	第一次産業	2.2%	0.3%	0.5%	0.2%	0.0%
	第二次産業	18.0%	31.7%	18.2%	33.8%	41.2%
	第三次産業	79.8%	68.0%	81.3%	66.0%	58.8%

項目	第6ブロック	第7ブロック	第8ブロック	第9ブロック	第10ブロック	
面積	9.19km <sup>2</sup>	17.31km <sup>2</sup>	5.5km <sup>2</sup>	4.68km <sup>2</sup>	2.71km <sup>2</sup>	
人口	45,295人	46,617人	25,045人	20,129人	14,906人	
	男 21,302人	21,777人	11,425人	9,204人	6,838人	
	女 23,993人	24,840人	13,620人	10,925人	8,068人	
世帯数	19,955世帯	19,679世帯	11,215世帯	9,669世帯	7,446世帯	
平均世帯人員	2.3人	2.4人	2.2人	2.1人	2.0人	
年齢別人口構成比	0~14歳	12.0%	11.4%	11.4%	9.7%	8.8%
	15~64歳	59.9%	57.9%	56.8%	56.8%	57.4%
	65歳以上	28.1%	30.7%	31.8%	33.5%	33.8%
産業別従業者比率	第一次産業	0.1%	0.1%	0.0%	0.0%	0.1%
	第二次産業	23.0%	15.7%	28.0%	10.6%	8.4%
	第三次産業	76.9%	84.2%	72.0%	89.4%	91.5%

出所 総務省「平成27年国勢調査」

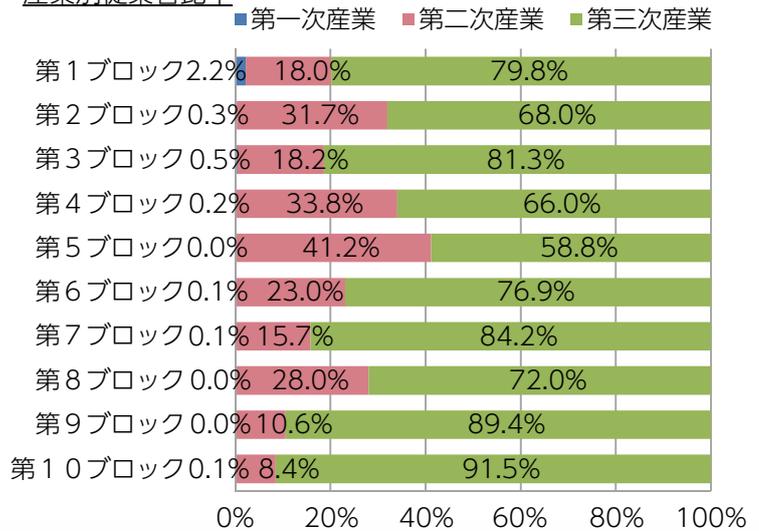
総務省「平成26年経済センサス-基礎調査」の調査票情報（民営事業所）を基に和歌山市作成  
 ※面積は、平成26年3月4日時点の参考値です。



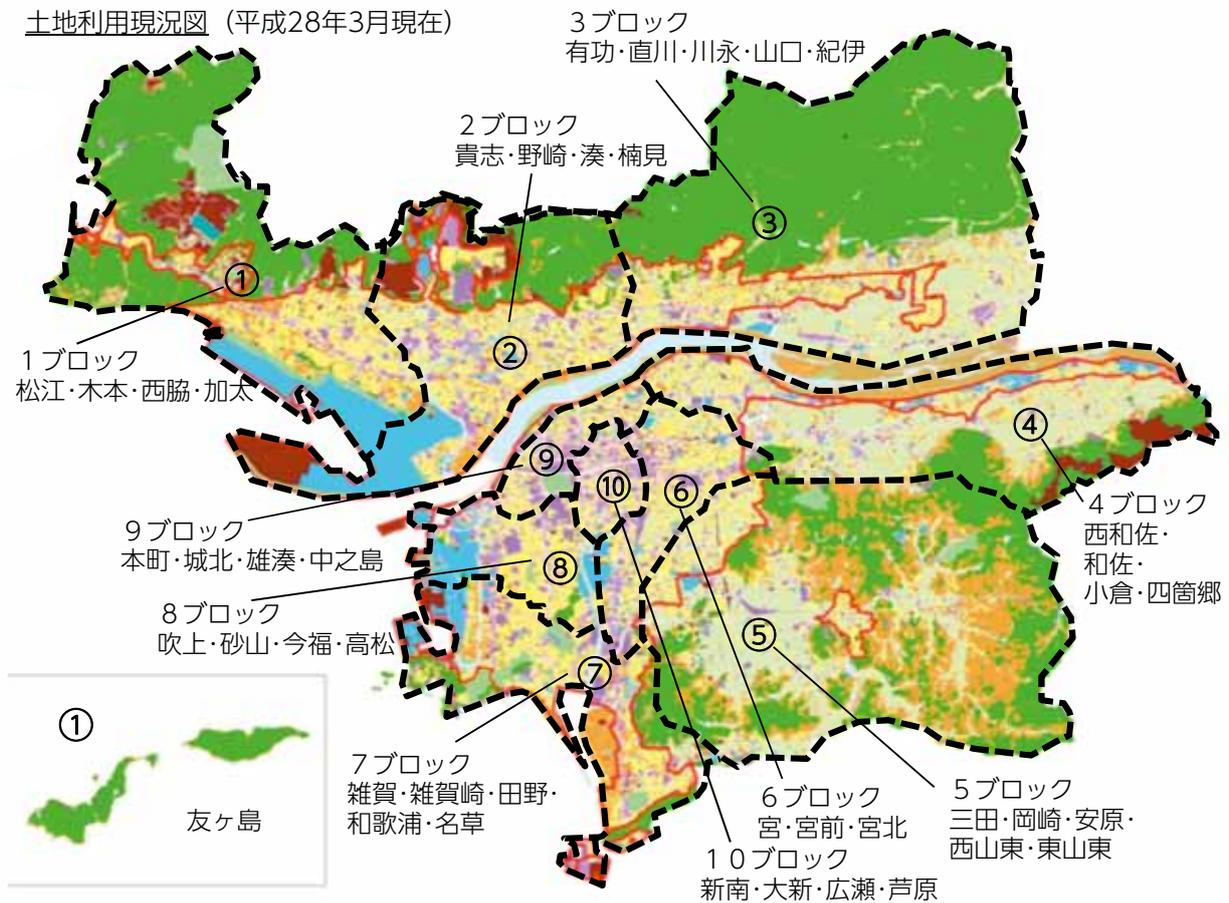
人口密度



産業別従業者比率



土地利用現況図 (平成28年3月現在)

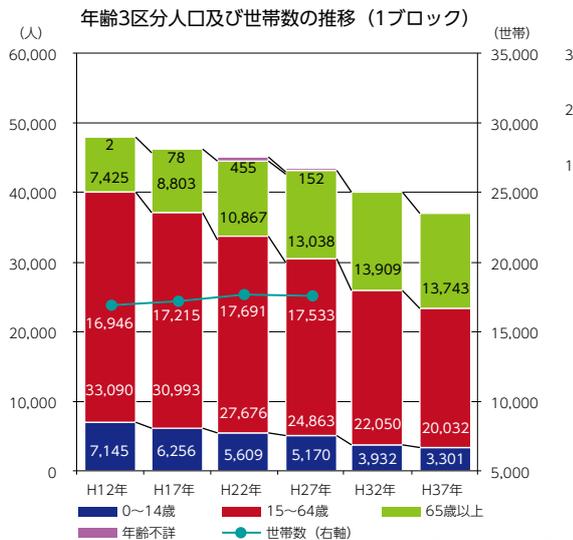


凡 例

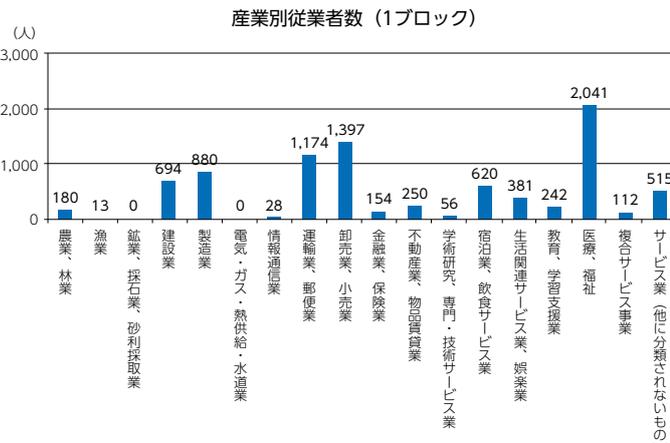
分 類		凡 例		
田	水田		工業用地	運輸倉庫施設、重工業施設、軽工業施設、サービス工業施設、家内工業施設、危険物貯蔵・処理施設
畑	畑、樹園地、採草地、ビニールハウス		公的施設用地	官公庁施設、文教厚生施設、処理場、浄水場、火葬場、発電所、変電所
山林	樹林地		道路用地	道路、駅前広場
水面	河川水面、湖沼、ため池、用水路、濠、運河水面		交通施設用地	自動車ターミナル、立体駐車場、鉄道用地、空港、港湾
その他の自然地	原野・牧野、荒地、低湿地、河川敷、河原、海辺、湖岸		公共空地	公園・緑地、広場、運動場、墓苑
住宅用地	住宅、共同住宅、店舗併用住宅、店舗併用共同住宅、作業所併用共同住宅		農業用施設用地	農業用倉庫、温室、船小屋、農林漁業用作業場
商業用地	業務施設、商業施設、宿泊施設、娯楽施設、遊戯施設、商業系複合施設		その他の空地	変更工事中の土地、未利用地、平面駐車場、ゴルフ場
市街化区域界				

## 第1ブロック 松江・木本・西脇・加太地区

### 人口等の状況



※平成32年、37年の年齢3区分人口については、社人研による推計値を基に算出しています。（以下各ブロックにおいて同じ。）



### 《地域の特性》

- 本ブロックの北部は山林、南・西部は海に面しており、自然景観に恵まれた地域となっています。
- 加太地区の一部を除き住宅地は、南海電鉄加太線や西脇山口線、粉河加太線沿線をはじめとして東西に長く伸びています。加太地区は、南海加太駅から淡嶋神社までのエリアが主に住宅地として利用されています。
- 南海電鉄加太線や西脇山口線、粉河加太線により、市中心部や北東部と、また、岬加太港線によって大阪府とも結ばれています。
- 和歌山ろうさい病院は、和歌山保健医療圏における地域災害拠点病院<sup>\*189</sup>であるとともに、地域医療支援病院<sup>\*184</sup>、県がん診療連携推進病院<sup>\*35</sup>としての役割を担っています。
- 万葉歌人の創作対象となったといわれる「形見の浦」をはじめとする海岸美だけでなく、山も近く自然豊かな地域で、友ヶ島、深山砲台跡、加太海水浴場、磯の浦海水浴場、温泉宿泊施設などの豊富な資源を活用した観光業が盛んとなっています。また、豊かな漁場に恵まれていることから漁業が盛んで、一本釣りなどの伝統漁業が現在も残っています。
- コスモパーク加太は、企業用地や広域防災拠点として土地利用が進められています。
- 河西コミュニティセンター<sup>\*90</sup>、西保健センター、全天候型を含む20面のコートを有するつつじが丘テニスコートなどの施設や、サーフィンが盛んな磯の浦海岸など、文化・健康・スポーツに親しめる環境があります。
- 雑流し等が行われる淡嶋神社、えび祭りが行われる加太春日神社、木ノ本の獅子舞が行われる木本八幡宮、車駕之古址古墳などの歴史・文化資産があります。松江春日神社の祭りでは近隣幼稚園の園児が踊りの奉納などを行っています。
- 子供の見守り、防犯、防災、避難訓練、祭り、漁業、観光振興、緑地の保全活動等の取組を地域住民自らが考え実施しています。また、それらの取組を通じて人を育て地域や地場産業<sup>\*114</sup>を守るとともに、安全・安心な地域づくりを行っています。



つつじが丘テニスコート



木ノ本の獅子舞

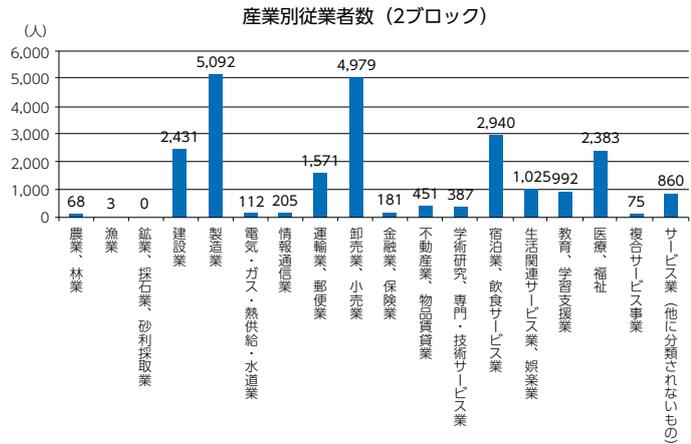
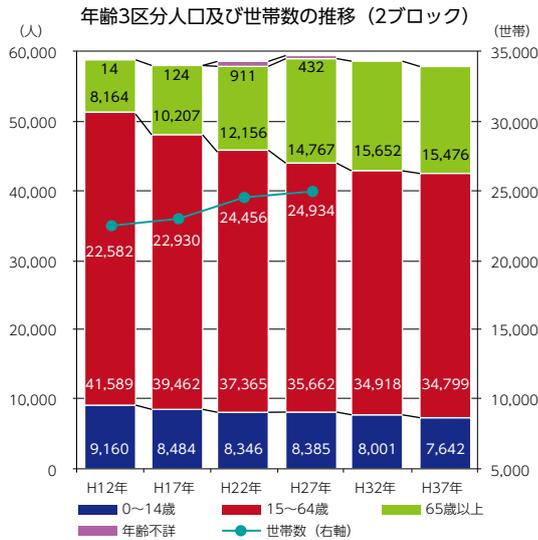


古屋特別緑地保全地区



## 第2ブロック 貴志・野崎・湊・楠見地区

### 人口等の状況



### 《地域の特性》

- 本ブロック内の広範囲に住宅地が形成されており、臨海部や幹線道路沿いには工業・商業施設が集積しています。南海和歌山大学前駅周辺では、大規模な宅地開発が進むとともに、小学校が開校し、大型商業施設も立地するなど、新たな市街地の形成が進んでいます。
- 大阪に近い北部に和歌山大学が立地しており、周辺地域では小・中学生等と和歌山大学生との交流活動も行われています。また、地域の歴史等を子供たちに継承するなど、子供を地域全体で育てる活動が展開されています。
- 淡輪ランプから平井ランプ間の第二阪和国道\*<sup>179</sup>の開通により大阪方面への交通アクセスが飛躍的に改善されるとともに、市北部を横断する西脇山口線との結節点となっています。
- 本市の特産品である新しょうがが紀の川河口付近の農地を中心に栽培されています。また、近年、新しょうがを丸搾りにしたジンジャーエールの販売量が伸びています。
- 総持寺、大谷古墳、大年神社などの歴史・文化資産があります。また、戦国時代に勇名を轟かせた雑賀衆の本拠もこのブロックにあったとされています。
- 本ブロック内の一部地域では、独自に防犯カメラの設置や災害備蓄に取り組むほか、ぼうはんパトロール犬\*<sup>253</sup>による子供の見守り活動や地域防災訓練の実施など、安全・安心に向けた地域づくりが行われています。

また、地域の祭り、ミニ運動会など子供を中心に多世代が交流できる活動が積極的に展開されるとともに、自治会独自の広報紙を通じて地域活動の周知を行い、地域住民の交流促進を図っている地域も存在します。



総持寺



大谷古墳



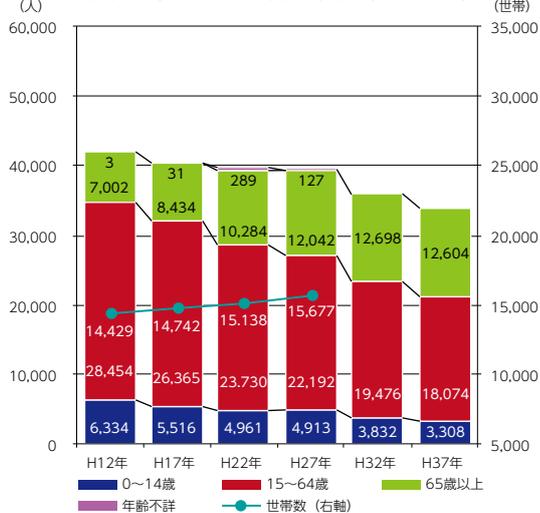
大年神社



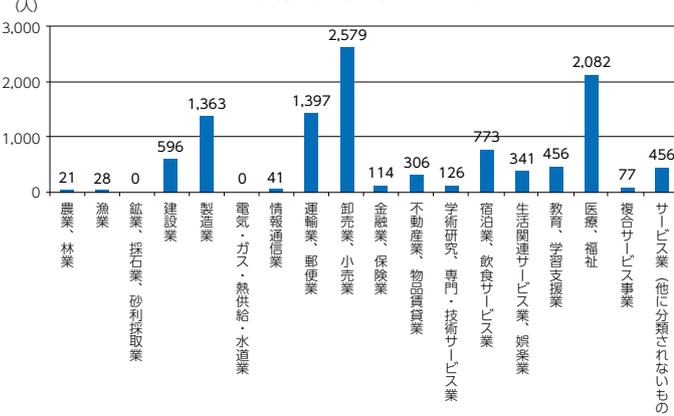
## 第3ブロック 有功・直川・紀伊・川永・山口地区

### 人口等の状況

年齢3区分人口及び世帯数の推移 (3ブロック)



産業別従業者数 (3ブロック)



### 《地域の特性》

- 本ブロックの北は大阪府、東は岩出市に隣接しており、ブロックの中・東部は山林や田畑をはじめとする豊かな自然環境に恵まれています。また、西部の高台には、高度経済成長期に開発された大規模な住宅地もあります。
- JR六十谷駅、紀伊駅周辺や粉河加太線、国道24号沿いに学校や病院など、生活拠点としての機能が集積しています。特に紀伊駅は、近隣住民のみならず、近畿大学生物理工学部の学生など、大阪府や岩出市、紀の川市からの利用客も多い状況です。
- 和歌山北インターチェンジ周辺においては、西脇山口線の延伸により交通の利便性がさらに向上することが期待されています。
- 熊野古道、上野廃寺跡、射矢止神社、力侍神社、墓の谷、滝畑のホテルなど、歴史・自然に関する地域資源が数多く存在しています。
- 学校等を核とした夏祭り、文化祭り、防災訓練など、住民相互の助け合いや福祉・防災分野をはじめとした住民主体のまちづくりが盛んです。



JR紀伊駅



力侍神社



滝畑の集落と熊野古道



墓の谷

## 《地域づくりの基本的な考え方》

- 市街化が進んでいる西部については、良好な市街地の形成に努めるとともに、中・東部については、駅や小学校等を中心とした地域の生活拠点の形成により、日常生活の利便性の維持向上に努めます。
- 市北部の東西幹線軸となる西脇山口線の整備を進めます。
- 山林や田畑など、豊かな自然環境に恵まれた中・東部については、その保全に努めるとともに、農業振興を図ります。
- 和歌山北インターチェンジ周辺については、交通の利便性を生かし産業集積と環境保全の両立をめざします。
- 豊かな自然環境を活用し、子供にやさしい地域づくりを進めます。
- 墓の谷や熊野古道をはじめとした文化的資源などを活用し、地域住民の健康増進を図るとともに、賑わい創出につなげます。
- 夏祭り・文化祭りや中央構造線直下型地震を想定した防災訓練、小学校や福祉施設を核とした各種団体の活動などを通じて地域の絆を深め、子供から高齢者まで元気でいきいき暮らせる地域をめざします。



防災訓練の様子



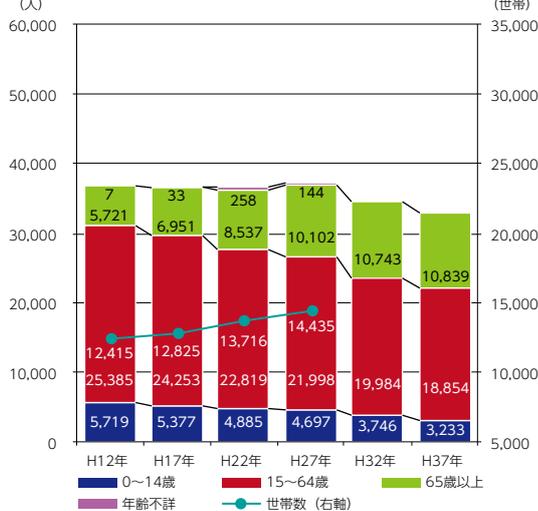
夏祭り



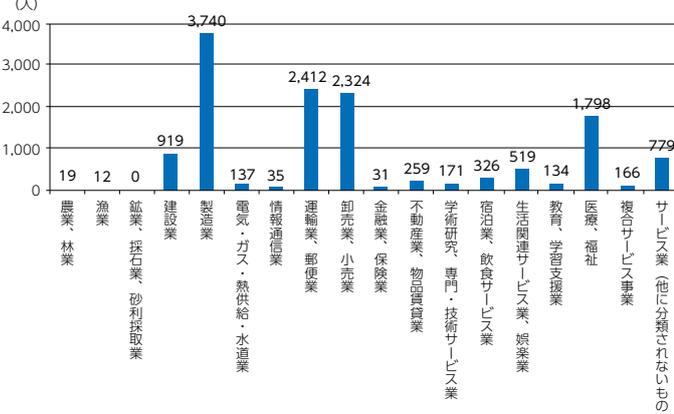
## 第4ブロック 西和佐・和佐・小倉・四箇郷地区

### 人口等の状況

年齢3区分人口及び世帯数の推移（4ブロック）



産業別従業者数（4ブロック）



### 《地域の特性》

- 本ブロックは市の東の玄関口となっており、ブロックの東部から中部にかけては、二毛作に適した田畑をはじめとする豊かな自然環境に恵まれています。また、ブロックの西部では住宅地や商業集積が見られます。
- 地域を横断するJR和歌山線は公共交通機関として地域生活を支えるとともに、市駅和佐線、国道24号が横断しています。
- 産業面では、紀の川沿いに工業団地が形成されているとともに、和歌山インターチェンジを活用した運輸業も存在し、製造業と運輸業の比率が高くなっています。
- 加納浄水場や水ときらめき紀の川館などの施設が立地し、市域全体の生活水の供給源となっています。
- 国指定特別史跡の岩橋千塚古墳群や国指定重要文化財である旧中筋家住宅、また、熊野古道や大和街道が通るなど、歴史・文化資産が多く存在します。
- より良い地域づくりに向けた住民主体の取組が活発になりつつあります。



加納浄水場



岩橋千塚古墳群(紀伊風土記の丘)



旧中筋家住宅



文化祭りの様子

### 《地域づくりの基本的な考え方》

- 市街化が進んでいる西部については、良好な市街地の形成に努めるとともに、中・東部については、駅や小学校等を中心とした地域の生活拠点の形成により、日常生活の利便性の維持向上に努めます。
- 幹線道路及び地域の生活拠点へのアクセス道路の整備を進め生活の利便性向上を図ります。
- 山林や田畑など、豊かな自然環境に恵まれた中・東部については、その保全に努め、農業振興を図ります。
- 紀の川堤防沿いに発展している工業地域においては、既存産業の活性化を促進します。
- 旧中筋家住宅、熊野古道、偉人ゆかりの地などの歴史的資源、自然が残る紀の川河川敷などの保全・活用に努めるとともに、地域住民による環境を生かしたハイキングコース設定などにより、賑わいづくりを促進します。
- より多くの地域住民の参画により、文化祭りなどの開催や岩橋千塚古墳群の保全活動などに取り組むことで、人々の絆を深めるとともに、一人暮らしの高齢者への充実した食事サービスや子供の見守り活動に積極的に取り組むことで、互いに支え合える充実したコミュニティを形成し、高齢者や子育て世代など、誰もが安心して暮らせる地域づくりをめざします。



名誉市民 松下幸之助

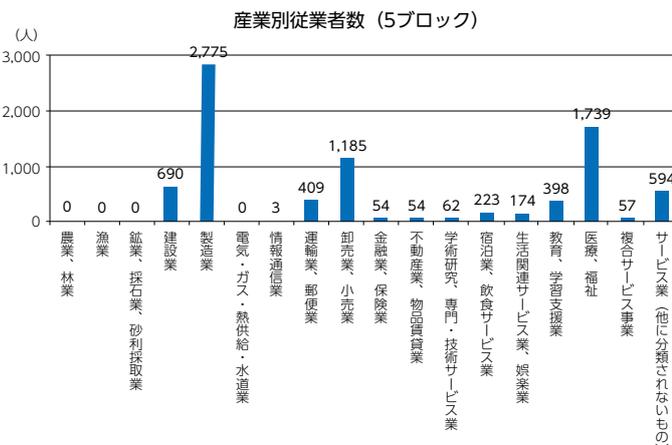
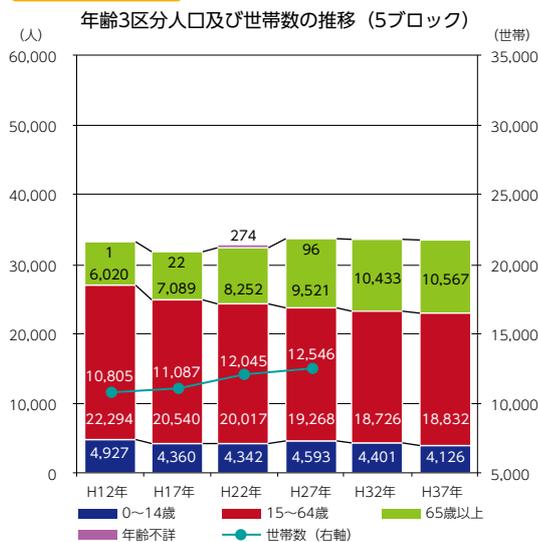


紀の川河川敷の風景



## 第5ブロック 三田・岡崎・安原・西山東・東山東地区

### 人口等の状況



### 《地域の特性》

- 本ブロックの東部は山林や田畑が多く、個性あふれる景観と豊かな自然環境に恵まれています。  
また、市民に自然と農業に親しむ場を提供する農業振興の拠点施設、四季の郷公園があります。
- 地域を横断する和歌山電鐵貴志川線は公共交通機関として地域生活を支えるのみならず、観光資源としても注目されています。
- (仮称)和歌山南スマートインターチェンジ及び地域内の幹線道路等の整備が進むことにより交通利便性の向上が期待されています。
- 本ブロックを東西に流れる河川は、農業用水として活用されるなど地域に欠かすことのできないものですが、河川氾濫による浸水被害を度々もたらしています。ブロック内の各地区では、防災・減災への取組が活発に行われています。
- 歴史・文化資産として伊太祁曽神社や竈山神社、武内神社、岡崎団七踊などがあります。
- 子供や障害のある人など、すべての人にやさしい良好な地域コミュニティの形成に向けた取組など、より良い地域づくりに向けた住民主体の活動が活発になりつつあります。



豊かな自然環境



(仮称)和歌山南スマートインターチェンジ  
※H28年4月時点のイメージであり、実際とは異なる場合があります。



みつわ祭り



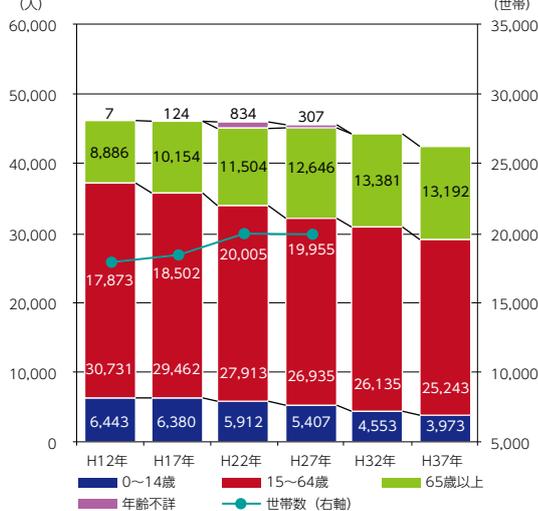
伊太祁曽神社



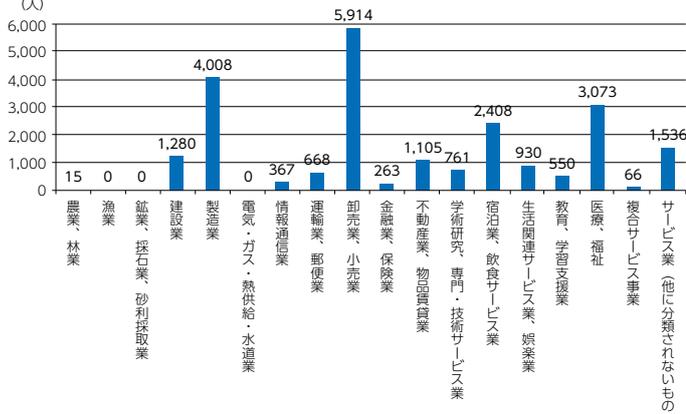
## 第6ブロック 宮・宮前・宮北地区

### 人口等の状況

年齢3区分人口及び世帯数の推移 (6ブロック)



産業別従業者数 (6ブロック)



### 《地域の特性》

- 本ブロック北西部のJR和歌山駅周辺、国体道路及び宮街道沿いに商業施設が、北部の大門川沿いに染色工場等が、南西部の和歌川沿いに化学工場等が集積しています。その他はおおむね住宅地となっており、特に、北部では高層マンションの新規立地等もあり、人口が近年増加しています。
- JR和歌山駅にJR阪和線・紀勢本線・和歌山線及び和歌山電鐵貴志川線が乗り入れ、南北に国体道路、東西に宮街道が通る交通の結節点となっています。また、JR和歌山駅は、関西国際空港から電車やリムジンバスを利用して訪れる国内外観光客等の本市玄関口となっています。
- ビッグ愛やビッグホエールは、年間を通じてコンベンション\*<sup>92</sup>、スポーツ大会、コンサートが開催されるとともに、災害時の広域避難場所に指定されています。
- 日本で最も歴史のある神社の一つである日前宮（日前神宮・國懸神宮）や羽柴秀吉による日本三大水攻めの舞台の一つである太田城址や縄文時代の遺跡\*<sup>10</sup>である鳴神貝塚をはじめ遺跡が多数あり、多くの歴史・文化資産を有しています。
- 多様な主体が連携する中で、高齢者や子供の見守り、健康づくり、防犯、防災、美化活動、祭りや太田城の歴史伝承の活動等を通じて、世代間交流を図りながら、地域住民自らが積極的に地域づくりを行っています。



JR和歌山駅東口



ビッグホエール



日前宮



太田城址碑

### 《地域づくりの基本的な考え方》

- わかちか広場を整備し、県都玄関口としての機能を充実させるとともに、市街地再開発\*<sup>103</sup> 事業等を通じて生活の利便性を向上させることにより、まちの魅力を高め、既存市街地への居住を促進します。
- 市駅和佐線の整備を行い、阪和自動車道へのアクセス改善等を進めます。
- J R 和歌山駅周辺等に、より一層の商業施設の集積を図るとともに、和歌川及び大門川沿いにおける工業の活性化を図ります。
- ビッグ愛やビッグホエール等の大型収容施設を活用してコンベンションやスポーツ大会等の誘致を促進し、賑わいの創出を図るとともに、まちの美化活動等に取り組み、来訪者がホスピタリティを感じることができるようまちの魅力向上を図ります。
- 高齢者や子供の見守り、シニアエクササイズや地域医療と地域の連携によって行われるフラダンス等を通じた高齢者の健康づくりへの取組、防犯、防災、美化活動、盆踊りや子供神輿等の地域性のある祭り、歴史伝承の活動等を通じて、一人ひとりが地域の絆を感じながら、支え合い安心して生活できる地域づくりを進めます。



シニアエクササイズ



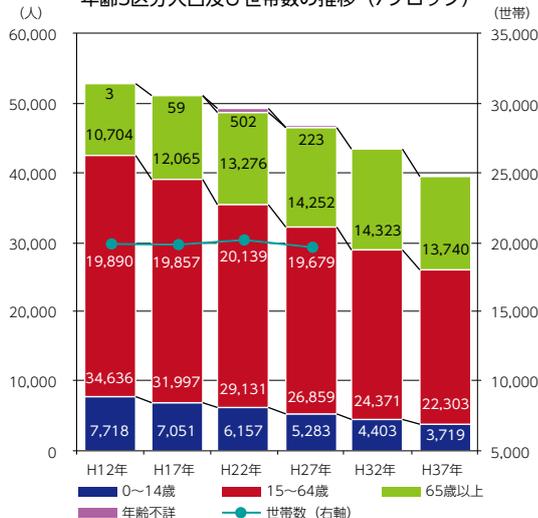
東の宮恵比寿神社



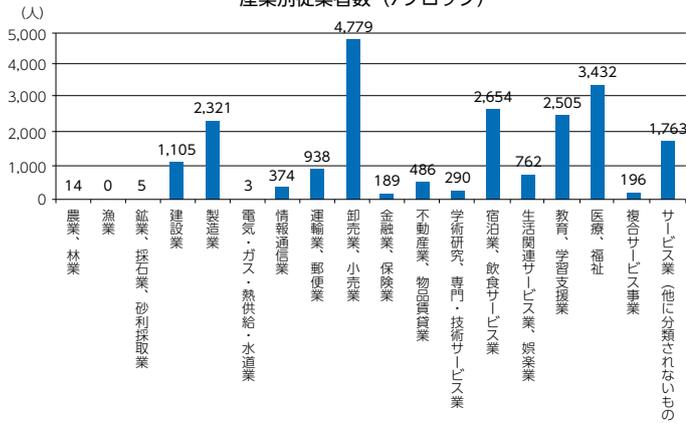
## 第7ブロック 雑賀・雑賀崎・田野・和歌浦・名草地区

### 人口等の状況

年齢3区分人口及び世帯数の推移（7ブロック）



産業別従業者数（7ブロック）



### 《地域の特性》

- 本ブロック北西部の工業地域、大根の産地として有名な南西部の農地及び名草山周辺を除いてはおおむね住宅地域となっています。また西部の風致地区は瀬戸内海国立公園にも位置づけられています。
- 臨海部には工業団地が形成されているとともに食品等の円滑な流通を下支えする中央卸売市場があります。また、国道42号及び大浦街道沿いには商業施設が立地しています。
- 地域を縦断する国道42号、大浦街道、また、横断する南港山東線は、地域生活を支える重要な幹線道路であるとともに、国道42号などは災害時に緊急輸送道路<sup>\*53</sup>として利用されます。
- 和歌山県立医科大学附属病院は、県下唯一の特定機能病院<sup>\*213</sup>であり、県下全域の医療の中心的な役割を担っています。災害医療では総合災害拠点病院<sup>\*175</sup>として、救急医療では高度救急救命センターとして、がん医療では、県がん診療連携拠点病院<sup>\*34</sup>として指定されています。

- 海のレジャーを楽しめる3つのビーチや親子つりパーク、二度の国体のメイン会場となったスポーツ施設を含む紀三井寺公園、秋葉山公園、さらには、テーマパークやマリレジャーの店舗、宿泊施設が立地し、多様なレクリエーションを楽しむことができます。



海水浴場



紀三井寺

- 雑賀崎地区、田野地区には昔からの漁業集落があり、青石で形成された海岸に張り付くように家屋が建ち並び、独特のまちなみとなっています。また、古くから「万葉集」の歌枕として詠われた風光明媚で知られる和歌の浦エリアでは、干潟や片男波を望む風景が万葉の時代から受け継がれており、国の名勝<sup>\*260</sup>に指定されるなど、現在まで人々を魅了しています。



おもてなし活動



まちなみ・景観

- 紀三井寺や不老橋をはじめ、養翠園、湊御殿、紀州東照宮、和歌浦天満宮、玉津島神社等の歴史的施設が数多くあります。

- 地域の魅力を生かしていこうという取組や防災訓練、地域バス<sup>\*190</sup>など住民主体の活動が活発です。

## 《地域づくりの基本的な考え方》

- 南港山東線などの幹線道路の整備を進め、日常生活の利便性の向上を図り、良好な市街地の形成に努めます。
- 紀三井寺や不老橋をはじめとした歴史・文化資産、美しい景観やテーマパーク、海水浴場といった地域資源を生かし、サイクリングロードの整備、地域住民による名勝の維持・保全や清掃などのおもてなし活動により観光地として更なる魅力向上を図ります。また、中央卸売市場に隣接する道の駅の整備や港周辺の整備・緑化を促進するなど、港湾エリアの賑わいづくりを図ります。
- コンベンション\*<sup>92</sup> やスポーツ大会等の誘致を促進し、ビジター増加による観光振興、商業振興を図ります。
- 独特の地形、自然と人々の営みが調和し古来より守り育ててきた景観、地域独自の音頭や風習を未来に継承していきます。
- 漁業地域では鮮魚の直売など、漁業による地域おこしを推進します。また、農業地域では大根畑などの保全に努め農業振興を図ります。
- 神輿を担ぐ伝統的な祭り、地区の運動会や盆踊り、ボランティア活動などを通じて地域コミュニティの形成に努めます。また、和歌祭においては、その活動を通じて地域の絆を深めるとともに、県外からも人を呼び込み、賑わいの創出を図ります。
- 大規模な地震を想定しての防災訓練、災害時の助け合い登録書の作成などの活動を通じて防災意識を高めるとともに、子供の見守り活動や高齢者の健康づくりを行うなど、子供から高齢者まで安心して過ごせる住みよいまちをめざします。



鮮魚の直売

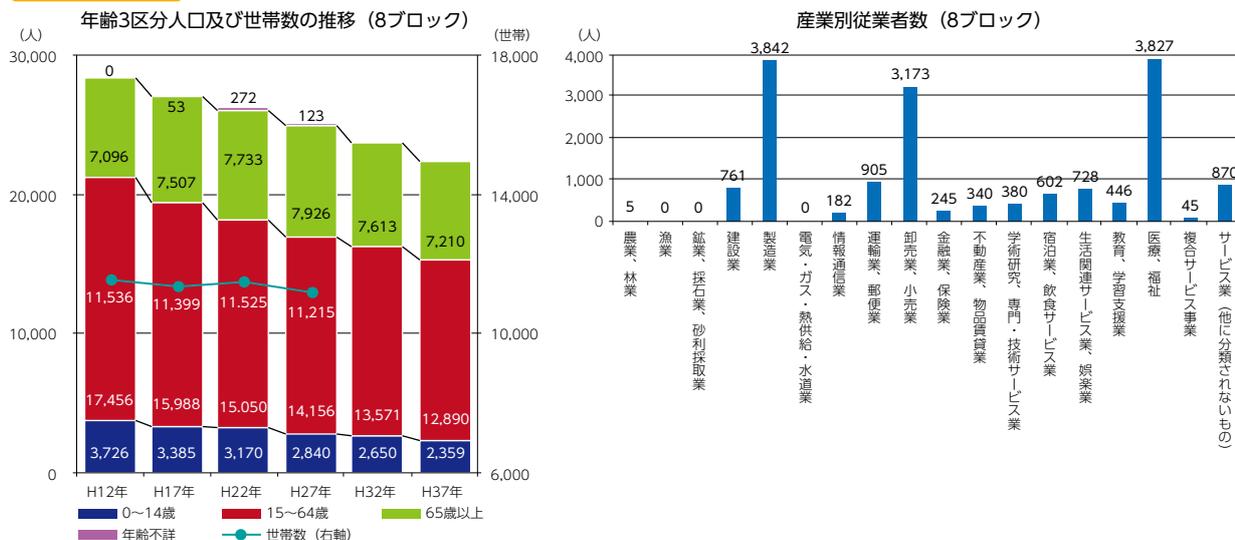


盆踊り



## 第8ブロック 吹上・砂山・今福・高松地区

### 人口等の状況



### 《地域の特性》

- 本ブロックの西部は主として化学企業などが事業展開する工業地域となっており、中・東部は国道4号沿いの商業、和歌川沿いの工業を除く大部分が中心市街地\*<sup>198</sup>から近く利便性の高い住宅地となっています。
- 和歌山本港区内は港湾物流の拠点であり、和歌山港フェリーターミナルや南海和歌山港駅が立地しています。
- 地域を縦断する国道4号、大浦街道、横断する寺町通り、整備予定の今福神前線があり、交通の利便性が向上しつつあります。
- 産業面では、化学工場等により製造業の比率が高くなっています。
- 日本赤十字社和歌山医療センターは、高度救命救急センター\*<sup>76</sup>、地域がん診療連携拠点病院\*<sup>34</sup>、総合災害拠点病院\*<sup>175</sup>として地域医療の中心的な役割を担っています。
- 和歌山市夜間・休日応急診療センターは、初期救急医療の中心的役割を担っています。
- 県立和歌山商業高等学校、県立桐蔭高等学校などの教育機関や県立図書館、県立近代美術館、県立博物館などの社会教育施設が立地しています。
- 地域住民が参加する祭りが神明神社、宇須井原神社等で開催されるとともに、花火をメインとする港まつりは夏の一大イベントとして賑わいを創出しています。
- 寺町通りには無量光寺をはじめ、現在も多くの寺院が並んでおり、城下町のたたずまいを残しています。
- 地域住民が積極的にまちづくりに参加しており、官民協働\*<sup>49</sup>でのまちづくりが進んでいます。



無量光寺



地域住民主体のまちづくり

### 《地域づくりの基本的な考え方》

- 臨海部及び和歌川沿いに発展している工業地域、主要道路沿いに立地している商業、利便性の高い中・東部の住宅地を維持し、良好な市街地の形成に努めます。
- 今福神前線などの道路整備を進めるなど、交通の利便性を高めます。
- 1次医療、2次医療、3次医療の最適化を図るなど、医療の拠点エリアの一つとして医療環境の充実に努めます。
- 和歌山港フェリーターミナル周辺を海の玄関口として機能の維持向上に努めるとともに、港湾を生かした観光振興を図ります。また、無量光寺、報恩寺や恵運寺など多くの寺院が立ち並び寺町通りを生かし、歴史・文化を大切にしたまちをめざします。
- 地域住民参加型の美化・緑化活動や桜まつり、夏祭り、七夕祭り、社会福祉施設と連携した祭りなどにより地域コミュニティの形成に努めるとともに、港まつりや紀州よさこい祭りなどにより賑わいを創出していきます。
- 教育関連施設の集まる充実した環境のもと、地域と学校の連携による子供見守り隊などの活動や防災訓練など住民主体の多様な地域活動を通じ、子供をはじめ誰もが安全・安心に暮らせる地域をめざすとともに、次世代を担う子供たちが住みたくなる地域をめざします。



道路整備



美化・緑化活動



桜まつり



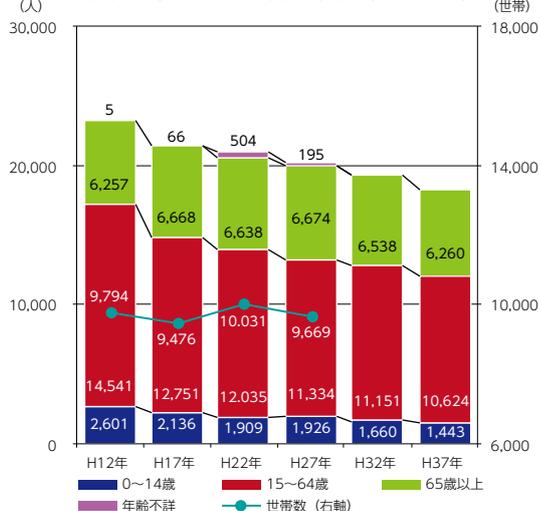
子供見守り隊



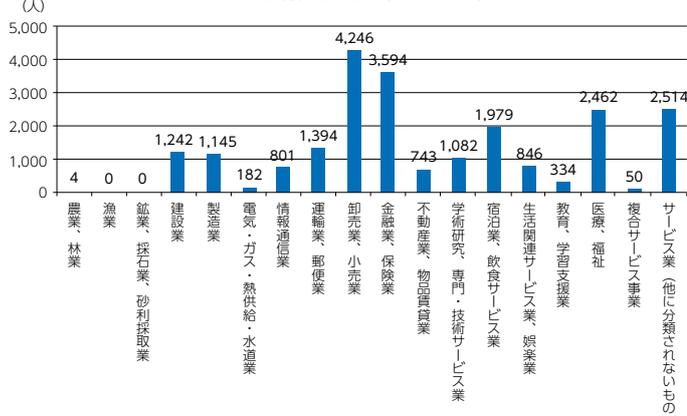
## 第9ブロック 本町・城北・雄湊・中之島地区

### 人口等の状況

年齢3区分人口及び世帯数の推移（9ブロック）



産業別従業者数（9ブロック）



### 《地域の特性》

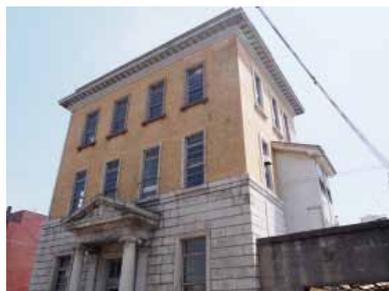
- 和歌山城を中心に県庁や市役所、全国展開する企業の支店等が集まり中心市街地\*<sup>198</sup>を形成しています。地域の中央部に商業地域、これを取り囲むように住居地域や工業地域が広がっています。
- 市内でも公共交通網が充実している地域の一つで、南海和歌山市駅の交通ターミナルを起点とした鉄道・バス路線は、本地域と周辺地域を結ぶネットワークであるとともに、大阪方面等へのアクセスを可能とする交通の要となっています。
- 卸売業、小売業、金融業、保険業などの商業機能や行政機能が集積し、道路網などの公共インフラが整っている利便性が高い地域である一方で、利活用が十分になされていない遊休不動産への対応が課題となっていますが、これを生かしたリノベーション等によるまちなか再生の取組が始まっています。
- 済生会和歌山病院は、大規模災害時に災害支援病院\*<sup>93</sup>としての役割を担っています。
- 和歌山城のほか、和歌山県庁や西本ビルなどの味わいのある近代建築物、市民会館や市民図書館などの文化施設が立地し、市立学校では初めての小中一貫の義務教育学校が導入されるなど、文化・教育面での特色が見られます。
- 集客力のある和歌山城を有している観光振興面でも中心的なエリアであり、紀州おどり「ぶんだら節」や竹燈夜などイベントが数多く開催されています。
- 各地区で行われている地域に根ざした祭りのほか、紀州よさこい祭りをはじめとした地区内外の市民が主体的に創り上げるイベントが開催され、官民連携による新たな賑わいづくりが進みつつあります。また、地区での防災訓練や住民による子供の見守りなど、安心して暮らせるまちづくりに取り組んでいます。



南海和歌山市駅



ぶらくり丁



近代建築物



市を代表する行事  
(紀州おどり「ぶんだら節」)

### 《地域づくりの基本的な考え方》

- 市街地再開発\*<sup>103</sup>、市民会館や図書館などの公共施設の整備、大学の誘致等を通じて県都としての都市機能の向上を図るとともに、遊休不動産の再生や利活用\*<sup>263</sup>を促し、民間投資を呼び込むことで高い利便性と魅力を併せ持つまちなか居住\*<sup>256</sup>空間を創出して賑わいのある中心市街地の形成をめざします。
- 市内各地域及び大阪方面等との公共交通ネットワーク\*<sup>73</sup>の維持・充実を図ります。
- 本市のシンボルである和歌山城周辺エリアの景観保全など魅力を高める取組のほか、紀州おどり「ぶんだら節」など市を代表する行事の継承を図り、これらを生かした観光活性化による交流人口の増加を通じて、賑わいあるまちの創出を進めます。
- 防災公園の整備や防犯に向けた取組等により、安心感を持って安全に暮らせるまちづくりを進めます。地域独自の文化継承の取組や商店街と連携したまちづくりの会議、PTAなどによる地域の祭りや子供の見守り活動などの住民主体の活動を通じて、地元への愛着心を育むとともに魅力的な地域づくりをめざします。



和歌山城

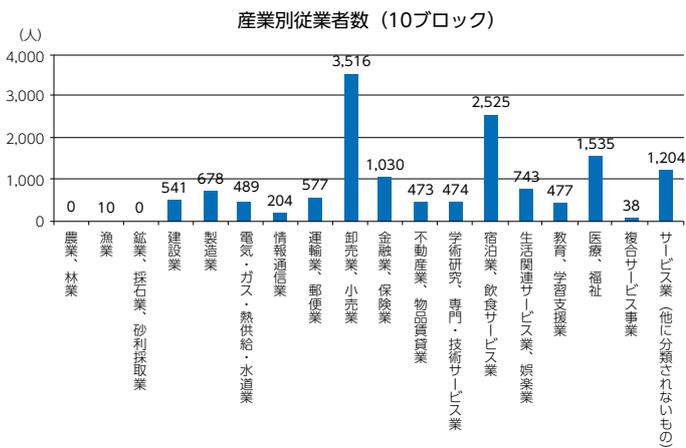
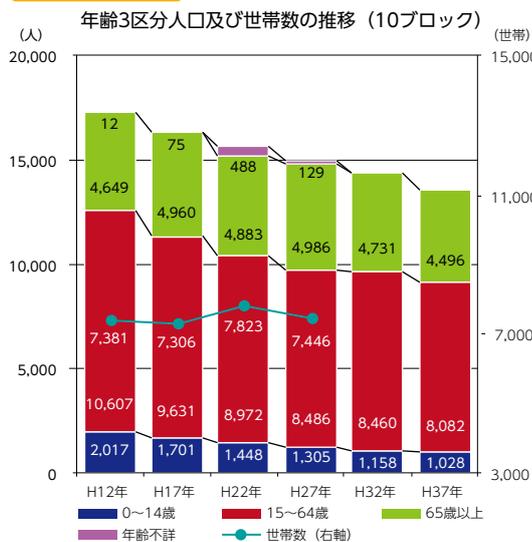


紀和駅前公園(防災公園)



## 第10ブロック 新南・大新・広瀬・芦原地区

### 人口等の状況



### 《地域の特性》

- 本ブロックは、市のほぼ中央に位置し、ＪＲ和歌山駅周辺には商業施設が集積するとともに、和歌川の周辺等では工場の立地も見られます。また、住宅については、比較的中高層住宅が多くなっています。
- 市内でも公共交通網が充実している地域の一つで、本市の主要な玄関口であるＪＲ和歌山駅の交通ターミナルを起点とした鉄道・バス路線は、本地域と周辺地域を結ぶネットワークであるとともに、大阪や県内各地等へのアクセスを可能とする交通の要となっています。
- 皮革や化学などの工業や卸売業・小売業が盛んであるとともに、アロチ周辺には多くの飲食店が軒を連ね、県下随一の歓楽街となっています。
- 稼働率が高い中央コミュニティセンター\*<sup>90</sup>などがあり、文化的な活動が活発に行われています。また、八代将軍徳川吉宗公ゆかりの刺田比古神社など、歴史・文化資産が存在しています。
- 地域が一体となった祭りなどの行事の開催により、住民同士の交流が盛んであり、地域コミュニティが形成されています。
- 地域活性化のための住民主体の地域づくりや子供見守り活動、防犯活動など市民による自主的活動が行われています。



中央コミュニティセンター



ふれ愛センター



刺田比古神社

### 《地域づくりの基本的な考え方》

- マンション等の建設促進や空き家等の利活用を進め、既存市街地への居住を誘導するなど土地の高度利用・有効利用を推進します。また、商業機能の維持・充実により生活の利便性向上を図ります。
- まちなかの緑や和歌川の水辺空間などを生かし、レクリエーションや市民緑化活動を促進することで、賑わいと潤いが共存する都市環境の創出を図ります。
- 本市の玄関口であるＪＲ和歌山駅周辺の活性化に向けて、わかちか広場などの整備を進めるとともに、市内各地域及び大阪・県内各地等との公共交通ネットワーク\*<sup>73</sup>の維持・充実を図ります。
- 皮革産業をはじめとした地場産業\*<sup>114</sup>等の高付加価値化を図るとともに、まちなかでの新規出店や遊休不動産の再生や利活用\*<sup>263</sup>を促進することで、地域産業の活性化と魅力的な店舗の集積を図ります。
- 刺田比古神社、瓦文化などの歴史・文化資産を生かし、地域独自の文化を継承するとともに、イルミネーションの実施などにより、まちなかの賑わい創出を図ります。
- 三世代交流イベントや夏祭り、七夕祭り、盆踊りなど地域が連携した祭りの開催により世代を超えた地域コミュニティの形成に努めます。また、地域住民が主体となり、学校等を拠点とした見守り・防犯活動、幹線道路や中心部の区域での美化活動を推進し、誰もが安心・快適に暮らせる地域をめざします。



大新公園



新南公園



芦原文化会館



# 資料

和歌山市長期総合計画策定体制

長期総合計画策定の経過

市民参加の状況

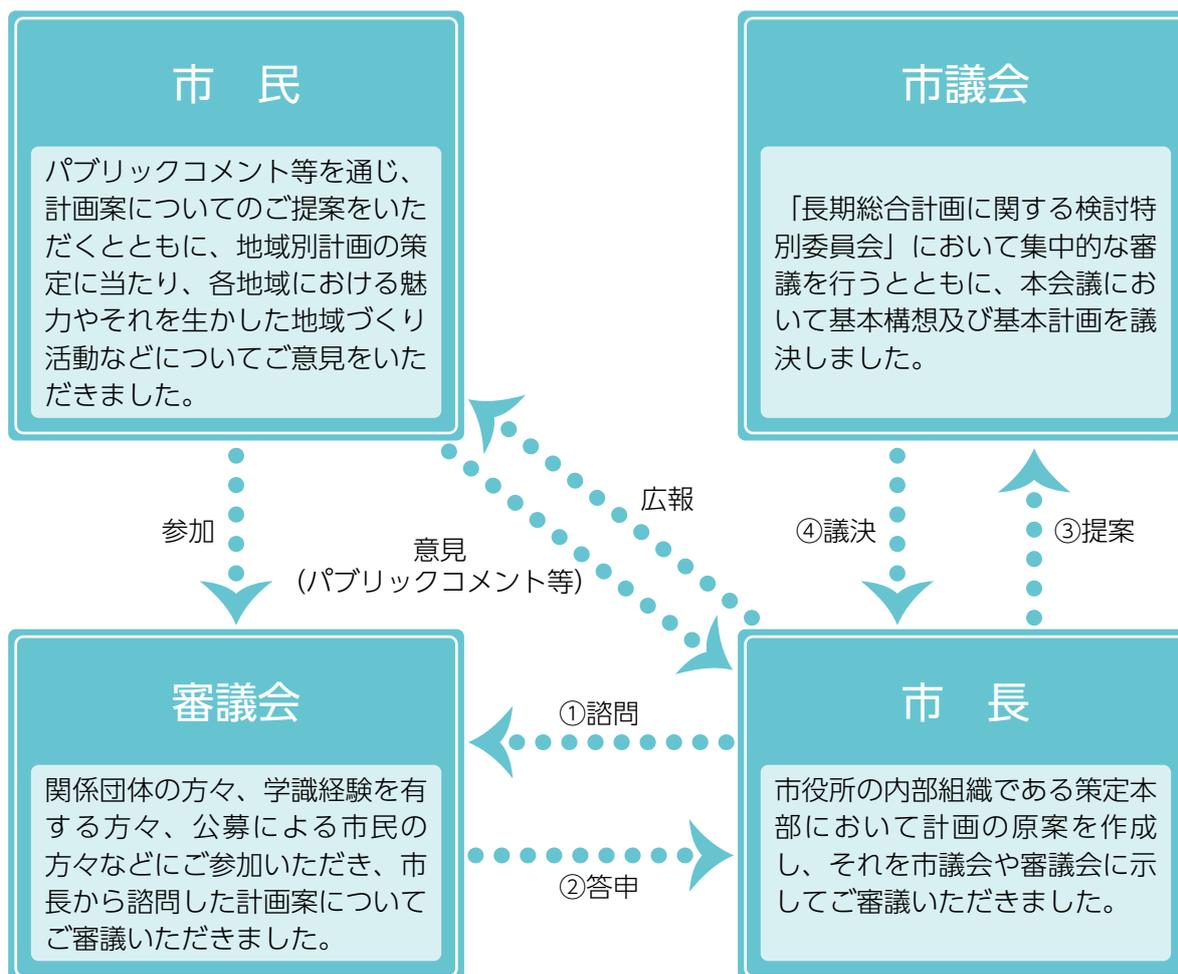
まちづくり指標の目標値設定の考え方

用語説明

これまでの長期総合計画

和歌山市プロフィール

## 和歌山市長期総合計画策定体制



## ●和歌山市議会 長期総合計画に関する検討特別委員会 委員名簿

	氏名
委員長	寒川 篤
副委員長	奥山 昭博
委員	山野 麻衣子
	丹羽 直子
	浦平 美博
	上田 康二
	姫田 高宏
	藪 浩昭
	山本 忠相
	南畑 幸代

(敬称略)

## ●和歌山市長期総合計画審議会委員名簿

(五十音順・敬称略、役職等は委嘱時点のもの)

氏名	役職等	所属部会			
		部会1	部会2	部会3	部会4
青木彦藏	市民公募委員				○
■足立基浩	和歌山大学経済学部教授				
有路昌彦	近畿大学世界経済研究所教授	○			
上田茜	市民公募委員			○	
上田康二(～H28.7.3)	和歌山市議会総務委員長				
浦平美博(～H28.7.3)	和歌山市議会経済文教委員長				
大越康臣	テレビ和歌山取締役報道制作本部長		○	○	
岡律夫	市民公募委員		○		
岡田亜紀	和歌山県経営者協会会員	○			
小川宏樹	徳島大学大学院理工学研究部教授		◎		
尾崎方哉(～H28.7.3)	和歌山市議会議長				
金子英一郎	日本政策金融公庫和歌山支店長兼国民生活事業統括	○			
鎌田夢記男	和歌山市体育協会副会長		○		
楠山繁	和歌山文化協会会長		○		
小泉あい	市民公募委員		○	○	
此松昌彦	和歌山大学教育学部教授				○
小林茂	和歌山県労働者福祉協議会会長	○		○	
芝田史仁	和歌山信愛女子短期大学きょう育の和センター長			◎	
杉山清一(～H28.6.4)	和歌山市自治会連絡協議会会長		○		
石井太郎(H28.6.5～)					
堰本信子	和歌山市女性会議連絡会会長			○	○
谷奈々	和歌山社会経済研究所研究委員		○		
辻本勝久	和歌山大学経済学部教授				○
寺沢直樹	国土交通省近畿地方整備局和歌山河川国道事務所長				○
□仁藤伸昌	近畿大学生物理工学部地域交流センター長				
丹羽直子(～H28.7.3)	和歌山市議会厚生委員長				
林和美	和歌山市身体障害者連盟監事				○
坂東紀好	わかやま農業協同組合代表理事専務	○			
廣岡裕一	和歌山大学観光学部教授	◎			
福田ミスズ(～H28.11.30)	和歌山市民生委員児童委員協議会会長			○	
西本雉紗子(H28.12.1～)					
藤本清二郎	和歌山市文化財保護委員会委員長		○		
松井紀博(～H28.7.3)	和歌山市議会副議長				
丸木健嗣(～H28.6.4)	和歌山県警察本部生活安全部長				○
笥一郎(H28.6.5～)					
三木保人	和歌山商工会議所青年部会長	○			
宮崎孝夫	和歌山市医師会会長				○
室みどり	和歌山市教育委員会委員			○	
本山貢	和歌山大学教育学部教授				◎
藪浩昭(～H28.7.3)	和歌山市議会建設企業委員長				
山下茂男	和歌山県宅地建物取引業協会和歌山支部長			○	○
山下博己(～H28.6.4)	ハローワーク和歌山所長	○			
木村孝(H28.6.5～)					
和坂貞雄	和歌山県工業技術センター所長	○			
部会1：雇用・産業部会		部会2：住みたい・魅力部会			
部会3：子供・いきいき部会		部会4：安心・持続可能部会			
■会長 □副会長 ◎部会長					

## ●和歌山市長期総合計画審議会条例

昭和41年3月30日条例第3号

(設置)

第1条 本市に、和歌山市長期総合計画審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(目的)

第2条 審議会は、市長の諮問に応じ、本市の長期総合計画策定について審議し、その結果を市長に答申するものとする。

(組織)

第3条 審議会は、委員40人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 関係行政機関の職員
- (2) 関係団体の役職員
- (3) 学識経験を有する者
- (4) 市民

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、任期中であっても、その本来の職を離れたときは、委員の職を失うものとする。

2 委員に欠員が生じた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長および副会長)

第5条 審議会に会長および副会長各1人を置き、委員のうちから互選により定める。

- 2 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときはその職務を代理する。

(会議)

第6条 審議会の会議は、会長が必要があると認めるとき招集する。

- 2 会議の議長は、会長がこれにあたる。
- 3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(参与および幹事)

第7条 審議会に参与および幹事各若干人を置き、本市職員のうちから市長が任命する。

2 参与および幹事は、会長の命を受け、会議の運営にあたる。

(部会)

第8条 審議会に、専門の事項を調査審議させるために部会を置くことができる。

(規則への委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営その他必要な事項は、規則で定める。

付 則

この条例は、昭和41年4月1日から施行する。

附 則 (平成9年3月27日)

この条例は、平成9年4月1日から施行する。

附 則 (平成14年3月28日)

この条例は、平成14年4月1日から施行する。

附 則 (平成28年7月4日)

この条例は、公布の日から施行する。

## ●和歌山市長期総合計画審議会規則

平成9年7月15日規則第88号

(趣旨)

第1条 この規則は、和歌山市長期総合計画審議会条例（昭和41年条例第3号）第9条の規定に基づき、和歌山市長期総合計画審議会（以下「審議会」という。）の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(部会)

第2条 部会は、会長の指名する委員をもって組織する。

(部会長)

第3条 部会に部会長を置き、当該部会に属する委員のうちから互選により定める。

2 部会長は、部会を代表し、会務を総理する。

3 部会長に事故があるときは、あらかじめ部会長が指名する委員がその職務を代理する。

(報告)

第4条 部会長は、審議の経過及び結果を審議会に報告しなければならない。

(庶務)

第5条 審議会の庶務は、企画課において処理する。

(雑則)

第6条 この規則に定めるもののほか審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

略

附 則（平成19年3月30日）抄

1 この規則は、平成19年4月1日から施行する。

## ● 第5次和歌山市長期総合計画及び和歌山市版総合戦略策定本部設置要綱

(設置)

第1条 第5次和歌山市長期総合計画及び和歌山市版総合戦略（次条において「第5次長期総合計画等」という。）を定めるため、第5次和歌山市長期総合計画及び和歌山市版総合戦略策定本部（以下「本部」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 本部は、第5次長期総合計画等を定めるために必要な調査及び検討を行い、第5次長期総合計画等の原案を作成する。

(組織)

第3条 本部は、本部長、副本部長及び本部員をもって組織する。

- 2 本部長は市長、副本部長は副市長、公営企業管理者及び教育長の職を占める者をもって充てる。
- 3 本部員は、別表に掲げる職を占める者をもって充てる。

(本部長及び副本部長)

第4条 本部長は、本部の事務を総理する。

- 2 副本部長は、本部長を補佐する。
- 3 本部長に事故があるとき、又は本部長が欠けたときは、あらかじめ本部長が指名する副本部長がその職務を代理する。

(会議)

第5条 本部の会議は、必要に応じ本部長が招集する。

- 2 本部長は、必要があると認めるときは、本部の会議に関係者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

(部会)

第6条 本部に、専門事項を調査審議するため、部会を置くことができる。

(解散)

第7条 本部は、第2条の規定によりその権限に属させられた事項の処理を終了したときは、解散する。

(庶務)

第8条 本部の庶務は、総務局企画部において処理する。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、本部の運営に関し必要な事項は、本部長が定める。

附 則

この要綱は、平成27年5月29日から施行する。

別表（第3条関係）

市長公室長	総務局長	危機管理局长	財政局長	市民環境局长	健康局长	保健所長	福祉局长
産業まちづくり局长	建設局长	会計管理者	水道局长	消防局长	教育局長		

## 長期総合計画策定の経過

年	月 日	内 容
平成 27 年	5 月 29 日	第 1 回策定本部会議（計画策定に当たっての基本的事項の説明）
	9 月 16 日	第 2 回策定本部会議（計画策定に当たっての基本的事項の決定）
	9 月 24 日	審議会委員の委嘱
平成 28 年	9 月 24 日	第 1 回審議会（会長・副会長の選任、計画策定に当たっての基本的事項の説明）
	1 月 15 日 ～ 5 月 17 日	住民意見交換会の開催
	6 月 1 日	第 3 回策定本部会議（基本構想素案の承認）
	6 月 5 日	第 2 回審議会（基本構想の諮問、基本構想素案の審議）
	6 月 6 日 ～ 7 月 5 日	基本構想素案についてのパブリックコメント
	7 月 1 日	特別委員会の設置
	7 月 21 日	特別委員会（基本構想素案の審議）
	7 月 26 日	第 3 回審議会（基本構想素案の審議）
	8 月 10 日	特別委員会（審議会審議報告、基本構想素案の審議）
	8 月 19 日	第 4 回審議会（基本構想の答申案の協議、部会設置）
	8 月 24 日	審議会から基本構想についての答申
	9 月 26 日	特別委員会（基本構想案の審議）
	9 月 29 日	<b>市議会において基本構想の議決</b>
	10 月 17 日 ～ 11 月 25 日	審議会部会（4 部会において分野別計画案を審議、各部会 3 回開催）
	11 月 4 日	第 4 回策定本部会議（基本計画素案の承認）
	11 月 7 日	第 5 回審議会（基本計画の諮問、部会審議報告、基本計画素案の審議）
	11 月 16 日	特別委員会（審議会審議報告、基本計画素案の審議）
	11 月 21 日 ～ 12 月 20 日	基本計画素案についてのパブリックコメント
	12 月 21 日	第 6 回審議会（基本計画素案の審議）
平成 29 年	1 月 16 日 ～ 1 月 18 日	特別委員会（審議会審議報告、基本計画素案の審議）
	1 月 25 日	第 7 回審議会（基本計画の答申案の協議）
	2 月 6 日	特別委員会（基本計画素案の審議）
	2 月 10 日	審議会から基本計画についての答申
	3 月 17 日	特別委員会（基本計画案の審議）
	3 月 23 日	<b>市議会において基本計画の議決</b>

## 市民参加の状況

### 〈住民意見交換会〉

より良い地域づくりに向けた住民主体の取組を盛り込んだ地域別計画の策定にあたり、平成28年1月15日から5月17日にかけて、地域において主体的に活動している方々と市職員が参加する意見交換会を開催しました。

意見交換会では、より良い地域づくりに向けて生かすことのできる資源や特性はどのようなものがあるのか、それらをこれからの地域づくりに生かすためには地域住民としてどのようなことに取り組む必要があるのかといったことが話し合われました。受け継がれてきたお祭りや防災訓練などを通じて地域の絆を強くしていこうという地域や、豊かな田園風景を生かして地域愛の醸成や賑わいづくりに取り組もうという地域など、それぞれの地域の状況を踏まえた話し合いが行われ、地域づくりをあらためて考える契機となりました。



### 〈パブリックコメント〉

#### (1) 第5次和歌山市長期総合計画基本構想（素案）

募集期間：平成28年6月6日～7月5日

提出意見：3名、3件

住民の健康寿命を延ばすための受動喫煙防止に関する施策立案のご要望や、観光資源を生かすための改善が必要であるといったご意見、人口減少に歯止めをかける少子化対策を行うべきといったご意見などがありました。

#### (2) 第5次和歌山市長期総合計画基本計画（素案）

募集期間：平成28年11月21日～12月20日

提出意見：3名、4件

公共交通の充実に対するご要望や、市街地の賑わいにつながるイベント等への協力のご要望、本市の認知度を上げる計画としてほしいといったご意見がありました。

## まちづくり指標の目標値設定の考え方

施策	まちづくり指標	目標値	目標値設定の考え方
1-1-1 地域を支える既存産業の振興	粗付加価値額	6,412億円	過去の推移を見ると増減があるため、平成26年度の実績値から安定的に毎年1%の増加をめざす。
	サービス産業の労働生産性	全国平均	全国平均をめざす。
1-2-1 新たな事業の創出と産学官金・異業種連携の促進	創業件数	680件 (10年間の累計)	国の認定を受けた和歌山市創業支援事業計画において設定している目標創業件数(66件/年)にリノベーションまちづくり事業による創業件数(2件/年)を加えた68件/年の10年間の累計値をめざす。
	企業立地による新規雇用者数	840人 (10年間の累計)	過去の指定企業における新規雇用者平均が約14人、年間指定企業目標6社であるため新規雇用者84人/年度と算出し、10年間の累計値をめざす。
1-3-1 農林業の振興	農業産出額	745千万円	農業者人口が減少する中、現状維持をめざす。
1-3-2 水産業の振興	漁獲量	547.4t	年々漁獲量が減少している中、つくり育て管理する漁業を推進し、現状維持をめざす。
1-4-1 観光客受入体制の整備	友ヶ島入島者数	96,000人	昭和39年度に記録した過去最高の入島者数96,000人をめざす。
	和歌山城天守閣の入場者数	380,000人	平成7年度に記録した過去最高の入場者数380,000人をめざす。
1-4-2 観光客の誘致	観光消費額	52,870 百万円	平成26年県調査による一人当たり観光消費額と観光入込客数をもとに52,870百万円をめざす。
	年間宿泊客数	1,110 千人泊	地方部での外国人延べ宿泊者数の政府目標などを勘案して、年間宿泊者数の増加をめざす。
1-5-1 国際交流の推進	姉妹・友好都市及び諸外国との都市間交流事業件数	28件	受入及び派遣による交流件数について、1件/年の増加をめざす。
1-5-2 国際戦略の推進	主な販売先を「海外」としている市内製造業の割合	2.6%	過去12年間で1.1%増となっており、10年で1.1%増をめざす。
	観光消費額(外国人)	8,277 百万円	平成26年県調査及び平成27年市調査を用いた一人当たりの観光消費額と観光入込数をもとに、外国人観光消費額8,277百万円をめざす。
1-6-1 産業を支える「人」の確保	有業率	全国平均	誰もが働きやすい環境づくりを進めることで、全国平均に近づけることを目標とする。
2-1-1 中心市街地の魅力向上	まちなか居住人口の比率	9.3%	市内全体人口に対するまちなか居住人口の維持比率の0.4%増加をめざす。
2-2-1 各地域における魅力的なまちづくり	地域住民によるまちづくり活動やふれあい活動に対する市民満足度(市政世論調査)	20.0%	平成27年度までの6年間で年平均0.7ポイント増となっている。それを元に11年間で7.7ポイント増と算出し、その近似値8ポイント増をめざす。
2-3-1 都市景観の形成	まちなみの美しさに対する市民満足度(市政世論調査)	33.0%	平成27年度までの6年間のうち、大きく伸びた平成27年度を除く5年間の年平均0.9ポイント増の近似値、年1ポイント増をめざす。
2-3-2 都市緑化・都市美化の推進	市民一人当たりの公園面積	10.2㎡/人	毎年0.1㎡の増加をめざす。

施策	まちづくり指標	目標値	目標値設定の考え方
2-4-1 環境の保全	海・山・川などの豊かな自然環境に対する市民満足度(市政世論調査)	60.0%	後期目標は5年で4.2ポイント増と設定しており、10年でそれを超える10ポイント増をめざす。
2-4-2 循環型社会の形成	一人一日当たりのごみ排出量(資源を除く一般廃棄物)	729g	一般廃棄物処理基本計画において775g(H32)の数値目標を設定しており、そこから年約1%減をめざす。
2-5-1 生涯学習の推進	コミュニティセンター設置数	10	コミュニティセンター10館構想による。
	生涯学習支援サービスに対する市民満足度(市政世論調査)	17.7%	平成27年度までの5年間で年平均4ポイント増であることから、10年で8ポイント増をめざす。
2-5-2 芸術・文化の振興	日頃から芸術・文化活動を行い、又は鑑賞する機会を持っている市民の割合(市政世論調査)	50.0%	平成33年度に新市民会館が建設予定であるため、50.0%をめざす。
2-5-3 文化財の保護・活用	指定・登録文化財総件数	269	2年で4件程度の指定・登録が見込まれることに加えて指定件数の少ない分野について今後調査研究を進めることで、10年間で計25件の指定・登録をめざす。
2-5-4 スポーツの振興	成人の週1回以上の運動習慣率(市政世論調査)	70.0%	年約2ポイント増をめざす。
3-1-1 安心して子供を 生み育てること のできる環境の 整備	合計特殊出生率	1.80	国の目標と県の目標の中間値をめざす。
3-2-1 確かな学力を育 む教育の推進	全国学力・学習状況調査の正答率	小学校:全国 平均を2ポ イント上回 る 中学校:全国 平均	これまで全国平均を下回る状況が続いているため、全国平均を目安とする。
3-2-2 国内外の多様な 分野で活躍でき る人材を育む教 育の推進	中学3年生の英語検定3級取得率	50.0%	教育振興基本計画の目標(平成30年度で30%)に向けた伸び率を維持する。
3-3-1 豊かな心を育む 教育の推進	学校のきまり(規則)を守っていると回答した児童生徒の割合(全国学力・学習状況調査(児童・生徒質問紙)より)	100%	学校のきまりを守ることにに対する意識を全児童生徒が持つことをめざす。
3-3-2 健やかな体を育 む教育の推進	体力・運動能力テストの体力合計点平均(小学5年生、中学2年生)	小学5年生: 男55.10 女56.62 中学2年生: 男43.51 女50.72	平成27年度の結果を踏まえて、上位の都道府県と同じ水準をめざす。
3-3-3 人権を尊重する 社会を築くため の教育の推進	自分にはよいところがあると思うと回答した児童生徒の割合(全国学力・学習状況調査(児童・生徒質問紙)より)	小学校: 95.0% 中学校: 90.0%	小学生は約20ポイント、中学生は約25ポイントの上昇をめざす。
	いじめはどんな理由があってもいけないことだと思うと回答した児童生徒の割合(全国学力・学習状況調査(児童・生徒質問紙)より)	100%	いじめに対する意識を全児童生徒が持つことをめざす。

施策	まちづくり指標	目標値	目標値設定の考え方
3-4-1 安全・安心な教育環境の整備	小・中学校の教室における空調機設置率	100%	全教室への設置をめざす。
	小・中学校におけるトイレの洋式化率	95.0%	学校要望を踏まえて、一部和式を残し、原則洋式化をめざす。
3-5-1 家庭や地域における教育力の向上	家で学校の復習をしていると回答した児童生徒の割合(全国学力・学習状況調査(児童・生徒質問紙)より)	全国平均	全国平均を下回っているため、全国平均をめざす。
	地域共育コーディネーターの人数	18人	各中学校区に1人ずつ配置することをめざす。
4-1-1 集約型のまちづくり	通勤・通学・買い物などの日常生活の便利さの市民満足度(市政世論調査)	35.5%	立地適正化計画期間(20年)に基づき、20年で10ポイント(0.5ポイント/年)の上昇をめざす。
	地籍調査進捗率	30.0%	現状値から約20ポイントの増加をめざす。
4-1-2 公共交通体系の充実	市内公共交通機関の年間輸送人数	30,761千人	平成22年度から平成27年度までの実績値から、平成28年度以降も毎年0.2%の利用者増加をめざす。
4-2-1 基幹道路網の整備	重点整備区間道路の整備進捗率	91.0%	重点整備区間道路の延長17kmを完成し、66ポイントの上昇をめざす。
	(仮称)京奈和・第二阪和連絡道路の供用率	100%	早期事業化及び供用開始をめざす。
4-2-2 生活道路の整備	市道の改良率	64.0%	これまでの実績から、4.4ポイントの上昇をめざす。
4-3-1 居住環境の整備	快適で暮らしやすい住宅環境に対する市民の満足度(市政世論調査)	50.0%	過去5年間の上昇率から算出。
4-3-2 河川・水路の整備	市が管理する31河川(準用河川3河川、普通河川28河川)の改修率	79.4%	普通河川は年度毎に220mの改修をめざす。準用河川については準用河川前代川改修事業が平成30年度に完了するものとする。
4-3-3 上水道施設の整備	浄水場の耐震化率	71.8%	加納浄水場の更新完成を見込み算出。
4-3-4 生活排水対策の推進	汚水処理人口普及率	75.0%	過去の実績から各污水处理施設を利用できる将来人口を推定し算出。
4-4-1 災害に強いまちづくりの推進	都市浸水対策達成率(公共下水道計画区域内)	52.3%	重要度・緊急度を考慮した整備計画に基づき設定。
4-4-2 災害に強い人づくりの推進	災害に対する備えをしている市民の割合(市政世論調査)	90.0%	阪神・淡路大震災後の調査結果(87.7%)を上回る90%をめざす。
4-4-3 災害等に強い体制づくりの推進	食糧備蓄達成率(避難想定に対応した市の備蓄目標に対する達成割合)	100%	平成26年度に県から公表された新しい被害想定に対しても、100%の備蓄達成をめざす。
	防災行政無線の可聴範囲	100%	今後の防災行政無線の再整備において、100%の可聴範囲達成をめざす。
4-5-1 予防体制の充実	人口1万人当たりの出火件数(過去5年平均)	2.97件	人口1万人当たりの出火件数(1年間)の該当年を含む過去5年間平均件数を、年間0.01件の割合で減少させていくことをめざす。
4-5-2 災害対応力の充実	住宅火災1件当たりの焼損床面積(過去5年間の平均)	24.5㎡	平成27年の数値(過去5年間の平均)から10%の改善をめざす。

施策	まちづくり指標	目標値	目標値設定の考え方
4-5-3 救急・救助体制の充実	市民が応急手当を実施した心原性心肺停止傷病者の社会復帰率	17.9%	消防庁が集計している社会復帰率から、最も高い都道府県の数値をめざす。
4-6-1 交通安全対策の推進	交通事故発生件数	500件	平成24年から毎年200件程度の減少にあるが、人口減少を考慮し今後年100件の減少とし算出。
4-6-2 防犯対策の推進	刑法犯認知件数(1万人当たりの発生件数)	39.52件	毎年の犯罪発生件数の200件減少(端数は初年)をめざす。
4-6-3 消費生活の向上	消費生活啓発事業への参加者数	1,500人	近畿中核市(10市)の消費生活啓発事業への参加者数の平均1,500.3人(平成26年度)をめざす。
	高齢者の消費生活相談件数	600件	平成28年度400件を起点に毎年度20件ずつの増加をめざす。
4-7-1 健康づくりの推進	健康づくりに取り組んでいる市民の割合(市政世論調査)	65.0%	毎年1ポイントの増加をめざす。
4-7-2 地域医療・健康危機管理体制の充実	医療・保健サービスに満足している市民の割合(市政世論調査)	57.6%	過去の数値から伸び率を年換算し、年2.4ポイント増とし算出。
4-7-3 生活衛生対策の推進	衛生研究所における検査可能項目数	704項目	感染症や食中毒などの健康危機事象に対応できるよう、30項目の増加をめざす。
	犬及び猫の譲渡数	140頭	動物愛護センターの業務開始などにより、約40頭の増加をめざす。
4-7-4 保健医療対策の推進	精神障害のある方及び難病の方の福祉サービス利用人数	2,219人	これまでの実績等を考慮して約1,300人の増加を見込む。
	結核罹患率(人口10万人当たり)	9.8	国の過去5年間の罹患率減少は0.76であり、本市においても同様に減少すると考え算出。
4-8-1 人権が尊重される社会づくり	人権が守られていると感じている市民の割合(市政世論調査)	85.0%	これまでの実績を考慮して約5ポイントの上昇をめざす。
4-8-2 男女共生社会の実現	審議会等への女性の登用率	40.0%	これまでの実績を考慮して12ポイントの上昇をめざす。
4-9-1 地域福祉の推進	相談したり、助けてもらえる人が身近にいると思っている市民の割合(市政世論調査)	87.4%	直近でもっとも高い平成25年度の実績値を平成31年度の目標とし、それ以降も同じペースで増加するものとして算出。
4-9-2 高齢者の生活の充実	高齢者が住み慣れた地域で充実した生活を送れていると思っている市民の割合(市政世論調査)	58.5%	毎年0.5ポイントの安定した上昇をめざす。
4-9-3 障害のある人の自立と社会参加の推進	障害者の一般就労率	27.2%	過去の障害者の一般就労率の推移に、障害者の法定雇用率改訂等、環境要因等を加味し算出。
4-9-4 社会保障制度の充実	社会保障サービスの満足度(市政世論調査)	26.0%	毎年1ポイント上昇させる。
4-10-1 地域コミュニティの充実	自治会加入率	85.0%	10年前から約10ポイント減少していることから、これを5ポイントの回復することをめざす。
	ボランティア登録団体数	415団体	これまでの実績を考慮して、50団体の増加をめざす。

## 用語説明

番号	用語	説明
「あ行」		
1	ICT	Information and Communication Technologyの略称。情報通信技術のこと。
2	青色回転灯付防犯パトロール車	自主防犯パトロールを行うために、警察からパトロール実施の許可を受けた車両。
3	青岸ストックヤード	直接搬入される一般廃棄物から資源物等を分別・選別し、ストックする施設で、青岸に整備予定。災害時には災害廃棄物を仮置きする施設としても活用する。
4	空家等	空家等対策の推進に関する特別措置法第2条第1項に基づき、建築物又はこれに附属する工作物であって居住その他の使用がなされていないことが常態であるもの及びその敷地(立木その他の土地に定着する物を含む。)をいう。ただし、国又は地方公共団体が所有し、又は管理するものを除く。
5	空家等対策計画	空家等対策の推進に関する特別措置法第6条に基づくもので、空家等対策を効果的かつ効率的に推進するため、本市の実情に合わせ総合的かつ計画的に実施するために策定するものであり、本市の空家等対策の基礎となるもの。
6	空き家率	総住宅数に占める空き家の割合。空き家の対象は、二次的住宅(別荘・その他)、賃貸用の住宅、売却用の住宅、その他の住宅。
7	アクティブシニア	趣味や様々な活動に意欲的な元気なシニア層。
8	アクティブラーニング	教員による一方向的な講義形式の教育ではなく、子供たちの能動的な学習への参加を取り入れた学習法の総称。
9	粗付加価値額	減価償却費等を含んだ付加価値額。工業統計調査において算出される。
10	遺跡	貝塚、集落跡、古墳など過去の人間の活動の跡が残されている場所。埋蔵文化財包蔵地とも呼ばれる。
11	一般就労	企業等で雇用されることを指し、福祉的就労(就労移行支援、就労継続支援などの障害福祉サービスとしての就労)を除いたものを指す。
12	一般廃棄物	産業廃棄物以外の廃棄物。固形状である「ごみ」と液状である「し尿」、「生活雑排水」がある。ごみを排出場所で分けると、家庭から排出される「家庭系ごみ」、事業所などから排出される「事業系ごみ」に分かれる。
13	イノベーション	経済成長の原動力となる革新。生産技術の革新、資源の開発、新消費財の導入など。
14	インターンシップ	学生が一定期間、企業などの中で研修生として働き、自分の将来に関連のある就業体験を行える制度。
15	WEB	World Wide Webの略称。文字や画像、動画等を簡単に扱うことができるサービス。このサービスを使ったページを「Webページ」と呼ぶが、一般的には「ホームページ」と呼ばれることが多い。
16	うちどくノート	子供を育てる世代の家庭で、子供と一緒に読書する時間を持つことを促進する取組の「うちどく」。ノートには本の題名や読んだ感想、それに対する保護者の感想を記入する欄を設けている。
17	AED	自動体外式除細動器のことで、心臓がけいれん(全身に血液を送るポンプ機能が失われている)状態の時に、必要に応じて電気ショックを与え、心臓の動きを正常に戻す、一般の人でも使用することができる機器。
18	ALT	Assistant Language Teacher(外国語指導助手)の略称。日本の学校で外国語授業を補助する助手。
19	SNS	Social Networking Serviceの略称。人と人とのつながりを促進・サポートする「コミュニティ型の会員制のサービス」あるいはそういったサービスを提供するウェブサイトも含まれる。
20	M字カーブ	日本における女性の年齢階級別労働力率をグラフで表したときに描かれるM字型の曲線をいう。出産・育児期にあたる30歳代で就業率が落ち込み、子育てが一段落した後に再就職する人が多いことを反映している。
21	LCC	Low Cost Carrierの略。低コスト運営で、安い運賃を提供する航空会社。

番号	用語	説明
22	扇の芝	和歌山城の南西角にあった扇形の芝地。徳川期に砂の丸が造成された際、軍事的な理由で空き地として残されたと考えられる。江戸後期の天守閣再建時に、資材置き場として利用されている。
23	屋外広告物	屋外広告物法に定められた常時又は一定の期間継続して屋外で公衆に表示されるものであって、看板、立看板、貼り紙及び貼り札並びに広告塔、広告板、建物その他の工作物等に掲出され、又は表示されたもの並びにこれらに類するもの。
24	汚水処理人口普及率	下水道や集落排水施設などを利用できる人口に、合併処理浄化槽を利用している人口を加えた値を、総人口で除して算定した普及状況の指標。
25	温室効果ガス	二酸化炭素やフロンガスなど、大気中にあり、太陽からの熱を地球に封じ込め、地表を暖める働きをする気体(ガス)。

## 「か行」

26	海洋レクリエーション機能	海に親しむ海洋性レクリエーションの場として、新たに漁港施設に加えらる機能。
27	改良率	幅員4m以上の道路延長を道路実延長で除した数値。
28	(仮称)京奈和・第二阪和連絡道路	京奈和自動車道と第二阪和国道を接続する広域幹線道路。
29	学校司書	学校図書館の運営の改善及び向上を図り、児童又は生徒及び教員による学校図書館の利用の一層の促進に資するため、専ら学校図書館の職務に従事する職員。
30	学校評価	子供たちがより良い教育を享受できるよう、その教育活動等の成果を検証し、学校運営の改善と発展をめざすための取組。
31	合併処理浄化槽	トイレの汚水及び台所、風呂などの生活雑排水をまとめて処理する浄化槽。
32	観光統計	宿泊者数や消費動向等、観光分野に関する統計。
33	環太平洋パートナーシップ(TPP)	オーストラリア、ブルネイ、カナダ、チリ、日本、マレーシア、メキシコ、ニュージーランド、ペルー、シンガポール、米国、ベトナムの計12カ国による包括的な経済連携協定である。
34	がん診療連携拠点病院	質の高いがん医療を提供することができ、専門的ながん医療の提供、地域のがん診療の連携協力体制の構築、がん患者に対する相談支援及び情報提供等を行える病院として国に指定された病院。
35	がん診療連携推進病院	がん診療連携拠点病院や地域の医療機関と連携してがん診療を実施する病院として、県が指定する病院。
36	基幹道路網	近畿自動車道紀勢線、京奈和自動車道、第二阪和国道などの広域幹線道路や都市計画道路などの市内幹線道路。
37	企業立地促進奨励金制度	和歌山市の産業の振興及び雇用機会の拡大を図るため、企業の立地や事業規模拡大の促進を目的として、対象業種の企業が一定の要件を満たした場合に、奨励金を交付する制度。
38	危険物施設	市町村長等の許可を受け、指定数量以上の危険物を貯蔵、取り扱う施設。
39	基礎素材	鉄、石油、木材、紙など、産業の基礎となる素材。
40	紀淡連絡道路	和歌山市と兵庫県洲本市を結ぶ延長約40kmの地域高規格道路で紀伊淡路連絡道路の通称。
41	キャリア教育	キャリア(経験)を生かして、現在や将来を見据えることなどを主眼として行われる教育のこと。
42	救急医療情報システム	医療機関に関する情報(名称、所在地、診療科目)など様々な条件の検索をインターネットで提供するシステム。また、24時間体制で電話案内も行っている。市民が利用される情報以外にも、医療機関や消防機関等関係者には、医療連携や救急搬送時・災害時に必要な情報提供を行うシステムでもある。
43	救急告示病院	厚生労働省の「救急病院等を定める省令」に基づき、救急隊による搬送患者に対処する病院又は診療所として県知事により認定された医療機関で、現在和歌山市では21の医療機関が認定されている。
44	救急ワークステーション	救急隊員(救急救命士を含む。)の研修のため、救命救急センターなどの医療機関に設置される拠点。ドクターカーの運用拠点にもなる。

番号	用語	説明
45	救命のリレー	高血圧症・糖尿病等の生活習慣病の改善やけがの防止等の「心停止の予防」、様子がおかしいことを早く認識して知らせる「早期認識と通報」、そばにいる方による「応急手当」、救急隊員や医師による「処置・治療」のつながりのこと。これらの項目がうまくつながると命が助かる可能性が高くなる。
46	狭あい道路	幅員4m未満の道で、建築基準法に基づいて和歌山市が指定した道路。
47	教育ボランティア	学校の教育活動において、学生ボランティア等が子供たちの学習活動をより円滑にするために、教員の指導をサポートするもの。
48	狂犬病	狂犬病ウイルス (Rabies virus) を病原体とするウイルス性の人獣共通感染症。
49	協働	地縁団体、市民公益活動団体、行政などの複数の主体が、公益という共通の目的のもとに、お互いの立場を認めながら、対等な関係で連携・協力することにより、共通する課題の解決に当たる取組。
50	業務継続計画(BCP)	大規模災害発生時において、事業の継続、早期復旧を実現するため、実施すべき業務とその優先度を規定した計画。
51	供用率	道路供用延長を計画延長で除した数値。
52	緊急消防援助隊	阪神・淡路大震災を教訓に、全国の消防機関による応援を速やかに実施するために平成7年度に創設され、平成16年4月に消防組織法で位置付けられることになった部隊。
53	緊急輸送道路	災害時の緊急輸送を円滑に行うため、高速自動車国道、一般国道及びこれらを連絡する幹線道路と指定拠点(地方公共団体等の所在地、救援物資等の備蓄地点及び広域避難場所)とを連絡する道路。
54	グリーンツーリズム	農山漁村地域において自然、文化、人々との交流を楽しむ滞在型の余暇活動。
55	景観計画	景観法に基づき、良好な景観形成に向けた理念、目標と方針、その実現に向けた基本的な事項を定めた計画。
56	景観重点地区	景観条例に基づき、景観計画の区域において、積極的に景観形成に取り組む必要があると認め、定めた景観上重要な区域。
57	景観法	良好な景観形成を図るため、2004年(平成16年)に公布された景観についての総合的な法律。
58	京奈和自動車道	京都、奈良、和歌山を結ぶ延長約120kmの高規格幹線道路。
59	刑法犯認知件数	警察によって刑法犯罪の発生が認知された件数。
60	外科系当番医制度	夜間や休日などの医療機関休診時間中の急なけがに備えて、診察治療が受けられるように、医療機関が当番を決めて対応する制度。
61	結核	結核という細菌が体の中に入り、増えることによって起こる病気。結核の約8割は肺結核である。その他、腎臓、リンパ節、骨など体のあらゆる部分にも起こる。
62	健康危機管理	医薬品、食中毒、感染症、飲料水その他何らかの原因により生じる生命や健康の安全を脅かす事態に対して行われる健康被害の発生予防、拡大防止、治療等に関する業務。
63	健康寿命	一般的には、健康な状態で生活することができる期間を指し、本市では日常生活動作が自立している期間の平均のこと。
64	健康体操・健康ウォーキング	生涯を通じて心身ともに健康な日常生活が送れるよう、自立機能の維持・改善のために年齢等に応じて誰にでも無理なくできる体操やウォーキング。
65	健康手帳	健康増進法に基づく健康増進事業として、40歳以上の者に交付する。特定検診・保健指導等の記録、その他健康保持のために必要な事項を記載し、自らの健康管理と適切な医療を受けるために活用する。
66	広域幹線道路	高規格幹線道路、一般国道、主要地方道で構成される道路。
67	公共下水道	主として市街地における汚水や雨水を排除し処理を行うために、地方公共団体が維持・管理している下水道。
68	合計特殊出生率	15歳から49歳までの女性の年齢別出生率を合計したもので、1人の女性がその年齢別出生率で一生涯の間に生むとしたときの子供の数に相当する。
69	耕作放棄地	以前耕作していた土地で、過去1年以上作物を作付けせず、この数年の間に再び作付けする意思のない土地。

番号	用語	説明
70	高次(の)都市機能	都市機能のうち、日常生活の圏域を超えた広域を対象にした、質の高いサービスを提供する機能。
71	公衆無線LAN	公共施設や商業施設など特定の場所でWi-Fiを利用できるサービス。
72	交通弱者	交通手段の利用に制約を受ける人及び交通事故の被害者となりやすい子供や高齢者など。
73	公共交通ネットワーク	公共交通機関の組合せによる交通網。
74	高等教育機関	初等・中等教育の次段階の教育課程である高等教育を提供する教育機関の総称。大学、大学院、短期大学、高等専門学校、専門学校(専修学校専門課程)が含まれる。
75	口頭指導体制	119番通報時に通報者に対して指令員が必要な応急手当の方法を指導する体制。
76	高度救命救急センター	高度医療を必要とする患者の受入れや、広範囲熱傷、指肢切断等の特殊傷病患者に対する救命医療を行う救命救急センター。
77	公民館活動	地域住民のため、地域の多様な学習課題に対応した学習機会、学習情報の提供等を通じて、地域住民の生涯学習を支援する活動。
78	コールドチェーン	生鮮食料品等を生産段階から消費段階まで所定の低温に保ちながら流通させる体系。
79	小型家電等	家庭で使用されている家電製品(電池やコンセントで動くもの)及びその付属品を指す。(一人で持ち運ぶことができる大きさに限る。)
80	国際拠点港湾	港湾法により国際海上貨物輸送網の拠点として定められている港湾。
81	国際交流員	地域レベルの国際交流推進を図るため、招致した外国人青年。
82	国際理解教育	戦争、貧困、開発、差別、人権、環境問題など様々な地球的規模の課題に気づき、考え、自分にできることを実行するというプロセスで学習に取り組む教育のこと。
83	こころの病	統合失調症やうつ病、アルコール依存症など、メンタルヘルス領域の疾患を総称した呼称。
84	子育て世代包括支援センター	妊娠期から子育て期にわたるまでの母子保健や育児に関する様々な悩み等に円滑に対応するため、保健師等が専門的な見地から相談支援等を実施し、妊娠期から子育て期にわたるまでの切れ目のない支援を行う。妊娠届出の受理を4か所の保健センターに設置された子育て世代包括支援センターに集約し、すべての妊産婦等の状況を継続的に把握し、円滑な支援につなげていく。
85	こども科学館	子供の自然科学に関する興味と認識を深め、個性に応じた能力の伸長と情操豊かで創造的な子供の育成を目的とした施設。
86	子ども・子育て支援新制度	平成24年8月に成立した子ども・子育て関連3法に基づく制度で、質の高い幼児教育・保育を行う認定こども園の普及やすべての子育て家庭を対象とした地域の子育て支援の充実などに取り組む。
87	コミュニティ活動	自分たちの地域社会を、快適で住みよいものにしていこうとする共同活動。
88	ごみ減量推進員	ごみ減量や資源分別の促進、生活環境向上の実現に向け、各地区でのごみ出し状況確認や指導、啓発など、市民と行政とのパイプ役として委嘱した市民。愛称は「リリクルリーダー」、「リリクルサブリーダー」。
89	コミュニティサイト	共通の興味や関心を持つ人が集まって情報交換などのコミュニケーションをとることを目的としたウェブサイト。
90	コミュニティセンター	市民の生涯学習及び地域活動の振興を図るための施設。
91	コンパクトシティ	一定程度の人口密度を有する市街地を形成することで、医療・福祉・買い物等の生活に必要なサービス(中核的都市にあっては高次の都市機能を含む。)が効率的・持続可能に提供される構造の都市像。
92	コンベンション	各種大会や会議、見本市、イベントなどの催しのこと。
「さ行」		
93	災害支援病院	災害拠点病院に準ずる機能を備え、災害時に災害拠点病院を支援する病院。和歌山県独自の制度として指定している。

番号	用語	説明
94	災害時健康危機管理支援チーム	災害時健康危機管理支援チームはDHEAT(Disaster Health Emergency Assistance Team)とも呼ばれ、健康危機管理に必要な情報収集・分析や全体調整などの専門的研修・訓練を受けた職員によって組織された災害時支援チーム。
95	産学官金・異業種連携	新技術の研究開発や新事業の創出を図ること等を目的として、企業・教育機関・官公庁・金融機関等や、異なる業種間で連携すること。
96	産業廃棄物	事業活動に伴って生じた廃棄物のうち、燃え殻や汚泥等の法令(廃棄物処理法)で定める廃棄物。
97	産後ケア事業	市内に居住する産後2か月未満の母子で、家族等から十分な家事、育児などの援助が受けられず、産後に心身の不調や育児不安等のあるじょく婦及び産婦並びにその新生児及び乳児に対し、出産後の一定の期間、産科医療機関の空きベッドを利用して産後の母体管理、もく浴、授乳指導等その他の必要な保健指導を行う事業。
98	3世代同居・近居	子育て中の親とその子、その祖父母等の3世代が同居または近居すること。家族の支え合いにより子育てがしやすい環境につながる。
99	CSR活動	社会を構成する一員として、人権や環境に配慮した行動をとるべきであるとする「企業の社会的責任」。
100	ジェネリック医薬品	新薬の特許が切れた後に、それと同じ有効成分で製造・販売される低価格の医薬品。
101	市街化区域	既に市街地を形成している区域及びおおむね10年以内に優先的かつ計画的に市街化を図る区域。
102	市街化調整区域	市街化を抑制すべき区域。
103	市街地再開発	低層建築物が密集した地区において、敷地を共有で利用し、不燃化された中高層の建築物に建て替え、防災機能を高めるとともに、土地の合理的かつ高度利用を図る事業。
104	自主防災組織	住民の隣保共同の精神に基づく自発的な防災組織。
105	自助、共助	自助とは、市民及び事業者が自己の責任により自らを災害から守るための対策をすること。共助とは、市民及び事業者が地域において互いに助け合い、互いを災害から守る対策をすること。
106	史跡	貝塚、集落跡、城跡、古墳などの遺跡のうち歴史・学術上価値の高いもの。
107	施設一体型小中一貫校	小学校と中学校が校舎や組織運営を一体化させて、9年間の義務教育を一貫して行う学校。
108	自然共生社会	人類の生存基盤である生態系を守るという観点から、生物多様性が適切に保たれ、自然の循環に沿う形で社会経済活動を自然に調和したものとし、また様々な自然との触れ合いの場や機会を確保することにより、自然の恵みを将来にわたって享受できる社会。
109	自然体験学習	自然の中や自然物を対象としての活動を通して自然を理解し、自然や人に対する慈しみの心を養うことや、自ら主体的な取組や問題(課題)解決のための意欲や能力を養うことを目的とした学習。
110	自然体験プログラム	自然体験学習の目的を達成するため季節、時間、活動者の年齢、活動団体のねらい(目的)、施設に応じた体験活動の内容や計画のこと。
111	持続可能な社会	健全で恵み豊かな環境が保全されるとともに、人々が幸せを実感できる生活を享受でき、将来世代にも継承することができる社会。
112	シティプロモーション	まちの魅力を積極的に内外に情報発信することで知名度向上とイメージアップを図る活動。
113	指導救命士	救急業務全般にわたり、教育、指導、調整等を行う指導的立場の救急救命士をいう。平成26年度から一定の要件により認定される資格。
114	地場産業	一定の範囲の地域において、ある特定の業種で、かつ地元資本の中小企業群が集中的に立地している産業。
115	市民公益活動	市民が自主的・自発的に行う公益性を有した営利を目的としない活動。主にNPO活動やボランティア活動を指す一方で、地縁組織の活動や企業による社会貢献活動も含む。
116	市民生活を支える都市機能	居住施設、医療・福祉・商業・教育・文化等のサービス施設及び公共交通や行政サービスといった機能。

番号	用語	説明
117	市民大学	市民が余暇を利用しながら、心豊かな人生を送るため、また、培った技能等を地域での活動などに生かすことで、市民の社会参加やコミュニティの活性化につなげることを目的としている講座。平成28年度は26講座を開催。
118	社会福祉協議会	社会福祉法に基づき、地域福祉の推進を図ることを目的に都道府県・市区町村に設置された非営利の民間団体で、すべての人々が住み慣れた地域で安心して生活できるよう様々な活動を行っている。
119	社会復帰率	心肺停止に陥っていた方が、心肺停止前の状態に回復する割合。例えば、仕事をされていた方は、その仕事ができる状態に回復する割合をいう。
120	住家被害認定調査	罹災証明書の交付の根拠となる調査。家屋等の被害の程度により全壊・大規模半壊・半壊などに区分される。
121	収去検査	食品衛生法に基づき、食品関係営業施設に食品衛生監視員が立入り、試験検査をするために必要な食品等を無償で提供を受け、行政が実施する検査。
122	周産期医療	妊娠満22週から生後1週未満までの期間をいい、母子ともに異常を生じやすいため、突発的な緊急事態に備えて、産科・小児科双方からの一貫した総合的な医療。
123	周産期医療ネットワーク協議会	安心・安全な周産期医療体制を確保し、将来に向けて周産期医療連携体制を構築することを目的として関係機関が協議を行う。
124	重点整備区間道路	都市計画道路のうち、10年間で重点的に整備を進める道路。
125	集落排水事業	農村・漁村地域など小さな集落の水質保全と、生活環境の改善を目的として行う事業。
126	就労支援事業	障害者の就労を推進するための事業。
127	種苗放流	育てた稚魚や稚貝を海に放すこと。
128	循環型社会	製品等が廃棄物等となることが抑制され、並びに製品等が循環資源となった場合においては、これについて適正に循環的な利用が行われることが促進され、及び循環的な利用が行われない循環資源については適正な処分が確保され、もって天然資源の消費を抑制し、環境への負荷ができる限り低減される社会。
129	準用河川	1級及び2級河川以外の河川で市長が指定し、河川法上の2級河川に関する規定を準用して管理を行う河川。
130	生涯学習	人々が、自己の充実・啓発や生活の向上のために、自発的意思に基づいて行うことを基本とし、必要に応じて生涯を通じて行う学習。
131	障害者グループホーム	障害のある方に対して、主に夜間において、共同生活を営む住居で相談、入浴、排せつ又は食事の介護、その他の日常生活上の支援を行う事業。
132	生涯スポーツ	生涯を通じて、健康の保持・増進やレクリエーションを目的に「いつでも・どこでも・誰でも気軽に参加できる」スポーツ。
133	障害のある人の一般就労率	18歳から65歳の生産年齢にある障害のある人の中で、一般就労している人の割合。
134	障害福祉サービス	障害者の日常生活や社会生活の総合的な支援を図る障害者総合支援法に基づく各種支援施策の一つ。居宅介護（ホームヘルプサービス）などの介護給付や、就労移行支援などの訓練等給付などがある。
135	障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律	すべての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に向け、障害を理由とする差別の解消を推進することを目的として施行された法律。
136	焼損床面積	建物の焼損が立体的に及んだ場合で、焼損したことによって機能が失われた部分の床面積。
137	小中一貫教育	小学校と中学校の課程を調整し、一貫性を持たせた体系的な学校制度。
138	小児慢性特定疾病	子供の慢性疾病のうち、小児がんなど医療費助成の対象となる特定の疾病のこと。厚生労働大臣が指定しており、平成27年末時点の疾病数は、704疾病。
139	消費者安全確保地域協議会	高齢者など消費者被害に遭いやすい方々を見守るため、地域において、消費生活センターや消費生活協力団体で組織する協議会。

番号	用語	説明
140	消費者市民社会	消費者一人ひとりが、自分だけでなく周りの人々や、将来生まれる人々の状況、国内外の社会経済情勢や地球環境にまで思いを馳せて生活し、社会の発展と改善に積極的に参加する社会を意味している。
141	消費者被害	製品やサービスの欠陥による財産的被害又は生命・身体的被害のことで、具体的には悪質商法や振り込み詐欺(特殊詐欺)の被害や、ストーブの火災事故など製品の欠陥による被害などを指す。
142	消費生活センター	消費者からの商品・サービスの苦情相談の対応や、消費生活に関する啓発活動を実施する機関のことで、各都道府県・市区町村が設置する。
143	消費生活相談員	消費生活に関する専門的知識を有し、消費生活センターで消費者から商品・サービスの苦情相談の対応等を行う相談員。
144	消防広域応援・受援体制	消防組織法第42条第2項の規定に基づく協定又は同法45条の緊急消防援助隊の出動指示により、地震や水火災等の大規模災害時に消防隊が県内又は県外へ派遣応援するため事前計画して整備すること。受援体制とは、当市が大規模災害で被災した場合、県内及び他府県から消防部隊を受け入れるため事前に整備すること。
145	消防水利	火災が起きた際に消防隊が消火活動上の水利を得るためのもので、主な消防水利としては、消火栓、防火水槽、井戸、プール、河川・溝、濠・池、海などがある。
146	消防分団施設、消防団活動	消防署とともに火災や災害への対応などを行う消防組織で、消防団員は日頃各々の職業を持ち、災害等の際には消防団員としてその対応に当たる。組織上、和歌山市消防団の内部組織として、各地区に消防分団が存在する。
147	初期救急医療体制	「入院の必要がなく外来で帰宅可能な患者」への対応を行う救急医療体制。1次救急医療体制とも呼ばれる。和歌山市では、内科、小児科、耳鼻咽喉科、歯科については、和歌山市夜間・休日応急診療センターが担い、外科については、外科系の病院が当番制(外科系当番医制度)で担っている。
148	食育	生涯を通じた健全な食生活の実現、食文化の継承、健康の確保等が図れるよう、自らの食について考える習慣や食に関する様々な知識と食を選択する判断力を身に付けるための学習等の取組。
149	食品関係営業施設	食品衛生法に基づく営業許可施設(飲食店営業などの34業種)、和歌山市食品衛生法施行条例に基づく届出施設(集団給食施設など)等。
150	シルバー人材センター	定年退職者などの高齢者の方々に就業の機会を提供することにより、その就業を援助して、生きがいの充実、社会参加の推進を図り、高齢者の能力を生かした活力ある地域社会づくりに寄与することを目的とした機関。
151	シンクタンク	幅広い分野にわたる課題や事象を対象とした調査や研究を行い、結果を発表したり解決策を提示したりする研究機関等。
152	心原性心肺停止傷病者	心肺停止傷病者のうち、原因が心臓にあると考えられる方。
153	新興感染症	かつては認識されていなかったが、近年新たに原因が解明された感染症で、エボラウイルス病やジカウイルス感染症のように、多くの人の生活や生命を脅かし、国際的に公衆衛生上の問題となる感染症。
154	人口置換水準	人口が増加も減少もしない均衡した状態となる合計特殊出生率の水準のこと。
155	人工魚礁	魚類の繁殖と生活のために人為的に海中など水中に設置された人工物。魚類の住処や集まる場となるもの。
156	新交通システム	低床式車両による軌道や、バスを基盤とした中量輸送など環境に配慮した交通システム。
157	心肺蘇生	呼吸が停止し、心臓が動いていない状態の時に施す処置をいう。いわゆる胸骨圧迫(心臓マッサージ)のこと。
158	水道管路の耐震化	水道管路の内、原水を取水して浄水場へ送る管(導水管)、浄水場から配水池へ送る管(送水管)及び配水池から各家庭等へ送る管(配水管)を耐震化すること。管種・継手(接合部)がより耐震性能を有するものを採用する。
159	水道管路のループ化	水道水が行き止まりとならないように管をつないでいくことで、滞留を防ぐとともに、管路に事故があった場合には、別方向から水を回せることで断水を回避できる。
160	スクールカウンセラー	教育機関において心理相談業務に従事する心理職専門家の職業名、及び当該の任に就く者。

番号	用語	説明
161	スクールソーシャルワーカー	子供の家庭環境による問題に対処するため、児童相談所と連携したり、教員を支援したりする福祉の専門家。原則、社会福祉士か精神保健福祉士などの資格が必要だが、教員OBもいる。
162	3R	ごみ問題解決に向けた重要な行動指針。「ごみを出さない(Reduce)」、「再使用する(Reuse)」、「原料(資源)として再生利用する(Recycle)」を意味する。
163	生活衛生関係営業施設	理容所、美容所、クリーニング所、旅館業、興行場、公衆浴場など。
164	生活困窮者自立支援制度	生活保護に至る前の段階の自立支援策の強化を図るため生活困窮者に対し、自立相談支援事業の実施等包括的な支援を行うものであり、生活困窮者自立支援法に基づく制度。
165	生活習慣病	食事や運動・喫煙・飲酒・ストレスなどの生活習慣が深く関与し、発症の原因となる疾患の総称。日本人の三大死因であるがん・心疾患・脳血管疾患、さらに心疾患や脳血管疾患の危険因子となる動脈硬化症・糖尿病・高血圧症・脂質異常症なども生活習慣病とされる。
166	生活道路	地域住民が日々利用する日常生活に密着した道路。
167	生活利便施設	銀行、郵便局、病院、スーパーマーケットなど、住宅の周辺にある生活に必要な諸々の施設。
168	生産緑地制度	都市部にある農地等の生産活動により生まれる優れた緑地機能及び多目的保留地機能に着目し、都市計画上、市街化区域内の農地を保全し、良好なまちづくりを図るための制度。
169	精神保健福祉相談	保健所において行っている、こころの病に関する相談業務のこと。精神保健福祉相談員、保健師等が対応する随時相談(電話、来所、訪問)と、嘱託精神科医による定期相談がある。
170	性的マイノリティ	同性愛者・両性愛者や自身の性別に違和感を覚える人々、性同一性障害などの人々のこと。
171	成年後見制度	知的障害者、精神障害者など、判断能力が不十分な成人の財産管理や契約、福祉サービスの利用契約、遺産分割協議などについて、家庭裁判所に選任された成年後見人等が財産管理や契約の代理等を行う制度。
172	整備進捗率	$\text{整備進捗率} = \frac{\text{事業中区間の執行済事業費}}{\text{事業中区間の全体事業費}} \times \text{事業中区間延長} + \text{整備済延長計画延長}$
173	製品火災	電気用品、燃焼機器及び自動車などから発生する火災。
174	生物・化学災害	生物剤(Biological)及び化学物質(Chemical)の漏洩、流出、拡散又は散布の事故並びにテロに伴う、原因物質の有害性又は有毒性に起因する特殊災害をいう。「BC災害」ともいう。
175	総合災害拠点病院	災害時に県内全域の医療活動を統括する役割を担う病院。

## 「た行」

176	体験型プログラム	名所などを巡る物見遊山の観光ではなく、地域資源を活用して体験することで、その地域の自然・伝統・文化などに触れる観光プログラム。
177	滞在型旅行商品	1か所に滞在し、静養や体験型をはじめとした当地ならではの様々な地域資源を楽しむプログラムのこと。
178	第二創業	既に事業を営んでいる者が業態を転換したり、新事業・新分野に進出すること。
179	第二阪和国道	大阪と和歌山を結ぶ延長約53kmの幹線道路。
180	確かな学力	知識や技能はもちろんのこと、これに加えて、学ぶ意欲や自分で課題を見つけ、自ら学び、主体的に判断し、行動し、よりよく問題解決する資質や能力等まで含めたもの。
181	多職種(の)連携	質の高いケアを提供するために、医療、保健、介護、福祉等様々な専門職が、共有した目標に向けてともに働くこと。
182	立入検査(防火査察)	防火対象物や危険物施設等に対して、建物や設備が消防法令に基づく基準に適合しているか否かを消防職員又は消防団員が定期的又は特別に検査することをいう。消防法第4条・消防法第4条の2・消防法第16条の5。

番号	用語	説明
183	地域安全推進員	和歌山市等と協力して、各地区で安全で住みよいまちを実現するため地域安全活動を行う者。
184	地域医療支援病院	二次保健医療圏域内において、災害拠点病院を支援し補完する機能を担う病院。
185	地域医療連携室	病院等に設置され、それぞれの医療機関の有する機能を活用し、連携して、地域で継続性のある適切な医療が受けられるよう支援している。
186	地域共育コーディネーター	地域による学校支援活動が円滑に進むように、自治会や地域住民の連携協力体制の構築、学校との連絡調整、地域ボランティアの確保など、学校と地域のつなぎ役として活動する。
187	地域公共交通網形成計画	地域公共交通の活性化及び再生に関する法律に基づき、地域にとって望ましい公共交通網のビジョンや事業体系について計画するもの。
188	地域子育て支援拠点	公共施設や保育所等の身近な場所で、乳幼児のいる子育て中の親子の交流や育児相談、情報提供等を行う施設。
189	地域災害拠点病院	二次保健医療圏域内における災害時の医療活動の中心的役割を担う病院。
190	地域バス	交通が不便な地域において、地域住民の移動手段を確保するため、地域組織が主体となって運営するコミュニティバス。
191	地域包括ケアシステム	可能な限り住み慣れた地域で、自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができるよう、住まい・医療・介護・予防・生活支援が一体的に提供される支援・サービス提供体制。
192	地籍調査	一筆ごとの土地の所有者、地番、地目を調査し、境界の位置と面積を測量して記録する調査。
193	地方公営企業法	地方公共団体が経営する企業の組織や財務及び職員などの身分について定めた法律。
194	着地型観光	観光客の受入先である地域が地元ならではのプランを企画し、参加者が現地集合、現地解散する観光の形態。
195	中間財	加工過程を経た製品で、さらに次の生産活動のために使用される原材料・燃料・動力または消耗品。
196	中央構造線断層帯	近畿地方の金剛山地の東縁から、和泉山脈の南縁、淡路島南部の海域を経て、四国北部を東西に横断し、伊予灘に達する断層帯。
197	中間育成	人工的に採苗した魚貝類の稚仔魚を、海中の生簀、陸上の水槽などで、養殖・放流等それぞれの目的に適した大きさまでに中間的に育成し、種苗にすること。
198	中心市街地	商業・業務機能等の都市機能が集積している和歌山駅・和歌山城・和歌山市駅に囲まれた中心拠点及びその周辺市街地を指す。
199	長寿命化計画	予防保全的な維持管理・更新等を計画的に実施する目的で策定した計画。例えば、市営住宅長寿命化計画など。
200	津波避難ビル	津波の危険が迫っている場合に、避難する時間的余裕がない居住者等が緊急的に避難するため、一定の強度や高さが確保されている建物として、市が指定したもの。
201	DV	ドメスティック・バイオレンスの略で、夫婦間やパートナー間での暴力のこと。結婚しているかどうかは問わず、また、身体的暴力に限らず、精神的、経済的、性的等、あらゆる形の暴力が含まれる。暴力は相手の尊厳を傷つける重大な人権侵害であり、犯罪となりうる行為である。また、若年層の交際相手からの暴力を「デートDV」という。
202	DID	人口集中地区のこと。原則として人口密度が1平方キロメートル当たり、4,000人以上の基本単位区等が市区町村の境域内で互いに隣接し、それらの隣接した地域の人口が国勢調査時に5,000人以上を有する地域を指す。
203	DMO	Destination Management / Marketing Organizationの略称。民間手法を導入し、地域一体となった戦略に基づきその土地ならではの商品を多様な関係者と連携し、造成・販売を行い、地域の「稼ぐ力」を引き出すとともに、一元的に情報発信、プロモーションを行う観光地域づくり組織。
204	チームティーチング	複数の教員が役割を分担し、協力し合いながら指導計画を立て、指導する方式のこと。

番号	用語	説明
205	低炭素社会	化石エネルギー消費等に伴う温室効果ガスの排出を大幅に削減し、世界全体の排出量を自然界の吸収量と同等のレベルとしていくことにより、気候に悪影響を及ぼさない水準で大気中温室効果ガス濃度を安定化させると同時に、生活の豊かさを実感できる社会。
206	天然記念物	動物、植物及び地質鉱物で、学術上価値の高いもの。
207	統合型リゾート(IR)	カジノ施設に加え、会議場施設、展示施設、ショッピングモール、レストラン、ホテルその他観光振興に関する施設が一体となった複合観光施設。統合型リゾート(IR)の建設が可能となる区域の申請は自治体が国に対して行い、IRの建設運営は国に選定された民間事業者が行う。
208	(仮称)動物愛護センター	狂犬病予防法及び動物の愛護及び管理に関する法律に基づき、動物愛護の普及啓発活動、犬猫の譲渡事業、負傷・迷い犬猫の収容を目的とする施設。
209	特殊災害	災害発生により多くの人命危険発生が予想される災害や消防活動上、困難が予想される災害、又は予期できない突発的な災害をいう。例えば、危険物・化学災害、ガス災害、電気災害、放射性物質災害、毒劇物災害、特殊車両火災、トンネル災害、船舶火災、航空機火災、酸素欠乏事故、NBC災害など。
210	ドクターカー	一般的には、医師が同乗した救急車のことをいう。救急現場から医師による診療が始まることにより、傷病者の救命、後遺症の軽減を図ることができる。
211	特定空家等	空家等対策の推進に関する特別措置法第2条第2項に基づき、そのまま放置すれば倒壊等著しく保安上危険となるおそれのある状態又は著しく衛生上有害となるおそれのある状態、適切な管理が行われていないことにより著しく景観を損なっている状態その他周辺の生活環境の保全を図るために放置することが不適切である状態にあると認められる空家等。
212	特定危機事象	災害、武力攻撃事態等及び緊急対処事態以外の、テロ、感染症、環境汚染等の危機事象。
213	特定機能病院	医療法の規定に基づき、一般の病院などから紹介された高度先端医療行為を必要とする患者に対応する病院として厚生労働大臣の承認を受けたもの。
214	都市近郊型農業	大都市の周辺で行われる農業で、野菜や花きなどの商品作物を栽培する。地価が高いため小規模であるが、土地生産性は高い。
215	都市計画道路	都市の骨格を形成し、安心で安全な市民生活と機能的な都市活動を確保する都市交通における最も基幹的な都市施設として都市計画法に基づいて都市計画決定された道路。
216	都市公園	都市計画施設である公園又は緑地で地方公共団体が設置するもの及び地方公共団体が都市計画区域内において設置する公園又は緑地。
217	都市浸水対策達成率	公共下水道による都市浸水対策の整備対象地域の面積のうち、おおむね5年に1度の大雨に対して、既に整備が完了している区域の面積の割合。

## 「な行」

218	南海トラフ巨大地震	内閣府「南海トラフの巨大地震モデル検討会」が公表した、静岡県から宮崎県を震源域とするマグニチュード9クラスの海溝型地震。
219	難病	発病の機構が明らかでなく、かつ、治療方法が確立していない希少な疾病。
220	二酸化硫黄	硫黄分を含む石油や石炭の燃焼などに伴い発生するもので、高濃度で呼吸器に影響を及ぼす。
221	二の丸御殿(大奥)	和歌山城北麓にあたる二の丸の西部一帯を江戸時代に「大奥」と呼んだ。「大奥」は藩主の私邸であり、奥女中たちの生活の場である。「大奥」の東端には土塀が設けられ、男性の立ち入りが制限された。
222	日本遺産	地域の歴史的魅惑や特色を通じて我が国の文化・伝統を語るストーリーとして文化庁が認定するもの。
223	乳幼児健康診査	生後間もない赤ちゃんの健康保持及び増進を図ることを目的とし、発育・栄養状態の確認、先天的な病気の有無・早期発見、予防接種の時期や種類などの確認など、必要な項目を定期的にチェックする。また、保護者が普段気になっていることを小児科医や保健師に相談することもできる。
224	認定こども園	都道府県等の認定を受けた教育と保育を一体的に行う幼稚園と保育所の両方の機能を併せ持った施設。地域の子育て支援も行う。

番号	用語	説明
225	認定新規就農者	農業経営基盤強化促進法に基づいて、新たに農業を始めるにあたり、青年等就農計画を作成し、市町村から認定を受けた新規就農者。
226	認定農業者	農業経営基盤強化促進法に基づき市町村が基本構想で定めた農業経営の目標等を実現するために農業経営改善計画を作成し、市町村の認定を受けた農業者。
227	農業振興地域整備計画	自然的、経済的、社会的諸条件を考慮して総合的に農業の振興を図ることが必要であると認められる地域について、その地域の整備に関し必要な施策を推進するための計画。
228	農業・農村の多面的機能	国土と自然環境の保全、良好な景観形成、水源涵養など農業に伴い生じる農産物供給以外の機能。
229	農商工連携	農林水産業者と商工業者がそれぞれの有する経営資源を互いに持ち寄り、新商品・新サービスの開発等に取り組むこと。
230	農地中間管理機構	耕作を続けることが難しくなった農地を借り受け、認定農業者等の担い手に貸し付けを行う公的機関。

## 「は行」

231	配水池	各家庭等の水使用が集中する時間帯にも安定的に水を届けるために、水を貯えるための水槽。
232	バイスタンダー	「そばにいる人」という意味。このバイスタンダーが救急隊到着までの間に応急手当を行うことで、命を救うことができる確率が飛躍的に上昇する。
233	発達障害	発達障害はいくつかのタイプに分類されており、自閉症、アスペルガー症候群、注意欠陥・多動性障害(ADHD)、学習障害などが含まれる。
234	バリアフリー化	高齢者や障害のある人など、ハンディキャップのある人にとって、社会生活に参加する上で支障となる物理的障壁(建物構造・交通機関など)、制度的障壁(障害を欠格条項とし、資格取得に制限があるなど)、文化・情報面の障壁(点字・手話・音声案内・字幕・分かりやすい表示の不備)、意識の障壁(偏見や先入観)を取り除くこと。
235	PFI	Private Finance Initiativeの略称。民間の資金や経営手法・技術力を活用して公共施設などの社会資本を整備すること。官民の役割分担を事前に取り決め、公共施設の建築や維持管理を民間企業に任せ、効率的に良質な公共サービスを提供しようとするもの。
236	ビッグデータ	情報通信技術(ICT)の発達によって収集や分析などができるようになった多種多量のデータ。消費者のニーズに即したサービス提供や新産業の創出、近未来の予測などが可能になるといわれる。
237	微小粒子状物質(PM2.5)	大気中に浮遊している粒径がおおむね2.5 $\mu$ m以下のものをいう。粒径が非常に小さいことから、肺の奥深くまで入りやすく、呼吸器系や循環器系への影響が懸念されている。発生源としては、物の燃焼などによって排出されるもののほか火山活動や土壌などからの自然起源のものがある。
238	避難行動要支援者	高齢者、障害者、乳幼児等の要配慮者のうち、災害発生時の避難に特に支援を必要とする人。
239	ファムトリップ	観光地などの誘客促進のため、旅行事業者等を対象に現地視察をしてもらうツアー。外国人観光客拡大を目的に実施されることが多い。
240	付加価値額	企業等の活動によって新たに生み出された価値。売上高から原材料等(原材料費、商品仕入額、外注費、減価償却費等)の中間投入額を差し引くことによって算出できる。
241	普通河川	1級河川、2級河川及び準用河川として指定されないもので、河川法の適用を受けない河川。
242	ブロガー	ブログ(ウェブログ)を執筆、運営している人のこと。ブログは日記のような体裁で新しい記事が追加・更新されるWebサイト。
243	文化遺産	歴史の中で長期間にわたって維持継承されてきた文化要素の総称。
244	文化財	人類の文化的活動によって生み出された有形・無形の文化的所産の総称。文化遺産とほぼ同義。有形文化財、無形文化財、民俗文化財、記念物(史跡・名勝・天然記念物)、文化的景観などの種別がある。
245	保安監督者	危険物施設における危険物の取扱作業に対し、保安の監督業務を行う者。

番号	用語	説明
246	防火管理者	都道府県知事、市町村の消防長又は総務大臣の登録を受けたものが行う防火管理講習の過程を修了した者又は防火管理に関する学識経験と一定の実務経験を有すると認められた者。
247	防火協力団体	住宅火災による犠牲者の減少を図ることを目的とした「火災をなくす市民運動」を推進するために組織され、地域の防火リーダーとして活動している防火委員会及び婦人防火クラブをいう。
248	防火水槽	消火用の水をためておく容器で、地上又は地下に設置され、主にコンクリート製で、容量は、20m <sup>3</sup> ～100m <sup>3</sup> のものがある。現在では、耐震構造に移行されて、地震災害時の消火活動に有効である。
249	防災リーダー	地域の自主防災組織や企業などで防災の中心的な担い手となる方。
250	防災学習センター	災害への危機意識を促し、防災への動機づけと防災意識の高揚を図るとともに、いざという時の行動力を高め、個人から地域への防災対応能力を向上していただくために消防局庁舎3階に設置された施設。
251	防災行政無線	防災関係機関への連絡や住民等への防災情報の伝達を行うため、市が整備する無線通信システム。
252	防災空間	災害時の避難場所・避難路の確保や火災の延焼防止を図るとともに、災害応急活動を実施するために必要となる道路、公園、農地などのオープンスペース。
253	ぼうはんパトロール犬	飼い主が犬の散歩時に、防犯を意識しながら、地域や子供たちを見守る活動。

## 「ま行」

254	埋蔵文化財	土地に埋蔵されている文化財のこと。埋蔵文化財には、土地と切り離すことのできない住居跡や古墳、貝塚などの「遺構(いこう)」と、土器や石器などの「遺物(いぶつ)」がある。
255	まちづくり会社	地域振興などを目的として、公共性と事業性を持ちながら活動する会社。
256	まちなか居住	和歌山駅・和歌山城・和歌山市駅に囲まれた中心拠点に居住すること。
257	真舟芸術振興基金事業	書道家故山本真舟氏の遺族から頂いた寄附金を元に設置した基金を活用し、書道講習会、子ども和太鼓ワークショップ、若手芸術家支援事業の3つを現在は実施している。市民の各種芸術活動を促進することにより、個性豊かな和歌山市の芸術の創造と発展に貢献することをめざす。
258	民生委員・児童委員	民生委員法によって、社会奉仕の精神を持って、常に住民の立場になって相談に応じ、及び必要な援助を行い、社会福祉の増進に努めることを任務として、市町村の区域に配置されている民間の奉仕者。地方公務員法第3条第3項第2号に規定する「非常勤の特別職の地方公務員」とされる。
259	民俗文化財	衣食住、信仰、年中行事などに関係する風俗。民俗芸能及びこれらに用いられる衣服・器具など。
260	名勝	庭園、橋梁、峡谷、海浜、山岳等の名勝地で、芸術上又は観賞上価値の高いもの。

## 「や行」

261	有害鳥獣	人や農畜産物などに被害を与える鳥獣。
262	有機栽培	化学的に合成された肥料や農薬の使用を避けることや、遺伝子組換え技術を利用しないことを基本として、環境への負荷をできる限り低減した栽培方法。
263	遊休不動産の再生や利活用	空き家・空き店舗などの活用されていない不動産や利用度の低い公共空間を新たな使い方をすることにより、機能や性能を向上させ、新しい価値を付けること。
264	有業率	有業者(普段収入を得ることを目的として仕事をしているもの)の15歳以上人口に占める割合。
265	有効求人倍率	求職者に対し、求職を募集している企業からの求人数との割合を等しくし、需要と供給のバランスをとる指標。(有効求人倍率=有効求人数÷有効求職者数)
266	優良農地	一団のまとまりのある農地や、農業水利施設の整備等を行ったことによって生産性が向上した農地など良好な営農条件を備えた農地。

番号	用語	説明
267	ユニバーサルデザイン	バリアフリーが障害者や高齢者に対応した考えであるのに対し、ユニバーサルデザインは文化・言語・国籍の違い、老若男女といった差別、障害・能力の状態を問わずにできるだけ多くの人に使いやすいものを作る設計手法。
268	Uターン	大都市圏の居住者が地方に移住する動きの総称のこと。Uターンは出身地に戻る形態、Iターンは出身地以外の地方へ移住する形態、Jターンは出身地の近くの地方都市に移住する形態を指す。
269	養育支援	育児ストレス、産後うつ病、育児ノイローゼ等の問題によって、子育てに対して不安や孤立感等を抱える家庭に対して、育児・家事の援助、養育に関する指導助言等を実施すること。

## 【ら行】

270	罹災証明書	災害により生じた家屋等の被害の程度を市が証明するもので、各種被災者支援事業の実施に活用される。
271	リリクル	著作権は和歌山市が持つ和歌山市ごみ減量推進キャラクターで、旧市立和歌山商業高校(現市立和歌山高校)デザイン科の高校生がデザインした。名前の由来は3Rのリデュース・リユース・リサイクルから各頭文字をとったもの。
272	連携中枢都市圏	国が提唱する連携中枢都市圏構想に基づき、相当の規模と中核性を備える圏域の中心都市が近隣市町村と連携し、コンパクト化とネットワーク化により、人口減少・少子高齢社会においても一定の圏域人口を有し、活力ある社会経済を維持するために形成する圏域。
273	労働生産性	従業者一人当たりの付加価値額。付加価値額を従業者数で割ったもの。
274	労働市場のミスマッチ	マッチングが上手くいかずに、求人と求職が同時に残存している状態。又は求人職種によって有効求人倍率に高水準と低水準がある状態。
275	6次産業化	農林漁業者等が、1次産業としての農林漁業と、2次産業としての製造業、3次産業としての小売業等の事業との総合的かつ一体的な推進を図り、地域資源を活用した新たな付加価値を生み出す取組。

## 【わ行】

276	ワーク・ライフ・バランス	仕事と育児や介護、趣味や学習、休養、地域活動といった仕事以外の生活との調和をとり、その両方を充実させる働き方・生き方のこと。
277	和歌浦ベイマラソンwithジャズ	ジャズとマラソンを融合した和歌山市最大のスポーツイベント。
278	若竹学級	保護者が労働等により昼間家庭にいない、小学校に就学している児童に対し、授業の終了後等に小学校の余裕教室等を利用して適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図ることを目的としている。和歌山市における放課後児童クラブの呼称。
279	和歌山・有田保健医療圏	保健医療圏とは、地域で必要とされる医療サービスを適切に提供する体制が整えられる地域単位。和歌山保健医療圏は和歌山市・海南市・紀美野町、有田保健医療圏は有田市・湯浅町・広川町・有田川町。
280	和歌山市中小企業勤労者福祉サービスセンター	中小企業勤労者のための福利厚生・共済事業を実施し、中小企業で働く方々の労働環境向上を図ることを目的とした公益財団法人。
281	和歌山市家庭教育支援条例	家庭教育の支援に関し、市、保護者、学校等、地域住民、地域活動団体及び事業者の役割を明らかにし、家庭教育を支援するための施策の基本となる事項について定めることを目的として制定した条例。
282	わかやま市在宅医療推進安心ネットワーク	在宅で医療を希望する患者・家族が安心して療養できるための和歌山市における在宅医療提供体制。
283	和歌山周産期情報センター	和歌山、有田保健医療圏における妊婦健診や分娩可能な医療施設の状況などの情報を市民に提供する施設。

## これまでの長期総合計画

名 称	計画期間	将来都市像等
和歌山市長期総合計画	基本構想 昭和45年度～昭和60年度ないし昭和65年度 基本計画 昭和45年度～昭和50年度 第2次和歌山市総合計画(基本計画) 昭和50年度～昭和55年度 第3次和歌山市総合計画(基本計画) 昭和56年度～昭和60年度	<b>【望ましい未来像】</b> 地方中心都市としての和歌山市 高度な産業都市としての和歌山市 住みよいまちとしての和歌山市
和歌山市新総合計画	新基本構想 昭和62年度～平成12年度 第1次基本計画 昭和62年度～平成3年度 第2次基本計画 平成4年度～平成8年度	<b>【基本理念】</b> きらめくわかやま・さわやかCITY <b>【都市像】</b> 国際都市わかやま 快適都市わかやま 活力都市わかやま 広域都市わかやま
和歌山市長期総合計画	基本構想(わかやまみらい構想) 平成9年度～平成22年度 第1次基本計画 平成10年度～平成14年度 第2次基本計画 平成15年度～平成19年度	<b>【基本理念】</b> 個性の尊重と多様性の共存 歴史・文化の継承と新時代の創造 自然環境の保全と人間活動の調和 <b>【将来都市像】</b> いのち ひかる 未来わかやま
第4次和歌山市長期総合計画	基本構想 平成20年度～平成29年度 前期基本計画 平成21年度～平成25年度 後期基本計画 平成26年度～平成29年度	<b>【基本理念】</b> 歴史文化の継承と新時代の創造 多様性を尊重する暖かい共生社会 成熟と持続性を重視したまちづくり <b>【将来都市像】</b> 海、山、川、まち みんなで磨く 元気わかやま市

## 和歌山市プロフィール

和歌山市き章  
(明治42年制定)

和歌山市は三方を山に囲まれ、西は紀伊水道をへだてて、淡路島と四国が見える風光明媚な温暖の地です。その和歌山市の力強い発展をき章が表しています。

市の花 (つつじ)  
(昭和49年制定)市の木 (くすのき)  
(昭和49年制定)

## 和歌山市民憲章

(昭和41年11月3日制定)

わたくしたちは、和歌山市民であることに誇りをもち、平和で豊かなまちをつくるため、市民の心がまえを定めます。

- 1 自然を愛し、きれいなまちをつくりましょう。
- 2 互いにたすけあい、希望にみちたまちをつくりましょう。
- 3 きめごとを守り、人に迷惑をかけない市民になりましょう。
- 4 仕事に誇りをもち、たくましい市民になりましょう。
- 5 教養を高め、視野の広い市民になりましょう。

## 和歌山市市歌

(昭和30年作)

佐藤春夫 作詞 / 山田耕筰 作曲

一 これ南海の鎮めぞと  
南龍公が志  
潜めし城は旧りにしを  
城下の意気ぞ新なる  
星移り物変わるとも  
常若の市 和歌山市

二 見よ紀の川の川口に  
民衆起ちて封建の  
夢吹き払い新時代の  
都市に産業興りたり  
星移り物変わるとも  
常若の市 和歌山市

三 豈煤煙を誇らんや  
風光ゆかしこの辺り  
鶴鳴き渡る和歌の浦  
高野の山も近くして  
星移り物変わるとも  
常若の市 和歌山市

## 第5次和歌山市長期総合計画

---

平成29年3月

発行 和歌山市

編集 和歌山市総務局企画部企画課

〒640-8511 和歌山市七番丁23番地

TEL 073-435-1015

ホームページ <http://www.city.wakayama.wakayama.jp/>

メールアドレス [kikaku@city.wakayama.lg.jp](mailto:kikaku@city.wakayama.lg.jp)

---



和歌山市



この印刷物は、印刷用の紙へ  
リサイクルできます。



この印刷物は地球環境に優しい再生紙、  
植物油インキを使用しています。